



(号外)
発行内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

- 飼料の公定規格の一部を改正する件 (農林水産五八四)
- 登録免許税法別表第一第一百四号(二)から(九)までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類の一部を改正する告示 (経済産業六五)
- 〔その他告示〕
- 債務救済措置(債務支払猶予方式)に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務一二九)
- 国債の発行等に関する省令第五條第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 (財務九八、一〇五)
- 国債の発行等に関する省令第六條第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 (同一〇六、一〇八)
- 個人向け国債の発行等に関する省令第四條第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示 (同一〇九、一一一)

三 三 五 四 三 一

〔公 告〕

- 種苗法第十八條第一項及び第二十一條の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件 (農林水産五八五)
 - 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和六管理年度における漁業法第十五條第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件 (同五八六)
 - 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について (環境五二)
- 諸事項
- 裁判所
 - 破産、免責関係
 - 特殊法人等
 - 司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決関係
 - 地方公共団体
 - 教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
 - 会社その他
 - 会社決算公告

一九六 一九四 一九三 一九二 一九一 三 六 三 二

法規的告示

○ 農林水産省告示第五百八十四号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十六條第一項の規定に基づき、飼料の公定規格(昭和五十一年農林省告示第七百五十六号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
令和七年四月十日
農林水産大臣 江藤 拓

○経済産業省告示第六十五号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、平成二十八年経
済産業省告示第六十八号（登録免許税法別表第一第四百号（一）から（九）までに掲げる登録及び許
可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類）の一部を次のように改正し、公
布の日から施行する。

令和七年四月十日

経済産業大臣 武藤 容治

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>登録免許税法別表第一第四百号（一）から（十）までに掲げる登録、許可及び認定に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類</p> <p>1 登録免許税法別表第一第四百号（一）から（十）までに掲げる登録、許可及び認定に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限は、当該登録、許可又は認定をした日から一月を経過する日とする。</p> <p>2 登録免許税法別表第一第四百号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の書類は、次の各号に掲げる提出先ごとに、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 登録免許税法別表第一第四百号（十）に掲げる認定に係る同法第二十四条第一項の書類は、様式第三によるものとする。</p>	<p>登録免許税法別表第一第四百号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類</p> <p>1 登録免許税法別表第一第四百号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限は、当該登録又は許可をした日から一月を経過する日とする。</p> <p>2 前項の登録及び許可に係る登録免許税法第二十四条第一項の書類は、次の各号に掲げる提出先ごとに、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p>

様式第二の次に次の様式を加える。

様式第3

（表）

登録免許税納付届

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第55条の3の規定について、登録免許税を納付したので、登録免許税法第24条第1項の規定により、領収証書を提出します。

1 当該認定に係る組織の名称

2 当該認定の年月日

3 当該認定の番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（裏）

領収証書貼付け欄

その他告示

○外務省告示第百二十九号

令和七年三月七日にコロンボで、債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する次の書簡の交換がスリランカ民主主義共和国政府との間に行われた。

令和七年四月十日

外務大臣 岩屋 毅

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、二千二十四年六月二十六日にバリで開催されたスリランカ民主主義共和国政府の代表者と関係する債権国政府の代表者との間の協議において到達した結論（スリランカ民主主義共和国の債務再編に関する了解覚書（以下「了解覚書」という。））に基づき日本国政府の代表者とスリランカ民主主義共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉に言及する光榮を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 債務繰延方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2 (1) 繰り延べられる債務（以下「債務」という。）は、スリランカ民主主義共和国政府及びスリランカ空港公社（以下「AAS」という。）がJICAに対して負う次の債務であって、スリランカ民主主義共和国政府と海外経済協力基金、国際協力銀行又はJICAとの間で及びAASとJICAとの間で二千二十二年三月十八日前に締結された借款契約に基づいて支払われるべきもの（スリランカ民主主義共和国政府とJICAとの間で二千二十二年三月十八日以降に締結され、及び支出された借款に基づく債務を除く）から成る。

(a) 二千二十三年一月一日の時点で償還されていない元本（当該元本の内訳はこの書簡の付表に掲げられる。）

(b) 二千二十二年十二月三十一日以前に弁済期限が到来した未払の元本及び契約上の利子（以下「延滞分」という。）（当該延滞分の内訳はこの書簡の付表に掲げられる。）

(c) 延滞分及び未請求の契約上の利子に対する未払の遅延利子であって、二千二十二年十二月三十一日以前に生じたもの（当該遅延利子の内訳はこの書簡の付表に掲げられる。）

付表

債務の内訳	額		
	借款契約番号	元本	延滞分
千九百九十三年六月二十五日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主主義共和国政府とJICAとの間の借款契約による債務	SLIP32	二四〇、三〇二、〇〇〇円	一二四、七九八、三七四円
千九百九十三年六月二十五日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主主義共和国政府とJICAとの間の借款契約による債務	SLIP33	一三三、〇八二、〇〇〇円	一七二、九八二、七一四円
			延滞分及び契約上の利子に対する遅延利子
			四、八五九、四四七円
			計
			六、七三五、六七〇円
			五二二、八〇〇、三八四円

(2) 債務の総額は、三千六百九十四億五千三百七十一万八千八百八十三円（三六九、四五三、七一八、八八三円）になる。

(3) (2)に規定する総額及びこの書簡の付表については、スリランカ民主主義共和国政府の関係当局、AAS及びJICAが行う最終的な照合の後に、日本国政府及びスリランカ民主主義共和国政府の関係当局間の相互の同意により修正することができる。

3 債務繰延べの条件は、スリランカ民主主義共和国政府又はAASとJICAとの間で締結される債務繰延契約であって、特に次の原則を含むものにおいて規定される。

(1) 債務の総額は、この書簡の附属書Iに掲げられる支払計画に従い、二千二十八年一月五日に始まる三十回の半年賦払によって支払われる。

(2) 債務に対しては二千二十三年一月一日から適用される利率は、スリランカ民主主義共和国政府に対しては年〇・九六パーセント、AASに対しては年〇・一八パーセントとする。

(3) 二千二十三年一月一日から二千二十三年十二月三十一日まで（両日を含む）に生じた利子は、二千二十五年七月五日に支払われる。

(4) 二千二十四年一月一日以降に生ずる利子は、この書簡の附属書IIに掲げられる支払計画に従い、二千二十五年七月五日に始まる三十五回の均等半年賦払によって支払われるものとする。

4 了解覚書がそのIV2に従って終了する場合には、債務の残額が直ちに支払われること及び当該残額に対して年五パーセントの率の遅延利子が関連する支払期日から支払の日まで遡及して課されることが了解される。

5 両政府は、この了解から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びスリランカ民主主義共和国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日効力を生ずるものとするを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

スリランカ民主主義共和国駐在
日本国特命全権大使 磯俣秋男

スリランカ民主主義共和国財務・計画・経済開発省次官
カナカラトゥナ・ムディヤンセラゲ・マヒンダ・シリワルダナ殿

務政与の府と千九百九十四年六月二十三日に日本国政府と 府とスリランカ民主主義共和国との間に交換された書簡に基づく借付契約による債権 千九百九十四年六月二十三日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間に交換された書簡に基づく借付契約による債権 JICAとの間の借付契約による債権	務政与の府と千九百九十四年六月二十三日に日本国政府と 府とスリランカ民主主義共和国との間に交換された書簡に基づく借付契約による債権 JICAとの間の借付契約による債権	務政与の府と千九百九十四年六月二十三日に日本国政府と 府とスリランカ民主主義共和国との間に交換された書簡に基づく借付契約による債権 JICAとの間の借付契約による債権	務政与の府と千九百九十四年六月二十三日に日本国政府と 府とスリランカ民主主義共和国との間に交換された書簡に基づく借付契約による債権 JICAとの間の借付契約による債権	務政与の府と千九百九十四年六月二十三日に日本国政府と 府とスリランカ民主主義共和国との間に交換された書簡に基づく借付契約による債権 JICAとの間の借付契約による債権	務政与の府と千九百九十三年六月二十五日に日本国政府と 府とスリランカ民主主義共和国との間に交換された書簡に基づく借付契約による債権 JICAとの間の借付契約による債権	務政与の府と千九百九十三年六月二十五日に日本国政府と 府とスリランカ民主主義共和国との間に交換された書簡に基づく借付契約による債権 JICAとの間の借付契約による債権	務政与の府と千九百九十三年六月二十五日に日本国政府と 府とスリランカ民主主義共和国との間に交換された書簡に基づく借付契約による債権 JICAとの間の借付契約による債権	務政与の府と千九百九十三年六月二十五日に日本国政府と 府とスリランカ民主主義共和国との間に交換された書簡に基づく借付契約による債権 JICAとの間の借付契約による債権
S L P 4 2	S L P 4 1	S L P 4 0	S L P 3 9	S L P 3 8	S L P 3 7	S L P 3 6	S L P 3 5	S L P 3 4
三六、九七二、〇〇〇円	四七五、九一六、〇〇〇円	一、八八〇、一九二、〇〇〇円	三六九、〇二四、〇〇〇円	三四六、一二八、〇〇〇円	一六三、五四四、〇〇〇円	四六四、九〇二、〇〇〇円	一〇五、五四四、〇〇〇円	三二、〇九四、〇〇〇円
九、八三八、八五六円	一二六、六四九、〇七〇円	五〇〇、三四九、九九八円	九八、二〇三、三五二円	九二、一一〇、三五〇円	八四、九三四、八九六円	二四一、四四二、〇七七円	五四、八一三、一九二円	一六、六六七、六八九円
六八三、六一八円	八、七九九、七七一元	三四、七六五、〇八九円	六、八二三、三一八円	六、三九九、九六八円	三、三〇七、二二八円	九、四〇一、三六八円	二、一三四、三三七円	六四九、〇一一円
四七、四九四、四七四円	六一一、三六四、八四一元	二、四一五、三〇七、〇八七円	四七四、〇五〇、六七〇円	四四四、六三八、三一八円	二五一、七八六、一二四円	七一五、七四五、四四五円	一六二、四九一、五二九円	四九、四一〇、七〇〇円

<p>府と千九百九十六年五月十五日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された簡主社会主義共和国政府の借入金の借付契約による債務</p>	<p>府と千九百九十六年五月十五日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された簡主社会主義共和国政府の借入金の借付契約による債務</p>	<p>府と千九百九十六年五月十五日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された簡主社会主義共和国政府の借入金の借付契約による債務</p>	<p>府と千九百九十六年五月十五日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された簡主社会主義共和国政府の借入金の借付契約による債務</p>	<p>府と千九百九十六年五月十五日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された簡主社会主義共和国政府の借入金の借付契約による債務</p>	<p>と千九百九十五年七月五日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された簡主社会主義共和国政府の借入金の借付契約による債務</p>	<p>と千九百九十五年七月五日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された簡主社会主義共和国政府の借入金の借付契約による債務</p>	<p>と千九百九十五年七月五日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された簡主社会主義共和国政府の借入金の借付契約による債務</p>	<p>と千九百九十四年六月二十三日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された簡主社会主義共和国政府の借入金の借付契約による債務</p>
<p>SLP51</p>	<p>SLP50</p>	<p>SLP49</p>	<p>SLP48</p>	<p>SLP47</p>	<p>SLP46</p>	<p>SLP45</p>	<p>SLP44</p>	<p>SLP43</p>
<p>七九五、三二二、〇〇〇円</p>	<p>一、一四六、二二四、〇〇〇円</p>	<p>九九八、四〇八、〇〇〇円</p>	<p>一、六八一、一六〇、〇〇〇円</p>	<p>二、六一五、八八八、〇〇〇円</p>	<p>九六七、三六五、〇〇〇円</p>	<p>三六五、一六〇、〇〇〇円</p>	<p>四五八、六〇四、〇〇〇円</p>	<p>六五、六五六、〇〇〇円</p>
<p>二二〇、五四六、八二五円</p>	<p>三二五、一三五、八三九円</p>	<p>二七四、四九六、二〇八円</p>	<p>四六六、二〇〇、〇六〇円</p>	<p>七二五、四〇八、一三八円</p>	<p>七八、〇一五、三八一円</p>	<p>六六、三五二、七四〇円</p>	<p>八三、三三二、三二五円</p>	<p>一七、四七二、一四〇円</p>
<p>八、九四〇、八八〇円</p>	<p>一二、〇七五、七四七円</p>	<p>一〇、五一八、四六九円</p>	<p>一八、八九九、五六六円</p>	<p>二九、四〇七、七六〇円</p>	<p>八、三三〇、三九九円</p>	<p>四、八四九、六六五円</p>	<p>六、〇九〇、六九〇円</p>	<p>一、二二三、九八九円</p>
<p>一、〇二四、七九九、七〇五円</p>	<p>一、四七三、四三五、五八六円</p>	<p>一、二八三、四二二、六七七円</p>	<p>二、一六六、二五九、六二六円</p>	<p>三、三七〇、七〇三、八九八円</p>	<p>一、〇五三、七一〇、七八〇円</p>	<p>四三六、三六二、四〇五円</p>	<p>五四八、〇二七、〇一五円</p>	<p>八四、三四二、一二九円</p>

<p>府と千九百九十八年八月二十七日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された書簡に基づく円借款契約による償還</p>	<p>府と千九百九十八年八月二十七日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された書簡に基づく円借款契約による償還</p>	<p>府と千九百九十八年八月二十七日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された書簡に基づく円借款契約による償還</p>	<p>府と千九百九十七年六月十三日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された書簡に基づく円借款契約による償還</p>	<p>府と千九百九十七年六月十三日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された書簡に基づく円借款契約による償還</p>	<p>府と千九百九十七年六月十三日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された書簡に基づく円借款契約による償還</p>	<p>府と千九百九十七年六月十三日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された書簡に基づく円借款契約による償還</p>	<p>府と千九百九十七年六月十三日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国との間で交換された書簡に基づく円借款契約による償還</p>
<p>S L - P 6 0</p>	<p>S L - P 5 9 部分 への支払に関する</p>	<p>S L - P 5 8 部分 への支払に関する</p>	<p>S L - P 5 7</p>	<p>S L - P 5 6</p>	<p>S L - P 5 5</p>	<p>S L - P 5 4</p>	<p>S L - P 5 3</p>
<p>八五、〇〇八、〇〇〇円</p>	<p>九六五、一〇〇、〇〇〇円 六、三二二、〇〇〇円</p>	<p>七五二、三一六、〇〇〇円 一〇四、九二八、〇〇〇円</p>	<p>一、三二九、五三〇、〇〇〇円</p>	<p>七五〇、八三〇、〇〇〇円</p>	<p>二、七〇五、六六〇、〇〇〇円</p>	<p>二、〇三五、七四〇、〇〇〇円</p>	<p>五五八、七六〇、〇〇〇円</p>
<p>七、九一九、六四〇円</p>	<p>八九、九一二、〇六五円 二、一五五、〇五三円</p>	<p>七〇、〇八八、三六九円 三、六八八、一一一円</p>	<p>一四八、五〇七、八五九円</p>	<p>八四、五〇二、九三三円</p>	<p>三〇一、五五九、五二〇円</p>	<p>二二九、一一四、四四九円</p>	<p>六二、八八六、二一八円</p>
<p>五一六、七二七円</p>	<p>五、八六六、三三一円 一四六、四八六円</p>	<p>四、五七二、九三〇円 二五〇、六九二円</p>	<p>一三、四八六、二八二円</p>	<p>七、六七三、八七二円</p>	<p>二五、三九八、六一六円</p>	<p>二〇、八〇六、三三二円</p>	<p>五、七一〇、八一七円</p>
<p>九三、四四四、三五七円</p>	<p>一、〇六〇、八七八、三九六円 六三、六一三、五三九円</p>	<p>八二六、九七七、二九九円 一〇八、八六六、八〇三円</p>	<p>一、四八一、五二四、一四一円</p>	<p>八四三、〇〇六、八〇五円</p>	<p>三、〇三二、六一八、一三六円</p>	<p>二、二八五、六六〇、七七一元</p>	<p>六二七、三五七、〇三五円</p>

<p>二千年十一月十三日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するJICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>二千年十一月十三日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するJICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>千九百九十九年七月二十一日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するJICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>千九百九十九年七月二十一日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するJICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>千九百九十九年七月二十一日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するJICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>千九百九十九年七月二十一日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するJICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>千九百九十九年七月二十一日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するJICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>千九百九十九年七月二十一日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するJICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>千九百九十八年八月二十七日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するJICAとの間の借款契約による債務</p>
<p>SL-PP69 S-L-P-69A （コンサルタントへの支払に関する部分）</p>	<p>SL-PP68</p>	<p>SL-PP67 S-L-P-67A （コンサルタントへの支払に関する部分）</p>	<p>SL-PP66 S-L-P-66A （コンサルタントへの支払に関する部分）</p>	<p>SL-PP65</p>	<p>SL-PP64</p>	<p>SL-PP63 S-L-P-63A （コンサルタントへの支払に関する部分）</p>	<p>SL-PP62 S-L-P-62A （コンサルタントへの支払に関する部分）</p>	<p>SL-PP61</p>
<p>五〇六、九九一、〇〇〇円 六六、一五六、〇〇〇円</p>	<p>一、七七六、一九四、〇〇〇円</p>	<p>四六二、五〇四、〇〇〇円 一一一、一七六、〇〇〇円</p>	<p>一八、六〇六、〇〇〇円 一一〇、八四〇、〇〇〇円</p>	<p>二二一、四四六、〇〇〇円</p>	<p>四六七、〇六八、〇〇〇円</p>	<p>九三一、九八〇、〇〇〇円 一九三、〇一八、〇〇〇円</p>	<p>三、七三三、四二二、〇〇〇円 六三一、八五六、〇〇〇円</p>	<p>一、二四二、九一二、〇〇〇円</p>
<p>三五、六七九、四二〇円 二、〇四〇、六九五円</p>	<p>一一四、九九九、四〇二円</p>	<p>三七、四五九、二〇三元 四、〇二七、九三〇円</p>	<p>一、四五七、五一一円 三、六八四、三五八円</p>	<p>七、〇二八、五三四円</p>	<p>三七、八二八、八五一円</p>	<p>七五、四八三、〇八四円 六、四一五、九八二円</p>	<p>三〇二、三七七、九五七円 二一、〇〇三、一〇二円</p>	<p>四三、六八七、〇七九円</p>
<p>五、七一九、五四八円 二四九、六六四円</p>	<p>二〇、〇三七、八八九円</p>	<p>三、五七八、九〇七円 三七四、三二二円</p>	<p>一〇六、四五五円 三四二、三八五円</p>	<p>六五三、一五八円</p>	<p>三、六一四、二二四円</p>	<p>七、二一一、七六八円 五九六、二三四円</p>	<p>二八、八八九、六四九円 一、九五一、八一円</p>	<p>二、九六九、五六八円</p>
<p>五四八、三八九、九六八円 六八、四四六、三五九円</p>	<p>一、九三一、二三一、二九一元</p>	<p>五〇三、五四二、一一〇円 一二五、五七八、二四二円</p>	<p>一一四、八六六、七四三円 二〇、一六九、九六七円</p>	<p>二二九、一二七、六九二円</p>	<p>五〇八、五一一、〇七五円</p>	<p>一、〇一四、六七四、八五二円 二〇〇、〇三〇、二一六円</p>	<p>四、〇六四、六八九、六〇六円 六五四、八一〇、九一三円</p>	<p>一、二八九、五六八、六四七円</p>

<p>二千三年三月二十五日に日本国政府とス ランカ民主主義共和国の供与に スリランカ民主主義共和国の供与に JICAとの間の借付契約による債務</p>	<p>二千三年三月二十五日に日本国政府とス ランカ民主主義共和国の供与に スリランカ民主主義共和国の供与に JICAとの間の借付契約による債務</p>	<p>二千三年三月二十五日に日本国政府とス ランカ民主主義共和国の供与に スリランカ民主主義共和国の供与に JICAとの間の借付契約による債務</p>	<p>二千二年三月二十七日に日本国政府とス ランカ民主主義共和国の供与に スリランカ民主主義共和国の供与に JICAとの間の借付契約による債務</p>	<p>二千一年十月十五日に日本国政府とス ランカ民主主義共和国の供与に スリランカ民主主義共和国の供与に JICAとの間の借付契約による債務</p>	<p>二千一年十月十五日に日本国政府とス ランカ民主主義共和国の供与に スリランカ民主主義共和国の供与に JICAとの間の借付契約による債務</p>	<p>二千一年十月十五日に日本国政府とス ランカ民主主義共和国の供与に スリランカ民主主義共和国の供与に JICAとの間の借付契約による債務</p>	<p>二千一年十月十五日に日本国政府とス ランカ民主主義共和国の供与に スリランカ民主主義共和国の供与に JICAとの間の借付契約による債務</p>	<p>二千一年十月十五日に日本国政府とス ランカ民主主義共和国の供与に スリランカ民主主義共和国の供与に JICAとの間の借付契約による債務</p>	<p>二千一年十月十五日に日本国政府とス ランカ民主主義共和国の供与に スリランカ民主主義共和国の供与に JICAとの間の借付契約による債務</p>
<p>S L P 7 7</p>	<p>S L P 7 6</p>	<p>S L P 7 5</p>	<p>S L P 7 4 部分 (コンサルタント への支払に関する 部分)</p>	<p>S L P 7 3 部分 (コンサルタント への支払に関する 部分)</p>	<p>S L P 7 2 部分 (コンサルタント への支払に関する 部分)</p>	<p>S L P 7 1 部分 (コンサルタント への支払に関する 部分)</p>	<p>S L P 7 0 部分 (コンサルタント への支払に関する 部分)</p>	<p>S L P 7 0 部分 (コンサルタント への支払に関する 部分)</p>	<p>S L P 7 0 部分 (コンサルタント への支払に関する 部分)</p>
<p>三、〇六一、八六三、〇〇〇円</p>	<p>二、九六四、〇八七、〇〇〇円</p>	<p>八六九、二三三、〇〇〇円</p>	<p>一九、一〇二、九八〇、〇〇〇円 一、七六九、七八一、〇〇〇円</p>	<p>二、四四二、七四四、〇〇〇円 四七七、八一二、〇〇〇円</p>	<p>二、二三五、八〇八、〇〇〇円 五五〇、五八二、〇〇〇円</p>	<p>二、六〇五、八三六、〇〇〇円 二二一、〇一一、〇〇〇円</p>	<p>七、三六五、八二八、〇〇〇円 六〇八、七二四、〇〇〇円</p>	<p>五一九、七七九、三五七円 一八、八一五、六七九円</p>	<p>五一九、七七九、三五七円 一八、八一五、六七九円</p>
<p>一八一、三七七、三三四円</p>	<p>一七五、五八五、三二二円</p>	<p>五一、四九一、一九四円</p>	<p>五八三、六五〇、七二四円 五二、二四一、七九六円</p>	<p>三二六、四〇〇、〇四二円 二八、八七二、九一七円</p>	<p>三〇〇、三五六、六九六円 三三、二七〇、二一六円</p>	<p>八三、二四四、七三八円 六、五二二、三五七円</p>	<p>五一九、七七九、三五七円 一八、八一五、六七九円</p>	<p>五一九、七七九、三五七円 一八、八一五、六七九円</p>	<p>五一九、七七九、三五七円 一八、八一五、六七九円</p>
<p>二一、一五八、四〇九円</p>	<p>二〇、四八二、七四六円</p>	<p>六、〇〇六、六五八円</p>	<p>五六、〇七〇、三七八円 四、一五一、〇四二円</p>	<p>四、六九四、四一三円 三四三、二一九円</p>	<p>五、一九九、八一二円 三九五、四九〇円</p>	<p>七、六七八、七六四円 四九七、二〇五円</p>	<p>五一九、七七九、三五七円 一八、八一五、六七九円</p>	<p>五一九、七七九、三五七円 一八、八一五、六七九円</p>	<p>五一九、七七九、三五七円 一八、八一五、六七九円</p>
<p>三、二六四、三九八、七四三円</p>	<p>三、一六〇、一五五、〇六七円</p>	<p>九二六、七二九、八五二円</p>	<p>一九、七四二、七〇一、一〇二円 一、八二六、一七三、八三八円</p>	<p>二、七六三、八三八、四五四円 五〇七、〇二八、一三六円</p>	<p>二、五三一、三六四、五〇八円 五八四、二四七、七〇六円</p>	<p>二、六九六、七五九、五〇二円 二一八、〇三〇、五六二円</p>	<p>七、九三七、四九六、四八三円 六二八、九七四、〇一九円</p>	<p>七、九三七、四九六、四八三円 六二八、九七四、〇一九円</p>	<p>七、九三七、四九六、四八三円 六二八、九七四、〇一九円</p>

<p>二千六年三月二十四日に日本国政府とス 交換された書簡に基づく円借款の供与に 関するスリランカ民主主義共和国政府と JICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>二千六年三月二十四日に日本国政府とス 交換された書簡に基づく円借款の供与に 関するスリランカ民主主義共和国政府と JICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>二千五年六月八日に日本国政府とス 交換された書簡に基づく円借款の供与に 関するスリランカ民主主義共和国政府と JICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>二千五年三月四日に日本国政府とス 交換された書簡に基づく円借款の供与に 関するスリランカ民主主義共和国政府と JICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>二千四年十一月三十日に日本国政府とス 交換された書簡に基づく円借款の供与に 関するスリランカ民主主義共和国政府と JICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>二千四年十一月三十日に日本国政府とス 交換された書簡に基づく円借款の供与に 関するスリランカ民主主義共和国政府と JICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>二千四年十一月三十日に日本国政府とス 交換された書簡に基づく円借款の供与に 関するスリランカ民主主義共和国政府と JICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>二千三年三月二十五日に日本国政府とス 交換された書簡に基づく円借款の供与に 関するスリランカ民主主義共和国政府と JICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>二千三年三月二十五日に日本国政府とス 交換された書簡に基づく円借款の供与に 関するスリランカ民主主義共和国政府と JICAとの間の借款契約による債務</p>	<p>二千三年三月二十五日に日本国政府とス 交換された書簡に基づく円借款の供与に 関するスリランカ民主主義共和国政府と JICAとの間の借款契約による債務</p>
<p>SLP87</p>	<p>SLP86</p>	<p>SLP84</p>	<p>SLP83</p>	<p>SLP82</p>	<p>SLP81</p>	<p>SLP80</p>	<p>SLC15</p>	<p>SLP79</p>	<p>SLP78</p>
<p>三、四三六、三一一、〇〇〇円</p>	<p>六〇三、〇一五、〇〇〇円</p>	<p>七、三八一、三九五、〇〇〇円</p>	<p>九二五、六〇五、〇〇〇円</p>	<p>三、〇七〇、八九二、〇〇〇円</p>	<p>六、七九六、〇六四、〇〇〇円</p>	<p>八、四八八、七八八、〇〇〇円</p>	<p>一、九〇五、三五一、〇〇〇円</p>	<p>四、九一四、二七三、〇〇〇円</p>	<p>一、四七一、五三三、〇〇〇円</p>
<p>八六、三八一、五〇七円</p>	<p>八九、二七一、七〇九円</p>	<p>三八五、二六六、一二六円</p>	<p>四八、三一一、二二六円</p>	<p>一六三、四〇二、一四四円</p>	<p>三六一、六一八、五三二円</p>	<p>四五二、六八八、三五五円</p>	<p>一一二、八六八、三六九円</p>	<p>二九一、一〇九、六〇七円</p>	<p>八七、一七〇、〇四四円</p>
<p>七、九四三、〇八三円</p>	<p>二、二六二、〇五一円</p>	<p>四、八二七、五一三円</p>	<p>六〇五、三三三円</p>	<p>二、〇三二、七六〇円</p>	<p>四、四九八、六一八円</p>	<p>五、六一九、一〇九円</p>	<p>一三、一六六、五五七円</p>	<p>三三、九五九、一二九円</p>	<p>一〇、一六八、七四三円</p>
<p>三、五三〇、六三五、五九〇円</p>	<p>六九四、五四八、七六〇円</p>	<p>七、七七二、四八八、六三九円</p>	<p>九七四、五二一、五七九円</p>	<p>三、二三六、三二六、九〇四円</p>	<p>七、一六二、一八一、一四〇円</p>	<p>八、九四六、〇九五、四六四円</p>	<p>二、〇三一、三八五、九二六円</p>	<p>五、二三九、三四一、七三六円</p>	<p>一、五六八、八七一、七八七円</p>

二千十七年四月十二日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主主義共和国政府との間の借款契約による債務	二千十七年四月十二日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主主義共和国政府との間の借款契約による債務	二千十六年十月十日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主主義共和国政府との間の借款契約による債務	二千十五年六月十九日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主主義共和国政府との間の借款契約による債務	二千十四年三月二十八日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主主義共和国政府との間の借款契約による債務	二千十三年三月十四日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主主義共和国政府との間の借款契約による債務	二千十三年三月十四日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主主義共和国政府との間の借款契約による債務	二千十三年三月十四日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主主義共和国政府との間の借款契約による債務	二千十三年三月十四日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主主義共和国政府との間の借款契約による債務	二千十三年三月十四日に日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与に関するスリランカ民主主義共和国政府との間の借款契約による債務
SLP116A	SLP116	SLC16	SLP115	SLP113	SLP110A	SLP109	SLP108	SLP107A	SLP107
六六一、二九四、二二七円	一、九七七、六一九、二七四円	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	一四、九二〇、四六一円	八、五三二、九三六、二六五円	三、〇〇四、八六〇、七三二円	四、三八八、二六七、〇〇〇円	八七五、九〇五、〇〇〇円	六、九七四、〇三三、〇三三円	一四、七二四、七六七、四九八円
三二、七四一元	一三、〇四四、三七六円	一三九、九九九、九九九円	一、二三七円	一、七〇五、四七五円	二八、〇六三、一七二円	一七三、五二六、三八八円	二八、三〇〇、五七九円	七、〇三一、三五三三円	二二、二五三、五六六円
三〇、一三五円	一二、六七八、七三三円	三〇、一四一、九九〇円	一七六円	九、四七九、九六〇円	八、三七六、四八四円	一九、〇〇一、五六一元	一八五、二三八円	三、九七九、六八一円	一二、六〇一、五九三円
六六一、三五七、一〇三円	二、〇〇三、三四二、三六三円	一〇、一七〇、一四一、九八九円	一四、九二一、八七四円	八、五五五、〇五六、七三三円	三、〇〇五、二四四、七五三円	四、五八〇、七九四、九四九円	九〇四、三九〇、八一七円	六、九八五、〇四四、〇五七円	一四、七四九、六二二、六五七円

二〇二二年七月五日
二〇二三年一月五日
二〇二三年七月五日
二〇二四年一月五日
二〇二四年七月五日
二〇二五年一月五日
二〇二五年七月五日
二〇二六年一月五日
二〇二六年七月五日
二〇二七年一月五日
二〇二七年七月五日
二〇二八年一月五日
二〇二八年七月五日
二〇二九年一月五日
二〇二九年七月五日
二〇四〇年一月五日
二〇四〇年七月五日
二〇四一年一月五日
二〇四一年七月五日
二〇四二年一月五日
二〇四二年七月五日

(スリランカ側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、更に、スリランカ民主社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとする事に同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二〇二五年三月七日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国財務・計画・経済開発省次官

カナカラトウナ・ムテイヤンセラゲ・マヒンダ・シリワルダナ

スリランカ民主社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使 磯俣秋男閣下

○財務省告示第九十八号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、令和七年三月三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券(2年)(第470回)
- 2 発行の根拠法律及びその条項 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成24年法律第101号)第3条第1項並びに特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項及び第47条第1項

- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行(以下「非競争入札発行」という。)及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。)
- 5 募入決定の方法
 - (1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
 - (2) 非競争入札発行 各申込みの応募額を案分により割り当てる。
 - (3) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
- 6 発行額
 - (1) 価格競争入札発行 額面金額で1,997,400,000,000円
うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,600,838,550,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で300,157,050,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で96,404,400,000円
 - (2) 非競争入札発行 特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で1,000,000円
 - (3) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で601,800,000,000円
- 7 払込金額
 - (1) 価格競争入札発行 1,996,351,615,000円
 - (2) 非競争入札発行 999,480円
 - (3) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 601,487,064,000円
- 8 最低額面金額 50,000円
- 9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 10 発行日 令和7年3月3日
- 11 発行価格
 - (1) 価格競争入札発行 額面金額100円につき99円93銭5厘以上のそれぞれの応募価格
 - (2) 非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 額面金額100円につき99円94銭8厘
- 12 利率 年0.8%

- 13 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{2}{365}$$
- 14 初期利子 令和7年9月1日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 15 第2期以後の利子 毎年3月1日及び9月1日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 16 償還期限 令和9年3月1日
- 17 償還金額 額面金額100円につき100円
- 18 元利金支払場所 日本銀行
- 19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払込期日 令和7年3月3日

○財務省告示第九十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年三月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券（5年）(第177回)
- 2 発行の根拠法律及びその条項 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第3条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第62条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）
- 5 募入決定の方法
 - (1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
 - (2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
- 6 発行額
 - (1) 価格競争入札発行 額面金額で1,751,200,000,000円
 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で100,260,200,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で501,734,700,000円、同法第62条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,149,205,100,000円
 - (2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 特別会計に関する法律第62条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で548,200,000,000円

- 7 払込金額
 - (1) 価格競争入札発行 1,746,657,870,000円
 - (2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 546,774,680,000円
- 8 最低額面金額 50,000円
- 9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 10 発行日 令和7年3月11日
- 11 発行価格
 - (1) 価格競争入札発行 額面金額100円につき99円67銭以上のそれぞれの応募価格
 - (2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 額面金額100円につき99円74銭
- 12 利率 年1.1%
- 13 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{81}{365}$$

- 14 初期利子 令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 15 第2期以後の利子 毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 16 償還期限 令和11年12月20日
- 17 償還金額 額面金額100円につき100円
- 18 元利金支払場所 日本銀行
- 19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払込期日 令和7年3月11日

○財務省告示第九十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年三月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券（10年）(第377回)
- 2 発行の根拠法律及びその条項 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第3条第1項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の26第1項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
(3)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で1,982,800,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,316,972,400,000円、子ども・子育て支援法第71条の26第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で49,337,350,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で616,490,250,000円
(2)	非競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で349,000,000円
(3)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で616,700,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	1,947,926,080,000円
(2)	非競争入札発行	342,857,600円
(3)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	605,846,080,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和7年3月5日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき98円3銭以上のそれぞれの応募価格
(2)	非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円24銭
12	利率	年1.2%

13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{75}{365}$
14	初期利子	令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 $\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$
15	第2期以後の利子	毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和16年12月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和7年3月5日
<p>○利付国債の発行等に関する命令（昭和五十七年大蔵省令第191号）第五條第十一項の規定に基づき、令和七年三月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおりと告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和七年四月十日 財務大臣 加藤 勝信</p>		
1	名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第191回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第47条第1項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で750,400,000,000円 うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で274,647,600,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で268,511,500,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で207,240,900,000円

(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で248,900,000,000円
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で86,800,000,000円
7 払 込 金 額	
(1) 価格競争入札発行	721,854,500,000円
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	239,441,800,000円
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	83,501,600,000円
8 最低額面金額	50,000円
9 振 替 単 位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発 行 日	令和7年3月13日
11 発 行 価 格	
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき96円以上のそれぞれの応募価格
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき96円20銭
12 利 率	年2.0%
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{83}{365}$
14 初 期 利 子	令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ)。 $\text{額面金額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{1}{2}$
15 第2期以後の利子	毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
16 償 還 期 限	令和26年12月20日
17 償 還 金 額	額面金額100円につき100円
18 元 利 金 支 払 場 所	日本銀行
19 入 札 参 加 者	財務大臣から通知を受けた者
20 払 込 期 日	令和7年3月13日

○財務省告示第10号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第20号)第五条第十一項の規定に基づき、令和七年三月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

1 名 称 及 び 記 号	利付国庫債券(30年)(第85回)
2 発行の根拠法律及びその条項	財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項並びに特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項及び第47条第1項
3 振 替 法 の 適 用 等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発 行 方 法	価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。))及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。))
5 募入決定の方法	
(1) 価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6 発 行 額	
(1) 価格競争入札発行	額面金額で675,800,000,000円 うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で163,933,850,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で511,866,150,000円
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で223,900,000,000円
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で42,900,000,000円
7 払 込 金 額	
(1) 価格競争入札発行	652,615,900,000円
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	216,220,230,000円
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	41,428,530,000円
8 最低額面金額	50,000円
9 振 替 単 位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発 行 日	令和7年3月7日
11 発 行 価 格	
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき96円45銭以上のそれぞれの応募価格
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき96円57銭

- 12 利 率 年2.3%
- 13 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。
$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{77}{365}$$
- 14 初 期 利 子 令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ）。
$$\text{額面金額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 15 第2期以後の利子 毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 16 償 還 期 限 令和36年12月20日
- 17 償 還 金 額 額面金額100円につき100円
- 18 元 利 金 支 払 場 所 日本銀行
- 19 入 札 参 加 者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払 込 期 日 令和7年3月7日

○財務省告示第10号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年三月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

- 財務大臣 加藤 勝信
- 1 名称及び記号 利付国庫債券（40年）（第17回）
 - 2 発行の根拠法律及びその条項 財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第47条第1項
 - 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
 - 4 発行方法 利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
 - 5 募入決定の方法
 - (1) 利回り競争入札発行 各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
 - (2) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
 - 6 発行額
 - (1) 利回り競争入札発行 額面金額で699,800,000,000円
うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で113,934,200,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で387,701,500,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で198,164,300,000円
 - (2) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で22,000,000,000円

- 7 払 込 金 額
 - (1) 利回り競争入札発行 614,214,460,000円
 - (2) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 19,309,400,000円
- 8 最低額面金額 50,000円
- 9 振 替 単 位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 10 発 行 日 令和7年3月28日
- 11 発 行 価 格 額面金額100円につき87円77銭
- 12 利 率 年2.2%
- 13 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。
$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{8}{365}$$

- 14 初 期 利 子 令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ）。
$$\text{額面金額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 15 第2期以後の利子 毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 16 償 還 期 限 令和46年3月20日
- 17 償 還 金 額 額面金額100円につき100円
- 18 元 利 金 支 払 場 所 日本銀行
- 19 入 札 参 加 者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払 込 期 日 令和7年3月28日

○財務省告示第10号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年三月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

- 財務大臣 加藤 勝信
- 1 名称及び記号 利付国庫債券（5年）（第161回、第171回及び第172回）、利付国庫債券（10年）（第342回、第352回、第354回、第355回、第356回及び第357回）及び利付国庫債券（20年）（第97回、第98回、第109回、第110回、第111回、第113回、第114回及び第115回）
 - 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
 - 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

- 4 発行方法 利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
- 5 募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
- 6 発行額 額面金額で499,200,000,000円
内訳(別表のとおり)
- 7 払込金額 501,138,628,000円
- 8 最低額面金額 50,000円
- 9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 10 発行日 令和7年3月17日
- 11 発行価格 発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第17号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

- 12 利率 (別表のとおり)
- 13 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。
各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率/100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数(利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。)/365
- 14 利子 第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(償還期限について同じ。)

$$\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 15 償還期限 (別表のとおり)
- 16 償還金額 額面金額100円につき100円
- 17 入札の基準とする各発行対象国債の利回り 銘柄毎の基準利回は、令和7年3月14日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
- 18 元利金支払場所 日本銀行
- 19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払込期日 令和7年3月17日
(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券(5年)(第161回)	0.3%	令和10年6月20日	16,400,000,000円
利付国庫債券(5年)(第171回)	0.4%	令和11年6月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券(5年)(第172回)	0.5%	令和11年6月20日	38,600,000,000円

利付国庫債券(10年)(第342回)	0.1%	令和8年3月20日	5,500,000,000円
利付国庫債券(10年)(第352回)	0.1%	令和10年9月20日	200,000,000円
利付国庫債券(10年)(第354回)	0.1%	令和11年3月20日	10,300,000,000円
利付国庫債券(10年)(第355回)	0.1%	令和11年6月20日	33,400,000,000円
利付国庫債券(10年)(第356回)	0.1%	令和11年9月20日	90,600,000,000円
利付国庫債券(10年)(第357回)	0.1%	令和11年12月20日	46,200,000,000円
利付国庫債券(20年)(第97回)	2.2%	令和9年9月20日	7,500,000,000円
利付国庫債券(20年)(第98回)	2.1%	令和9年9月20日	100,000,000円
利付国庫債券(20年)(第109回)	1.9%	令和11年3月20日	10,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第110回)	2.1%	令和11年3月20日	2,100,000,000円
利付国庫債券(20年)(第111回)	2.2%	令和11年6月20日	9,200,000,000円
利付国庫債券(20年)(第113回)	2.1%	令和11年9月20日	54,300,000,000円
利付国庫債券(20年)(第114回)	2.1%	令和11年12月20日	43,100,000,000円
利付国庫債券(20年)(第115回)	2.2%	令和11年12月20日	120,900,000,000円

○政務官加藤勝正の発言

国債の発行等に際する指令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、令和七年三月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり公表する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝正

- 1 名称及び記号 利付国庫債券(10年)(第359回及び第361回)、利付国庫債券(20年)(第116回、第117回、第118回、第119回、第120回、第122回、第123回、第129回、第148回及び第151回)及び利付国庫債券(30年)(第2回、第3回、第4回、第14回、第15回、第16回及び第31回)
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第47条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
- 5 募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
- 6 発行額 額面金額で649,500,000,000円
内訳(別表のとおり)
- 7 払込金額 668,350,261,000円
- 8 最低額面金額 50,000円
- 9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 10 発行日 令和7年3月26日

- 11 発行価格 発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第17号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$
- 12 利率 (別表のとおり)
- 13 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。
各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率/100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数(利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。)/365
- 14 利子 第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(償還期限について同じ)。

$$\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 15 償還期限 (別表のとおり)
- 16 償還金額 額面金額100円につき100円
- 17 入札の基準とする各発行対象国債の利回り 銘柄毎の基準利回りは、令和7年3月25日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
- 18 元利金支払場所 日本銀行
- 19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払込期日 令和7年3月26日
(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券(10年)(第359回)	0.1%	令和12年6月20日	17,000,000,000円
利付国庫債券(10年)(第361回)	0.1%	令和12年12月20日	80,400,000,000円
利付国庫債券(20年)(第116回)	2.2%	令和12年3月20日	141,900,000,000円
利付国庫債券(20年)(第117回)	2.1%	令和12年3月20日	228,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第118回)	2.0%	令和12年6月20日	36,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第119回)	1.8%	令和12年6月20日	14,600,000,000円
利付国庫債券(20年)(第120回)	1.6%	令和12年6月20日	8,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第122回)	1.8%	令和12年9月20日	16,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第123回)	2.1%	令和12年12月20日	3,100,000,000円
利付国庫債券(20年)(第129回)	1.8%	令和13年6月20日	2,700,000,000円

利付国庫債券(20年)(第148回)	1.5%	令和16年3月20日	36,700,000,000円
利付国庫債券(20年)(第151回)	1.2%	令和16年12月20日	6,900,000,000円
利付国庫債券(30年)(第2回)	2.4%	令和12年2月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第3回)	2.3%	令和12年5月20日	9,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第4回)	2.9%	令和12年11月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第14回)	2.4%	令和16年3月20日	25,800,000,000円
利付国庫債券(30年)(第15回)	2.5%	令和16年6月20日	200,000,000円
利付国庫債券(30年)(第16回)	2.5%	令和16年9月20日	6,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第31回)	2.2%	令和21年9月20日	2,000,000,000円

○財政通知(振替口座)

国債の発行等に關する命令(昭和三十七年大藏省令第四十号)第六條第十一項の規定に基づき、令和七年三月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券(2年)(第469回)
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
- 5 発行額 額面金額で6,878,200,000円
- 6 払込金額 6,879,575,640円
- 7 最低額面金額 50,000円
- 8 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 9 発行日 令和7年3月10日
- 10 発行価格 額面金額100円につき100円2銭
- 11 利率 年0.7%
- 12 経過利子の払込み 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{37}{365}$$
- 13 初期利子 令和7年8月1日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 14 第2期以後の利子 毎年2月1日及び8月1日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 15 償還期限 令和9年2月1日
- 16 償還金額 額面金額100円につき100円
- 17 元利金支払場所 日本銀行
- 18 払込期日 令和7年3月10日

○財務省告示第百七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年三月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券（5年）(第176回)
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
- 5 発行額 額面金額で2,426,800,000円
- 6 払込金額 2,435,779,160円
- 7 最低額面金額 50,000円
- 8 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 9 発行日 令和7年3月12日
- 10 発行価格 額面金額100円につき100円37銭
- 11 利率 年1.0%
- 12 経過利子の払込み 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。
$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{82}{365}$$
- 13 初期利子 令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。
$$\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 14 第2期以後の利子 毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 15 償還期限 令和11年12月20日
- 16 償還金額 額面金額100円につき100円
- 17 元利金支払場所 日本銀行
- 18 払込期日 令和7年3月12日

○財務省告示第百八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年三月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券（10年）(第377回)
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
- 5 発行額 額面金額で6,290,100,000円

- 6 払込金額 6,281,922,870円
- 7 最低額面金額 50,000円
- 8 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 9 発行日 令和7年3月10日
- 10 発行価格 額面金額100円につき99円87銭
- 11 利率 年1.2%
- 12 経過利子の払込み 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。
$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{80}{365}$$
- 13 初期利子 令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。
$$\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 14 第2期以後の利子 毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 15 償還期限 令和16年12月20日
- 16 償還金額 額面金額100円につき100円
- 17 元利金支払場所 日本銀行
- 18 払込期日 令和7年3月10日

○財務省告示第百九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年三月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 個人向け利付国庫債券（固定・3年）(第177回)
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行額 額面金額で66,458,100,000円
- 5 最低額面金額 10,000円
- 6 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 7 発行日 令和7年3月17日
- 8 発行価格 額面金額100円につき100円
- 9 利率 年0.74%
- 10 初期利子 令和7年9月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。
$$\text{額面金額} \times \frac{0.74}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$$

11	第2期以後の利子	毎年3月15日及び9月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和10年3月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和7年3月17日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和8年3月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年3月15日から令和8年9月15日前までの間の場合 $\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第2期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})}{100}$ (2) 令和8年9月15日以後の場合 $\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times 2}{2}$
17	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年3月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和7年9月15日から令和8年3月15日前までの間の場合 $\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額})}{100}$ (2) 令和7年9月15日前の場合 $\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{経過利子に相当する金額}}{100}$
18	元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第百十号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第百十八号）第四十条第十四項の規定に基づき、令和七年三月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 令和七年四月十日 財務大臣 加藤 勝信

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・5年）(第167回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で148,212,830,000円
5	最低額面金額	10,000円

6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和7年3月17日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	利率	年0.89%
10	初期利子	令和7年9月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 $\text{額面金額} \times \frac{0.89}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$
11	第2期以後の利子	毎年3月15日及び9月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和12年3月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和7年3月17日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和8年3月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年3月15日から令和8年9月15日前までの間の場合 $\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第2期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})}{100}$ (2) 令和8年9月15日以後の場合 $\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times 2}{2}$
17	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年3月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和7年9月15日から令和8年3月15日前までの間の場合 $\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額})}{100}$ (2) 令和7年9月15日前の場合 $\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{経過利子に相当する金額}}{100}$
18	元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第百一十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年三月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第179回）
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行額 額面金額で209,881,140,000円
- 5 最低額面金額 10,000円
- 6 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 7 発行日 令和7年3月17日
- 8 発行価格 額面金額100円につき100円
- 9 初期利子の適用利率 年0.83%
- 10 第2期以後の利子の適用利率 年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前行われた、発行から償還までの期間が9年5か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05%を下回るときは、その率は0.05%とする。
- 11 初期利子 令和7年9月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.83}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$$
- 12 第2期以後の利子 毎年3月15日及び9月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{第10号に規定する第2期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 13 償還期限 令和17年3月15日
- 14 償還金額 額面金額100円につき100円
- 15 払込期日 令和7年3月17日
- 16 払込場所 日本銀行の本店又は支店
- 17 中途換金の取扱い 中途換金の買取りは、令和8年3月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
 (1) 令和8年3月15日から令和8年9月15日前までの間の場合

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第2期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})}{100} + \text{経過利子に相当する金額}$$

 (2) 令和8年9月15日以後の場合

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})}{100} + \text{経過利子に相当する金額}$$

18 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年3月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

- (1) 令和7年9月15日から令和8年3月15日前までの間の場合

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額})}{100} + \text{経過利子に相当する金額}$$
- (2) 令和7年9月15日前の場合

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{経過利子に相当する金額}}{100} + \text{経過利子に相当する金額}$$

19 元利金支払場所 日本銀行

○農林水産省告示第五百八十五号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第四十一條の二第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年四月十日

農林水産大臣 江藤 拓

- 1 (1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第30929号 令和7年4月10日	Phalaenopsis Blume	PHALFEWYP	25	Anthura B. V. Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands	令和4年1月20日
第30930号 令和7年4月10日	"	PHALGALYI	"	"	令和4年3月1日
第30931号 令和7年4月10日	"	PHALYPBE	"	"	"
第30932号 令和7年4月10日	"	PHALCHORBE	"	"	令和4年1月20日
第30933号 令和7年4月10日	"	PHALGUAJO	"	"	"

第30934号 令和7年4月10日	"	PHALGUOCH	"	"	"
第30935号 令和7年4月10日	"	PHALHUCAR	"	"	"
第30936号 令和7年4月10日	"	PHALHORDIN	"	"	令和4年3月14日
第30937号 令和7年4月10日	"	PHALHOCH	"	"	"
第30938号 令和7年4月10日	Prunus persica (L.) Batsch	あら ^{かわわ} 川 ^せ 早生	30	永長幹雄 和歌山県紀の川市 桃山町段新田450番地	令和4年5月6日
第30939号 令和7年4月10日	Rosa L.	2020カワモCOF	"	有限会社河本バラ園 岐阜県揖斐郡大野町大野775	令和3年2月8日
第30940号 令和7年4月10日	"	2020カワモDRP	"	"	"
第30941号 令和7年4月10日	"	え ^{のう} の ^{ごう} 恵農21号	"	Tang Hua Shangdongsheng, Pingyinxi, anfua-qianjie 74 hao, China	令和3年9月16日
第30942号 令和7年4月10日	"	KIMchildi	"	有限会社キムラ企画 埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425-1	令和3年2月8日
第30943号 令和7年4月10日	"	KIMflutei	"	"	"
第30944号 令和7年4月10日	"	KIMmirrori	"	"	"
第30945号 令和7年4月10日	"	KIMwhitei	"	"	"

第30946号 令和7年4月10日	"	KIMbicolori	"	"	"
第30947号 令和7年4月10日	"	KIMinnocenti	"	"	"
第30948号 令和7年4月10日	"	KIMcitrusi	"	"	"
第30949号 令和7年4月10日	"	KIMwisteriai	"	"	"
第30950号 令和7年4月10日	"	KIMsecreti	"	"	"
第30951号 令和7年4月10日	"	DELFLOGREY	"	SOCIETE NOUVELLE PEPINIERES ET ROSE-RAIES GEORGES DELBARD SAS 9, route de Commentry, 03600 MALICORNE, France	令和3年3月26日
第30952号 令和7年4月10日	"	DELROSVI	"	"	"
第30953号 令和7年4月10日	"	DORvin	"	Roseaies DORIEUX EARL Montagny, 42840 MONTAGNY, France	"
第30954号 令和7年4月10日	"	AUSCLERGY	"	David Austin Roses Limited Bowling Green Lane, Albrighton, Wolverhampton WV7 3HB, United Kingdom	令和3年6月16日
第30955号 令和7年4月10日	"	AUSRAVELOE	"	"	"

第30956号 令和7年4月10日	"	MEIROZEAP	"	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	令和3年 9月16日
第30957号 令和7年4月10日	"	MEIBOKIR	"	"	"
第30958号 令和7年4月10日	"	KORNEZMOL	"	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	"
第30959号 令和7年4月10日	"	KOROLIBEV	"	"	"
第30960号 令和7年4月10日	"	KORBROCAZE	"	"	"
第30961号 令和7年4月10日	"	KORCARMSIS	"	"	"
第30962号 令和7年4月10日	"	TAN14736	"	Rosen Tantau KG Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany	"
第30963号 令和7年4月10日	"	TAN14661	"	"	"
第30964号 令和7年4月10日	"	IPB052113	"	Interplant Roses B.V. Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands	令和4年 1月4日
第30965号 令和7年4月10日	"	Geus1713	"	Select Breeding B.V. De Kwakel 30, 7891XD Klazienaveen, The Netherlands	令和3年 11月24日

第30966号 令和7年4月10日	"	ラムー ピュール シャンタル メリュ	"	西岡勇次 徳島県三好市池田町イケミナミ2062番地7	令和3年 11月22日
第30967号 令和7年4月10日	"	ミセス マジマ	"	眞島未帆 福岡県久留米市野中町1483番地4	令和3年 11月29日
第30968号 令和7年4月10日	"	EVERA281	"	株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321番地1	令和3年 12月28日
第30969号 令和7年4月10日	"	EVERA308	"	"	"
第30970号 令和7年4月10日	"	KORPOT073	"	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	令和4年 3月14日
第30971号 令和7年4月10日	"	KORAROMA06	"	"	令和4年 5月13日
第30972号 令和7年4月10日	"	うべももか 宇部百花	"	宇部市 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号	令和4年 7月26日
第30973号 令和7年4月10日	"	KORPOT093	"	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	令和4年 9月8日
第30974号 令和7年4月10日	"	KORPOT090	"	"	"
第30975号 令和7年4月10日	"	KORPOT114	"	"	"
第30976号 令和7年4月10日	"	KORPOT089	"	"	"

第30977号 令和7年4月10日	"	KORPOT104	"	"	"
第30978号 令和7年4月10日	"	KORPOT092	"	"	"
第30979号 令和7年4月10日	Trachymene coerulea Graham	セトノ スノーホ ホワイト	25	株式会社ムラカミ シード 茨城県笠間市大田 町341番地	令和4年 10月17日
第30980号 令和7年4月10日	Vitis L.	ARRAFIFTEEN	30	Agricultural Re- search and De- velopment Limited Liability Com- pany 11220 Edison Hi- ghway, Bakers- field, California, 93307, USA	平成28年 9月29日
第30981号 令和7年4月10日	"	ヤマガネブ	"	国立大学法人山梨 大学 山梨県甲府市武田 4丁目4番37号	令和元年 10月28日
第30982号 令和7年4月10日	"	YIS-GOLD	"	高橋恵太 長野県上田市保野 899-2 飯塚芳幸 長野県上田市保野 898	令和2年 3月11日

(2) 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

〔次のとおり〕は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30938号 令和7年4月10日	Prunus persica (L.) Batsch	あら川 ^{かわ} 早 ^せ 生	永長幹雄 和歌山県紀の川市 桃山町段新田450 番地	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めない国以外

					の国で あって指 定国以外 の種苗に 対する輸 出する行 為及び該 国に最終 消費目的 をもって 収穫物を 輸出する 行為を制 限する。
第30956号 令和7年4月10日	Rosa L.	MEIROZEAP	京成バラ園芸株式 会社 千葉県八千代市大 和田新田755番地	"	"
第30957号 令和7年4月10日	"	MEIBOKIR	"	"	"
第30958号 令和7年4月10日	"	KORNEZMOL	W. Kordes' Soeh- ne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Of- fenseth-Sparries- hoop, Rosenstra- sse 54, Germany	"	"
第30959号 令和7年4月10日	"	KOROLIBEV	"	"	"
第30960号 令和7年4月10日	"	KORBROCAZE	"	"	"
第30961号 令和7年4月10日	"	KORCARMSIS	"	"	"
第30962号 令和7年4月10日	"	TAN14736	Rosen Tantau KG Tornescher Weg 13, 25436 Ueters- en, Germany	"	"
第30963号 令和7年4月10日	"	TAN14661	"	"	"

第30964号 令和7年4月10日	"	IPB052113	Interplant Roses B.V. Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands	"	"
第30965号 令和7年4月10日	"	Geus1713	Select Breeding B.V. De Kwakel 30, 7891XD Klazienaveen, The Netherlands	"	"
第30970号 令和7年4月10日	"	KORPOT073	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Olfenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	"	"
第30971号 令和7年4月10日	"	KORAROMA06	"	"	"
第30973号 令和7年4月10日	"	KORPOT093	"	"	"
第30974号 令和7年4月10日	"	KORPOT090	"	"	"
第30975号 令和7年4月10日	"	KORPOT114	"	"	"

第30976号 令和7年4月10日	"	KORPOT089	"	"	"
第30977号 令和7年4月10日	"	KORPOT104	"	"	"
第30978号 令和7年4月10日	"	KORPOT092	"	"	"
第30982号 令和7年4月10日	Vitis L.	YIS-GOLD	高橋恵太 長野県上田市保野899-2 飯塚芳幸 長野県上田市保野898	"	"

3 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第30938号 令和7年4月10日	Prunus persica (L.) Batsch	あら川 ^{かわ} 早生	永長幹雄 和歌山県紀の川市桃山町段新田450番地	和歌山県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○農林水産省告示第五百八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき令和五年十二月二十八日農林水産省告示第千二百一十号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 くろまぐろ（小型魚） 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 3,757.1トン	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 くろまぐろ（小型魚） 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 3,757.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量
北海道	77.9
青森県	317.2
岩手県	82.5
宮城県	68.9
秋田県	38.7
山形県	<u>14.9</u>
福島県	19.9
茨城県	28.3
千葉県	85.1
東京都	10.0
神奈川県	52.0
新潟県	134.8
富山県	123.0
石川県	<u>77.2</u>
福井県	31.2
静岡県	42.5
愛知県	0.1
三重県	53.0
京都府	<u>42.7</u>
大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	47.9

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量
北海道	77.9
青森県	317.2
岩手県	82.5
宮城県	68.9
秋田県	38.7
山形県	<u>15.0</u>
福島県	19.9
茨城県	28.3
千葉県	85.1
東京都	10.0
神奈川県	52.0
新潟県	134.8
富山県	123.0
石川県	<u>81.2</u>
福井県	31.2
静岡県	42.5
愛知県	0.1
三重県	53.0
京都府	<u>40.7</u>
大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	47.9

鳥取県	8.7
島根県	123.8
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	<u>142.6</u>
徳島県	27.0
香川県	1.0
愛媛県	23.8
高知県	104.8
福岡県	13.0
佐賀県	18.6
長崎県	834.9
熊本県	20.5
大分県	4.4
宮崎県	25.9
鹿児島県	27.9
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	678.5
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.1
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	9.8

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）
7,433.7トン

鳥取県	8.7
島根県	123.8
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	<u>140.5</u>
徳島県	27.0
香川県	1.0
愛媛県	23.8
高知県	104.8
福岡県	13.0
佐賀県	18.6
長崎県	834.9
熊本県	20.5
大分県	4.4
宮崎県	25.9
鹿児島県	27.9
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	678.5
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.1
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	9.8

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）
7,516.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量
北海道	413.2
青森県	612.8
岩手県	81.1
宮城県	42.7
秋田県	32.8
山形県	23.1
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	61.1
東京都	62.4
神奈川県	17.9
新潟県	59.2
富山県	17.3
石川県	37.1
福井県	21.3
静岡県	37.4
愛知県	1.0
三重県	36.7
京都府	37.0
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	64.6
鳥取県	4.3
島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	47.0

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量
北海道	413.2
青森県	612.8
岩手県	81.1
宮城県	42.7
秋田県	32.8
山形県	23.1
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	61.1
東京都	62.4
神奈川県	17.9
新潟県	59.2
富山県	17.3
石川県	37.1
福井県	21.3
静岡県	37.4
愛知県	1.0
三重県	36.7
京都府	37.0
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	64.6
鳥取県	4.3
島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	47.0

徳島県	7.6
香川県	0.1
愛媛県	2.6
高知県	25.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	212.1
熊本県	4.9
大分県	7.4
宮崎県	52.1
鹿児島県	23.2
沖縄県	184.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,459.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,817.5
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9

徳島県	7.6
香川県	0.1
愛媛県	2.6
高知県	25.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	212.1
熊本県	4.9
大分県	7.4
宮崎県	52.1
鹿児島県	23.2
沖縄県	184.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,459.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,817.5
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9

○環境省告示第五十一号
 国等による環境物品等の調達に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項の規定に基づき、環境物品等の調達に関する基本方針を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定を次のように公表する。
 令和七年四月十日
 環境大臣 萩原弘一 監
 （別紙）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各府、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産・大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会の在り方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していく必要がある。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講ずることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成5年法律第91号）第24条「環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進」及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条「再生品の使用の促進」の趣旨に則るものである。

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとして認識されており、我が国においても令和2年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す旨を宣言したところである。また、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題への対応等を図ることも喫緊の課題となっている。このため、地球温暖化対策や資源循環の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）並びに「循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月2日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、国等は環境物品等を率先して調達する必要がある。さらに、国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第7条第1項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和4年1月19日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）については、国等の調達の推進が促進されるように十分に配慮しなければならない。加えて、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をグリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）に向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」（令和5年7月28日閣議決定）では、既に一定程度普及している低炭素製品については、官民による調達を更に拡大するため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）等において調達すべき製品の判断基準や算定方法について、見直し、検討を行うとされたことから、GXに資する見直しを積極的に行うものとする。

(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、法第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

- ① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点も考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもたらさなければならないこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる

限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできるだけ限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

③ 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用、シェアリングの活用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。なお、近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークやWeb会議システムの導入による非対面業務への代替が積極的に試みられている。こうした非対面業務への代替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定（特に同協定第10条技術仕様書及び入札説明書の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 特定調達品目の基本的事項

特定調達品目は、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類であり、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込める場合に設定するものである。また、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等についても、特定調達品目への位置づけを検討することが必要である。

イ. 判断の基準等の基本的事項

特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるものである。

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって調達に当たっての客観的な指針とすることが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とすること、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じて、より高い環境性能を示すものとして「基準値1」、最低限満たすべきものとして「基準値2」の2段階の判断の基準を設定するものとする。

また、全ての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものであり、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、このみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。2段階の判断の基準が設定されている品目については、脱炭素社会等の実現を目指す観点からも、「基準値1」及び「基準値2」それぞれの調達目標を調達方針に位置づけた上で「基準値1」による調達を積極的に推進するものとする。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであることから、環境負荷の低減に直接的又は間接的に関連しない品質、機能、価格等の調達される物品等に期待される事項については規定しないものとする。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実、調達実績等に応じて適宜見直しを行うっていくものとする。2段階の判断の基準の見直しに当たっては、「基準値1」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値2」の水準の引き上げを図るものとする。また、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等については「基準値1」への位置づけを検討するものとする。

さらに、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

イ. 特定調達物品等の調達目標の設定
各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとに定められたそれぞれの目標の立て方に従って、毎年度、特定調達物品等に係る調達目標を設定するものとする。２段階の判断の基準が設定されている品目の調達目標の設定に当たっては、「基準値 1」及び「基準値 2」それぞれについて定量的な調達目標を設定するものとし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値 1」により調達するものとする。

ウ. 公共工事の取扱い
公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に留意取り組んでいくことにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたって総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等
別記のとおり。

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等
特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針において特定調達品目として定められていない場合であっても、特定調達物品等を用いて提供されているものについては環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関において積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

さらに、各機関において直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求め、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等においては局長（官房長）相当職以上の者）とする。また、体制には全ての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

(2) 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関の全ての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

(3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じて毎年度の環境物品等の調達目標の各機関内への周知及び公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、「基準値 1」の調達実績を含めて的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要を公表することにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされる必要がある。

また、国は、各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値 1」及び「基準値 2」による調達の取組状況を比較して公表することなどにより、「基準値 1」による更なる調達の推進を図るものとする。

(4) 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施
調達実務担当者を始めとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供
環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。また、認定グラスフック使用製品については、主務大臣がその情報を公表することとされている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコーマークや、環境製品宣言 (EPD : Environmental Product Declaration) などの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。

さらに、物品等の定量的環境情報は、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減を促進する観点から、経済産業省・環境省が策定した「カーボンフットプリントガイドライン」に整合して、可能な限り実績値を使用して算定され、適切に開示がなされたものが適当であると考えられる。各機関は、このガイドラインに則した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択することとする。

また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。加えて、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

(7) 環境物品等の更なる普及に向けた取組

国は、環境物品等の更なる普及に向け、地方公共団体、事業者及び国民等の理解を深められるように適切な情報提供・普及啓発に取り組みとともに、必要に応じ、地方公共団体等による取組の実態を把握した上で、特定調達品目に位置づけられていない環境物品等について、その選択に寄与する環境性能の考え方を提供するなどの措置を講ずるよう努めることとする。

別 記

定 義

この別記において、「判断の基準1」、「基準値1」、「基準値2」及び「配慮事項」の定義は、それぞれ下記のとおりとする。

「判断の基準」	法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
「基準値1」	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの
「基準値2」	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
「配慮事項」	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

1. 共通の判断の基準
下記のとおり共通の判断の基準を設定し、個別の特定調達品目に係る判断の基準と合わせて適用する。*

原材料に鉄鋼が使用された物品	【判断の基準】 ○基準値 1は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。 ①削減実績量が付されていること。 ②原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
----------------	--

- 備考) 1 「削減実績量が付されていること」とは、一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「グリーンステールに関するガイドライン」の手続に従って削減実績量が証書として付されていることをいう。
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 定量的環境情報は、カーボンプラントリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンプラントガイドライン」等に整合して算定したものである。
- 4 共通の判断の基準について、製造事業者において当該基準値 1を満たす製品を製造する時期と同製品が販売される時期に差が生じることにより判断の基準を満たす鉄鋼の使用が困難な場合はこの限りではない。
- 5 調達を行う各機関は、環境省及び製造事業者等がウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、調達を行うこと。

* 2段階の判断の基準が設定されている品目については、当該品目に係る基準値 1を満たす場合、又は共通の判断の基準の基準値 1を満たし当該品目に係る基準値 2を満たす場合は基準値 1となる。また、共通の判断の基準の基準値 1、当該品目に係る基準値 1のいずれも満たさずに当該品目に係る基準値 2を満たす場合は基準値 2となる。

2段階の判断の基準が設定されていない品目については、共通の判断の基準の基準値 1を満たし当該品目に係る判断の基準を満たす場合は基準値 1となる。また、共通の判断の基準の基準値 1を満たさずに当該品目に係る判断の基準を満たす場合は適合となる。

なお、個別の品目において当該品目に係る判断の基準 (2段階の判断の基準が設定されている場合は基準値 2) を満たさない場合は、共通の判断の基準の適合状況によらず適合しない。

2. 紙 類
(1) 品目及び判断の基準等
【情報用紙】

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②パーセントパルプが使用される場合においては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパーセントパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳 (指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値) が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイトで容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。
-------	--

- 備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。
- ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材 (廃木材、建設発生木材、低位利用木材 (林地残材、かん木、木の根、病虫被害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材) 及び廃植物繊維) を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。
- また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- 4 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。
「指標値」とは、備考5に示されるX₁、X₂、X₃、X₄の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、

備考5に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。
 「評価値」とは、備考5の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$\begin{aligned}
 Y &= (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5 \\
 y_1 &= x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100) \\
 y_2 &= x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30) \\
 y_3 &= 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 80) \\
 y_4 &= -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75) \\
 y_5 &= -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)
 \end{aligned}$$

Y 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y (総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し、小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し、小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し、小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を指摘したパルプ利用割合に係る評価値を算出し、小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し、小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 : 坪量に係る加算値を算出し、小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

x_3 : 森林認証材パルプ/パーパルプ × (100 - x_1)

x_4 : 間伐材等パルプ/パーパルプ × (100 - x_1)

x_5 : その他の持続可能性を指摘したパルプ利用割合 (%)

x_6 : その他の持続可能性を指摘したパルプ/パーパルプ × (100 - x_1)

x_7 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値は±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合 (意図的に白色度を下げる場合) は加点対象とならない。

x_8 : 坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカー、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本機機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。) に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (平成 18 年 2 月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外においては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン (平成 21 年 2 月)」に準拠して行うものとする。

10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン (平成 21 年 2 月 13 日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づいたクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

フナー用紙	【判断の基準】
<p>①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。</p> <p>②パーパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパーパルプには適用しない。</p> <p>③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①パーパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	

<p>インクジェットカラープリンター用塗工紙</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプが配合率70%以上であること。</p> <p>②パージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。</p> <p>③塗工量が片面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①古紙パルプが配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②パージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------------------	--

備考) 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーントウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

【印刷用紙】

<p>塗工されていない印刷用紙</p> <p>塗工されている印刷用紙</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を備考6の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考6の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。</p> <p>③パージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。</p> <p>④製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイトで確認できること。</p> <p>⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①総合評価値がより高いものであること。</p> <p>②古紙パルプが配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>③パージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--	---

備考)

- 「管理木材パルプ」とは、森林認証材とは異なるが、森林認証制度により承認されない分類に属さない木材であつて、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材を原料とするパルプをいう。
- 「その他の持続可能性を指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ（以下「その他の持続可能性を指したパルプ」という。）」とは、次のいずれかをいう（森林認証材パルプ、間伐材等パルプ及び管理木材パルプに該当するものを除く。）。
 - 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限つて調達するもの方針に基づいて使用するパルプ
 - 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残

材、かん木、木の根、病虫獣害・災害を受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用する「バルブ材等」とは、間伐材又は竹をいう。

4 「指標項目」とは、古紙・バルブ材配合率、森林認証材・バルブ材配合率、間伐材等・バルブ材配合率、管理木材・バルブ材配合率、その他の持続可能性を目指した「バルブ材配合率、白色度及び塗工量」をいう。

5 「総合評価値」とは備考6に示される Y_1 又は Y_2 の値をいう。
 「指標値」とは、備考6に示される X_1, X_2, X_3, X_4, X_5 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考6に示される X_6, X_8 の指標項目ごとの値をいう。
 「評価値」とは、備考6の $Y_1, Y_2, Y_3, Y_4, Y_5, Y_6$ について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

6 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y_1 = Y_1 + Y_2 + Y_3 + Y_4$$

$$Y_2 = Y_1 + Y_2 + Y_3 + Y_5$$

$$Y_1 = X_1 + X_2 + X_3 \quad (0 \leq X_1 + X_2 + X_3 \leq 100)$$

$$Y_2 = 0.75 \times X_4 \quad (0 \leq X_4 \leq 100)$$

$$Y_3 = 0.5 \times X_5 \quad (0 \leq X_5 \leq 70)$$

$$Y_4 = -X_6 + X_7 \quad (X_7 - 15 \leq X_6 \leq X_7, X_6 < X_7 - 15, X_6 > X_7 - X_6 = X_8)$$

$$Y_5 = -0.5 \times X_8 + 20 \quad (0 < X_8 \leq 10 \rightarrow X_8 = 10, 10 < X_8 \leq 20 \rightarrow X_8 = 20, 20 < X_8 \leq 30 \rightarrow X_8 = 30, X_8 > 30 \rightarrow X_8 = 40)$$

Y_1, Y_2 及び $Y_3, Y_4, Y_5, X_1, X_2, X_3, X_4, X_5, X_6, X_7, X_8$ は次の数値を表す。

- Y_1 : (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値)： Y_1, Y_2, Y_3, Y_4, Y_5 の合計値を算出し、小数点を切り捨てた数値
- Y_2 : (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値)： Y_1, Y_2, Y_3, Y_4, Y_5 の合計値を算出し、小数点を切り捨てた数値
- Y_3 : 古紙・バルブ材配合率、森林認証材・バルブ材配合率及び間伐材等・バルブ材配合率の合計値に係る評価値を算出し、小数点第二位を四捨五入した数値
- Y_4 : 管理木材・バルブ材配合率に係る評価値を算出し、小数点第二位を四捨五入した数値
- Y_5 : その他の持続可能性を目指した「バルブ材配合率」に係る評価値を算出し、小数点第二位を四捨五入した数値
- Y_6 : 白色度に係る加算値を算出し、小数点第二位を四捨五入した数値（フロンジーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）
- X_1 : フロンジーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（「印刷」参照）に示されたAラック（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0
- X_2 : 塗工量に係る加算値を算出し、小数点第二位を四捨五入した数値
- X_3 : 森林認証材・バルブ材配合率（%）
- X_4 : 間伐材等・バルブ材配合率（%）
- X_5 : 管理木材・バルブ材配合率（%）
- X_6 : その他の持続可能性を目指した「バルブ材配合率」（%）
- X_7 : 白色度（%）
- X_8 : 白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内に

ついでに許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

$$X_1$$
: 白色度の基準値（%）

$$\text{白色度の基準値は古紙・バルブ材配合率 } (X_1) \text{ 及びびーゲン・バルブ材配合率 } (X_2 + X_3 + X_4 + X_5) \text{ に対応した基準値であって、古紙・バルブ材配合率 } 100\% \text{ の場合の基準値は } 70\%、\text{びーゲン・バルブ材配合率 } 100\% \text{ の場合の基準値は } 90\% \text{ として次式により算定。}$$

$$X_1 = 0.7 \times X_1 + 0.9 \times (X_2 + X_3 + X_4 + X_5)$$

X_4 : 塗工量 (g/m²)
 塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

7 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クレーンクワッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月）」に準拠して行うものとする。

10 紙の場合には、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレーンクワッド方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレーンクワッド方式を採用することができる。また、森林認証材及び管理木材については、各制度に基づいたクレーンクワッド方式により運用を行うことができる。

なお、「クレーンクワッド方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材、間伐材等などとそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材、間伐材等などが等しく使われているとみなす方式をいう。

【衛生用紙】	
トイレットペーパー	【判断の基準】 ○古紙・バルブ材配合率100%であること。
ティッシュペーパー	【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 古紙及び古紙・バルブ材配合率
 各品目において判断の基準となつている古紙及び関連する用語、古紙・バルブ材配合率の定義は、以下のとおりとする。

【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットローク及びドライローク）。 ・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。 ・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	「日本標準産業分類」（平成 21 年総務省告示第 175 号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり、小分類の「洋紙製造業（1421）」「板紙製造業（1422）」「機械すき和紙製造業（1423）」及び「手すき和紙製造業（1424）」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づき財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条の各項に定めるものをいう。

【古紙/パルプ配合率の定義】

$$\text{古紙/パルプ配合率} = \frac{\text{古紙/パルプ}}{\text{パージン/パルプ+古紙/パルプ}} \times 100 (\%)$$

パルプは含水率 10%の重量とする。
上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

(3) 目標の立て方
各品目の当該年度の調達総重量 (kg) に占める基準を満たす物品の重量 (kg) の割合とする。

3. 文具類
(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p>【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にパーシパルが使用される場合は③の要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ホストコンジュニア材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>②金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の割合が50%以上であること。 イ、紙の原料にパーシパルが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパーシパルパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパーシパルパルプには適用しない。</p> <p>④大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合は、次の要件を除く。 ア、原材料の使用量の削減及び部品の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。 イ、使用後に異種材料間の分解・分別が可能なるものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。 エ、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ③材料に木質が含まれる場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれていた森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ④材料に紙が含まれる場合でパーシパルが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれていた森林から</p>
-------	--

	<p>ら産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたパーシパルパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパーシパルパルプには適用しない。</p> <p>⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑦製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、大部分の材料が金属類に該当しない場合であつて、個別の特定調達品目について判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の判断の基準を適用する。</p>
シャープペンシル	<p>【配慮事項】 ○残芯が可能な限り少ないこと。</p> <p>【判断の基準は容器に適用】</p>
シャープペンシル 替芯	<p>【判断の基準】 ●文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。</p>
ボールペン	<p>【配慮事項】 ○消耗品が交換又は補充できること。</p>
ワーキングペン	<p>【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ホストコンジュニア材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 ○インク又は液が補充できること。</p>
鉛筆	<p>【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオプラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオ</p>
スタンプ台	<p>【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオ</p>
朱肉	<p>【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオ</p>

	<p>【配慮事項】</p> <p>○インク又は液が補充できること。</p>
印章セット	<p>【配慮事項】</p> <p>○液が補充できること。</p>
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トシ	
消しゴム	<p>【判断の基準は巻紙（スリーフ）又はケースに適用】</p>
スチーマー（別用型）	<p>【判断の基準】</p> <p>●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
スチーマー（別用型以外）	<p>【配慮事項】</p> <p>○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
スチーマー（別用型以外）	<p>【配慮事項】</p> <p>○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
連射式クリップ（本体）	<p>【判断の基準】</p> <p>●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ホストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
事務用修正具（テープ）	<p>【判断の基準】</p> <p>●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが</p>

事務用修正具（液状）	<p>【配慮事項】</p> <p>○消耗品が交換できること。</p> <p>【判断の基準は容器に適用】</p>
クラフトテープ	<p>【判断の基準】</p> <p>●テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にパージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。</p>
布粘着テープ（プラスチック製クロステーブを含む。）	<p>【配慮事項】</p> <p>○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p> <p>【判断の基準】</p> <p>●テープ基材（ラミネート層を除くことができる。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
両面粘着紙テープ	<p>【判断の基準】</p> <p>●テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にパージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。</p>
製本テープ	<p>【判断の基準はテープ基材に適用】</p>
ブックスタンプ	<p>【判断の基準】</p> <p>●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ホストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
ペンスタンプ	

クリップケース	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
はさみ	
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テーブカッター	
ペンチ(手動)	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリウム	【判断の基準は容器に適用】
鉛筆削(手動)	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
OAクーリーナー(ウェットタイプ)	【判断の基準】 【判断の基準は容器に適用】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ホストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
OAクーリーナー(液タイプ)	【配慮事項】 ○内容物が補充できること。 【判断の基準は容器に適用】 【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
ダストブロー	【判断の基準】 ●フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱について適切な記載がなされていること。
シターケース	

メテイクケース	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ホストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②OD、DVD及びBD用にあつては、厚さ0mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
ワカスバッド	
OAコンルター(枠あり)	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッターングラツト	【配慮事項】 ○ラツトの面が使用できること。
デスクラツト	
OHプロアルム	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
絵筆	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ホストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
絵の具	【判断の基準は容器に適用】
墨汁	【判断の基準は容器に適用】
のり(液状)(補充用を含む。)	【判断の基準は容器に適用】

パンチラベル	【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること（粘着部分を除く）。また、紙の原料にパーシメンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパーシメンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパーシメンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
インクタックス	
付箋紙	●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること（粘着部分を除く）。また、紙の原料にパーシメンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパーシメンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパーシメンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
付箋フィルム	【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。 【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
黒板拭き	
ホワイトボード用インレーサー	
額縁	
テーラ印字機等用カセット	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②次の要件を満たすこと。 ア. 使用済み製品にテーラ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。 イ. 通常の使用条件により、5回以上繰り返し使用することが可能であること。 ウ. 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ. 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなった排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、リサイクルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く。）の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単独埋立されないこと。

テーラ印字機等用テーラ	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②テーラ部分を交換することでテーラ印字機等をそのまま使用できること。
ごみ箱	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチック重量の70%以上使用されていること又はハイオックスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
リサイクルルボックス	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチック重量の70%以上使用されていること又はハイオックスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
缶・ボトルつがし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ（フックを含む。）	
チヨーク	【判断の基準】 ●再生材料が10%以上使用されていること。
クラウン用白線	【判断の基準】 ●再生材料が70%以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「スチラー（汎用型）」とは、JIS S 6036 の2 に規定するスチラー（汎用型）の種類の10号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「スチラー（汎用型以外）」とは、スチラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。

2 「フタイル」とは、穴をあけてとじる各種フタイル（フットフタイル、パイプ式フタイル、とじこみ紙、フタスチラー（とじ具）、コンピュータ用キヤップ式等）及び穴をあけずにとじる各種フタイル（フォルダー、ホルダー、ボックスフタイル、ドキュメントフタイル）を含む。

イル、透明ポケット式フレイム、スクラップフック、Z式フレイム、クリップフレイム、用箋挟、図面フレイム、ケースフレイム等)をいう。

3 「バインダー」とは、MPバインダー、リソグバインダー等をいう。

4 「フレイミング用品」とは、フレイム又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

5 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。

6 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

7 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く)。

8 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

9 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

10 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトータルオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

11 「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。

12 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合(フックエナ)は、当該部分(インク等)のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。

13 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。

14 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の95%以上であるものをいう。

15 文具類共通の判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定められたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

16 文具類共通の判断の基準④アについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること又は自社で定めた製品の機能に関連する重量原単位が削減されるよう設計がなされていることとする。

17 文具類共通の判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準を満たす製品については備考11に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

18 ダストプロローに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、シメチルエーテル及びハイト

ロフロオロヒェフイン (HFO1234ze) 等。

19 ダストプロローに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

20 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、0D、DVD及びBD用とする。

21 塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、基本方針「2. 紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。

22 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に對する比を示す数値をいう。

23 文具類共通の配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント カイドライン」等に整合して算定したものとす。

24 木質又は紙の原料となる原木については、合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

25 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成21年2月)」に準拠して行うものとする。

26 紙の場合には、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているかを否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

4. オフイス家具等
(1) 品目及び判断の基準等

<p>いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド</p>	<p>【判断の基準】 ○次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又は⑥の要件を満たすこと。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にパーシヅナルが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であつて、表1に示された区分の製品は、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあつては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 イ. バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ③金属を除く主要材料が木質の場合は、次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ. 間伐材は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記ア以外の場合にあつては、原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたこと。 エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。 ④金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙/パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にパーシヅナルが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたパーシヅナル及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパーシヅナルのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパーシヅナルには適用しない。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以</p>
--	--

上とすること。
⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

<p>【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。（特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、物体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能を限り少ないものであること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ④材料に木質が含まれる場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ⑤材料に紙が含まれる場合でパーシヅナルが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたパーシヅナルを除く。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦ライフサイクル全般にわたリカーボン・オフセットされた製品であること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。 2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。 3 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。 単一素材分解可能率(%) = 単一素材まで分解可能な部品数 / 製品部品数 × 100 次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。 ① 塗壁、地盤や操作上起こり得る転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等） ② 部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ペンジ、引出シール等）</p>
---	---

③日本産業規格（以下「JIS」という。）又はこれに準ずる部品の固定又は連結等を使用する付属の本ジ

4 「古紙」及び「古紙バルブ配合率」とは、基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙バルブ配合率」による。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトータルでオフセットを含み定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLOA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

8 「バイオマス合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、バイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。

9 放散速度が0.02mg/m²h以下と同等のものは、次によるものとする。

ア. 対応した JIS 又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたものを。JIS S 1031 に適合するオフセット用机・テーブル、JIS S 1032 に適合するオフセット用イス、JIS S 1039 に適合する書架・物品棚、及び JIS S 1033 に適合するオフセット用収納家具は、本基準を満たす。

イ. 上記ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

10 判断の基準③イについては、クリーニング法の対象物品に適用することとする。

11 判断の基準③ウについては、クリーニング法の対象物品以外にあることは、間伐材により製造されたパーズンバルブ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパーズンバルブには適用しないこととする。

12 判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.130「家具・Version2」に係る認定基準をいう。

13 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

14 配慮事項⑥の定量的環境情報、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント カイトライオン」等に整合して算定したものとす。

15 「ライフサイクル全般にわたリカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

16 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JUM）、地球版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、J-クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

17 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている

る森林からの産出に係る確認を行う場合には次にによる。

ア. クリーニング法の対象物品にあつては、木材関連事業者は、クリーニング法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木製製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ. クリーニング法の対象物品以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区分	基準
収納庫（カウル収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の算出方法は、次式による。

機能重量の基準 = 棚板重量 (kg) ÷ 棚耐荷重 (kg)

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。その他の部品は簡易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

(2) 目標の立て方
各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5. 画像機器等
5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>＜共通事項＞ ○基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の②から⑤の要件をそれぞれ満たすこと。 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ③次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ⑤使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のリサイクルシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単独理立てられないこと。</p> <p>＜個別事項＞ ①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含む。） ア. モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②複合機（インクジェット方式を除く。） ア. モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表2-1、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表2-2、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判複合機にあっては、表5に示された区分ごとの基準を満たすこと。 エ. リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表6-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 オ. リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表6-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p>
--	---

たすこと。
カ. リユースに配慮した大判複合機にあっては、表1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。

【配慮事項】

①ライフサイクル全般にわたったりカーボン・オフセットされた製品であること。
 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。
 ③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。
 ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
 ⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。
 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
 ⑦包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

- 備考) 1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
- 2 「業務用複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからヌの機能の項目のうち、カラー製品の場合は5項目以上、モノクロ製品の場合は4項目以上を満たす複合機をいう。
- ア. 坪量 141g/㎡以上を有する用紙のサポート
- イ. A3判用紙の処理可能
- ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度 86 枚/分以上（製品速度については後述表 1-1 の備考 1 参照）
- エ. 製品がカラーの場合、製品速度 50 枚/分以上
- オ. 各色に対するプリント解像度 600 × 600 ドット/インチ (dpi) 以上
- カ. ペースモジュールで180kgを超える重量
- キ. 紙容量 8,000 枚以上
- ク. デジタルフロントエンド
- ケ. パンチ穴開け
- コ. 無縫綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテーザ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。）
- サ. DRAM1,024MB 以上
- シ. 第三者による色認証
- ス. 塗工紙対応
- 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に由来する当該程度に對する比を示す数値をいう。
- 4 判断の基準＜共通事項＞①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の

- 「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとす。
- 5 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。
 - 7 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
 - 8 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
 - 6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
 - 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。
 - 8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 - 9 判断の基準＜共通事項＞④については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用する。
 - 10 「リテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
 - 11 「大判機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。
 - 12 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
 - 13 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準＜共通事項＞③ア及びイについて併記すること。
 - 14 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあつては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準①オの「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。
 - 15 判断の基準＜共通事項＞②については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
 - 16 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、判断の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表1-1、表1-2、表6-1及び表6-2の該当する要件を満たすことと対応する判断の基準を満たすものとみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。
 - 17 「ライノサイクル全般にわたるカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライノサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライノサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項

において「クレジット」という。)を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という。)製品をいう。

18 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間J-クレジット(JON)、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、J-クレジットの更なる活用を図る観点から、J-クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象J-クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表1-1 モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 5	≤ 0.3	
5 < ipm ≤ 20	≤ 0.04 × ipm + 0.1	要件なし
20 < ipm ≤ 24	≤ 0.06 × ipm - 0.3	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
24 < ipm ≤ 30		
30 < ipm ≤ 37	≤ 0.11 × ipm - 1.8	
37 ≤ ipm ≤ 40	≤ 0.16 × ipm - 3.8	
40 < ipm ≤ 65	≤ 0.2 × ipm - 6.4	
65 < ipm ≤ 90	≤ 0.55 × ipm - 37.9	基本製品に内蔵されている
90 < ipm		

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1 ipm (90 当たりの画像数) とは、1 分間に A4 判又は 8.5" × 11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5" × 11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 7 を除く全ての表において同じ。

2 A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表 1-2、表 6-1 及び表 6-2 において同じ。

3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」に於ける。以下表 1-2、表 6-1 及び表 6-2 において同じ。

表 1-2 カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 10	≤ 1.3	
10 < ipm ≤ 15	≤ 0.06 × ipm + 0.7	要件なし
15 < ipm ≤ 19	≤ 0.15 × ipm - 0.65	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
19 < ipm ≤ 30		
30 < ipm ≤ 35	≤ 0.2 × ipm - 2.15	
35 ≤ ipm ≤ 75		
75 < ipm	≤ 0.7 × ipm - 39.65	基本製品に内蔵されている

表 1-3 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（リユースに配慮した大判コピー機及び大判複合機等を含む。）に係るスリープ移行時間、基本モード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間		待機時消費電力
	スリープモード消費電力	基本モード消費電力	
$ipm \leq 30$	30分	$\leq 0.2W$	$\leq 0.5W$
$30 < ipm$	60分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表 3、表 4、表 5 及び表 7 において同じ。

2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本モード消費電力の基準にスリープモード消費電力の基準を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。

表 2-1 モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動画面要件
$ipm \leq 20$	≤ 0.263	要件なし
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.018 \times ipm - 0.115$	要件なし
$24 < ipm \leq 40$	$\leq 0.016 \times ipm - 0.033$	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$40 < ipm \leq 60$	$\leq 0.037 \times ipm - 1.314$	
$60 < ipm \leq 80$	$\leq 0.086 \times ipm - 5.283$	

備考) 1 A3判の用紙に対応可能な製品については、区ごとの基準に 0.05kWh を加えたものを基準とする。表 2-2 において同じ。

2 Wi-Fi が出荷時にセットされた製品については、区ごとの基準に 0.1kWh を加えたものを基準とする。表 2-2 において同じ。

3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成 30 年 12 月改定）」による。表 2-2 において同じ。

表 2-2 カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)		自動画面要件
	ipm ≤ 19	ipm = 20	
$ipm \leq 19$	≤ 0.254		要件なし
$20 < ipm \leq 40$	$\leq 0.024 \times ipm - 0.250$		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$40 < ipm \leq 60$	$\leq 0.011 \times ipm + 0.283$		
$60 < ipm \leq 80$	$\leq 0.055 \times ipm - 2.401$		
$80 < ipm$	$\leq 0.118 \times ipm - 7.504$		

表 3 リカバリー時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間 T_s (分)	リカバリー時間 (秒)	スリープ移行時間 T_s (分)	リカバリー時間 (秒)
$0 < ipm \leq 5$	$0 < T_s \leq 5$		$5 < T_s$	
$5 < ipm \leq 10$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 15$	
$10 < ipm \leq 20$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 20$	
$20 < ipm \leq 30$	$0 < T_s \leq 10$	$\leq \min(0.42 \times ipm + 5, 30)$	$10 < T_s \leq 30$	$\leq \min(0.51 \times ipm + 5, 60)$
$30 < ipm \leq 40$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 45$	
$40 < ipm$	$0 < T_s \leq 15$		$15 < T_s \leq 45$	

備考) 1 「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

$$\text{リカバリー時間 (秒)} = T_{\text{act}} - T_{\text{as0}}$$

T_{act} : スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

T_{as0} : 稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

2 本表において $\min(A, B)$ は最小関数であり、A と B の小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準の $\min(0.42 \times ipm + 5, 30)$ は、「 $0.42 \times ipm + 5$ 秒」又は「30 秒」のいずれかのうち小さい値。

3 長い初期設定のスリープ移行時間 (T_s) を超える製品については、リカバリー時間に關する規定はない。

表 4 モノクロ複合機又はカラー複合機に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
$ipm \leq 10$	≤ 15 分	
$10 < ipm \leq 20$	≤ 30 分	≤ 60 分
$20 < ipm \leq 30$	≤ 45 分	
$30 < ipm$		≤ 120 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。表 5 において同じ。

表 5 大判複合機に係るスリープ移行時間、基本モード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本モード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他モード消費電力	
$ipm \leq 10$	≤ 15 分				
$10 < ipm \leq 20$	≤ 30 分	≤ 60 分	$\leq 5.4W$	$\leq 8.7W$	$\leq 0.3W$
$20 < ipm \leq 30$	≤ 45 分				
$30 < ipm$		≤ 120 分			

備考) 1 「他モード消費電力」とは、インパクト方式及びインクジェット方式以外のスリープモード消費電力の基準をいう。

2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本モード消費電力の基準にスリープモード消費電力の基準を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、表 7 の追加機能の種類のうち、スキャナ及び内部ディスプレイについては、スリープモード消費電力の加算は適用しない。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギーターミナログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。

表6-1 リュースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動画面要件
$ipm \leq 5$	≤ 0.4	要件なし
$5 < ipm \leq 24$	$\leq 0.07 \times ipm + 0.05$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$24 < ipm \leq 30$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.15$	基本製品に内蔵されている
$30 < ipm \leq 37$	$\leq 0.25 \times ipm - 8.15$	基本製品に内蔵されている
$37 \leq ipm \leq 50$	$\leq 0.6 \times ipm - 36.15$	
$50 < ipm \leq 80$		
$80 < ipm$		

表6-2 リュースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動画面要件
$ipm \leq 10$	≤ 1.5	要件なし
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.1 \times ipm + 0.5$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$15 < ipm \leq 19$	$\leq 0.13 \times ipm + 0.05$	基本製品に内蔵されている
$19 < ipm \leq 30$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.05$	基本製品に内蔵されている
$30 < ipm \leq 35$	$\leq 0.7 \times ipm - 37.05$	
$35 \leq ipm \leq 70$	$\leq 0.75 \times ipm - 41.05$	
$70 < ipm \leq 80$		
$80 < ipm$		

表7 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284/パラレル/セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394/ファイヤファイア/ i.LINK、100Mbps イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、10Gb イーサネット	0.5
			例：クラウドメモリーカード/スマートフォン/タブレット/ピケットリッパ	0.2
	無線	任意	複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1

項目	該当なし	該当なし	該当なし	0.8
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に關係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/68
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光灯ランプ (CCFL) あるいは、発光ダイオード (LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光灯 (HGL)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL) 技術等の CFL ではない他の技術 (ランプの大きさ、又は採用されているランプ/電球の数に關係なく、1回のみ適用される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインテグレート又はインバウトキーリング技術を使用する製品における銘板出力電力 (Pout) が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02 × (Pout - 10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインテグレイションは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のフレッキシビリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-2 プリンタ等
(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ複合機	<p>【判断の基準】</p> <p>○次の①から⑦の要件を満たすこと、又は⑧の要件を満たすこと。</p> <p>①プリンタ又はプリンタ複合機（大判機を除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表1-1、表2及び表3-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあっては、表1-2、表2及び表3-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>イ. カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表2、表3-1及び表4-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあっては、表2、表3-2及び表4-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>ウ. インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあっては、表5-1に示された区分ごとの基準。インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機にあっては、表5-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>エ. 業務用モノクロプリンタにあっては、表6-1に示された区分ごとの基準。業務用モノクロプリンタ複合機にあっては、表6-2に示された基準。</p> <p>オ. 業務用カラープリンタにあっては、表6-3に示された区分ごとの基準。業務用カラープリンタ複合機にあっては、表6-4に示された区分ごとの基準。</p> <p>②大判プリンタにあっては、表7-1に示された区分ごとの基準、大判プリンタ複合機にあっては、表7-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>④特定の化学物質が含まる基準値を超えないこと。</p> <p>⑤少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再生プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>⑥ホストコンピュータ材料からなる再生プラスチック部品又は再生プラスチック部品が5g以上使用されていること。</p> <p>⑦ホストコンピュータ材料からなる再生プラスチック部品又は再生プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されていること。</p> <p>⑧エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p>
-----------------	--

③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。

④紙の使用量を削減できる機能を有すること。

⑤製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。

⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑦包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 「プリンタ複合機」とは、プリンタ機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。

2 「業務用プリンタ」又は「業務用プリンタ複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからヌの機能の項目のうち、カラ一製品の場合は5項目以上、モノクロ製品の場合は4項目以上を満たすプリンタ又はプリンタ複合機をいう。

- ア. 坪量 141g/㎡以上を有する用紙のサポート
- イ. A3判用紙の処理可能
- ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度 86 枚/分以上（製品速度については後述表 1-1 の備考 1 参照）
- エ. 製品がカラーの場合、製品速度 50 枚/分以上
- オ. 各色に対するプリント解像度 600 × 600 ドット/インチ (dpi) 以上
- カ. ベースモジュールで180kgを超える重量

- キ. 紙容量 8,000 枚以上
- ク. デジタルフロントエンド
- ケ. パッチ穴開け

コ. 無線縫じ又はリソグ縫じ（若しくは類似のテーザ若しくはワイヤ縫じ。ステッチを縫じを除く。）

- サ. DRAM1,024MB以上
- シ. 第三者による色認証
- ス. 塗工紙対応

3 「大判機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

4 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブレンフェニル並びにポリブレンフェニルをいう。

5 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 7 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体で構成される消耗品を有する場合には、本基本方針の「5-6 カートリッジ等」に示した判断の基準①オの「トナーの化学安全性が確認されていること」又は「インクの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとする。
- 8 判断の基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
- 9 判断の基準⑤、⑥及び⑦については、インパクト方式のプリンタ及びブリック複合機には適用しない。

- 10 判断の基準⑧については、令和7年3月以前に販売されている製品には適用しない。
- 11 判断の基準⑦については、プリント基板、ラベル、ケーブル、プラグ、電機部品及び光学部品を除くすべてのプラスチックの重量を対象とし、令和8年3月以前に販売されている製品には適用しない。
- 12 判断の基準⑧の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。
- 13 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 14 配慮事項⑤の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライオンケルアセメント (ISO 14040) 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント カードライオン」等に整合して算定したものととする。

表1-1 モノクロプリンタ (インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動画面要件
ipm ≤ 20	≤ 0.226	要件なし 基本製品に内蔵し、初期設定されていること
20 < ipm ≤ 24	≤ 0.018 × ipm - 0.152	
24 < ipm ≤ 40	≤ 0.025 × ipm - 0.439	
40 < ipm ≤ 60	≤ 0.049 × ipm - 1.903	
60 < ipm ≤ 135	≤ 0.183 × ipm - 20.127	

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1 ipm (分当たりの画像数) とは、1分間に A4 判又は 8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表8を除く全ての表において同じ。
- 2 A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に 0.08kWh を加えたものを基準とする。以下表1-2、表4-1及び表4-2において同じ。
- 3 Wi-Fi が出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に 0.1kWh を加えたものを基準とする。以下表1-2、表4-1及び表4-2において同じ。
- 4 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエナジー使用を判断するための試験方法 (平成30年12月改定)」による。以下表1-2、表4-1、表4-2及び表6-1から表6-4において同じ。

表1-2 モノクロプリンタ複合機 (インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動画面要件
ipm ≤ 20	≤ 0.263	要件なし 基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
20 < ipm ≤ 24	≤ 0.018 × ipm - 0.115	
24 < ipm ≤ 40	≤ 0.016 × ipm - 0.033	
40 < ipm ≤ 60	≤ 0.037 × ipm - 1.314	
60 < ipm ≤ 80	≤ 0.086 × ipm - 5.233	

表2 リカバリー時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間 Ts (分)	リカバリー時間 (秒)	スリープ移行時間 Ts (分)	リカバリー時間 (秒)
0 < ipm ≤ 5	0 < Ts ≤ 5	≤ min (0.42 × ipm + 5, 30)	5 < Ts	≤ min (0.51 × ipm + 15, 60)
5 < ipm ≤ 10	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 15	
10 < ipm ≤ 20	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 20	
20 < ipm ≤ 30	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 30	
30 < ipm ≤ 40	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 45	
40 < ipm	0 < Ts ≤ 15	15 < Ts ≤ 45		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくとも、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表3-1、表3-2、表5-1、表5-2、表7-1、表7-2及び表8において同じ。
- 2 「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をい、算定方法は、以下の式による。

$$\text{リカバリー時間 (秒)} = T_{\text{act}} - T_{\text{as0}}$$

T_{act}: スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

T_{as0}: 稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

- 3 本表において min (A, B) は最小関数であり、A と B の小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準の min (0.42 × ipm + 5, 30) は、「0.42 × ipm + 5 秒」又は「30 秒」のいずれかのうち小さい値。
- 4 長い初期設定のスリープ移行時間 (Ts) を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表3-1 モノクロプリンタ又はカラープリンタ (高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。)に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm ≤ 10	≤ 5 分	≤ 60 分
10 < ipm ≤ 20	≤ 15 分	
20 < ipm ≤ 30	≤ 30 分	
30 < ipm	≤ 45 分	≤ 120 分

- 備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。以下表3-2、表5-1、表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。

表3-2 モノクロプリンタ複合機又はカラープリンタ複合機（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインバクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
$ipm \leq 10$	≤ 15 分	≤ 60 分
$10 < ipm \leq 20$	≤ 30 分	
$20 < ipm \leq 30$	≤ 45 分	≤ 120 分
$30 < ipm$		

表4-1 カラープリンタ（インクジェット方式、インバクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動画面要件
		要件なし
$ipm \leq 19$	≤ 0.275	
$ipm = 20$		
$20 < ipm \leq 40$	$\leq 0.032 \times ipm - 0.397$	基本製品に内蔵し、初期設定されていること
$40 < ipm \leq 60$	$\leq 0.002 \times ipm + 0.833$	
$60 < ipm$	$\leq 0.100 \times ipm - 5.145$	

表4-2 カラープリンタ複合機（インクジェット方式、インバクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動画面要件
		要件なし
$ipm \leq 19$	≤ 0.254	
$ipm = 20$		
$20 < ipm \leq 40$	$\leq 0.024 \times ipm - 0.250$	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$40 < ipm \leq 60$	$\leq 0.011 \times ipm + 0.283$	
$60 < ipm \leq 80$	$\leq 0.055 \times ipm - 2.401$	
$80 < ipm$	$\leq 0.118 \times ipm - 7.504$	

表5-1 インクジェット方式又はインバクト方式のプリンタ（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本スリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本スリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
$ipm \leq 10$	≤ 5 分		$\leq 0.6W$	$\leq 0.3W$
$10 < ipm \leq 20$	≤ 15 分			
$20 < ipm \leq 30$	≤ 30 分			
$30 < ipm$	≤ 45 分	≤ 120 分		

備考) 1 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本スリープモード消費電力の基準に、スリープモード消費電力の基準に表8の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。

2 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。以下表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。

表5-2 インクジェット方式又はインバクト方式のプリンタ複合機（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本スリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本スリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
$ipm \leq 10$	≤ 15 分		$\leq 1.1W$	$\leq 0.3W$
$10 < ipm \leq 20$	≤ 30 分			
$20 < ipm \leq 30$	≤ 45 分			
$30 < ipm$		≤ 120 分		

表6-1 業務用モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動画面要件
		基本製品に内蔵されている
$85 < ipm \leq 90$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$	
$90 < ipm$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$	

備考) A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表6-2、表6-3及び表6-4において同じ。

表6-2 業務用モノクロプリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動画面要件
		基本製品に内蔵されている
$85 < ipm$	$\leq 0.6 \times ipm - 36.15$	

表6-3 業務用カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動画面要件
		基本製品に内蔵されている
$49 < ipm \leq 75$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$	
$75 < ipm$	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$	

表6-4 業務用カラープリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動画面要件
		基本製品に内蔵されている
$49 < ipm \leq 70$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.05$	
$70 < ipm \leq 80$	$\leq 0.7 \times ipm - 37.05$	
$80 < ipm$	$\leq 0.75 \times ipm - 41.05$	

表7-1 大判プリンタに係るスリープ移行時間、基本スリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本スリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
$ipm \leq 10$	5分		$\leq 4.9W$	$\leq 2.5W$
$10 < ipm \leq 20$	15分	60分		
$20 < ipm \leq 30$	30分			
$30 < ipm$	45分	120分		

備考) 「他スリープモード技術」とは、インクジェット方式以外のスリープモード技術をいう。表7-2において同じ。

表7-2 大判プリンタ複合機に係るスリープ移行時間、基本モードエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本モードエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他モード技術	
ipm ≤ 10	≤ 15分				
10 < ipm ≤ 20	≤ 30分				
20 < ipm ≤ 30		≤ 45分	≤ 5.4W	≤ 8.7W	≤ 0.3W
30 < ipm		≤ 120分			

表8 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	r < 20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284/パラレル/セントロニクス、R232C	0.2
		20 ≤ r < 500	例：USB2.x、IEEE1394/ファイアワイヤ/I.LINK、100Mbpsイーサネット	0.4
		r ≥ 500	例：USB3.x、1Gbイーサネット	0.5
			例：フラッシュメモリーカード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ 複合機の外に適用	0.2
	ワイヤレスモジュール	任意	例：ブルートゥース、802.11	0.2
	無線、無線周波数 (RF) 無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応してはいない。画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトレーザー技術を使用する製品における銘板出力電力 (Print) が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.5/88
電源装置	該当なし	該当なし		0.02 × (Print - 10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モニタ口及びカメラの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数はフラクシミリ機能を含め2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ複合機の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

5-3 ノックンシリ

(1) 品目及び判断の基準等

<p>ノックンシリ</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○次の要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. モノクロノックンシリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーノックンシリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. インクジェット方式のノックンシリにあつては、表3に示された基準を満たすこと。</p> <p>エ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>オ. 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再生用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>②エコーマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>②分解が容易である等部品の再生利用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再生部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥包装材料等の回収及び再生利用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
---------------	---

- 備考) 1 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロピレニウム並びにポリプロピレニウムをいう。
- 2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有率表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 4 判断の基準②の「エコーマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコーマーク事務局が運営するエコーマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に對する比を示す数値をいう。

6 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとす。

表1 モノクロノックンシリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
ipm ≤ 5	≤ 0.3
5 < ipm ≤ 20	≤ 0.04 × ipm + 0.1
20 < ipm ≤ 30	≤ 0.06 × ipm - 0.3
30 < ipm ≤ 40	≤ 0.11 × ipm - 1.8
40 < ipm ≤ 65	≤ 0.16 × ipm - 3.8
65 < ipm ≤ 90	≤ 0.2 × ipm - 6.4
90 < ipm	≤ 0.55 × ipm - 37.9

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1 ipm（分当たりの画像数）とは、1分間に A4 判又は 8.5" × 11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。

A4 判用紙と 8.5" × 11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表2において同じ。

2 A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 215mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。表2において同じ。

3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法バージョン2.0」による。以下表2及び表3において同じ。

表2 カラーノックンシリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
ipm ≤ 10	≤ 1.3
10 < ipm ≤ 15	≤ 0.06 × ipm + 0.7
15 < ipm ≤ 30	≤ 0.15 × ipm - 0.65
30 < ipm ≤ 75	≤ 0.2 × ipm - 2.15
75 < ipm	≤ 0.7 × ipm - 39.65

表3 インクジェット方式のノックンシリに係るスリープ移行時間、基本ワーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本ワーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
5分	≤ 0.6W	≤ 0.5W

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力削減状態をいう。

2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本ワーキングエンジンのスリープモード消費電力に表4の追加機能に對するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表4 追加機能に対するスリーモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度r (Mbit/秒)	詳細		追加機能許容値 (W)
			例	許容値	
インターネット フェース	有線	r<20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284/パラレル/セントロニクス、R8232G	0.2	
		20≤r<500	例：USB2.x、IEEE1394/ファイアワイヤ/I.LINK、100Mbpsイーサネット	0.4	
		r≥500	例：USB3.x、100Gイーサネット	0.5	
インターネット フェース	無線	任意	例：Bluetooth、802.11	2.0	
		任意	例：11Dn	0.1	
コードレス 電話機	該当なし	該当なし	該当なし	0.8	
メモリ	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインフラットレーザー技術を使用する製品における銘板出力電力 (Point) が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.5/08	
電源装置	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.02× (Point- 10.0)	
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	タッチパネルディスプレイ及び半導体ドライエングを含む内部ディスプレイに適用される。	0.2	
内部ディスプレイ ドライエング	該当なし	該当なし	タッチパネルディスプレイ及び半導体ドライエングを含む内部ディスプレイに適用される。外部ディスプレイに対するインクジェットは対象ではない。	0.15	

備考) 追加機能の種類のうち、インターネットフェース追加機能の許容値の数は無制限である。は2以下であり、非インターネットフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のフレッツミリの調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

5-4 スキヤナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキヤナ
<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 表1に示された基準を満たすこと。</p> <p>イ. 特定の化学物質が含有基準値を超えないこと。</p> <p>ウ. 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考)

- 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモヒンメル並びにポリブロモフェニルエーテルをいう。
- 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法) の附属書Aの表A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値) に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。
- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く)。
- 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。
- 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040及びISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとす。
- 判断の基準①ウについては令和7年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和5年12月22日閣議決定)

のヌキヤナに係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

表1 スキヤナに係るスリープ移行時間、基本ワーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間		基本ワーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
$ipm \leq 10$	≤ 15 分	≤ 30 分	≤ 60 分	$\leq 2.5W$
$10 < ipm \leq 20$	≤ 30 分	≤ 45 分	≤ 60 分	$\leq 0.3W$
$20 < ipm \leq 30$	≤ 45 分	≤ 120 分	≤ 120 分	$\leq 0.3W$

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。
- 3 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本ワーキングエンジンのスリープモード消費電力に表2の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
- 4 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。

表2 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284/パラレル/セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394/ファイヤワイヤ/I.LINK、100Mbpsイーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gbイーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ビデオリッジ	0.2
無線、無線周波数 (RF)	無線、赤外線 (IR)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
		任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力、画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に關係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8

メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/68
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインクジェットワーキング技術を使用する製品における銘板出力電力 (Pout) が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02 x (Pout - 10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モニタロ及びカメラの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のヌキヤナの調達 (リソース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

5-5 プロジェクタ
(1) 品目及び判断の基準等

プロジェクト	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。
	<p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 製品本体の重量が備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。</p> <p>イ. 消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。</p> <p>ウ. 待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。</p> <p>エ. 光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。</p> <p>オ. 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。</p> <p>カ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトを等で容易に確認できること。</p> <p>②エコーマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。</p> <p>②光源ランプには、可能な限り固体光源が使用されていること。</p> <p>③可能な限り低騒音であること。</p> <p>④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑤使用済製品の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあり、再利用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑥製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再利用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑦筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑧筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑨製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑩製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑪包装材料等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクト」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の機器であって、会議室、教室、講堂等で使用するものをい、1m以内の距離で横幅1.2m以上のスクリーンに投写できる

プロジェクト (以下「短焦点プロジェクト」という。短焦点プロジェクトのうち、特に0.5m以内の距離で同様投写できるプロジェクトを「超短焦点プロジェクト」という。) を含むものとする。

2 「固体光源」とは、発光ダイオード(LED)、半導体レーザー(LD)等の固体(物質)に電圧などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイスを用いる。

3 製品本体の重量の基準の算定方法は、有効光束に応じて次式による。

$$\text{製品本体重量の基準 (kg)} = 0.0012 \times \Phi \times \alpha \times \beta \quad (\Phi < 5,000)$$

$$\text{製品本体重量の基準 (kg)} = 0.0030 \times \Phi \times \alpha \times \beta \quad (\Phi \geq 5,000)$$

Φ：有効光束 (lm)

α：超短焦点プロジェクトの場合は1.5、短焦点プロジェクトの場合は1.2、それ以外の場合は1.0

β：固体光源の場合は2.0、それ以外の場合は1.0

4 消費電力の基準の算定方法は、次式による。

$$\text{消費電力の基準 (W)} = 0.070 \times \Phi \times \alpha \times \beta + 85$$

Φ：有効光束 (lm)

α：超短焦点プロジェクトの場合は1.2、短焦点プロジェクトの場合は1.1、それ以外の場合は1.0

β：固体光源の場合は1.5、それ以外の場合は1.0

5 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、外部機器に接続しない状態で不定時間保たれる可能性のある最低消費電力をいう。待機(スタンバイ)は、製品の最低消費電力モードである。

6 判断の基準①ウについては、AC電源装置付の製品及び主として携帯目的の軽量の製品には適用しない。

7 判断の基準①エの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかかユーザーに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

8 判断の基準①エの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む)をいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート、逆流ルート)による回収、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名(ブランド名なども可)がユーザーに見やすく記載されていること。

ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかかユーザーに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。

9 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブROMオキシニル並びにポリブROMジニルエーテルをいう。

10 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有率表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有率が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950

に準ずるものとする。

- 1 1 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型 No.145「プロジェクトタ Version2」に係る認定基準をいう。
- 1 2 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。
- 1 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 1 4 配慮事項④の定量的指標情報は、カーボンプラントプリント (ISO 14067)、ライオンケルラセメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンプラントプリント カイトライン」等に整合して算定したものとす。
- 1 5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 1 6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分調査し、必要な機器・機能のみを要件とする。
- イ. リニューアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。
- エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

(2) 目標の立て方

当該年度のプロジェクトの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。

5-6 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 使用済トナーカートリッジの回収及びリサイクル率の95%以上であること。</p> <p>イ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・リサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の50%以上であること。</p> <p>ウ. 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の95%以上であること。</p> <p>エ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単独埋立てされないこと。</p> <p>オ. トナーの化学安全性が確認されていること。</p> <p>カ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。</p> <p>キ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>ク. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>
インクカートリッジ	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 使用済インクカートリッジの回収率が95%以上であること。</p> <p>イ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用・リサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の25%以上であること。</p> <p>ウ. 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の95%以上であること。</p> <p>エ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単独埋立てされないこと。</p> <p>オ. インクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>カ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>ク. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p>

①各種システム構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。
 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」(以下「カートリッジ等」という。)は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものとは含まない。
- 2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びフタクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナーカートリッジには含まれないものとする。
- ア. 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
- イ. 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びフタクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。
- ア. 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
- イ. 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用・マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準①ア及びインクカートリッジに係る判断の基準①アの「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収すること)をいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。するルート(販売店における回収ルート、逆流ルート)による回収、使用者の要請に応じた回収等を構築していること。
- イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名(ブランド名なども可)をユーザが見やすいように記載していること。

ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。

- 8 トナーカートリッジに係る判断の基準①エ及びインクカートリッジに係る判断の基準①エの「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を適正処理する事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理(事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。)は含まれない。ただし、その対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 9 トナーカートリッジの判断の基準②及びインクカートリッジの判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、前者が令和3年4月1日時点において発効している商品類型 No.132「トナーカートリッジ」に係る認定基準を、後者が同じく商品類型 No.142「インクカートリッジ」に係る認定基準をいう。
- 10 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
- ア. トナー及びインクは、以下の①～④を満たすこと。ただし、②及び③に該当する物質の使用が技術的に不可避であり、かつ直ちに代替えが困難である場合は、適用免除に関する根拠資料等の情報が開示され、容易に確認できる場合はその限りではない。
- ①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物が如方構成成分として添加されていないこと。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。
- ②規則(EO)No.1272/2008のAnnex VI、の表3.1のCMRカテゴリ1A、1B又は2(別表1)に分類される各物質が如方構成成分として添加されていないこと。

別表1 使用を制限する危険有害性カテゴリ

危険有害性クラス	危険有害性カテゴリ	CLP規則(EO)No.1272/2008 Hフレーズ
発がん性	Carc. 1A及び1B	H350：発がんのおそれ
発がん性	Carc. 1A及び1B	H350I：吸入による発がんのおそれ
発がん性	Carc. 2	H351：発がんのおそれの疑い
生殖細胞変異原性	Muta. 1A及び1B	H340：遺伝性疾患のおそれ
生殖細胞変異原性	Muta. 2	H341：遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖毒性	Repr. 1A及び1B	H360：生殖能または胎児への悪影響のおそれ
生殖毒性	Repr. 2	H361：生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い

REACH規則第59条第1項に記載のリスト(いわゆるSVHC候補リスト)に掲げられた物質は対象に含まれる。

③トナー及びインクは、混合物として、規則(EO)No.1272/2008のAnnex Iに定められた危険有害性カテゴリS101 SE1、SE2、RE1、RE2(別表2)に分類されないこと。

別表2 対象となる危険有害性カテゴリ

危険有害性クラス	危険有害性カテゴリ	CLP規則(EO)No.1272/2008 Hフレーズ
特定の機器的有害性、単回暴露	STOT SE1	H370：機器的障害
特定の機器的有害性、単回暴露	STOT SE2	H371：機器的障害のおそれ
特定の機器的有害性、反復暴露	STOT RE1	H372：長期にわたる、または反復暴露により機器的障害

特定の腫瘍発がん性、反復暴露	ST01 RE2	H373：長期にわたる、または反復暴露により腫瘍の発生のおそれ
----------------	----------	---------------------------------

④REACH 規則 (EC) No. 1097/2006 の Annex XVII Appendix 8 (別表3) にリストされた発がん性芳香族アミンを生成するアゾ着色料 (染料または顔料) が処方構成成分として添加されていないこと。

別表3 アゾ基の分解により生成してはならないアミン

化学物質名	CAS No.
1 4-アゾニトロフェニル	92-67-1
2 ベンゾジジン	92-87-5
3 4-クロロ-オトルイジン	95-69-2
4 2-アゾチルアジン	91-59-8
5 オ-アゾニトロトルエン	97-56-3
6 2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7 p-クロロアジン	106-47-8
8 2,4-ジアミノアゾニロール	615-05-4
9 4,4'-ジアミノアゾニロール	101-77-9
10 3,3'-ジクロロベンゾジジン	91-94-1
11 3,3'-ジメチルベンゾジジン	119-90-4
12 3,3'-ジメチルベンゾジジン	119-93-7
13 3,3'-ジメチル-4,4'-ジアゾニトロフェニルメタン	838-88-0
14 p-クレゾリン	120-71-8
15 4,4'-メチル-2,2'-ビス(2-クロロアジン)	101-14-4
16 4,4'-オキシジニン	101-80-4
17 4,4'-チオジニン	139-65-1
18 o-トルイジン	95-53-4
19 2,4-トルイレンジアジン	95-80-7
20 2,4,5-トリメチルアジン	137-17-7
21 o-アゾニジン	90-04-0
22 4-アミノアゾニベンゼン	60-09-3

イ. トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに關する 2012 年 5 月 22 日付の欧州議会及び理事会規則 (EU) No528/2012」の Annex 1 にリストされ、製品分類 6 に該当する成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。

ウ. トナー及びインクに關し、Ames 試験に關して陰性であること。

エ. トナー及びインクの SDS (安全データシート) を備えていること。

1 1 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

① 自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・シヤム・トナー/インク濡れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証 (使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等) がなされていること (一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不良への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い)。

② 本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合、当該製品の情報 (製品名、事業者

名、ブランド名、機器本体名等) 及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ. 使用目的、用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

① 写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

② 新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

1 2 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に關する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること (例えば、事業者の判断で公開するウェブサイトで確認できることなど) に十分留意すること。

ア. トナー又はインクに關する Ames 試験に係る報告書等

イ. トナー又はインクに關する SDS (安全データシート)

ウ. 配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に關する判断の基準を満たすことを示す証明書等

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量 (個数) に占める基準を満たす物品の数量 (個数) の割合とする。

6. 電子計算機等
6-1 電子計算機
(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ①サーバ型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②クライアント型電子計算機にあつては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 ア.表2に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ.デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考5イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ウ.ワークステーションの場合は、備考6アの算定式により算定した加重消費電力量が備考6イの算定式により算定した最大加重消費電力量以下であること。 エ.シンクライアントの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考7の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ③特定の化学物質が含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエフサイト等で容易に確認できること。 ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 ⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
<p>【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再利用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③一度使用された製品からの再利用部品が可能な限り使用されていること。 ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。 ⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥製品とともに提供されるマニュアルやリハビリティ等の付属品が可能な限り削減されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧包装材料等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

- ①演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
 - ②入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき10ギガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの
 - ③4を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 - ④サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑤サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、64ビットのコンピュータアーキテクチャ専用で設計された中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑥サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑦専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの
- 2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサーバース等を提供するために設計された電子計算機をいう。
 - 3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。
 - 4 判断の基準②イ、ウ及びエ、備考5から備考8において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。
 - ア. コンピュータの種類
 1. 「デスクトップコンピュータ」とは、主要装置（本体）が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであつて、携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。
 2. 「一体型デスクトップコンピュータ」とは、1つのケースを通じて交流電力の供給を受け、単一機器としてコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。
 3. 「ノートブックコンピュータ」とは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無いのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであつて、一体型ディスプレイを装備しているものをいう。
 4. 「ワークステーション」とは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザーコンピュータをいう。
 5. 「シンクライアント」とは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであつて、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう（回転式記憶媒体のない機器に限る。）。また、ハードウェアとディスプレイが1つのケースを通じて交流電力の供給を受け、一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義とともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。
 - イ. 動作モード
 1. 「オフモード」とは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従つて使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者は電源をオフにしない（影響を与

えていない)状態をいう。

2. 「スリープモード」とは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。

3. 「アイドル状態」とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの動作が終了し、ユーザソフトウェアが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本ソフトウェアに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。

4. 「長期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。

5. 「短期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオフ状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。

6. 「代替低電力モード」とは、コンピュータが一定時間使用されたいときに自動的又は手動選択により入る低電力状態であり、デバイスがオフになりコンピュータが機能低下状態に入ることを用いる。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則(令和3年4月施行) 別表第2-1」による。

5 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

7. 標準年間消費電力量

$$E = (0.760/1,000) \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SL} \times T_{SL} + P_{LT} + P_{ST} \times T_{ST})$$

E: 標準年間消費電力量(単位: kWh/年)

P_{OFF}: オフモード消費電力(単位: W)

P_{SL}: スリープモード消費電力(単位: W)

P_{LT}: 長期アイドルモード消費電力(単位: W)

P_{ST}: 短期アイドルモード消費電力(単位: W)

T_X: 表3-1及び表3-2に規定するモード別比率(年間の時間割合)(単位: %)

スリープモードに替わり、代替低電力モード(10W以下の場合に限る。)を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータについては、上記算定式において、スリープモード消費電力(P_{SL})及び長期アイドルモード消費電力(P_{LT})の代わりに代替低電力モードを、独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力(P_{SL})の代わりに長期アイドルモード消費電力(P_{LT})をそれぞれ使用するこができる。

4. 最大年間消費電力量

$$E_{MAX} = (1 + A_{ANSI} + A_{AVX}) \times (TE_{CASE} + TE_{MEM} + TE_{CPU} + TE_{GPU} + TE_{DISK} + TE_{OPT} + TE_{IO} + TE_{FAN} + TE_{HDD} + TE_{PSU})$$

E_{MAX}: 最大年間消費電力量(単位: kWh/年)

A_{ANSI}: 表3-3に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

A_{AVX}: プロキシ許容値。デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータであり、表3-1の備考に示す条件1を満たす場合の許容値は0.12、条件2を満たす場合は表3-4に規定する代替低電力モードの許容値

TE_{CASE}: 表3-5(デスクトップコンピュータ)、表3-6(一体型デスクトップ

コンピュータ)又は表3-7(ノートブックコンピュータ)に規定する基本許容値(単位: kWh)

TE_{MEM}: 表3-8に規定するシステム搭載メモリの追加許容値(単位: kWh/ギガバイト)

TE_{CPU}: 表3-8に規定する独立型グラフィックス追加許容値(単位: kWh)

TE_{GPU}: 表3-8に規定する内部記憶装置(ストレージ)の追加許容値(単位: kWh)

TE_{DISK}: 表3-8に規定する性能強化ディスクの追加許容値(単位: kWh)

TE_{OPT}: 表3-8に規定する切替可能なグラフィックスの追加許容値(単位: kWh)

TE_{MEM}: 表3-8に規定するメモリアルワークステーションの追加許容値(単位: kWh)

TE_{IO}: 表3-8に規定するネットワーク1Gb/秒以上10Gb/秒未満のイーサネットポートを有する場合の追加許容値(単位: kWh)

TE_{PSU}: 表3-8に規定する100W/秒イーサネットポートを有する場合の追加許容値(単位: kWh)

TE_{FAN}: 表3-8に規定する100B/秒イーサネットポートを有する場合の追加許容値(単位: kWh)

TE_{HDD}: 表3-8に規定する100B/秒イーサネットポートを有する場合の追加許容値(単位: kWh)

6. ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

7. 加重消費電力

$$\text{加重消費電力 (W)} = 0.10 \times P_{OFF} + 0.35 \times P_{SL} + 0.20 \times P_{LT} + 0.35 \times P_{ST}$$

P_{OFF}: オフモード消費電力(単位: W)

P_{SL}: スリープモード消費電力(単位: W)

P_{LT}: 長期アイドルモード消費電力(単位: W)

P_{ST}: 短期アイドルモード消費電力(単位: W)

4. 最大加重消費電力

$$\text{最大加重消費電力 (W)} = 0.28 \times (P_{MAX} + N_{HDD} \times 5)$$

P_{MAX}: 最大消費電力測定値(単位: W)

N_{HDD}: HDD(ハードディスクドライブ)又はSSD(半導体ドライブ)の搭載数

7. シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$E_{MAX} = TE_{CASE} + TE_{CPU} + TE_{GPU} + TE_{DISK}$$

E_{MAX}: 最大年間消費電力量(単位: kWh/年)

TE_{CASE}: 基本許容値 31kWh

TE_{CPU}: 独立型グラフィックス許容値 36kWh

TE_{GPU}: ウェイクオンラン(WOL)許容値 2kWh

TE_{DISK}: 表3-8に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスク許容値(単位: kWh)

ただし、TE_{CASE}、TE_{GPU}及びTE_{DISK}の許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。

8. 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ホリウムモロビウム並びにホリウムジフェニルエチルをいう。

9. 判断の基礎③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものと

する。

10 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものを除く。）をいう。

11 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェースは、装備されていないことが望ましい。

ア 内蔵メモリ、CD/DVD、BD等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ 周辺機器を接続するためのUSBインターフェースを複数備えていること。

12 一般行政事務用ノートパソコンの「二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間」とは、停電等の緊急時において、コンピュータを稼働させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。

13 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

14 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

15 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトータルオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

16 判断の基準⑤の筐体又は部品には本体機器に付属するACアダプタ等を含む。また、判断の基準⑤については、サーバ型電子計算機には適用しない。

17 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ デュアルやリカバリCD等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

18 判断の基準②アのエネルギー消費効率に係る基準については、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

中央演算処理装置の種別	中央演算処理装置のソケット数		基準エネルギー消費効率
	1	2	
x86	1	2	8.9
	4	2	11.9
	1	4	8.9
	4	4	6.3
SPARC	1	2	4.2
	2	2	4.2
	4	4	3.5
	1	4	4.6
Power	2	2	4.9
	4	4	4.2

備考)

1 「x86」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置のうち、電子計算機に専用に設計された中央演算処理装置以外のものをいう。32ビットのアーキテクチャと互換性をもった64ビットのものをいう。

2 「SPARC」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能とレジスタ制御機能を備えたものをいう。「レジスタ制御機能」とは、レジスタの内容を中央演算処理装置内に退避及び復元する機構をもつことで、主プログラムで使用中のレジスタの内容をメモリに退避及び復元することなくサブプログラムでそのレジスタを使用可能とする機能を用いる。

3 「Power」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能を備えているが、レジスタ制御機能は備えていないものをいう。

4 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成31年経済産業省告示第69号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（1）」による。

表2 クラウド型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率算定式

製品形態の種別	画面サイズ		区分名	基準エネルギー消費効率の算定式
	P	M		
ノートブックパソコン	8未満	15型未満	A	$E=5.21+TE_{mem}+TE_{CPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}$
	15型以上	19型以上	B	$E=7.75+TE_{mem}+TE_{CPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}$
サーバ	8未満	—	C	$E=11.34+TE_{mem}+TE_{CPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}$
	8以上	—	D	$E=39.87+TE_{mem}+TE_{CPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}$
サーバ一体形	8未満	—	E	$E=53.32+TE_{mem}+TE_{CPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}$
	8以上	—	F	$E=29.59+TE_{mem}+TE_{CPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}$
サーバラックコンピュータ	—	5L以上	G	$E=31.33+TE_{mem}+TE_{CPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}$
	—	20L未満	H	$E=28.45+TE_{mem}+TE_{CPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}$
分類型	—	20L以上	I	$E=40.47+TE_{mem}+TE_{CPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}$
	—	35L未満	J	$E=40.47+TE_{mem}+TE_{CPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}$
—	—	35L以上	K	$E=40.47+TE_{mem}+TE_{CPU}+TE_{GPU}+TE_{GPU}$

備考)

1 「一体形デスクトップパソコンコンピュータ」とは、コンピュータ本体とディスプレイが一つの交流電源ケーブルを介して交流電力を受け単一機器として機能するデスクトップコンピュータをいう。

2 「分離型デスクトップパソコンコンピュータ」とは、ディスプレイを有さないコンピュータ本体と外部ディスプレイからなるデスクトップコンピュータをいう。

3 「Pスコア」とは、中央演算処理装置のコア数に中央演算処理装置のクロック周波数（単位：ギガヘルツ）を乗じた数値とする。

4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点第2位以下を四捨五入した数値とする。

5 「筐体容量」とは、電子計算機においてハードウェアを構成する部品を収納する筐体の容量をリットルで表した数値とする。

6 Eは次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

7 TE_{mem} の数値は次の式により算出するものとする。
 $TE_{mem} = Max \times \alpha_{14}$

Max ：キヤッシュメモリを除いた最大記憶容量（単位：ギガバイト）
 α_{14} の数値は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。

区分	α_H
区分A、B及びC	0.168
区分D、E、F、G、H及びI	0.248

8 TEO_{815} は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとする。

区分	画面サイズ	TEO_{815}
区分A、B及びC	—	$TEO_{815} = (8.76 \times 0.30) \times (S \div 2.54^2) \times 0.0300 + r \times 0.244$
区分D及びE	17.4型未満	$TEO_{815} = (8.76 \times 0.35) \times (S \div 2.54^2) \times 0.0300 + r \times 0.244$
	17.4型以上	$TEO_{815} = (8.76 \times 0.35) \times (S \div 2.54^2) \times 0.0393$

S：表示画面の縦寸法に横寸法を乗じて小数点2位以下を四捨五入した数値（単位：平方センチメートル）

r：画面に表示される総画素数（単位：メガピクセル）

9 TEO_{817} は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とし、2.5型磁気ディスク装置及び3.5型磁気ディスク装置のいずれも有さない場合は0とする。

区分	磁気ディスク装置の種類	TEO_{817}
区分A、B及びC	—	2.510
区分D、E、F、G、H及びI	2.5型磁気ディスク装置を有するもの	3.140
	3.5型磁気ディスク装置を有するもの	20.380

10 TEO_{818} は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとし、独立型GPUを有さない場合は0とする。

区分	TEO_{818}
区分A、B及びC	$TEO_{818} = 4.198$
区分D、E、F、G、H及びI	$TEO_{818} = 0.587 \times FB + 30.463$

FB：画面に表示する画像データを一時的に保管するメモリ領域（単位：ギガビット/秒）ただし、上記の算定式の結果、 TEO_{818} が130以上の場合は130の数値を用いるものとする。

11 TEO_{819} の数値は次の式により算出するものとする。

$$TEO_{819} = P_{AC} \times 0.0543$$

P_{AC} ：内部電源装置の定格入力（単位：W）

12 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成31年経済産業省告示第69号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表3-1 ノートブックコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

モード	デスクトップ及び一体型デスクトップ	シンクライアント
T_{OFF}	15%	45%
T_{SL}	45%	5%
T_{I1}	10%	15%
T_{SI}	30%	35%

備考）プロキシ対応型のモード別比率又はプロキシ許容値を適用する製品は、以下の条件1又は条件2のいずれかを満たしていること。表3-2において同じ。

【条件1】

・EOMA393の規格を満たしていること。

・ノートブックコンピュータは表3-2のプロキシ対応型の能力を出荷時の初期設定で有効にしていること。

・デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、EOMA393のフルキヤバシティブ（プロキシ対応型・全対応）の規格を満たす場合に限り、本項の判断の基準の備考5の最大年間消費電力量の算定式において適切なプロキシ許容値適用すること。

【条件2】

・ノートブックコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、スリープモード又は2.5W以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。

・デスクトップコンピュータは、スリープモード又は3.0W以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。

表3-2 ノートブックコンピュータのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型		
		基本能力	遠隔復帰	サーミアサーピス
T_{OFF}	25%	25%	25%	25%
T_{SL}	35%	39%	41%	43%
T_{I1}	10%	8%	7%	6%
T_{SI}	30%	28%	27%	26%

表3-3 内部電源装置許容値 (A_{INT})

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率			電源装置許容値
		10%	20%	50%	
内部電源装置 (IPS)	デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.015
	一体型	0.86	0.90	0.92	0.015
	デスクトップ	0.90	0.92	0.94	0.04

表3-4 代替低電力モードの測定電力量に対するプロキシ許容値 (A_{PROX})

対象機器	代替低電力モード又はスリープにおける最大測定電力量 (W)	プロキシ許容値 (A_{PROX})
	3.0	0.06
一体型	2.0	0.06
デスクトップ	2.5	0.03

備考）許容値はネットワークの常時接続性を維持する代替低電力モード又はスリープモードを有する製品に適用できる。

表3-5 デスクトップコンピュータに対する基本許容値 (TE_{GPU})

区分	グラフィックス性能	デスクトップコンピュータ	
	性能	基本許容値	
11	一体型又は切替可能	P ≤ 8	26.0
12	グラフィックス	P > 8	46.0
D1	独立型グラフィックス	P ≤ 8	35.0
D2		P > 8	45.0

備考) Pの算定方法は、次式による。表3-6及び表3-7において同じ。

$$P = \text{GPUのコア数} \times \text{GPUクロック周波数 (GHz)}$$

コア数は物理的なGPUのコア数を表し、GPUクロック周波数 (Hz) は、最大TDP周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表3-6 一体型デスクトップコンピュータに対する基本許容値 (TE_{GPU})

区分	一体型デスクトップコンピュータ	
	性能	基本許容値
1	P < 8	9.0
2	P ≥ 8	27.0

表3-7 ノートブックコンピュータに対する基本許容値 (TE_{GPU})

区分	ノートブックコンピュータ	
	性能	基本許容値
0	P ≤ 2	6.5
1	2 < P < 8	8.0
2	P ≥ 8	14.0

表3-8 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びタブレットにおける追加許容値

機能	デスクトップ	一体型	
		デスクトップ	ノートブック
TE _{GPU} (KWh)	1.7 + (0.24 × GB)	2.4 + (0.294 × GB)	
TE _{CPU} (KWh)	50.4 × tanh(0.0038 × FB_BW - 0.137) + 23	29.3 × tanh(0.0038 × FB_BW - 0.137) + 13.4	
TE _{CPU} (KWh)	3.5 HDD	14.4	適用なし
		16.5	適用なし
		2.1	
TE _{CPU} (KWh)	2.5 HDD	0.8	2.6
		0.8	
TE _{CPU} (KWh)	ハイブリッド HDD/SSD	0.8	
		0.4	
	SSD (M.2接続を含む)	0.4	

TE _{GPU} (KWh)	A < 190	[3.43 × r] + 0.148 × A + 1.30] × (1 + EP)	
	190 ≤ A < 210	[3.43 × r] + 0.018 × A + 26.1] × (1 + EP)	8.76 × 0.30 × (1 + EP) × (0.43 × r + 0.0263 × A)
	210 ≤ A < 315	なし	適用なし
	A ≥ 315	[3.43 × r] + 0.078 × A + 13.2] × (1 + EP)	
TE _{CPU} (KWh)		[3.43 × r] + 0.156 × A - 11.3] × (1 + EP)	4.0
TE _{CPU} (KWh)		適用なし	適用なし
TE _{CPU} (KWh)		4.0	適用なし
TE _{CPU} (KWh)		18.0	適用なし

備考) 1 TE_{GPU}は、システム搭載メモリのGB毎に適用するものとする。

2 TE_{GPU}は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。

3 FB_BWは、ギガバイト毎秒 (GB/s) によるディスプレイフレームレートの幅であり、算定方法は、次式による。

$$FB_BW = \text{データレート (MHz)} \times \text{フレームレートの幅} / (8 \times 1000)$$

4 切替可能なグラフィックス (TE_{GPU})には、独立型グラフィックス許容値 (TE_{GPU})を適用することはできないものとする。ただし、切替可能なグラフィックスを提供し、初期設定で自動切替の場合、デスクトップコンピュータ及び一体型デスクトップコンピュータについては、許容値14.4を適用することができる。

5 TE_{CPU}は、製品に追加内部記憶装置 (ストレージ) が存在する場合に1回のみ適用することができる。

6 TE_{GPU}におけるEPは、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

EP=0：性能強化ディスプレイなし

EP=0.3：性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ未満

EP=0.75：性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ以上

rはスクリーン解像度 (メガピクセル)

Aは可視スクリーン面積 (平方インチ)。出荷時及び測定時に複数のディスプレイがある場合はディスプレイごとに許容値を適用する

7 TE_{CPU}は、モバイルワークステーションの定義を満たす場合に1回のみ適用することができる。

8 TE_{CPU}は、スループット168/秒以上1068/秒未満のイーサネットポートをシステムに有する場合に1回のみ適用することができる。

9 TE_{CPU}は、10GB/秒イーサネットポートをシステムに有する場合に1回のみ適用することができる。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6-2 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	【判断の基準】 Oエネルギー消費効率率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
	<p>【配慮事項】</p> <p>①特定の化学物質が含有率基準値を越えないこと。</p> <p>②使用済製品の回収及び再生利用又は再生利用のためのシステムがあり、再生利用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>③分離が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p>

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

- ①記憶容量が1ギガバイト以下のもの
- ②電子計算機に接続した通信ケーブルを通じて電力供給のみを受けて動作するもの
- 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を越える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。
- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全期にわたる環境負荷についてトレドオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率又は算定式

磁気ディスク装置1台当たりのディスクドライブ搭載可能数	区 分		基準エネルギー消費効率又は算定式
	ディスクドライブの外形寸法	ディスク枚数	
1台	—	1枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$
		2枚又は3枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
2台以上11台以下	—	4枚以上	$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$
		—	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$
12台以上	3.5型(幅75mm超)を含む構成 2.5型(幅75mm以下)のみの構成	—	0.00213
		—	$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$

備考) 1 E及びNは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率

N：ディスクドライブの定常回転数（単位：回毎分）

- lnは底をeとする対数を表す。
- 回転数の異なるディスクドライブが混載される場合においては、回転数(N)は、各ディスクドライブの回転数を搭載台数で加重平均した値とする。
- 幅はディスクドライブ外形の3つの辺のうち、長さか中間であるものとする。
- エネルギー消費効率の算定法については、「磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等II」（平成22年経済産業省告示第75号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

6-3 デイスプレイ
(1) 品目及び判断の基準等

<p>【判断の基準】</p> <p>① コンピュータモニタにあっては、備考 3 の算定式により算定した年間消費電力量が備考 4 アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>② サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 備考 6 アの算定式に示したオンモード消費電力の要件を満たすこと。</p> <p>イ. スリープモード消費電力が備考 7 の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。</p> <p>③ オフモード消費電力が 0.5W 以下であること。</p> <p>④ 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻る。</p> <p>⑤ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。</p>	<p>【配慮事項】</p> <p>① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は製品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であること、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤ 包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
---	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を受けたコンピュータ、ラータ、ペン、ジョイスティック又はサードパーティ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの(コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ)とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものを含む。は、通常、卓上での使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることが想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、3つ以上を満たすものとする。

① 対角線画面サイズが 30 インチを超えるもの

② 最大公表輝度が 1 平方メートル当たり 400 カンデラ (400cd/m²) を超えるもの

③ 画素密度が 1 平方インチ当たり 7,000 ピクセル (7,000 ピクセル/in²) 以下であるもの

④ 搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの

⑤ R445 又は RS232 ポートを有するもの

2 判断の基準②、判断の基準③及び備考 3 から備考 7 までにおいて使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断の基準③は適用しない。

① 「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。

② 「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続機能を維持する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。

- ・ 遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。
 - ・ 時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。
 - ・ センサー機能を維持する。
 - ・ ネットワークの存在を維持することができる。
- ③ 「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードにも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によつてのみ、本モードを抜け出ることができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。

3 コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$E_{\text{年}} = 8.76 \times (0.35 \times P_{\text{on}} + 0.65 \times P_{\text{sleep}})$$

E_年: 年間消費電力量 (単位: kWh)

P_{on}: オンモード消費電力 (単位: W)

P_{sleep}: スリープモード消費電力 (単位: W)

4 コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア. 最大年間消費電力量

$$\text{最大年間消費電力量 (kWh)} = (E_{\text{年}} + E_{\text{EP}} + E_{\text{HDR}} + E_{\text{LW}} + E_{\text{LW}} + E_{\text{LW}} + E_{\text{LW}}) \times \text{eff}_{\text{ACDC}}$$

E_年: 表 11 により算定された最大消費電力量基準 (単位: kWh)

E_{EP}: 下記①により算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値 (単位: kWh)

E_{LW}: 下記②により算定された自動明るさ調節に適用される許容値 (単位: kWh)

E_{LW}: 完全なネットワーク接続性に適用される許容値 E_{LW} = 2.9 (kWh)

E_{LW}: 下記①により算定されたタッチ機能に適用される許容値 (単位: kWh)

E_{LW}: 下記②により算定された曲面ディスプレイに適用される許容値 (単位: kWh)

E_{LW}: 表 2 により算定された HDR ディスプレイに適用される許容値 (単位: kWh)

E_{LW}: USB Type-C を有するディスプレイに適用される許容値 E_{LW} = 2.75 (kWh)

eff_{ACDC}: ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは 1.0、標準直流ディスプレイは 0.85

イ. 性能強化ディスプレイ許容値

次の全ての要件を満たすコンピュータモニタについては、次式により算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

- ・ 画面カバレッジの有無にかかわらず、平面画面においては少なくとも 85° から直角的な水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも 83° から直角的な水平視野角度において、最低 60 対 1 のコントラスト比であること
- ・ 基本解像度は 2.3メガピクセル以上であること
- ・ 色域は CIE LUV の 32.9% 以上であること

$$E_{\text{EP}} = ((1.70 \times ((G / 100\%) - 0.52)) \times E_{\text{FEL, MW}})$$

G: 色域であり CIE LUV を百分率で表したもの

E_{FEL, MW}: 最大消費電力量基準 (単位: kWh)

ウ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率 R_{Red} を算定し、 R_{Red} が20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 E_{Reg} を適用する。オンモード電力低減率 R_{Red} 及び自動明るさ調節許容値 E_{Reg} の算定方法は、次式による。

$$R_{Red} = 100 \times \left(\frac{P_{300} - P_{12}}{P_{300}} \right) \times P_{300}$$

P_{300} : 300lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力 (単位: W)

P_{12} : 12lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力 (単位: W)

$$E_{Reg} (kWh) = 0.05 \times E_{Reg_MAX}$$

E_{Reg_MAX} : 最大消費電力基準 (単位: kWh)

エ. タッチ機能許容値

$$E_T (kWh) = 0.17 \times E_{Reg_MAX}$$

E_{Reg_MAX} : 最大消費電力基準 (単位: kWh)

オ. 曲面ディスプレイ許容値

$$E_C (kWh) = 0.15 \times E_{Reg_MAX}$$

E_{Reg_MAX} : 最大消費電力基準 (単位: kWh)

5. サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

$$P_{On_MAX} = (4.0 \times 10^{-5} \times L \times A) + 120 \times \tanh(0.00005 \times (A - 140.0) + 0.03) + 20$$

P_{On_MAX} : 最大オンモード消費電力 (単位: W)

A : 可視画面面積 (単位: 平方インチ)

L : 最大測定精度 (単位: cd/m²)

6. サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力の要件及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

ア. オンモード消費電力の要件

$$P_{On_MODE} \leq P_{On_MAX} + P_{Reg} + P_{Module}$$

P_{On_MODE} : 最大オンモード消費電力 (単位: W)

P_{Reg} : 下記により算定された自動明るさ調節に適用される許容値 (単位: W)

P_{Module} : 組み込み又はプラグインモジュールを有するディスプレイに適用される許容値

$$P_{Module} = 2.5 (W)$$

イ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考4ウによりオンモード電力低減率 R_{Red} を算定し、 R_{Red} が20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 P_{Reg} を適用する。自動明るさ調節許容値 P_{Reg} の算定方法は、次式による。

$$P_{Reg} (W) = 0.05 \times P_{On_MAX}$$

P_{On_MAX} : 最大オンモード消費電力 (単位: W)

7. サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。

スリープモード消費電力基準 = $P_{SLEEP_MAX} + P_1 + P_2 + P_3$

P_{SLEEP_MAX} : 最大スリープモード消費電力 (単位: W)

P_1 : 完全なネットワーク接続性に適用される許容値 (単位: W)

P_2 : 占有センサーに適用される許容値 (単位: W)

P_3 : タッチ機能に適用される許容値 (単位: W)

表 画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ(インチ)	P_{SLEEP_MAX} (W)	P_1 (W)	P_2 (W)	P_3 (W)
画面サイズ ≤ 30	0.5	3.0	0.3	1.5
画面サイズ > 30				

8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

9 判断の基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法) の附属書 A の表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値) に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

11 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

12 消費電力等の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則 (令和3年4月施行) 別表第2-2 (令和3年4月発効)」による。

表 1 コンピュータモニタに係る最大消費電力基準

可視画面積 (平方インチ)	最大消費電力基準 (kWh)
$A < 190$	$(4.00 \times r) + (0.172 \times A) + 1.50$
$190 \leq A < 210$	$(4.00 \times r) + (0.020 \times A) + 30.40$
$210 \leq A < 315$	$(4.00 \times r) + (0.091 \times A) + 15.40$
$A \geq 315$	$(4.00 \times r) + (0.182 \times A) - 13.20$

備考) r は画面解像度 (メガピクセル) を、A は可視画面面積 (平方インチ) をそれぞれ表す。

表 2 コンピュータモニタに係るHDRディスプレイの消費電力の許容値

VESA Display HDR 適合	許容値 (kWh)
HDR600	$0.05 \times E_{Reg_MAX}$
HDR1000	$0.10 \times E_{Reg_MAX}$

備考) 1 HDRディスプレイの消費電力の許容値は Display HDR600 又は 1000 を満たすモデルに適用される。
2 E_{Reg_MAX} は最大消費電力基準 (kWh) を表す。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達 (リソース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

6-4 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

<p>記録用メディア</p>	<p>【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生フラスチックがフラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ(スピンボトルタイプなど)であること。 ③バイオマスフラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあつては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にパージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>【配慮事項】 ①材料に紙が含まれる場合パージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたパージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RM、DVD-RM、BD-R、BD-REとする。

2 「再生フラスチック」とは、使用された後に廃棄されたフラスチック製品の全額若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するフラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く)。

3 「バイオマスフラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するフラスチックをいう。

4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレドオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする。

7. オフイス機器等

7-1 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

<p>シュレッダー</p>	<p>【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 待機時消費電力が1.5W以下であること。 イ. 低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。 ウ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 エ. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、フラスチック部品が使用される場合には、再生フラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤切断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
---------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

①裁断モーターの出力が500W以上のもの

②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

4 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型No.161「シュレッダー Version1」に係る認定基準をいう。

5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に對する比を示す数値をいう。

- 6 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものである。
- 7 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 8 「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、遮断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。
- 9 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 10 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7-2 デジタル印刷機
(1) 品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。</p> <p>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤低電力モード(一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。)及びオートシャットオフモード(一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。)への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
---------	---

備考)

- 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

	デジタル印刷機エネルギー消費効率 (%)			
	A3 対応機	B4 対応機	A4 対応機	
プリンタ機能標準装備型	35.5	28	22	20
プリンタ機能あり	35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能なし	24	22	19

備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出カプリンタとして動作する機能が標準

装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出カプリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出カプリンタとして動作することのできないものをいう。

3 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A：機械立ち上げ時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- ・ 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- ・ 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- ・ A の測定終了後 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

- ① 1 版当たりの印刷枚数 200 枚/版
- ② 1 時間の製版枚数 2 版/時
- ③ 1 時間の印刷枚数 400 枚/時
- ④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
- ⑤ テストチャート A4、画像面積比率 4～7%
- ⑥ 標準印刷用紙 64g/m²の上質紙
- ⑦ 測定時の環境条件 温度：21±3℃/湿度：65±10%

測定前に 12 時間以上放置

⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。

⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

(2) 目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7-3 掛時計

(1) 品目及び判断の基準等

掛時計	【判断の基準】
	<p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。</p> <p>②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。</p> <p>③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。</p>
	<p>【配慮事項】</p> <p>①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。</p> <p>②トラスチック部品が使用される場合には、再生トラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
	<p>【備考】 1 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。</p> <p>2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。</p> <p>3 判断の基準③における一次電池の電池寿命の求め方はJIS B 7026による。</p> <p>4 「再生トラスチック」とは、使用された後に廃棄されたトラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するトラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。</p>

(2) 目標の立て方

当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

7-4 電子式卓上計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子式卓上計算機	【判断の基準】
	<p>①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。</p> <p>②再生トラスチックがトラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマストラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p>
	<p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

【備考】 1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。

2 「再生トラスチック」とは、使用された後に廃棄されたトラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するトラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「バイオマストラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するトラスチックをいう。

4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトライフサイクルを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモフェニル並びにポリブロモフェニルエチルをいう。

6 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子式卓上計算機の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

7-5 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。</p> <p>②小形充電式電池（二次電池）であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に對する比を示す数値をいう。

3 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント カードライント」等に整合して算定したものとす。

4 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件		最小平均持続時間 初度
		放電負荷	1日当たりの放電時間	
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V 750分
単1形	モーター使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V 16時間
単1形	ポータブルテレビ	600mA	2時間	0.9V 11時間
単2形	モーター使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V 14時間
単2形	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V 790分
単3形	ポータブルテレビ	400mA	2時間	0.9V 8時間
単3形	高負荷機器	1,500mW 650mW	注2	1.05V 40回
単3形	携帯電灯 (LED)	3.9Ω	注3	0.9V 230分
単3形	モーター使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V 5時間
単3形	玩具 (モーターなし)	250mA	1時間	0.9V 5時間
単4形	CDプレーヤー・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V 15時間
単4形	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V 30時間
単4形	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V 130分
単4形	モーター使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V 120分
単4形	デジタルオーディオリモコン	50mA	注5	0.9V 12時間
単4形		24Ω	注6	1.0V 14.5時間

備考) 初度の最小平均持続時間に対する12か月経過後の最小平均持続時間の比率は90%以上であること。

注1：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2：5分放電 (1,500mW) の2秒放電・650mW の2秒放電の交互放電) ・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注3：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注5：1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注6：15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

(2) 目標の立て方

当該年度の電池 (単1形から単4形) の調達総量 (個数) に占める基準を満たす物品の数量 (個数) の割合とする。

8. 移動電話等
(1) 品目及び判断の基準等

<p>携帯電話</p> <p>PHS</p> <p>スマートフォン</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○次の①から⑩の要件を満たすこと、又は⑪の要件を満たすこと。</p> <p>①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア：搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>イ：機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。</p> <p>②スマートフォンにあっては、製品出荷時に搭載されたオペレーティングシステムの更新（セキュリティ、修正、機能）が可能であること。</p> <p>③分解が容易である等部品の再利用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。回収及びリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>⑤回収した製品の部品の再利用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑥バッテリーの初期容量の残容量80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話にあっては500サイクル以上、スマートフォンにあっては800サイクル以上であること。</p> <p>⑦バッテリーの長寿命化機能を搭載していること。</p> <p>⑧バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。</p> <p>⑨特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑩製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が開示されていること。また、当該情報がウエブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑪エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。</p> <p>②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可</p>
---------------------------------------	--

<p>可能な限り減量または代替する取組がなされていること。</p> <p>③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。</p> <p>④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑤筐体又は部品（充電器を含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧包装材料等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p>

- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。
 - 2 本項の判断の基準の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用PHS基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するものをいう。
 - 3 本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又はPHSに携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。
 - 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。
 - 5 判断の基準③については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。
 - 6 判断の基準④の「回収及びリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - 回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。
 - ア：製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ：回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。
 - ウ：製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザーに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。
 - 7 スマートフォン等のシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。
 - エ：金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。

オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

7 判断の基準⑦の「バッテリーの長寿命化機能」とは、満充電しないことでバッテリー負荷を低減し、充電サイクル数を増やすなどのバッテリーの管理機能をいい、例えばバッテリーが全容量の80%まで充電されると自動的に充電を終了することをオプティモニーザが選択できる機能などを指す。

8 判断の基準⑧の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンにおいては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後3年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にもない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。

9 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモフェニルエーテルをいう。

10 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

11 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会シニアタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。

12 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

13 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

14 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトリードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

15 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオマス合成プロセス含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。

16 判断の基準⑩の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.166「スマートフォン・携帯電話 Version1」に係る認定基準をいう（PHSは除く）。

17 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

18 配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント カイトライオン」等に整合して算定したものとす。

19 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。

イ. スマートフォンや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。
エ. 携帯電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

表 携帯電話等に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
リユース配慮設計	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
リサイクル配慮設計	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分別の容易性	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。異種材料の分離が容易な構造であること。リサイクルのための分離・分解が容易であること。

(2) 目標の立て方

当該年度の携帯電話、PHS及びスマートフォンの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9. 家電製品
9-1 電気冷蔵庫等
(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】 ①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率を表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。 ②電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率を表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。 ③冷凍及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。
電気冷凍庫	【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

- 備考) 1 次の①から④のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。
- ①業務の用に供するために製造されたもの
 - ②熱電素子を使用するもの
 - ③吸収式のもの
 - ④フロン貯蔵が主な用途であるもの
- また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」に含まれないものとする。
- 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
 - 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロピレン、ポリビニルヒドライド、ポリプロピレン、ポリエチレンをいう。
 - 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含

有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。ただし、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く)。

6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る基準エネルギー消費効率算定式

種 別	区 分	基準エネルギー消費効率の算定式	
		定格内容積	算定式
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷知方式	—	$E_1 = 0.755 \times V_1 + 122$
	電気強制循環方式のもの	375リットル以下	$E_1 = 0.199 \times V_1 + 265$
電気冷凍庫	冷知方式	—	$E_2 = 0.281 \times V_2 + 112$
	電気強制循環方式のもの	—	$E_2 = 0.589 \times V_2 + 74$
		冷気強制循環方式のもの	$E_2 = 1.328 \times V_2 + 80$

備考) 1 E_1 、 V_1 及び E_2 、 V_2 は、次の数値を表すものとする。

E_1 : 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

V_1 : 調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値) (単位: L)

$$V_1 = \sum (K_1 \times V_i) \quad (i=1, \dots, n)$$

K_1 : 調整内容積係数(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

V_i : 定格内容積(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値) (単位: L)

n : 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 (K_1)
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
フリーズター	1.48
フリーズター	1.76
スリープスター又はフローズター	2.05

E_2 : 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

V_2 : 調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値) (単位: L)

$$V_2 = \sum (K_2 \times V_i) \quad (i=1, \dots, n)$$

K_2 : 調整内容積係数(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

V_i : 定格内容積(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値) (単位: L)

n : 電気冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 (No.)
フラスター	1.48
フラスター	1.76
スリープスター又はフラスター	2.05

- 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成25年経済産業省告示第34号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（3）」による。
- 電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成25年経済産業省告示第35号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（3）」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】
	<p>①液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率を表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。</p> <p>ア. 2K未満の液晶テレビにあつては、基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>イ. 2K以上4K未満の液晶テレビにあつては、基準エネルギー消費効率に4K以上の液晶テレビにあつては、基準エネルギー消費効率に141/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>②有機ELパネルを有するテレビジョン受信機（以下「有機ELテレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率を表1に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に118/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>③リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。</p> <p>④特定の化学物質が含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③フラスチック部品が使用される場合には、再生フラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- 産業用のもの
- フラス管方式のもの
- テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの
- 映像を表示する装置であつて直視型でないもの
- フラス管ディスプレイ方式のもの
- 受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの
- ワイヤレス方式のもの
- 電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの
- 垂直方向の画素数が4,320かつ水平方向の画素数が7,680のもの（以下「8K」という。）
- 「2K」とは、垂直方向の画素数が1,080かつ水平方向の画素数が1,920のものをいう。以下同じ。

表1 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る基準エネルギー消費効率の算定式

パネル種類	区分		基準エネルギー消費効率の算定式
	画面数	画素数	
液晶	2K未満		$E=0.00407 \times A + 30.08$
	2K以上 4K未満		$E=0.00605 \times A + 56.13$
	4K以上		$E=0.00728 \times A + 62.99$
有機EL			$E=0.02136 \times A - 16.40$ (A<4.258の場合75.0)

備考) 1 E及びAは次の数値を表すものとする。

A: 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

A: 画面面積 (単位: 平方センチメートル)

- 表2に掲げる付加機能を有するものについては、エネルギー消費効率から表2の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。
- エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成22年経済産業省告示第24号)の「2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

- 「4K」とは、垂直方向の画素数が2,160かつ水平方向の画素数が3,840のものをいう。以下同じ。
- 判断の基準③については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。
- 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルをいう。
- 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。
- 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものである。
- 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄物から発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表2 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る付加機能に対する想定消費電力量

付加機能	想定消費電力量 (kWh/年)
2Kチューナーを2つ以上内蔵	2.8
4Kチューナーを2つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵 (HD03.5インチ)	11.0
録画装置内蔵 (HD2.5インチ)	4.8
録画装置内蔵 (SSD)	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵 (4K以上に対応)	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵 (4K未満に対応)	16.7
動画像倍速表示 (4K以上に対応)	18.3
動画像倍速表示 (4K未満に対応)	17.0

備考) 「動画像倍速表示」とは、1秒間に120コマ以上の静止画を表示するものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

9-3 電気便座
(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	<p>【判断の基準】 〇エネルギー消費効率を表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等部品の再利用又は材料の再利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再利用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材料等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
 - ②温水洗浄装置のみもの
 - ③可搬式のものうち、福祉の用に供するもの
 - ④専ら鉄道車両等において用いるためのもの
 - ⑤幼児用大便器において用いるためのもの
 - ⑥暖房用の便座のみを有するもの
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものである。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区	分		基準エネルギー消費効率
	貯湯式 (貯湯タンク有り)	瞬間式 (貯湯タンク無し)	
温水洗浄便座 (洗浄機能有り)	172	87	

備考) 1 「温水洗浄便座」とは、暖房用の便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。

- 2 エネルギー消費効率の算定法については、「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 19 年経済産業省告示第 288 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

9-4 電子レンジ
(1) 品目及び判断の基準等

電子レンジ	【判断の基準】
	①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②待機時消費電力が0.05W未満であること。 ③特定の化学物質が含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
	【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

- ①ガスオーブンを有するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③定格入力電圧が200ボルト専用のもの
- ④庫内高さが135ミリメートル未満のもの
- ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの
- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。
- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 5 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものである。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

機能	区分		基準エネルギー消費効率
	加熱方式	庫内容積	
オーブンを機能有するもの以外（単機能レンジ）			60.1
オーブンを機能有するもの（オーブンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L未満のもの	73.4
	ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L以上のもの	78.2
	熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L未満のもの	70.4
		30L以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく電気機械器具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、「エネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成18年経済産業省告示第63号）の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子レンジの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10. エアコンデインシヨナー等
10-1 エアコンデインシヨナー
(1) 品目及び判断の基準等

<p>家庭用エアコンデインシヨナー 業務用エアコンデインシヨナー</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①家庭用エアコンデインシヨナーにあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。</p> <p>②業務用エアコンデインシヨナーにあつては、基準値1はアの要件を、基準値2はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンデインシヨナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすことで基準値1の要件とする。</p> <p>ア. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。</p> <p>イ. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエフサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。</p> <p>④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンデインシヨナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kW（マルチタイプの場合は50.4kW）を超えるもの
- ②冷房の用にのみ供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの
- ③水冷式のもの
- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空調を目的とする温度制御機能又は除湿機能を有する構造のもの
- ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

⑧スポットエアコンデインシヨナー

⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの

⑩高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの

⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの

⑭分離熱源型のマルチタイプのもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

3 「ビル用マルチエアコンデインシヨナー」とは、分離型であつてマルチタイプのもののうち、室内機ごとに空気の色度又は湿度を調整することができるものをいう。

4 判断の基準③については、経済産業省関係省庁の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号）第3条に規定する家庭用エアコンデインシヨナー及び店舗・事務所用エアコンデインシヨナーのうち、「エアコンデインシヨナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」（平成27年経済産業省告示第50号）により目標値及び目標年度が定められる製品（中央方式エアコンデインシヨナーのうち遠心式の圧縮機を用いるものを除く。）に適用するものとする。なお、業務用エアコンデインシヨナーのうち、ビル用マルチエアコンデインシヨナーの基準値2の場合は、本項の判断の基準を適用しない。

5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に對する比を示す数値をいう。

6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。

8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

9 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

ユニットの形態	区分		基準エネルギー消費効率 又は算定式
	冷房能力	仕様	
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW以下	寒冷地仕様以外のもの	6.6
		寒冷地仕様のもの	$E=6.84-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、 $E=6.6$ を上限、 $E=5.3$ を下限とする。
直吹き形で壁掛け形以外のもの（バルコニー等のものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW以下	寒冷地仕様以外のもの	$E=6.44-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、 $E=6.2$ を上限、 $E=4.9$ を下限とする。
	3.2kW超4.0kW以下	寒冷地仕様のもの	$E=6.44-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、 $E=6.2$ を上限、 $E=4.9$ を下限とする。
バルコニー等のものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW以下	—	5.4
	4.0kW超7.1kW以下	—	5.0
バルコニー等のものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW以下	—	4.5
	4.0kW超7.1kW以下	—	5.6
—	—	—	5.5

備考) 1 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）」別表第10に規定する地域の区分のうち、

1、2、3又は4の地域をいう。

2 「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様をすべて満たすものをいう。

①積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。

②JIS B 8615-1:2013 暖房極低温（ -7°C ）で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。

③JIS C 9612:2011 解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温度（ -15°C 以下）でJIS B 8615-1:2013 6.3.5の運転性能要求事項を満たすもの。

3 E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

4 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成21年経済産業省告示第213号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（3）」による。

表2 業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

形態及び機能	区分		基準エネルギー消費効率 又は算定式
	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW未満	E=6.0
		3.6kW以上10.0kW未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
四方向カセット形以外	3.6kW未満	10.0kW以上20.0kW未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW以上28.0kW以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	3.6kW以上10.0kW未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW以上20.0kW未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	ダクト形	20.0kW以上28.0kW以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
		20.0kW以上28.0kW以下	$E=5.7$
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	10.0kW以上20.0kW未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW以上40.0kW未満	$E=5.7-0.085 \times (A-20)$
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	ダクト形	40.0kW以上50.4kW以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
		20.0kW未満	E=4.9
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW以上28.0kW以下	E=4.9
		20.0kW未満	E=4.7
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	ダクト形	20.0kW以上28.0kW以下	E=4.7
		20.0kW未満	E=4.7

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

3 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成21年経済産業省告示第213号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

(2) 目標の立て方

家庭用エアコンディショナーにあっては、当該年度の家庭用エアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

業務用エアコンディショナーにあっては、当該年度の業務用エアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

<p>ガスヒートポンプ式冷暖房機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①期間成績係数が1.07以上であること。</p> <p>②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
----------------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627 に規定

- されるもので、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
- 2 期間成績係数については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。
 - 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
 - 4 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブレンビフェニル並びにポリブレンフェニルをいう。
 - 5 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950 に準ずるものとする。
 - 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10-3 ストロー

(1) 品目及び判断の基準等

<p>ストロー</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①ガスストローにあつては、エネルギー消費効率率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>②石油ストローにあつては、エネルギー消費効率率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
-------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ストロー」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限

- 次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
- ①開放式のもの
 - ②ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ③半密閉式ガスストロー
 - ④最大の燃料消費量が 4.0L/h を超える構造の半密閉式石油ストロー
 - ⑤最大の燃料消費量が 2.79L/h を超える構造の密閉式石油ストロー
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンプットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンプットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものである。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率	
区分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、「ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成14年経済産業省告示第432号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

給排気方式	区分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
	自然対流式	伝熱方式	
密閉式	強制対流式		83.5
	放射式		69.0
半密閉式	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5L/h以下のもの		67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5L/hを超えるもの		$E = -3.0 \times L + 71.5$

備考) E及びLは、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率(単位：%)

L：最大燃料消費量(単位：L/h)

(2) 目標の立て方

当該年度のストーブの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

11. 温水器等

11-1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

ヒートポンプ式電気給湯器	判断の基準
	<p>【判断の基準】</p> <p>① 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>② 業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあつては、表2に示された加熱能力に対応した年間加熱効率を下回らないこと。</p> <p>③ 冷媒にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>② 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>③ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥ 包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。

- 「業務用ヒートポンプ式電気給湯器」とは、業務の用に供する温水最高出口温度が65℃以上の一過式の給湯器をいう。
- 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。
- 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に對する比を示す数値をいう。
- 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものをとする。
- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 判断の基準③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。
- ただし、冷媒にフロン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

表1 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯 少人数	貯湯缶数	貯湯容量	仕様		基準エネルギー 消費効率
			寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様	
標準	一缶	320リットル未満 320リットル以上 550リットル未満 550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様	3.0
			寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様	3.1
			寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様	2.7
			寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様	3.5
			寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様	2.9
			寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様	3.2
多缶	—	—	寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様	2.7
			寒冷地仕様	寒冷地仕様	3.0

備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。

2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。

3 エネルギー消費効率の算定法については、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成25年経済産業省告示第38号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器に係る年間加熱効率の基準

加熱能力	年間加熱効率
20kW以下	4.0
20kW超	3.5

備考) 1 加熱能力は、測定条件が中間期で乾球温度が16℃DB及び湿球温度12℃WBにおける能力とする。

2 年間加熱効率は、JRA 4060に規定する年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率の算出方法による。

(2) 目標の立て方

当該年度のヒートポンプ式電気給湯器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

1-1-2 ガス温水機器
(1) 品目及び判断の基準等

ガス温水機器

【判断の基準】

- ①電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(以下「ハイブリッド給湯器」という。)にあっては、年間給湯効率が108%以上であること。
- ②ガス瞬間湯沸器のうち、自然通気式のものにあっては、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の数値を下回らないこと。
- ③ガス瞬間湯沸器のうち、強制通気式のものにあっては、次の要件を満たすこと。
ア. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。
イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の算定式に94/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。
ウ. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。
- ④ガスふるりがまにあっては、次の要件を満たすこと。
イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の算定式に94/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。
ウ. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。
- ⑤ガス暖房機器にあっては、次の要件を満たすこと。
ア. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。
イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表の基準値2に示された基準エネルギー消費効率に92/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。

【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②分解が容易である等、材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

①貯蔵式湯沸器

- ②JIS S 2109:2019 又は JIS S 2112:2019 の対象となるもの以外のもの
- ③業務の用に供するために製造されたもの
- ④都市ガスのうち 13A のガスグループに属さないガスを燃料とするもの
- ⑤ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であって、給排気方式が開放式以外のもの
- ⑥ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの
- ・給湯の機能を有しないもの
 - ・通気方式が自然通気式のもの
 - ・循環方式が自然循環式のもの
 - ・屋内に設置する構造のもの
- ⑦暖房の用のみに供するもの
- ⑧既存建築物・施設等における従来型 (JIS S 2091:2013 の 4.4 の a) の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器) の機器の取替であって、設置上の制約があるもの
- 2 ハイブリッド給湯器の年間給湯効率、一般社団法人日本ガス石油機器工業会規格「電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の年間給湯効率測定方法」(JGKAS A705) による。
- 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 4 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント カイトライオン」等に整合して算定したものとす。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 6 調運を行う機関は、機器の設置上の制約がない場合は、可能な限り潜熱回収型ガス温水機器を設置すること。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

用途	基準エネルギー消費効率又は算定式	
	基準値 1	基準値 2
ガス瞬間湯沸器	自然通気式	77.50%
	強制通気式	84.37% × α II
ガスふろがま	—	87.21% × α III
ガス暖房機器	—	90.32%

- 備考) 1 ガス瞬間湯沸器のうち自然通気式のものに係る判断の基準は基準値 2のみとする。
- 2 α II 及び α III は別表に示した構造の種類に応じた数値とする。
- 3 エネルギー消費効率の算定方法については、「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 16 年経済産業省告示第 316 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

別表 構造係数 (α II 及び α III)

構造	α II	α III
壁貫通型	0.9998	0.9839
壁組込型	0.9869	—
壁組込型 (従来型に限る。)	—	0.9576
強制給排気式	0.9900	—
強制排気式 (従来型に限る。)	0.9661	—
レンジフード一体型 (従来型に限る。)	0.8415	—
その他	1.0000	1.0000

- 備考) 1 「壁貫通型」とは、JIS S 2092:2010 の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式 (BF) の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する機器であって JIS S 2092:2010 の表 2—屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。
- 2 「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であって JIS S 2092:2010 の表 2—屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。
- 3 「強制給排気式」とは、JIS S 2092:2010 の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式 (FF) の機器をいう。
- 4 「強制排気式」とは、JIS S 2092:2010 の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外置式 (FF-W) の機器であって操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が 40 ミリメートル以下の機器をいう。
- 5 「レンジフード一体型」とは、JIS S 2092:2010 の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外置式 (FF-W) の機器であって操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が 40 ミリメートル以下の機器をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

11-3 石油温水機器
(1) 品目及び判断の基準等

石油温水機器	【判断の基準】
	<p>①基準値 1 は、潜熱回収型石油温水機器であること。</p> <p>②基準値 2 は、エネルギー消費効率を表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。</p> <p>ア. 給湯用のものうち、瞬間形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>イ. 給湯用のものうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に95/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>ウ. 暖房用のものうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p>
	<p>【配慮事項】</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

- ①ペーパー付ふろがま (ポット式ペーパーを組み込んだものに限る。)
 - ②JIS S 3021:2017、JIS S 3024:2017 又は JIS S 3027:2017 の対象となるもの以外 (JIS S 2091:2013 に規定する高圧力型石油小形給湯機及び高圧力型石油給湯機付ふろがまを除く。) のもの
 - ③業務の用に供するために製造されたもの
 - ④給湯用のものうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの
 - ⑤暖房用のものうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に對する比を示す数値をいう。
- 3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとす。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

5 調達を行う機関は、機器の設置上の制約がない場合は、可能な限り潜熱回収型石油温水機器を設置すること。

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

用途	区分		基準エネルギー消費効率 又は算定式
	加熱方式		
給湯用のもの	浴用なし	瞬間形	89.68 × β I
		貯湯式急速加熱形	76.88
	浴用あり	瞬間形	90.01 × β III
		貯湯式急速加熱形	76.07
暖房用のもの		貯湯式急速加熱形	87.06 × β V

備考) 1 β I、β III及びβ Vは別表に示した構造の種類に応じた数値とする。

2 エネルギー消費効率の算定方法については、「石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 14 年経済産業省告示第 435 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

別表 構造係数 (β I、β III及びβ V)	構造	β I	β III	β V
圧力噴霧式		0.9585	0.9492	—
オン・オフ制御式 (従来型に限る。)		—	—	1.0051
その他		1.0000	1.0000	1.0000

備考) 1 「圧力噴霧式」とは、JIS S 3031:2009 の 4.1 の表 2 の燃焼方式による機器の区分に規定する圧力噴霧式の機器をいう。

2 「オン・オフ制御式」とは、JIS S 2091:2013 の 4.4 の e) の 3) の制御及び制御装置に規定するオン・オフ制御の方式の機器をいう。

3 「従来型」とは、JIS S 2091:2013 の 4.4 の a) の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

(2) 目標の立て方
当該年度の石油温水機器の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

11-4 ガス調理機器
(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	判断の基準
	<p>① こんろ部においては、エネルギー消費効率を表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>② グリル部においては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>③ オートフン部においては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p>
	<p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤ 包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

- ① 業務の用に供するために製造されたもの
- ② ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
- ③ ガスグリル
- ④ ガスクッキングテーブル
- ⑤ ガス炊飯器
- ⑥ カセットこんろ
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に對する比を示す数値をいう。
- 3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものをとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

ガス調理機器の種類	区分		こんろ部 基準エネルギー消費効率
	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	細込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	細込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
ガスレンジ	キャビネット形又は据置形		49.7
			48.4

備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオートフンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「細込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成16年経済産業省告示第315号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（1）」による。

表2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区	区分		グリル部 基準エネルギー消費効率の算定式
	燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり		$E=25 \cdot 1Vg+123$
	水なし		$E=25 \cdot 1Vg+16.4$
両面焼き	水あり		$E=12 \cdot 5Vg+172$
	水なし		$E=12 \cdot 5Vg+101$

備考) 1 E及びVgは、次の数値を乗ずるものとする。

E：グリル部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

Vg：庫内容積（単位：L）

- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成16年経済産業省告示第315号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表3 ガス調理機器のオーブン部（ガスオーブンを含む。）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オーブン部
卓上又は据置形	基準エネルギー消費効率の算定式 E=18.6V ₀ +306
組込形	E=18.6V ₀ +83.3

備考) 1 E及びV₀は、次の数値を表すものとする。

E：オーブン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

V₀：庫内容積（単位：L）

- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- 6 オーブン部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成16年経済産業省告示第315号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

12. 照明
12-1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

LED 照明器具	<p>【判断の基準】</p> <p>①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 基準値1は、固有エネルギー消費効率が表1-1に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>イ. 基準値2は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>③ライフサイクル全般にわたリカーボン・フットプリントされた製品であること。</p> <p>④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑤使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦包装材料等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【判断の基準】</p> <p>①定格寿命は30,000時間以上であること。</p> <p>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル</p>
LEDを光源とした内照式表示灯	

における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的环境情報が開示されていること。

②ライオンライフル全般にわたリカーボン・オフセットされた製品であること。

③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。

⑤プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されること。

⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑦包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光灯ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を総てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に定める誘導灯又は建築基準法施行令(昭和29年政令第338号)第126の5に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED照明器具には含まれないものとする。
- 2 本項のLED照明器具の「LED照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
- 3 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及びJIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライオンライフル)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 4 本項のLED照明器具の「ダウングライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウングライトをいう。
- 5 本項のLED照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000lm以上のものをいう。
- 6 本項のLED照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。
- 7 本項のLED照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
- 8 本項のLED照明器具の「LEDモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。
- 9 LED照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011(照明器具-第5部:配光測定方法)に準ずるものとする。
- 10 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六面クロム化合物、ポリブレンフェニル並びにポリブレンフェニルをいう。
- 11 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の

含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

- 1 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に依る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 2 LED照明器具に係る配慮事項②及びLEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライオンライフルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライオン」等に整合して算定したものである。
- 3 LED照明器具に係る配慮事項③及びLEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項②の「ライオンライフル全般にわたリカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライオンライフルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証を受けたライオンライフル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という)を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という)製品をいう。
- 4 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、クレジット、二国間クレジット(JON)、地域版クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。
- 5 本項の「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照射する表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に配慮しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。
- 6 本項のLEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。
- 7 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 8 調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。
- 9 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1-1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値1(投光器及び防犯灯を除く。)

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	144lm/W以上
昼白色	
白色	
暖白色	102lm/W以上
電球色	

備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光灯ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする(表1-2及び表2において同じ)。

2 昼光色、昼白色、白色、暖白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具

- 具」に含まれないものとする。
- 3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を114lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を96lm/W以上とする。
 - 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を156lm/W以上とする。

表1-2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値2（投光器及び防犯灯を除く。）

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	120lm/W以上
昼白色	
白	85lm/W以上
温白色	
電球色	

- 備考) 1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。
- 2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/W以上とする。

表2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上
昼白色		
白	90lm/W以上	対象外
温白色		
電球色		

(2) 目標の立て方

当該年度の投光器及び防犯灯を除くLED照明器具の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

投光器及び防犯灯にあつては、調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

LEDを光源とした内照式表示灯にあつては、調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

12-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

電球形LEDランプ

【判断の基準】

①次の要件を満たすこと。

- ア. 口金の種類がE26、E17又はGX53の場合、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。
 - イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。
 - ウ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
 - エ. 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。
- ②エコーマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②ライフサイクル全般にわたリカーボン・フットプリントされた製品であること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形LEDランプ」は、電球形LEDランプにそのまゝ使用可能なランプであつて、一般照明として使用する白色LED使用の電球形のランプとする。ただし、振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサー、非常用照明（直流電源回路）等は除く。
- 2 「口金の種類がE26、E17又はGX53」とは、JIS C 8158（一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧50V超））に規定する口金の種類を表す記号が「E26、E17又はGX53」であるものをいう。
- 3 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 4 「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
- 5 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「電球形LEDランプ」に含まれないものとする。
- 6 「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法-第3部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。
- 7 判断の基準②の「エコーマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコーマーク事務局が運営するエコーマーク制度の商品種類のうち、商品類型 No.150「電球形LEDランプ Version1」に係る認定基準をいう。
- 8 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に對する比を示す数値をいう。

9 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライオンサイクルセサメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものである。

10 「ライオンサイクル全般にわたるカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライオンサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証を受けたライオンサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量 (以下本項において「クレジット」という。) を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた (以下本項において「オフセット」という。) 製品をいう。

11 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット (JOM)、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスベンチに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの異なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表1 E26、E17又はGX53口金の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	110.0lm/W以上
昼白色	
白	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

備考) 次のいずれかに該当する場合は、表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

- ①電源電圧 50V 以下のもの
- ②平均演色評価数 Ra が 90 以上のもの
- ③調光器対応機能付きのもの

表2 E26、E17又はGX53口金以外の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白	
温白色	70lm/W以上
電球色	

備考) 調光・調色対応の電球形LEDランプについては、表2の光源色別の区分のランプ効率の基準から 5lm/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量 (個数) に占める基準を満たす物品の数量 (個数) の割合とする。

1.3. 自動車等
1.3-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車	【判断の基準】 ①乗用車にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準 (ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。) に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考1.2に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。 イ. エアコンデシヨナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ②小型バスにあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ③小型貨物車にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表4-1及び表4-2に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ④バス等にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表5に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ⑤トラック等にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表6に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ⑥トラックにあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表7に示された区分の燃費基準値を満たすこと。
小型バス	
小型貨物車	
バス等	
トラック等	
トラック	

【配慮事項】

- ①エアコンデシヨナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③再生材が可能な限り使用されていること。
- ④バイオエタノールスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。

備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。
- 4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- 5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- 6 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- 7 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。
- 8 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。
- 9 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。
- 10 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。
- 11 「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。
- 12 乗用車に係る燃費基準値（WLTCモード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-5} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2.759kg)$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2.759kg)$$
 FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第1位未満を四捨五入）
 M：車両重量（kg）
 α ：燃費基準達成率であって0.8
 β ：燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74
- 13 判断の基準①イ及び配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 15 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
- 16 「バイオエクスナズチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 17 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトータルオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 18 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

- 19 ガソリンを燃料とする自動車にあっては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びE15E）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 20 軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 21 判断の基準①イについては、令和9年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては適用はしない。

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分	一酸化炭素			窒素酸化物
	乗用車	小型バス(1.7t超)	小型貨物車	
WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.013g/km以下	0.1013g/km以下
WLTCモード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
WLTCモード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
WLTCモード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
WLTCモード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下	0.035g/km以下
WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下	0.035g/km以下
WLTCモード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下

備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

- 2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
- 3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
- 4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。
- 5 排出ガスの測定モードに即しJ008モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJ008モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が741kg以上856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が856kg以上971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上

車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

表3 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJ008モード又はWLT0モード燃費基準

区分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4-1 ガソリン及びディーゼル小型貨物車に係るJ008モード又はWLT0モード燃費基準

変速装置の方式	区分		ガソリン	ディーゼル	
	車両重量	自動車の構造			
手動式	741kg未満	構造A	25.3km/L以上	27.8km/L以上	
	741kg以上 856kg未満		22.5km/L以上	24.8km/L以上	
	856kg以上 971kg未満		20.4km/L以上	22.5km/L以上	
	971kg以上1,081kg未満		18.7km/L以上	20.6km/L以上	
	1,081kg以上1,196kg未満		16.7km/L以上	18.3km/L以上	
	1,196kg以上		15.2km/L以上	16.7km/L以上	
	741kg未満		構造B	18.9km/L以上	20.8km/L以上
	741kg以上 856kg未満			18.4km/L以上	20.2km/L以上
	856kg以上 971kg未満			17.9km/L以上	19.7km/L以上
	971kg以上1,081kg未満			17.5km/L以上	19.2km/L以上
1,081kg以上1,196kg未満	15.0km/L以上	16.5km/L以上			
1,196kg以上1,311kg未満	13.6km/L以上	14.9km/L以上			
1,311kg以上1,421kg未満	12.5km/L以上	13.8km/L以上			
1,421kg以上1,531kg未満	11.6km/L以上	12.8km/L以上			
1,531kg以上1,651kg未満	10.9km/L以上	11.8km/L以上			
1,651kg以上1,761kg未満	10.4km/L以上	15.1km/L以上			
1,761kg以上1,871kg未満	9.9km/L以上	14.3km/L以上			
1,871kg以上1,991kg未満		13.7km/L以上			
1,991kg以上		13.1km/L以上			
手動式以外のもの	741kg未満	構造B	18.4km/L以上	20.2km/L以上	
	741kg以上 856kg未満		17.8km/L以上	19.6km/L以上	
	856kg以上 971kg未満		17.3km/L以上	19.0km/L以上	
	971kg以上1,081kg未満		16.8km/L以上	18.5km/L以上	
	1,081kg以上1,196kg未満		14.7km/L以上	16.1km/L以上	
	1,196kg以上1,311kg未満		13.2km/L以上	14.6km/L以上	
	1,311kg以上1,421kg未満		12.2km/L以上	13.4km/L以上	

1,421kg以上1,531kg未満	11.3km/L以上	12.4km/L以上
1,531kg以上1,651kg未満	10.5km/L以上	11.6km/L以上
1,651kg以上1,761kg未満	10.0km/L以上	12.6km/L以上
1,761kg以上1,871kg未満	9.5km/L以上	12.3km/L以上
1,871kg以上1,991kg未満	1.871kg以上2,101kg未満	12.2km/L以上
1,991kg以上2,101kg未満	9.2km/L以上	12.0km/L以上
2,101kg以上		11.7km/L以上

備考) 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

ア 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下同じ。

表4-2 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

自動車の種別	区分		燃費基準値	
	変速装置の方式	車両重量		
自動車の種別	手動式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造B	13.3km/L以上
			構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
			構造A	12.1km/L以上
	手動式以外のもの	828kg以上	構造A	14.8km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造B	12.7km/L以上
			構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
			構造A	11.7km/L以上
軽貨物車	手動式	1,016kg未満	構造A	13.9km/L以上
		1,016kg以上 1,266kg未満	構造B	12.3km/L以上
			構造A	11.7km/L以上
			構造B	10.8km/L以上
			構造A	9.6km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg以上	構造A	11.3km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満	構造B	8.4km/L以上
			構造A	7.3km/L以上
			構造B	9.8km/L以上
			構造A	8.8km/L以上
手動式以外のもの	1,266kg以上	構造B	8.1km/L以上	
	1,516kg以上	構造B	8.1km/L以上	

表 5 路線バス、一般バス（車両総重量 3.5t 超）に係る JH25 モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が 3.5t 超 6t 以下	6.79km/L 以上	9.06km/L 以上
車両総重量が 6t 超 8t 以下	5.99km/L 以上	7.34km/L 以上
車両総重量が 8t 超 10t 以下	5.99km/L 以上	6.05km/L 以上
車両総重量が 10t 超 12t 以下	5.51km/L 以上	5.76km/L 以上
車両総重量が 12t 超 14t 以下	5.01km/L 以上	5.03km/L 以上
車両総重量が 14t 超 16t 以下	4.29km/L 以上	5.02km/L 以上
車両総重量が 16t 超		4.88km/L 以上

備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に依る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2 「一般バス」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表 6 トラック等（車両総重量 3.5t 超）に係る JH25 モード燃費基準

区 分	最大積載量		燃費基準値
	最大積載量が 1.5t 以下	最大積載量が 1.5t 超 2t 以下	
車両総重量が 3.5t 超 7.5t 以下	最大積載量が 1.5t 以下	最大積載量が 2t 超 3t 以下	12.78km/L 以上
	最大積載量が 1.5t 超 2t 以下		11.33km/L 以上
	最大積載量が 2t 超 3t 以下		10.06km/L 以上
車両総重量が 7.5t 超 8t 以下	最大積載量が 3t 超		9.41km/L 以上
			7.97km/L 以上
車両総重量が 8t 超 10t 以下			7.09km/L 以上
車両総重量が 10t 超 12t 以下			7.07km/L 以上
車両総重量が 12t 超 14t 以下			6.10km/L 以上
車両総重量が 14t 超 16t 以下			5.60km/L 以上
車両総重量が 16t 超 20t 以下			4.64km/L 以上
車両総重量が 20t 超			4.20km/L 以上

表 7 トラック（車両総重量 3.5t 超のけん引自動車）に係る JH25 モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両総重量が 20t 以下のトラック	2.95km/L 以上
車両総重量が 20t 超のトラック	2.20km/L 以上

(2) 目標の立て方

乗用車にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。
 小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタにあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

13-2 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】
	① 次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、転がり抵抗係数が7.7以下であること。 イ. 基準値2は、転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ② スパイクタイヤでないこと。
	【配慮事項】 ① 製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580による。

3 判断の基準①については、ISO 23671に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指数を算出し、100倍したウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。

4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生を防止に関する法律（平成2年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

(2) 目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準値1及び基準値2それぞれを満了する物品の数量（本数）の割合とする。

13-3 エンジン油

(1) 品目及び判断の基準等

2サイクルエンジン油	【判断の基準】
	① 生分解度が28日以内で60%以上であること。 ② 魚類による急性毒性試験の96時間 LC_{50} 値が100mg/L以上であること。
	【配慮事項】 ① 製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン

・301B（CO₂発生試験）

・301C（修正MITI（1）試験）

・301F（Manometric Respirometry 試験）

※ASTM（アメリカ材料試験協会）

・D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法）

・D6131（密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法）

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS

・K 0102（工場排水試験方法）

・K 0420-71（シリーズ（10、20、30）

（水質-淡水魚「ゼブラフィッシュ（真骨類、コイ科）」に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部：止水法、第2部：半止水法、第3部：流水法）

※OECD（経済協力開発機構）

・203（魚類急性毒性試験）

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法：サンプリング準備及び結果解釈）の方法などを参考に調製された WAF（水適応性画分）や NSF（水溶性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96時間 LL_{50} 値が100mg/L以上であること。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達総量（リットル）に占める基準を満了する物品の数量（リットル）の割合とする。

14. 消火器

(1) 品目及び判断の基準等

消火器	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。</p> <p>イ. 製品の回収及び再生利用又は再生利用のためのシステムがあり、再生利用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②ガラスチップ部品が使用される場合には、再生ガラスチップが可能な限り使用されていること。</p> <p>③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。</p> <p>④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑤消火器の設置台又は収納箱等にガラスチップが使用される場合には、再生ガラスチップが使用されていること。また、使用後に製品とともに回収され、再生利用が行われること。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り単一素材化が図られていること。また、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦包装材料等の回収及び再生利用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
-----	--

備考)

1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをい）、エアノール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

2 「回収及び再生利用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者等が自主的に廃消火器を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収すること）をいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者等における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再生利用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再生利用、リサイクル又はリサイクルできない部分、エネルギー回収すること。

エ. 回収された製品のうち再生利用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

と。

3 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.127「消火器 Version2」に係る認定基準をいう。

4 「再生ガラスチップ」とは、使用された後に廃棄されたガラスチップ製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するガラスチップ端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

6 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものである。

7 配慮事項⑤は、消火器の設置に当たり、設置台又は収納箱等を併せて導入する場合に適用する。

8 調査を行う各機関は、消火器の設置、保守及び廃棄までを一括して行う役割の調達について検討を行うこと。

(2) 目標の立て方

当該年度の消火器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

15. 制服・作業服等
(1) 品目及び判断の基準等

<p>制服 作業服</p>	<p>【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリエステル含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリエステル含有率が49%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維</p>
<p>帽子</p>	<p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

<p>靴</p>	<p>部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリエステル含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリエステル含有率が49%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品又は付属品に使用される繊維には、可能な限り竹繊維、未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	---

<p>靴</p>	<p>【判断の基準】 ○甲部に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ③植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリエステル含有率が10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	--

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタツ、フラスナ、ホツク、縫糸等の付

属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、^{（イ）}植物を原料とする合成繊維又はバイオプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

5 「未利用繊維」とは、新着時に発生する短繊維（リントナー等）等を再生した繊維をいう。

6 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。）、複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

8 制服及び作業服に係る判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

9 「甲材」とは、JIS S 5050（革靴）の付表1「各部の名称」のつま革、筋革、腰革、ペル、一枚甲及びバックスターの部分に該当する部位材料をいう。

10 「バイオプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

11 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトータルを定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLOA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

12 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

13 調達を行う各機関は、制服又は作業服のクリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。

ア クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。

イ JIS L 0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づき表示を十分確認すること。

(2) 目標の立て方

① 制服、作業服又は靴にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した制服、作業服又は靴の調達総量（着数、足数）に占める基準を満たす物品の数量（着数、足数）の割合とする。

② 帽子にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した帽子の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

<p>16. インテリア・寝装寝具 16-1 カーテン等 (1) 品目及び判断の基準等</p>	<p>カーテン 布製ブラインド</p> <p>【判断の基準】 O使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリエステル含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリエステル含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】 ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品使用後に回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>【判断の基準】 O日射反射率が表に示された数値以上であること。</p> <p>金属製ブラインド</p> <p>【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---	--

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、フック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

5 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトータルで評価を科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7 「バイオベース合成ポリエステル含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

8 「回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要望に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再利用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

9 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）等を再生した繊維をいう。

10 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

11 日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4にそれぞれ準ずるものとする。

12 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に由来する当該程度に対する比を示す数値をいう。

13 金属製ブラインドに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント カイロアイン」等に整合して算定したものとす。

1.4 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

表 日射反射率の基準

明度 L*値	日射反射率 (%)
70.0 以下	40.0
70.0 超 80.0 以下	50.0
80.0 超	60.0

(2) 目標の立て方
 当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したカーテン、又は布製フラインド、及び金属製フラインドの調達総量（枚数又は点数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数又は点数）の割合とする。

1.6-2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

タイルカーペット	【判断の基準】 ○基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。
ニードルパンチカーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん	【判断の基準】 ○ニードルパンチカーペットにあつては、①又は②の要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあつては①の要件を満たすこと。 ①未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオマス合成ポリマー含有率が10%以上であること。 イ. 植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオマス合成ポリマー含有率が49%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
	【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたリカーボン・オフセットされた製品であること。 ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。

2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リントア等)等を再生した繊維をいう。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、断断くず等をいう。

4 「故繊維から得られる繊維」とは、故繊維を主原料とし、リニアリサイクル又はファミリーリサイクルにより再生された繊維をいう。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

7 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。

8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトータルオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLOA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

9 「バイオマス合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

10 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 回収事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。)、複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、リニアリサイクル又はファミリーリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

1 1 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に由来する当該程度に対する比を示す数値をいう。

1 2 タイルカーペットに係る判断の基準①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものである。

1 3 タイルカーペットに係る配慮事項①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたるカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という。)を調達し、無効化

又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という。)製品をいう。

1 4 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、Jクレジット、二国間クレジット(JCM)、地域版Jクレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

(2) 目標の立て方

タイルカーペットにあつては、当該年度の調達総量(m^2)に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量(m^2)の割合とする。

ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあつては、当該年度の調達総量(m^2)に占める基準を満たす物品の数量(m^2)の割合とする。

16-3 毛布等
(1) 品目及び判断の基準等

<p>毛布</p> <p>【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエスチレン繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエスチレン繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占められるポリエスチレン繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエスチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエスチレン繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエスチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエスチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>ふとん</p> <p>【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエスチレン繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生PET樹脂から得られるポリエスチレン繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占められるポリエスチレン繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエスチレン繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエスチレン繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ. 再生PET樹脂から得られるポリエスチレン繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ウ. 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエスチレン繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--	---

と、
②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETホルル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものという。
- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、フラスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生フラスナツック（使用された後に廃棄されたフラスナツック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するフラスナツック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）」を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエスチレン繊維の重量又は故繊維から得られるポリエスチレン繊維の重量」に含めてよい。
- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエスチレン繊維」とは、故繊維を主原料とし、アクリルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエスチレン繊維をいう。
- 5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントナー等）等を再生した繊維をいう。
- 6 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 7 ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。
- 8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことという。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのみずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- 9 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ. 回収された製品を再使用、アクリルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 9 調達を行う各機関は、クーリーニングを行う場合には、クーリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

- (2) 目標の立て方
- ①毛布にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。
- ②ふとんにあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

16-4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	【判断の基準】
	<p>○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと、又は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>②次のイの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。</p> <p>イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易、耐久性の向上等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再利用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材料等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

<p>ワットレス</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>① 産物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>イ. 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>ウ. 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリエステル含有率が10%以上であること。</p> <p>② エルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。</p> <p>③ 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は150ppm以下であること。</p> <p>④ ウレタンフォームの発泡剤にクロソコが使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------------	---

- 備考）
- 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。
 - 2 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「ワットレス」に含まれないものとする。
 - 3 「ロンソコ」とは、ロンソコ類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
 - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 - 5 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
 - 6 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、フラスノ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生プラスチック、植物を原料とする合成繊維又はバイオプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂」から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
 - 7 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
 - 8 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
 - 9 放熱速度が0.02mW/cm²以下と同等のものは、次にによるものとする。
ア. 対応したJIS又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放熱量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたものを。JIS S 1102に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。

イ. 上記ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

- 10 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。
- 11 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトリードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLOA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 12 「バイオベース合成ポリエステル含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 13 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。
- 14 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）等を再生した繊維をいう。
- 15 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 16 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 17 ベッドフレーム及びワットレスを一体としてベッドを調達する場合には、それぞれ部分が上記の基準を満たすこと。
- 18 ベッドフレームに係る判断の基準②イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。
- 19 ベッドフレームに係る判断の基準③ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあつては、間伐材により製造されたパージンバルブ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンバルブには適用しないこととする。
- 20 ベッドフレームに係る判断の基準④の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。
- 21 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次にあつては、クリーンウッド法の対象物品以外にあつては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木製製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 22 クリーンウッド法の対象物品以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者からかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

(2) 目標の立て方
当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達(リ
ース・レンタル契約を含む。)総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の
割合とする。

17. 作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

<p>作業手袋</p>	<p>【判断の基準】 ○主要材料が繊維(天然繊維及び化学繊維)の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②ポリエステル材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリエステルが10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。) ②漂白剤を使用していないこと。</p>
-------------	--

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETホルル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

- 2 「ポリエステル材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リッター等)等を再生した繊維をいう。
- 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトータルを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLOA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 5 「バイオベース合成ポリエステル含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はバイオプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 6 「バイオプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。
- 7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度における作業手袋の調達総量(双)に占める基準を満たす物品の数量(双)の割合とする。

1.8. その他繊維製品
1.8-1 テント・シート類
(1) 品目及び判断の基準等

<p>【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエスチレン繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエスチレン繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエスチレン繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエスチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエスチレン繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエスチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエスチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>ルールシート</p>	<p>【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、フラスコ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）」を使用した場合の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエ

スチレン繊維の重量又は故繊維から得られるポリエスチレン繊維の重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエスチレン繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエスチレン繊維をいう。
- 5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトリードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収すること）をいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。するルール（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのないすれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方
当該年度におけるポリエスチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているルールシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合とする。

18-2 防球ネット

(1) 品目及び判断の基準等

防球ネット	<p>【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエチレン繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエチレン繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリエチレン含有率が10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	--

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
 なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエチレン繊維の重量、故繊維から得られるポリエチレン繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエチレン繊維」とは、故繊維を主原料とし、アクリルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエチレン繊維をいう。
- 5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「バイオプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全体にわたる環境負荷についてトータルを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLOA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8 「バイオベース合成ポリエチレン含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

ウ. 再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 ウ. 回収された製品を再使用、アクリルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエチレン繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

18-3 旗・のぼり・幕類
(1) 品目及び判断の基準等

<p>旗 のぼり 幕</p>	<p>【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。かつ、製品使用後に回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】 ①農薬系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品使用後に回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------------------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。
- 2 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棒、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生グラスチック（使用された後に廃棄されたグラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するグラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオベースグラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
- 4 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 5 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

- 6 「バイオベースグラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するグラスチックをいう。
- 7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトリードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 9 「回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。）、するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのみずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再利用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ. 回収された製品を再利用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ. 回収された製品のうち再利用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している旗、のぼり及び幕の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

18-4 モック

(1) 品目及び判断の基準等

モック	<p>【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----	---

備考)

- 1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
 なお、再生プラスチックを使用した付属品の合計重量は、「繊維部分全体重量」に含めてよい。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントナー等）等を再生した繊維をいう。
- 4 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 「回収及び再使用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。）、複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表紙又は提供されていること。
 「再使用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 ウ. 回収された製品を再使用すること。
 エ. 回収された製品のうち再使用できない部分は、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル又はエネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

19. 設備
(1) 品目及び判断の基準等

<p>太陽光発電システム(公共・産業用)</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①太陽電池モジュールのセル実効変換効率率が表1に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。</p> <p>②太陽電池モジュール及び周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウエブサイト等により、容易に確認できること。</p> <p>③発電電力量が確認できるものであること。</p> <p>④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。</p> <p>⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。</p> <p>⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。</p> <p>⑦太陽電池モジュールについては、表3に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。</p> <p>⑧修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。</p>
<p>備考)</p>	<p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等部品の再利用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。</p> <p>③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再利用又は再生利用が可能であり、再利用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。</p> <p>④特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。</p> <p>⑤太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等(アルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。</p>

- 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。
- 2 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。
- セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／(太陽電池セルの合計面積×放射照度)
- 太陽電池セルの合計面積＝1セルの全面積×1モジュールのセル数
- 放射照度＝1000W/m²
- 1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系

のセル全面積には集積部を含まない。

- 3 「定格負荷効率」「部分負荷効率」はJIS C 8961に準拠して算出するものとする。
- 4 太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証についてはJIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2に加え、セルの形式に合わせてJIS C 61215-1-1～JIS C 61215-1-4のうち一つに準拠するものとする。
- 5 判断の基準⑥の「長期使用が可能となる設計」とは、自社の同等の性能を有する従来機種と比較して、部品・材料の耐久性の向上、消耗品や部品の交換性の向上、保守・修理の容易化等を図るための設計がなされることにより、太陽光発電システムの長期使用を促すことをいう。ただし、架台等の従来機種と比較して耐久性の向上等を確認することが困難な場合は当該評価項目を除く。なお、長期使用のための保守点検・修理・維持管理に係る範囲、体制及び内容に関する情報提供については、判断の基準②において担保すること。
- 6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- 7 発電量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ. 調達に当たっては、発電に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては太陽光発電システムの長期使用等を踏まえつつ、架台の部分の過剰に大きくなることとを避けるなど適切な設計を行うこと。
- ウ. 太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。
- エ. 調達に当たっては、設置事業者が設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報(製造事業者が有する情報を含む。)を設置事業者を通じ把握すること。
- オ. 太陽光発電システムの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化の観点から、蓄電池設備の導入について検討を行うこと。
- カ. 太陽光発電システムによる長期安定的かつ効率的な発電が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。
- キ. 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再利用又は再生利用に努めることとし、再利用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を行うこと。

表1 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区 分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

表2 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示(基準状態)	年間の推定発電電力量 算定条件(用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等)

周辺機器	バッテリーインシヨナ 接続箱 連系保護装置 二次電池	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統接続方式等 可能となる設置方法 使用の有無（有の場合）回収・リサイクル方法
保守点検・修理、維持管理の要件	保守点検 修理 維持管理	範囲、体制、内容 範囲、体制、内容 範囲、体制、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄 保証体制	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等）等 保証履行期限等

表3 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

目的	評価項目	事前評価方法等
減量化・共通化	減量化	モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を評価していること。
	部品の削減	モジュールに使用されている部品の点数、種類を評価していること。
再生資源の使用	部品の共通化	他機種と共通化している部品の割合を評価していること。
	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を使用した部品の割合を評価していること。
長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。
	耐汚染性の向上	モジュールの表面の耐汚染性を評価していること。
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっていること。（取外しに要する時間）を評価していること。
	リサイクル可能率の向上	モジュール全体の質量のうち、リサイクル可能な部品や材料の質量の比率を評価していること。
再生資源等の活用	リサイクル可能率の向上	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容易な構造となっていること。（取外しに要する時間）を評価していること。
	フレーム解体の容易性	フレーム解体時に取り外すネジの数量、種類を評価していること。
解体・分別処理の容易化	フレーム解体で取り外すネジの数量・種類の削減	フレームを取り外す際に、フレームの固定方法等々の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	フレーム解体のための情報提供	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	端子箱解体の容易性	端子ボックスの取外し時に取り外すネジの数量、種類を評価していること。
	端子箱解体で取り外すネジの数量・種類の削減	端子箱を取り外す際に、端子ボックスの固定方法等々の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。

環境安全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理に当たって負荷要因となる原材料の質量を評価していること。
情報の提供	使用、保守点検、安全性に関する情報提供	使用上の注意、故障診断及びその措置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報提供	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
ライフサイクルの各段階における環境負荷低減	ライフサイクルアセスメントの実施	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。

太陽熱利用システム（公共・産業用）

【判断の基準】

①日集熱効率率が次の要件を満たすこと。
ア、基準値1は、表1の基準値1の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。
イ、基準値2は、表1の基準値2の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。
②集熱器及び周辺機器について、表2に示された項目が、ウエブサイト等により、容易に確認できること。

【配慮事項】

①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再利用または材料の再利用が容易になるような設計がなされていること。
②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。
③設備撤去時には、撤去業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。
④外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。
⑤重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。

- 備考）
- 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
 - 2 「日集熱効率率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量（集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値）10kWh/m²/日であるときの値を、JISA 4112に準拠して算出したものを、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。
 - 3 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 7. 集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
 4. 調達に当たっては、集熱に係る機器の設置条件・方法を十分勘査し、設置に当たって

- は架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
- 太陽熱利用システムの導入に当たっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。
- 調達に当たっては、設置業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要な情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。

表1 集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱媒体・機能	集熱器の区分		日集熱効率	
	集熱器の形状・透過体	透過体	基準値1	基準値2
液体	平板形透過体付き	—	60%以上	40%以上
	真空ガラス管形	—	50%以上	40%以上
空気	平板形	透過体付き	40%以上	30%以上
	—	透過体なし	—	10%以上
太陽光発電機能付き	—	—	—	10%以上

備考) 空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値2のみとする。

表2 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量 算定条件（用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等）
	集熱量が判断の基準①を満たさない条件及び要因	影の影響、日射条件（集熱器への影のかけり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載） 温度の影響（集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載） 気候条件、地理条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載） その他（配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等）等
	保守点検	保守点検の条件（点検の頻度等）等
	保証体制	保証条件（修理・交換の対応範囲、内容）、保証履行期限等

燃料電池	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商用電槽の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 分解が容易である等部品の再利用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
------	--

エネルギー管理システム	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換、搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。
-------------	---

生ゴミ処理機	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 使用時のエネルギー削減のための設計上の工夫がなされていること。 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。
--------	---

節水器具	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ①電気を使用しないこと。 ②吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。 <p><個別事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ①節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあっては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること。 イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ. 定流量弁1個は、水栓1個に対応していること。 ③泡沬キャッチャーにあっては、次の要件を満たすこと。
------	--

フ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャッチなしの同型水栓の 80% 以下であること。

イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5L/分以上の吐水流量であること。

④流量調整弁にあつては、次の要件を満たすこと。

フ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の 80% 以下であること。

イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。

ウ. 流量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。

【配慮事項】

①取替用のコアにあつては、既存の水栓のコアとの取替が容易に行えること。

②使用用途における従前どおりの使用感であること。

備考) 1 「節水コア」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコアをいう。なお、普通コアを組み込んだ給水栓に比べ、節水コアを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減する。固定式を含む。

2 本項の判断の基準の対象とする「節水コア」は、呼び径 13 の水用単水栓に使用されるものであつて、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコアとする。また、既存の水栓のコアとの取替が容易に行えるものであること。

3 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものを用いること。

4 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであるとす。ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁とする。

5 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャッチ」は、水流にエアを混入することにより、節水が図れるキャッチとする。

6 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであつて、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。

7 判断の基準〈個別事項〉①の吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。

表 流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	5L/分
台所・調理場	5L/分
シャワー	8L/分

給水栓

【判断の基準】

①節水コア内蔵水栓にあつては、次の要件を満たすこと。

フ. ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コアを組み込んだ場合に比べ 20% を超え 70% 以下の吐水流量であること。

イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コアを組み込んだ場合に比べ 70% 以上の吐水流量であること。

ウ. 電気を使用しないこと。

②定流量弁内蔵水栓にあつては、次の要件を満たすこと。

フ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。

イ. 流量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。

ウ. 電気を使用しないこと。

③泡沫機能付水栓にあつては、次の要件を満たすこと。

フ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャッチなしの同型水栓の 80% 以下であること。

イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5L/分以上の吐水流量であること。

ウ. 電気を使用しないこと。

④時間止め水栓にあつては、次の要件を満たすこと。

フ. 設定した時間に達すると自動的に止水すること。

イ. 次の性能を有していること。

― (設定時間ー実時間) / 設定時間 | ≤ 0.05

⑤定量止め水栓にあつては、次の要件を満たすこと。

フ. 次の性能を有していること。

― (設定吐水量ー実吐水量) / 設定吐水量 | ≤ 0.2

イ. 電気を使用しないこと。

⑥自動水栓（自己発電機構付）にあつては、次の要件を満たすこと。

フ. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。

また、止水までの時間は 2 秒以内であること。

イ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分以下であること。

ウ. 単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。

⑦自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあつては、次の要件を満たすこと。

フ. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。

また、止水までの時間は 2 秒以内であること。

イ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分以下であること。

⑧手元止水機構を有する水栓にあつては、次の要件を満たすこと。

フ. 吐水切替機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。

イ. ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で

<p>吐水及び止水機構を有する水栓にあっては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにおいて、0.6N以上であること。</p> <p>イ. 流水中に空気を混入させる構造を持つものにおいて、0.55N以上であること。</p> <p>⑩水優先吐水機構を有する水栓にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。</p> <p>イ. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。</p> <p>ウ. 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>吐水及び止水機構を有する水栓にあっては、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓にあっては、浴室シャワー水栓及び洗面水栓において、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。</p> <p>1 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。</p> <p>2 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。</p> <p>3 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。</p> <p>4 調達する各機間は、湯用の自動水栓の調達に当たって、水道直圧式（瞬間式）のカス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があることに十分留意すること。</p>
---	--

- 備考) 1 「節水コア内蔵水栓」とは、給水栓において、節水を目的として製作されたコアを内蔵した水栓をいう。普通コアを組み込んだ給水栓に比し、節水コアを組み込んだ水栓は、ハンドル開度と同じ場合、吐水量が大幅に減す。固定式を含む。
- 2 「定流量弁内蔵水栓」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のもの内蔵した水栓をいう。
- 3 「泡沫機能付水栓」とは、水流にエアを混入することにより、節水が図れる水栓をいう。
- 4 「時間止め水栓」とは、設定した時間に達すると自動的に止水する水栓をいう。
- 5 「定量止め水栓」とは、浴槽などへの貯水及び貯湯に用い、ハンドルで設定した所定の水量で自動的に止水する水栓をいう。
- 6 「自動水栓」とは、光電式などのセンサー、電磁弁などを組み込み、自動的に開閉する給水栓をいう。なお、水用と湯用があり、また、自己発電機構により作動するものとAC100Vの電源又は乾電池を使用するものがある。
- 7 「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓（あらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度差動などがあつた場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓）、ミキシング湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓）又はシングル湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓）であって、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。
- 8 「手元止水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓であって、使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる水栓（シャワー部を含む。）をいう。

<p>日射調整フィルム</p> <p>低放射フィルム</p> <p>【判断の基準】</p> <p>①日射調整フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。</p> <p>イ. 熱貫流率は5.9W/(m²・K)未満であること。</p> <p>②低放射フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 可視光線透過率は80%以上であること。</p> <p>イ. 熱貫流率は4.8W/(m²・K)以下であること。</p> <p>③日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。</p> <p>④貼付前と貼付後と比較して環境負荷低減効果が確認されていること。</p> <p>⑤上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウエテサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○遮蔽係数が可能な限り低いものであること。</p>	<p>9 「小流量吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓にあっては、浴室シャワー水栓及び洗面水栓にあって、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。</p> <p>10 「水優先吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓及び洗面水栓において、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。</p> <p>1 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。</p> <p>2 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。</p> <p>3 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。</p> <p>4 調達する各機間は、湯用の自動水栓の調達に当たって、水道直圧式（瞬間式）のカス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があることに十分留意すること。</p>
---	---

- 備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 2 「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱性能を持ったフィルムをいう。
- 3 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759による。
- 4 判断の基準①アにおいて、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。
- 5 日射調整性能及び低放射性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759に規定された耐候性試験において、1,000時間の試験を実施し、日射調整性能については、遮蔽係数の変化が判断の基準①アに示されたものから±0.10の範囲であること、また、低放射性能については、熱貫流率の変化が判断の基準②イに示されたものから±0.40W/(m²・K)の範囲であること。
- 6 「貼付前と貼付後と比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認され

ていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。

7 調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。

- ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築ワイルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
- イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
- ウ. 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。
- エ. 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いワイルムを検討すること。

<p>テレワーク用 イセン ス</p>	<p>【判断の基準】 インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用 ソフトウェアであること。</p> <p>【配慮事項】 ○テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。</p>
<p>Web会議システム</p>	<p>【判断の基準】 ①インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 ②他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。</p> <p>【配慮事項】 ①Web会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。 ②オンライン名刺交換機能が導入できること。</p>

- 備考) 1 「Web会議システム」とは、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、当該機関等で行われる会議への遠隔参加が可能となるシステムをいう。
- 2 Web会議システムの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、紙資源の削減（ペーパーレス化）等があげられる。

(2) 目標の立て方

- ①太陽光発電システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量 (kW) とする。
- ②太陽熱利用システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす基準値1及び基準値2それぞれ別の物品の総集熱面積 (㎡) とする。
- ③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量 (kW) 及び総集熱面積 (㎡) とする。
- ④燃料電池にあっては、当該年度における総設備容量 (kW) とする。
- ⑤エネルギー管理システムにあっては、当該年度における総調達件数とする。
- ⑥生ゴミ処理機にあっては、当該年度における調達 (リース・レンタル契約及び食堂運営委託者による導入を含む。) 総量 (台数) とする。
- ⑦給水器具にあっては、当該年度における総調達量 (個) に占める基準を満たす物品の数量 (個) の割合とする。
- ⑧給水栓にあっては、当該年度における総調達量 (個) に占める基準を満たす物品の数量 (個) の割合とする。
- ⑨日射調整ワイルムにあっては、当該年度における総調達面積 (㎡) に占める基準を満たす物品の面積 (㎡) の割合とする。
- ⑩低放射ワイルムにあっては、当該年度における総調達面積 (㎡) に占める基準を満たす物品の面積 (㎡) の割合とする。
- ⑪テレワーク用ライセン
スにあっては、当該年度における調達による基準を満たす総調達件数 (ライセンス数) とする。
- ⑫Web会議システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす総調達件数 (システム数) とする。

20. 災害備蓄用品
20-1 災害備蓄用品（飲料水）

災害備蓄用品 飲料水	<p>【判断の基準】</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 基準値1は、賞味期限が5年以上であること。</p> <p>イ. 基準値2は、賞味期限が5年以上であること。</p> <p>②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p> <p>②容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。</p> <p>③使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。</p>
---------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「災害備蓄用品飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。

- 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
- 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- 災害備蓄用品飲料水の調達に当たり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーストランド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勧奨すること。
- 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与え等々の配慮を行う契約方法について検討すること。
- 災害備蓄用品の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。
- ペットボトル容器にあつては、使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PETボトルリサイクル推進協議会作成の「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する災害備蓄用品飲料水の総調達量（本数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

20-2 災害備蓄用品（食料）

(1) 品目及び判断の基準等

アルファ化米 保存パン 乾パン	<p>【判断の基準】</p> <p>①賞味期限が5年以上であること。</p> <p>②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>
レトルト食品等	<p>【判断の基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 賞味期限が5年以上であること。</p> <p>イ. 賞味期限が3年以上であつて、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。</p> <p>②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>
栄養調整食品 フリーストランド食品	<p>【判断の基準】</p> <p>①賞味期限が3年以上であること。</p> <p>②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーストランド食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。

- 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
- 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であつて、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。
- 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準①については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。
- 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
- 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与え等々の配慮を行う契約方法について検討すること。

ろ、災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

(2) 目標の立て方
各品目の当該年度に調達する総調達量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする。

20-3 災害備蓄用品(生活用品・資材等)
(1) 品目及び判断の基準等

<p>毛布</p>	<p>【判断の基準】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>作業手袋</p>	<p>【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②ポリエステル素材からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。) ②漂白剤を使用していないこと。</p>

<p>テント</p>	<p>【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエチレン繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエチレン繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
<p>テント</p>	<p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、フラスコ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
 なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）」を使用した場合の製品は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエチレン繊維の重量又は故繊維から得られるポリエチレン繊維の重量」に含めてよい。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

- 4 「故繊維から得られるポリエチレン繊維」とは、故繊維を主原料とし、アクリルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエチレン繊維をいう。
- 5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）等を再生した繊維をいう。
- 6 「反毛繊維」とは、故繊維を繭状に分解し再生した繊維をいう。
- 7 「ボストコングジュア材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 8 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全態にわたる環境負荷についてトリードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 10 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 11 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。
- 12 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 ウ. 回収された製品を再使用、アクリルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 13 個別の業務において使用した物品を災害用に活用する場合、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 14 調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

備蓄用作業服	<p>【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックから得られる合成繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】 ①保管スペースの狭小化を図るため、製品の小型化及び軽量化等がなされていくこと。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「備蓄用作業服」は、災害時において作業に従事する場合に作業者が着用することにより安全を確保することを目的として備蓄するものであって防護服を含む。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、フラスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」に含めたい。
- 4 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.103「衣服 Ver:10n3」に係る認定基準をいう。

一次電池	<p>【判断の基準】 ①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。</p> <p>【配慮事項】 ①使用済みの小形充電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
- 2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、判断の基準①を満たす。
- 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に

対する比を示す数値をいう。

- 4 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものである。
- 5 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
7. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
1. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与え等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件		
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧
単1	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V
単1	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V
単1	ポータブル電子玩具	600mA	2時間	0.9V
単1	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V
単2	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V
単2	ポータブル電子玩具	400mA	2時間	0.9V
単3	高負荷機器	1.500mW	注2	1.05V
単3	携帯電灯 (LED)	3.9Ω	注3	0.9V
単3	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V
単3	玩具 (モーターなし)	250mA	1時間	0.9V
単4	0Dラレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V
単4	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V
単4	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V
単4	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V
単4	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V
単4	リモコン	24Ω	注6	1.0V

- 備考) 初度の最小平均持続時間に対する12か月貯蔵後の最小平均持続時間の比率は90%以上であること。
- 注1：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。
- 注2：5分放電・1.500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。
- 注3：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。
- 注4：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。
- 注5：1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。
- 注6：15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

非常用携帯燃料	<p>【判断の基準】</p> <p>①品質保証期限が5年以上であること。</p> <p>②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------	--

- 備考) 1 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与えらる等の配慮を行う契約方法について検討すること。

携帯発電機	<p>【判断の基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。）にあっては、排出ガスが表1に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。</p> <p>イ. デイジーセルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。</p> <p>②騒音レベルが98デシベル以下であること。</p> <p>③連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては1時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①燃料消費効率率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。</p> <p>③製品の小型化及び軽量化が図られていること。</p> <p>④製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発電機とする。
- 2 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定方法」（平成9年建設省告示第1537号）による。
- 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 4 調達を行う各機関は、発電する電気の周波数に留意すること。

表1 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)
66cc未満	50
66cc以上100cc未満	40
100cc以上225cc未満	16.1
225cc以上	12.1

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のD2モードによる。

表2 デイジーセルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値 (g/kWh)	PM
NH ₃ +NO _x	0.4
	8

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のD2モードによる。

非常用携帯電源	<p>【判断の基準】</p> <p>①電気容量が100Wh以上であること。</p> <p>②保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。</p>
---------	---

備考) 本項の判断の基準の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。

- (2) 目標の立て方
- 当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。
- なお、集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

21. 公共工事
(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	<p>【判断の基準】</p> <p>○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

注）義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
			地盤改良用製銅スラグ	
			高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
			再生加熱アスファルト混合物	
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物			

	中温化アスファルト混合物
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材 再生骨材等
小径丸太材	間伐材
混合セメント	高炉セメント フライアッシュセメント
セメント	エコセメント
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグフローック
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
塗料	下塗用塗料（重防食） 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 高日射反射率塗料
防水	高日射反射率防水
舗装材	再生材料を用いた舗装用フローック（焼成） 再生材料を用いた舗装用フローック類（アジキヤスト無筋コンクリート製品） バークたい肥
園芸資材	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
道路照明	LED道路照明
中央分離帯プロック	再生プラスチック製中央分離帯プロック
タイル	セラミックタイル
建具	断熱サッシ・ドア
	製材
製材等	集材材 合板

建設機械	コンクリート用型枠	単板積層材	表3
		直交集成板	
		フローリング	
		パーテイクルボード	
		繊維板	
		木質系セメント板	
		木材・プラスチック複合材製品	
		木材・プラスチック再生複合材製品	
		断熱材	
		断熱材	
		照明制御システム	
		変圧器	
工法	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	表4
		建設発生土有効利用工法	
		低品質土有効利用工法	
		建設汚泥再生処理工法	
		排出ガス対策型建設機械	
		低騒音型建設機械	

目的物	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	表5
	舗装（表層）	路上表層再生工法	
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列工法	
舗装	排水性舗装	排水性舗装	
	透水性舗装	透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第45号）を満たすこと。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
地盤改良材	鋼スラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる鋼スラグであること。
	フェロニツケルスラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニツケルスラグであること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	フェロニツケルスラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニツケルスラグが使用された骨材であること。
コンクリート用スラグ骨材	鋼スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる鋼スラグ骨材が使用された骨材であること。

備考）「鋼スラグ骨材」については、JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
--------------	------------	--

備考）「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート境から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ投入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。
-----------	--------------	---

備考）「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の基層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラッグ混入路盤材	<p>【判断の基準】</p> <p>○路盤材として、道路用鉄鋼スラッグが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラッグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
-----	-------------	--

備考) 「道路用鉄鋼スラッグ」については、JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラッグ) に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	<p>【判断の基準】</p> <p>○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。</p>
小径丸太材	間伐材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材(林地残材・小径木等の再生資源を含む。)であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれて森林から産出されたものであること。</p>

備考) 間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれて森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーントラック法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たつては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況を勘案すること。

混合セメント	高炉セメント	<p>【判断の基準】</p> <p>○高炉セメントであつて、原料に30%を超える分量の高炉スラッグが使用されていること。</p>
混合セメント	フライアッシュセメント	<p>【判断の基準】</p> <p>○フライアッシュセメントであつて、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。</p>

備考) 「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定されるB種及びB種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	<p>【判断の基準】</p> <p>○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであつて、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ペースで500kg以上使用されていること。</p>
------	--------	--

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	<p>【判断の基準】</p> <p>○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm}^3/\text{sec}$ 以上であること。</p>
------------------	-----------	---

備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様B-1 平板) で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

鉄鋼スラッグ水和固化体	鉄鋼スラッグロツク	<p>【判断の基準】</p> <p>○骨材のうち別表に示された製鋼スラッグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラッグ微粉末を使用していること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラッグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
-------------	-----------	--

別表	種 類
	鉄鋼スラッグ(鉄銹予備処理スラッグを含む)
	電気溶融酸化スラッグ

収付けコンクリート	フライアッシュを用いた収付けコンクリート	<p>【判断の基準】</p> <p>○収付けコンクリートであつて、1m^3当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。</p>
塗料	下塗り塗料(重防食)	<p>【判断の基準】</p> <p>○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。</p>
	揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	<p>【判断の基準】</p> <p>○水性型の路面標示用塗料であつて、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。</p>
	高日射反射率塗料	<p>【判断の基準】</p> <p>①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。

2 近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。

3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度 L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)
40.0 以下	40.0
40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値
80.0 以上	80.0

【判断の基準】
○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施工するものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

防水	高日射反射率防水	【判断の基準】 ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。
舗装材	再生材料を用いた舗装用フロッグ (焼成)	【判断の基準】 ①原料に再生材料 (別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等) を用い、焼成されたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上 (複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計) 使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年環境庁告示第46号) の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成産物を2mm以下に粉砕したものであること。 【配慮事項】 ○土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成産物を2mm以下に粉砕したものであること。

別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂 (キラ)	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
錳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
建材廃材	
廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。)	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	

下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず対象
湖沼等の汚泥	対象

【判断の基準】
①原料に再生材料 (別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの) が用いられたものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20%以上 (複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計) 使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。

別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	

備考) 判断の基準③については、JIS A 5031 (一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材) に定める基準による。

園芸資材	ハーケたい肥
	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残渣又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率 (乾物) 70%以上 ・炭素窒素比 [C/N比] 35以下 ・陽イオン交換容量 [CEC] (乾物) 70meq/100g以上 ・pH 5.5~7.5 ・水分 55~65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量 [N] (現物) 0.5%以上 ・りん酸全量 [P ₂ O ₅] (現物) 0.2%以上 ・加里全量 [K ₂ O] (現物) 0.1%以上

下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比(脱水性汚泥ベース) 25%以上使用し、かつ、無機質の土壤改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率(乾物) 35%以上 ・炭素窒素比 [C/N比] 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量 [N] (現物) 0.8%以上 ・りん酸全量 [P2O5] (現物) 1.0%以上 ・アルカリ分(現物) 15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)
---------------------------	--

備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壤改良資材として使用される場合も含む。
 2 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第3条及び第25条ただし書の規定に基づき「普通の肥料の公定規格」(昭和61年農林水産省告示第284号)に適合するもの。

道路照明 LED 道路照明	<p>【判断の基準】</p> <p>○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。 ②トネル照明器具(基本照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。 ③トネル照明器具(入口照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。</p>
---------------	--

備考) 1 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測定方法)及びJIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測定方法-第2部:LEDモジュール及びLED

ライエトランプ)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値(LEDモジュールの規定光束)の80%未満になった時点(不点灯とみなす)までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表1 道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ	標準皮相電力
連続照明	a 2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	b 2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	125 VA
	c 3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	180 VA
	d 3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	175 VA
	e 2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格	175 VA
	f 2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	95 VA
	g 2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	95 VA
	h 3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	i 3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	125 VA
	j 2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格	120 VA
歩道照明	k 平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り	70 VA
	l 平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し	70 VA
局部照明	— 平均路面輝度 5 lx	20 VA
	— 平均路面輝度 10 lx	40 VA
	m 十字路 (2車線×2車線) 20 lx	160 VA
	n 十字路 (2車線×2車線) 15 lx	125 VA
	o 十字路 (2車線×2車線) 10 lx	95 VA
	p 十字路 (4車線×2車線) 20 lx	125 VA
	q 十字路 (4車線×2車線) 15 lx	120 VA
	q 十字路 (4車線×2車線) 15 lx	95 VA
	q 十字路 (4車線×2車線) 15 lx	95 VA
	q 十字路 (4車線×2車線) 10 lx	70 VA
	q 十字路 (4車線×2車線) 10 lx	70 VA
	q 十字路 (4車線×2車線) 10 lx	70 VA
	r 十字路 (4車線×4車線) 20 lx	125 VA
	r 十字路 (4車線×4車線) 20 lx	125 VA
s 十字路 (4車線×4車線) 15 lx	95 VA	
s 十字路 (4車線×4車線) 15 lx	95 VA	
t 十字路 (6車線×4車線) 20 lx	125 VA	
t 十字路 (6車線×4車線) 20 lx	120 VA	
u 十字路 (6車線×4車線) 15 lx	95 VA	
u 十字路 (6車線×4車線) 15 lx	95 VA	
— T字路 (2車線×2車線) 20 lx	95 VA	
— T字路 (2車線×2車線) 15 lx	70 VA	
— T字路 (2車線×2車線) 10 lx	70 VA	
— T字路 (4車線×2車線) 20 lx	125 VA	
— T字路 (4車線×2車線) 20 lx	120 VA	

—	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用 交差点隅切り部用	95 VA 95 VA
—	T字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用 交差点隅切り部用	70 VA 70 VA
—	Y字路 (4車線×2車線) 20 lx		125 VA
—	Y字路 (4車線×2車線) 15 lx		95 VA
—	Y字路 (4車線×2車線) 10 lx		70 VA
—	歩行者の背景を照明する方式 20 lx		180 VA
—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx		95 VA
—	歩行者の自身を照明する方式 20 lx		180 VA
—	歩行者の自身を照明する方式 10 lx		95 VA

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案) (平成 27 年 3 月 国土交通省)」による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。
- 3 電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の 1.2 倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具 (基本照明) の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ	標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40 (km/h) 2 車線 0.75 (cd/m ²) 千鳥 40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50 (km/h) 2 車線 0.95 (cd/m ²) 千鳥 50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60 (km/h) 2 車線 1.15 (cd/m ²) 千鳥 65 VA
	x	設計速度 40 (km/h) 2 車線 1.5 (cd/m ²) 千鳥 65 VA
	y	設計速度 40 (km/h) 2 車線 1.5 (cd/m ²) 向合せ 40 VA
	z	設計速度 50 (km/h) 2 車線 1.9 (cd/m ²) 千鳥 75 VA
高速自動車国道等	aa	設計速度 50 (km/h) 2 車線 1.9 (cd/m ²) 向合せ 50 VA
	bb	設計速度 60 (km/h) 2 車線 2.3 (cd/m ²) 千鳥 95 VA
	cc	設計速度 60 (km/h) 2 車線 2.3 (cd/m ²) 向合せ 65 VA
	dd	設計速度 70 (km/h) 2 車線 3.2 (cd/m ²) 千鳥 95 VA
	ee	設計速度 70 (km/h) 2 車線 3.2 (cd/m ²) 向合せ 65 VA
	ff	設計速度 80 (km/h) 2 車線 4.5 (cd/m ²) 千鳥 125 VA
gg	設計速度 80 (km/h) 2 車線 4.5 (cd/m ²) 向合せ 95 VA	

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案) (平成 27 年 3 月 国土交通省)」による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具 (入口照明) の標準皮相電力

種別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

備考) 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当の LED トンネル照明器具をさす。

中央分離帯 プロック	再生プラスチック製中央分離帯プロック	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p> <p>②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p>
---------------	--------------------	--

- 備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く)。
- 2 「再生プラスチック製中央分離帯プロック」については、JIS A 9401 (再生プラスチック製中央分離帯プロック) に適合する資材は、本基準を満たす。

タイル	セラミックタイル	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものであることにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p>																																					
<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td>前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラッジ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非鉄スラッジ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>錳物砂</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石灰灰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃ガラスチップ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> <td>溶融スラジ化</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>焼却灰化又は溶融スラジ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td>前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）		鉄鋼スラッジ		非鉄スラッジ		錳物砂		陶磁器屑		石灰灰		廃ガラスチップ		建材廃材		廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）		製紙スラッジ		アルミスラッジ		磨き砂汚泥		石材屑	溶融スラジ化	都市ごみ焼却灰	焼却灰化又は溶融スラジ化	下水道汚泥		上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥		<p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものであることにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p>
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																																						
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																																						
無機珪砂（キラ）																																							
鉄鋼スラッジ																																							
非鉄スラッジ																																							
錳物砂																																							
陶磁器屑																																							
石灰灰																																							
廃ガラスチップ																																							
建材廃材																																							
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																																							
製紙スラッジ																																							
アルミスラッジ																																							
磨き砂汚泥																																							
石材屑	溶融スラジ化																																						
都市ごみ焼却灰	焼却灰化又は溶融スラジ化																																						
下水道汚泥																																							
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																																						
湖沼等の汚泥																																							
建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①複層ガラスを用いたサッシであること。</p>																																					

	<p>②二重サッシであること。</p> <p>③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>②エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り断熱防止性能の数値が小さいものであること。</p>
製材等	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p>
製材	<p>集成材 合板 単板積層材 直交集成板</p> <p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である</p>

②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「固集成材板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーニング法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリン	フローリン
	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に於ける森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>④居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材(基材に木材を使用しない場合に限り)である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 フローリンの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次に従ふ。

ア. 基材に木材を使用したものにあつては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーニング法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たつては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ. 上記ア以外の物品にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

5 判断の基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「(基材に木材を使用しない場合に限り)」、備考4のイにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーニング法の対象となるものを示す。

再生木質ボード	パーテイクルボード
	繊維板
	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比割合が50%以上であること(この場合、再生資材全体に占める体積比割合率が20%以下の接着剤、湿剤等(パーテイクルボードにおけるフェノール系接着剤等)で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せず)、重量比割合率を計算することができるものとする。)</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

木質系セメント板	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比割合率が20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比割合率を計算することができるとする。）。</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p>
	<p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

木質系セメント板	<p>【判断の基準】</p> <p>①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。</p> <p>②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。</p> <p>③重金属等有害物質の含有及び除去について問題がないこと。</p> <p>④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクル再生複合材製品</p>
----------	--

- 備考）
- ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460による。
 - 「バーテイクルボード」繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
 - 木質系セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者によっては、クリーニング法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。
 - 「バーテイクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③については、JIS A 5908及びA 5905で規定される「☆☆☆☆等級」に適合する資材は、本基準を満たす。

	<p>イケルを行う際に支障を来さないものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p>
--	---

- 備考）
- 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
 - 判断の基準②及び③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
 - 判断の基準③④及び⑤については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2.リサイクル材料等の含有率区分 R60、R70、R80及びR90は本基準を満たす。

ビニル系床材	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p>
--------	---

備考）JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①フロント類が使用されていないこと。</p> <p>②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材2種及び硬質ウレタンフォーム断熱材3種については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>
-----	---

- 備考）
- 「フロント類」とは、フロント類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
 - 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成25年経済産業省告示第270号）による。
 - 「硬質ウレタンフォーム断熱材2種」、「硬質ウレタンフォーム断熱材3種」とは、それぞれJIS A 9521に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が2種のもの、3種のものという。

照明機器	<p>照明制御システム</p> <p>【判断の基準】</p> <p>○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（屋光）利用制御の機能を有していること。</p>
------	--

変圧器	変圧器	【判断の基準】 Oエネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。
		【配慮事項】 O運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
- ② H種絶縁材料を使用するもの
- ③ スコト線線変圧器
- ④ 3以上の巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
- ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨ 定格一次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種類	区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
	相数	定 格 容 量	
油入変圧器	単相	50H z	$E=11.29^{\circ}132$
	三相	50H z	$E=11.19^{\circ}175$
モールド変圧器	三相	60H z	$E=16.69^{\circ}696$
		500kVA以下	$E=11.19^{\circ}309$
モールド変圧器	三相	60H z	$E=17.39^{\circ}678$
		500kVA以下	$E=11.79^{\circ}790$
モールド変圧器	三相	50H z	$E=16.99^{\circ}674$
		60H z	$E=15.29^{\circ}691$
モールド変圧器	三相	50H z	$E=23.99^{\circ}659$
		60H z	$E=22.79^{\circ}718$
モールド変圧器	三相	50H z	$E=22.39^{\circ}674$
		60H z	$E=19.49^{\circ}737$

備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率 (単位：W)
 S：定格容量 (単位：kVA)
 4 表の規定は、JIS C 4304及びJIS C 4306並びに日本電機工業会規格1500及び1501に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10(モールド変圧器に

あっては1.05)を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率については、JIS C 4304「7.4 エネルギー消費効率」及びJIS C 4306「7.4 エネルギー消費効率」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ①冷房の成績係数が表1に示された区分の数値以上であること。 ②冷房の期間成績係数が表2に示された区分の数値以上であること。
-------	--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が105kW以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
 2 吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622による。

表1 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が352kW未満	1.20

表2 冷房の期間成績係数

区 分	期間成績係数
冷凍能力が352kW以上	1.45

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。
-------	----------	--

備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式バッチャージェアコンディショナーをいう。
 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式バッチャージェアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。
 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源連続運転時間は10時間とする。

$$\text{①氷蓄熱ユニット} \quad \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW・h)}}{\text{定格日量消費電力量 (kW・h)} + \text{昼間熱源連続冷却消費電力量 (kW・h)}}$$

$$\text{②氷蓄熱式バッチャージェアコンディショナー} \quad \frac{\text{成績係数} \times \text{日量蓄熱利用冷房能力}}{\text{①氷蓄熱式バッチャージェアコンディショナー}}$$
 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率(時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合)を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式バッチャージェアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件下で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件

冷房	室内側入口空気条件			室外側空気条件		
	定格冷房	乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度	湿球温度
定格冷房蓄熱	—	—	—	25	—	—

単位：℃

6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、屋間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 t_c で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力(ポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。)を積算したものをいう。

別表2 温度条件

冷却	定格冷却	室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却蓄熱	35	—
	25	—	—

単位：℃

8 「屋間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。

10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パワージェアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する前に室内から除去する熱量を積算したものをいう。

11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パワージェアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パワージェアコンディショナー	3.0

空調用機器	【判断の基準】	
	ガスエンジン式空気調和機	①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジン式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。
- 2 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627による。

表 期間成績係数

区 分	期間成績係数 (APF)
冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上
冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上
冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上
冷房能力が56kW以上	1.70以上

空調用機器	送風機	【判断の基準】
-------	-----	---------

○プレミアム効率のモーターが使用されていること。

- 備考) 1 プレミアム効率のモーターは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トリアンナーモーター) で規定される低圧トリアンナーモーターとする。
- 2 適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用送風機とする。ただし、電動機直立式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】
-------	-----	---------

○プレミアム効率のモーターが使用されていること。

- 備考) 1 プレミアム効率のモーターは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トリアンナーモーター) で規定される低圧トリアンナーモーターとする。
- 2 適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】
-----	--------------------	---------

○排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。

【配慮事項】

○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

- 備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質ポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。
- 2 「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。
- 3 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。
- 4 「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797の3.a)4)、JIS K 9798の3.a)4)及びAS 58の3.1による。

表 リサイクル材料使用率

管の区分	管の種類	使用率
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
二層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%

衛生器具 自動水栓	<p>【判断の基準】</p> <p>①自動水栓（自己発電機構付）にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水することであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ．水压0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水压において、吐水流量が5L/分以下であること。</p> <p>ウ．単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。</p> <p>②自動水栓（AC100Vタイプ、乾電池式）にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水することであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ．水压0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水压において、吐水流量が5L/分以下であること。</p> <p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。</p>			
備考)	<p>1 自動水栓の判断の基準は、トイシの洗面用または手洗用の水栓を対象とする。</p> <p>2 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。</p> <p>3 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。</p> <p>4 止水までの時間は、吐水の水流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。</p> <p>5 大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。</p> <p>6 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。</p>			
コンクリート用型枠	<p>再生材料を使用した型枠</p> <p>【判断の基準】</p> <p>○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="427 504 507 936"> <tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td></tr> <tr><td>廃プラスチック</td></tr> <tr><td>古紙パルプ</td></tr> </table> <p>【配慮事項】</p> <p>①再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。</p>	再生材料の原料となるものの分類区分	廃プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分				
廃プラスチック				
古紙パルプ				

備考)	<p>②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> <p>①プラスチック型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。</p> <p>2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。</p>
コンクリート用型枠	<p>合板型枠</p> <p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
備考)	<p>1 本項の判断の基準②は、機能的又は無給上の制約がある場合とする。</p> <p>2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア、及びイ、に示す内容が表示されていることを確認すること。</p> <p>3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に準拠したものとす。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p> <p>ア．本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク</p> <p>イ．認定・認証番号、認定団体名等</p> <p>なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であつて、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバレイを施し、板面への表示が困難なものにあつては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。</p> <p>また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア、及びイ、を板面への表示をした合板型枠であつても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。</p>

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																																																																		
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】 ○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。</p> <p>別表1 トンネル工事用建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>捕 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型トラクタを装着したものを含む</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ・クローラローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> <tr> <td>トラクタミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 一般工事用建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>捕 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2次基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物質 (単位)</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>PM (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出力区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8kW以上19kW未満</td> <td>1.5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>19kW以上37kW未満</td> <td>1.5</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>37kW以上75kW未満</td> <td>1.3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0.4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>75kW以上130kW未満</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0.3</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>130kW以上560kW以下</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3.5</td> <td>0.2</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。 2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p> <p>○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。</p> <p>別表3 トンネル工事用建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>捕 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリルジヤンボ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	捕 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型トラクタを装着したものを含む	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	トラクタミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	機 種	捕 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)	出力区分						8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40	19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40	37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40	75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40	130kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40	機 種	捕 要	ドリルジヤンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)	コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)
機 種	捕 要																																																																		
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型トラクタを装着したものを含む																																																																		
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下																																																																		
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																		
トラクタミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																		
機 種	捕 要																																																																		
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																		
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																		
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																		
対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																														
出力区分																																																																			
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40																																																														
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40																																																														
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40																																																														
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40																																																														
130kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40																																																														
機 種	捕 要																																																																		
ドリルジヤンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																																																		
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																																																		

別表4 一般工事用建設機械

機 種	捕 要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式（溶接兼用機を含む）
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事用機械で独立したものの
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフトクレーン

第1次基準値

対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
出力区分				
7.5kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW以上30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW以下	1.3	9.2	5	50

1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。
 2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

備考）特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

低騒音型建設機械

【判断の基準】
○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。

別表

機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	P < 55	102
	55 ≤ P < 103 103 ≤ P	105 105
バックホウ	P < 55	99
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206 206 ≤ P	106 106
トラクタイン クラムシエル	P < 55	100
	55 ≤ P < 103 103 ≤ P < 206 206 ≤ P	104 107 107
トラクタイン クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100
	55 ≤ P < 103 103 ≤ P < 206 206 ≤ P	103 107 107
ハイドロハンマー		107
油圧式杭抜機	P < 55	98
油圧式鋼管圧入・引抜機	55 ≤ P < 103	102
	103 ≤ P	104
アースオーガー	P < 55	100
	55 ≤ P < 103 103 ≤ P	104 107
オールケーシング掘削機	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206 206 ≤ P	105 107
アースドリル	P < 55	100
	55 ≤ P < 103 103 ≤ P	104 107
さく岩機 (コンクリートブ レーカー)		106

ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55 55 ≤ P	101 104
コンクリートポンプ (車)	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P	100 103 107
コンクリート圧砕機	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P < 206 206 ≤ P	99 103 106 107
アスタルトトイニツシ ヤ	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P	101 105 107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P < 55 55 ≤ P	101 105
発動発電機	P < 55 55 ≤ P	98 102

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

舗装（表層）工法	路上表層再生工法	【判断の基準】 ○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
舗装（路盤）工法	路上再生路盤工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。

備考）アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
--------	-----------------------	--

山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	【判断の基準】 ○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。
-------	-------------------	--

備考）本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表5【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考）道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。

備考）雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

備考）建物の屋上等において設置するものとする。

2. 役務

2-2-1 省エネルギー診断

(1) 品目及び判断の基準

省エネルギー診断	<p>【判断の基準】</p> <p>○表1に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。</p>
----------	---

備考) 当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる。

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士(建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境)
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況、再生可能エネルギーの導入可能性
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
設備・機器の導入(再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器を含む。)、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入(再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器を含む。)、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する省エネルギー診断の総件数及び対象となり得る施設等の具体的範囲を示すこととする。

2-2-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <p>○基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の①から④の要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①印刷・情報用紙に係る判断の基準(「紙類」参照。)を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にパー・ジソルバルが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパー・ジソルバル及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパー・ジソルバルには適用しない。</p> <p>②表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。</p> <p>③印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④印刷物の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。</p> <p>⑤次のいずれかの要件を満たした事業者又は印刷物であること。</p> <p>ア. 環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者であること。</p> <p>イ. 環境報告書を作成・公表している事業者であること。</p> <p>ウ. 印刷物の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>エ. ライフサイクル全般にわたリカーボン・オフセットされた印刷物であること。</p> <p>オ. グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定を取得している事業者(工場等)であること。</p> <p><個別事項></p> <p>①オフセット印刷</p> <p>ア. バイオマス含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。</p> <p>イ. インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>②デジタル印刷</p> <p>ア. 電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準(「トナーカートリッジ」参照。)を満たすトナーが使用されていること。</p> <p>イ. 電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p>
----	--

	<p>【配慮事項】</p> <p>①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</p> <p>②デジタル化の推進等（DTP、GTP、DDP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>③揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。</p> <p>⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑥紙の原料にパージンパルプが使用される場合においては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたパージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--	---

- 備考）
- 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役割とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合であっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。
 - 2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。
 - 3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式をいう。
 - 4 判断の基準＜共通事項＞②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ラシラシが定められていない場合には、適用しないものとする。
 - 5 判断の基準＜共通事項＞③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ラシラシ及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
 - ア ラシラシの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
 - イ A又はBラシラシの材料のみ使用（ア、の場合を除く。）する場合は「紙にリサイクルできます」
 - ウ C又はDラシラシの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
- なお、製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとリサイクル適性を表示すること。
- 6 調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあつた資材を適切に選択すること。
 - 7 「バイオマス含有したインキ」とは、バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化石資源を除く。）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UVインキはVOC成分（MH0（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分類

される揮発性有機化合物）が3%未満かつリサイクル対応型UVインキであることをもって、判断の基準＜個別事項＞①アの基準に適合するものとみなす。

インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合
枚葉インキ	30%以上	30%以下
オフセットインキ	20%以上	45%以下
金インキ（枚葉・オフセット）	10%以上	25%以下
新聞インキ（リソトタイプ印刷）	30%以上	30%以下

- 備考）
- 1 インキにはOPニス及びメジウムを含む。
 - 2 油性ビジネスフォーマムインキは枚葉インキの基準を適用する。
 - 3 「芳香族成分」とは、JIS K 2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に適用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
 - 4 判断の基準＜共通事項＞④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連「オフセット印刷サービスマニュアル」及び『グリーンプリンティング（GR）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
 - 5 「環境マネジメント」とは、事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらに達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくことをいい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントシステムの例としてはISO 14001、エコアクション21等がある。
 - 6 「環境報告書等」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第2条第4項に規定する環境報告書及び環境報告書に記載すべき事項等に関する内容を包含している報告書をいう。
 - 7 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
 - 8 判断の基準＜共通事項＞⑤アの定量的環境情報は、カーボンプットリアル（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省「環境省作成の「カーボンプットリアル ガイドライン」等」を整合して算定したものとす。
 - 9 「ライフサイクル全観にわたるカーボンプットリアル」とは、当該印刷物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で理め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）印刷物をいう。
 - 10 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。
 - 11 「グリーンプリンティング認定制度」とは、事業者（工場等）の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度であり、一般社団法人日本印刷産業連合会が運営する制度。「環境推進工場認定制度」とは、印刷物製造工程における環境負荷低減への取組を一定水準以上達成した中小印刷事業者（工場等）を認定・登録する制度であり、全日本印刷工業組合連合会及び東京都印刷工業組合が運営する制度。
 - 12 調達を行う各機関は、必要に応じて表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。
 - 13 判断の基準＜個別事項＞①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準＜個別事項＞②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。
 - ア 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL規制）」（平成23年9月1

日改訂)に適合していること。

イ. 特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブレンジエニル並びにポリブレンジエニルエーテル)が含有基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の対象物質を特定していること(SDS(安全データシート)を備えていること)。

19 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう、また、少部数の場合はデジタル印刷を選択するなど適切な発注に努めること。

20 調達を行う各機関は、印刷物の校正に当たっては、可能な限り本機校正によらずデジタル校正とし、VOC排出量の抑制に努めること。

21 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

表1 古紙リサイクル適性ラテックス

	【Aラテックス】	【Bラテックス】	【Cラテックス】	【Dラテックス】
紙、振紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルに阻害となるが、振紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、振紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、振紙へのリサイクルが不可能になる	
① 紙	【普通紙】 アート紙/コート紙/上質紙/中質紙/更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*/フアンシペーパー(A)* 樹脂含浸紙(水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙(B)*/フアンシペーパー(B)* ホリエチレン等樹脂コーティング紙/ホリエチレン等樹脂ラミネート紙/グララシペーパー/インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*/フアンシペーパー(C)* 樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)/硫酸紙/ターボリン紙/ロウ紙/セロハン紙/合成紙/カーボン紙/ノーカーボン紙/感熱紙/圧着紙	【加工紙】 捺染紙/昇華転写紙/感熱性発泡紙/芳香紙

	【Aラテックス】	【Bラテックス】	【Cラテックス】	【Dラテックス】
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ/平版インキ(オフセットインキ)/溶剤型グラビエインキ/溶剤型フレキインキ/スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビエインキ/水性フレキインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ☆/オフセット用金・銀インキ/パールインキ/00Rインキ(油性)	【特殊インキ】 UVインキ/グラビエ用金・銀インキ/00Rインキ/EBインキ/蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ/減感インキ/磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ/発泡インキ/芳香インキ
③ 加工資材	【製本加工】 製本用鉛金/ホッチキス等/難細酸化EVA系ホットメルト☆ PUR系ホットメルト☆ /水溶性のり	【製本加工】 製本用糸/EVA系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り(布クロス、紙クロス)	—
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、フレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(PP貼り)/UVコート、UVラミネート/箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール(全離解可能粘着紙)☆	【その他加工】 シール(リサイクル対応型を除く)	【その他加工】 立体印刷物(トンチキユラーレス使用)	—
④ その他	—	【異物】 粘着テープ(リサイクル対応型)	【異物】 石/ガラス/金物(製本用ホッチキス、針金等除く)/土砂/木片/プラスチック類/布類/建材(石こうボード等)/不織布/粘着テープ(リサイクル対応型を除く)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、香水、口紅等)

備考)

1 ☆印の資材(難細酸化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー)は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

2 *印の資材(抄色紙、フアンシペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式(例)

		作成年月日: 年 月 日
		御中
		オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト
		〇〇印刷株式会社
工程	実現	基準(要案内容)
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムからの回収を行っている。
刷版	はい/いいえ	②印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っている。 ③水なし印刷システムを導入している。湿し水循環システムを導入している。環境に配慮した湿し水を導入している。自動布洗浄を導入している。自動液洗浄の場合は循環システムを導入している。環境に配慮した洗浄剤を導入している。廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。
オフセット印刷	はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。 ⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。 ⑥省電力機能の活用。未使用時の電源切断など、省エネルギー活動をを行っている。
デジタル	はい/いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。 ⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。
表面加工	はい/いいえ	⑨損紙等(先沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
製本加工	はい/いいえ	⑩窓、トナの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。 ⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(2) 目標の立て方
 当該年度に調達する印刷(他の役務の一部として発注される印刷を含む。)の総件数に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす印刷の件数の割合とする。

22-3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

<p>食堂</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>〇庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、基準値1は、次の①又は②及び③から⑪までの要件を、基準値2は、次の③から⑪までの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①食堂内における飲食物の提供に当たっては、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。</p> <p>②食堂内における飲食物の提供に当たっては、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。</p> <p>③生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。</p> <p>④繰り返し利用できる食器が使われていること。</p> <p>⑤食堂内における飲食物の提供に当たっては、リソースのラスタチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。</p> <p>⑥食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。</p> <p>⑦食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>⑧食品循環資源の再生利用率の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。)で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>⑨提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。</p> <p>⑩食堂内の標示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>⑪食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス等)、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①食品廃棄物等は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(令和元年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)に基づき再生利用の優先順位を踏まえ、飼料化、肥料化、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地への活用、メタン化等により再生利用されること。</p> <p>②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。</p> <p>③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。</p>
-----------	---

<p>④食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ⑤修繕することにより再利用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。 ⑥食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。 ⑦再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。 ⑧食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p>

備考) 1 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

- 2 判断の基準①の「環境負荷低減の取組の「見える化」とは、「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定)及び「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」(令和6年3月農林水産省策定)に基づき農業者等による環境負荷低減の努力の評価とそのラベル表示をいう。
- 3 判断の基準②の「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第2条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
- 4 判断の基準①及び②については、当該要件を満たす農産物又は加工食品若しくは加工品を常時取り扱うことが困難な場合において、提供される飲食物の種類、量、提供期間等の一部においてそれらを取り扱うことで、適合しているものとみなす。
- 5 判断の基準⑥及び⑦の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号、以下「食品リサイクル法」という。)に基づき再生利用等のことをいう。
- 6 判断の基準⑥及び⑦の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づき食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 7 判断の基準⑧については、食品リサイクル法に基づき食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。
- 8 判断の基準⑨に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合には、要望に応じずに提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。
- 9 判断の基準⑩については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。
- 10 配慮事項③の「地域の農林水産物の利用」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第25条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する食堂の総件数に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす食堂の件数の割合とする。

2-2-4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用タイヤ更生	<p>【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①第一寿命を消耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーンソング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 ②再生することなく再溝切り(リグルーブ)が可能であること。</p> <p>【配慮事項】 ①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とするタイヤは、「リフトトラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。

2 JIS K 6329 (更生タイヤ) に適合する更生タイヤは、判断の基準①を満たす。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生(自動車整備の一部として調達されるものを含む。)の総件数とする。

22-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	【判断の基準】
	<p>①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取り外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。</p> <p>②エンジン洗浄を実施する場合においては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア．大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。</p> <p>なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、車の区分ごとの値を超える場合とする。</p> <p>イ．エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなければならない場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。</p>
	<p>【配慮事項】</p> <p>①エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。</p> <p>②ロングライフクーラーの再利用に努めていること。</p> <p>③自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
備考)	<p>1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役割であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。</p> <p>2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。</p> <p>3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみにする整備についても本項の集計の対象とする。</p> <p>4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役割であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。</p> <p>5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く。）を対象とする。</p> <p>6 本項の判断の基準②のエンジンを洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、「大気汚染防止法に基づき自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和49年環境庁告示第1号）による。</p>

7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。

22-6 庁舎管理等
(1) 品目及び判断の基準等

<p>庁舎管理</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>① 庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>② 次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理標準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。</p> <p>ア. 空気調和設備、換気設備</p> <p>イ. ホイラー設備、給湯設備</p> <p>ウ. 照明設備、昇降機、動力設備</p> <p>エ. 受電設備</p> <p>③ 当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の風直しを行うこと。</p> <p>④ 常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <p>ア. エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。</p> <p>イ. 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。</p> <p>ウ. 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。</p> <p>⑤ 常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行い、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <p>⑥ 省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。</p> <p>⑦ エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。</p> <p>⑧ 庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷暖房として用いられるフロントンの漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づき建築物環境衛生管理基準等に配慮されていること。</p> <p>② エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」（平成25年経済産業省告示第271号）</p>
-------------	--

を踏まえ、庁舎における電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。

③ エネルギーの使用状況等を詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムを適切に管理・運用すること等により、温室効果ガスの排出削減が図られていること。

④ 施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツール等の活用に努めていること。

⑤ 庁舎管理に必要な省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術を有する担当者が配置されるとともに、当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施に努めていること。

⑥ 庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体にわたる環境負荷の低減を考慮するよう努めていること。

- 備考）
- 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検、保守等の業務にあたる管理形態をいう。
 - 判断の基準②から⑤については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。
 - 庁舎管理に係る判断の基準②の管理標準は、別表1に示したエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）を参考とし、必要に応じて、施設管理者と協議の上、定めるものとする。
 - 判断の基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策（当該対策に係る実施基準を含む。）は、別表2を参考として選定するものとする。
 - 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。
 - 判断の基準④から⑥については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。
 - 判断の基準⑥の省エネルギー診断は、本基本方針に示した「22-1 省エネルギー診断」の「省エネルギー診断」をいう。
 - 判断の基準⑦のエネルギー管理システムは、本基本方針に示した「19 設備」の「エネルギー管理システム」をいう。
 - 「フロントンの」とは、フロントンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
 - 配慮事項①の「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等において作成されたマニュアル、ガイドライン等を含む。
 - 配慮事項②の物品については、判断の基準②アからエの設備の管理に当たって使用する修繕等に伴う部品や消耗品等の交換を含む。例えば、空気調和設備にあっては、一般に使い捨てとされる従来型フィルターに比べ、省エネルギー性能が高く、洗浄により再使用が可能な一体型となったフィルターがあることなどから、これらの製品や部品等の選択に当たって環境負荷の低減について考慮するよう努めること。
 - 調達を行う各機関は、省エネルギー・低炭素化の推進の観点から、次の事項に留意すること。
 - 庁舎管理を複数年契約で調達する場合は、当該契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減率に係る目標を設定するとともに、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるよう努めること。なお、単年度契約の場合であっても、

適切な対応が図られるよう努めること。
 1. 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入について、可能な施設から積極的に対応を図るよう努めること。

別表1

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（抄）

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
空気調和設備、換気設備	<p>ア. 空気調和を施す区画を限定し、プログラムでの管理等による負荷の軽減、設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定。なお、冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とする。</p> <p>イ. 燃焼を行う熱源設備の管理は、空気比についての管理標準を設定。</p> <p>ウ. 熱源設備、熱搬送する設備、空気調和機設備の管理は、外気条件変動等に応じ、冷却水温度や冷水水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>エ. 複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機種の選択によりエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>オ. 熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機種の選択により総合的にエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>カ. 空気調和機設備が複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機種の選択により総合的にエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>キ. 換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定。</p>	<p>ア. 空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測及び記録を設定。これらの事項を定期的計測し、その結果を記録。</p> <p>イ. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録を設定。これらの事項を定期的計測し、その結果を記録。</p> <p>ウ. 換気を施す区画ごとに温度、二酸化炭素濃度の把握及び換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これら事項を定期的計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目詰まり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケーラーの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検を行う。定期的計測し、その結果を記録。</p> <p>イ. 空気調和設備、換気設備の自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>ウ. 換気設備を構成するファン、ダクト等は、除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p>

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
ボイラー設備、給湯設備	<p>ア. ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定。</p> <p>イ. 7. の管理標準は、ボイラーに関する基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。</p> <p>ウ. ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくす。</p> <p>エ. ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行う。なお、給水水質の管理は、JIS B 8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水量）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行う。</p> <p>オ. 複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定し、適切な運転台数とする。</p> <p>カ. 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定。</p> <p>キ. 給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>ク. 給湯設備が構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p>	<p>ア. ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラーの給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録を設定。これらの事項を定期的計測し、その結果を記録。</p> <p>イ. 給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア. ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>イ. ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>ウ. 給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項、自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p>
照明設備、昇降機、動力設備	<p>ア. 照明設備は、JIS Z 9110（照度基準）又は J 9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに連する規格に規定するところにより管理標準を設定して使用。また、過剰又は不要な照明をなくすよう管理標準を設定し、調光により昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場</p>	<p>照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設定。定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア. 照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p> <p>イ. 昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保</p>

別表2

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
受変電設備	合には稼働台数の制限等に関する管理標準を設定し、効率的な運転を行う。	事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。	保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。 ウ。給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械（電動機）の負荷となる機械をいう。以下同じ。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。 定期的に保守及び点検を行う。また、負荷機械がポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管、ダクトの抵抗を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
熱源・空調設備共通 熱源・空調設備共通	室内設定室温度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとにより実施
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適化に設定	毎日実施	季節ごとにより実施
	季節ごと・室内負荷状況に応じた最適な運転方法の設定	週1回以上実施	季節ごとにより実施
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止	毎日実施	—
	インテリヤ・ペリメータの年間冷暖房の取りやめ	季節・外気温に応じ実施	—
	冷房・暖房同時使用に伴うミキシングロスの確認及び防止	随時実施	随時実施
	室温度センサーを適正な位置に取付	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	—
	空室・倉庫等の空調換気の停止	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	—
	アラウンド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	—
	早期・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	—
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	—
空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	—	
共用廊の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとにより実施	
クールビズ・ウォームビズの実施	季節ごとにより実施	季節ごとにより実施	
夏季における屋上等への散水の実施	当該期間外気温に応じ実施	—	
各種センサーを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	随時実施	
エアークリタの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	
冷水水フインコイルの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	
空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—	
ウォームミングラップ制御の採用	毎日実施	—	
空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を2℃～3℃上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施	—	
窓の閉閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—	
外気温の低い夜間に適温外気を取り入れるナイトバージの実施	季節・外気温に応じ実施	—	
吸気口と排気口の近接により生じるショートサーキットの防止	随時実施	随時実施	
スチジュール運転の実施	随時実施	随時実施	

個別空調機

対象設備等	省エネルギー対策 (例)	実施基準 (例)	
		常駐管理	常駐管理以外
個別空調機	ダクトのエアー漏れ・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年1回以上実施	年1回以上実施
	全熱交換器の清掃管理 全熱交換器の停止措置 温湿度を一定の範囲内で制御するゼロエアーハンドの設定	年2回以上実施 季節・外気温に応じ実施	年2回以上実施 季節ごとに実施
セントラル空調システム関連	冷水は高め、温水は低め、冷却水は低めの温度管理	毎日実施	—
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施 (ポンプの搬送動力の低減) 冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施 (熱伝導率低下の防止) 空調終了30分程度前の熱源機器の停止	毎月実施 毎日実施 随時実施	月1回以上実施 — 随時実施
冷凍機	蒸発器・凝縮器の薬洗・フロン清掃などのチューナー内部洗浄の実施 温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	チューナー・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施 機器のCOP値 (効率) の管理	年2回以上実施 随時実施	年2回以上実施 随時実施
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理 蒸発器・凝縮器の薬洗・フロン清掃などのチューナー内部洗浄の実施 温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	随時実施 年2回以上実施 年2回以上実施	随時実施 年2回以上実施 年2回以上実施
	チューナー・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施 機器のCOP値 (効率) の管理	随時実施	随時実施
冷却塔	冷却水出入口温度の適正化 充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施 随時実施	随時実施 随時実施
	冷却塔水槽の清掃 バルブの開閉状態の確認	随時実施 随時実施	随時実施 随時実施
蓄熱槽	空調負荷予測等を踏まえた蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適な運転の実施 槽内温度分布の適正管理	随時実施	—
	ヘリメータ用フロンオイルの最適な運転 (時間割・設定温度) エアーフィルタの定期的な清掃	季節・外気温に応じ実施 月1回以上実施	— 月1回以上実施
ファンコイル	冷温水ファンコイルの定期的な清掃 空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	年2回以上実施 随時実施	年2回以上実施 —
	室外機ファンコイルの定期的な洗浄 室内機ファンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施 年1回以上実施	年1回以上実施 年1回以上実施
空冷ヒートポンプ	室内機のエアーフィルタの定期的な清掃 運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	月1回以上実施 毎日実施	月1回以上実施 —
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施

対象設備等	省エネルギー対策 (例)	実施基準 (例)	
		常駐管理	常駐管理以外
空冷ヒートポンプ	全熱交換器の停止措置 室内機ファンコイルの定期的な洗浄 エアーフィルタの定期的な清掃	季節・外気温に応じ実施 年1回以上実施	季節ごとに実施 年1回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—
水冷パナック一ツ方式	全熱交換器の清掃 全熱交換器の停止措置	年2回以上実施 季節・外気温に応じ実施	年2回以上実施 季節ごとに実施
	冷却水薬洗の実施 機械室、電気室、倉庫の換気量の制限 不使用室の換気停止 (倉庫、機械室等) 窓の閉閉による自然換気の採用	随時実施 必要に応じ実施 必要に応じ実施	随時実施 必要に応じ実施 必要に応じ実施
給排気設備	ファンベルトの点検・交換 排熱用換気ファンの起動設定温度の変更 フアン、ダクト等のファンター目の詰まり除去 換気風量の適正な値への設定、外気温の削減	季節・外気温に応じ実施 必要に応じ実施 必要に応じ実施	年1回以上実施 必要に応じ実施 必要に応じ実施
	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量が最適な状態になるように設定 グラントパッキン等の水量適正管理の実施	随時実施	—
ポンプ関連	断熱材の状態管理 3管・4管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施 空気比・排ガス温度等燃焼装置の適切な設定	年2回以上実施 随時実施	年2回以上実施 随時実施
	蒸気等の圧力、温水の温度の適切な設定 伝熱面の清掃・スケーリング等の除去 熱交換器類の伝熱面の管理	随時実施 年1回以上実施 月1回以上実施	随時実施 年1回以上実施 月1回以上実施
ボイラ	ボイラーの水質管理 (JIS B 8223による) 蒸気トラップの機能維持 (ドレインの回収) 機器のCOP値 (効率) の管理	月1回以上実施 随時実施	月1回以上実施 —
	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小 夏季における手洗い場等の給湯の停止 給湯温度の設定変更 使用上、支障のない範囲で給湯の分岐バルブを絞込み	季節・外気温に応じ実施 当該期間毎日実施 季節・外気温に応じ実施 必要に応じ実施	季節ごとに実施 当該期間毎日実施 季節ごとに実施 必要に応じ実施
給湯設備	作業スペースの過剰照明の消灯、自然採光の活用、窓際の消灯 廊下・ホールの消灯及び引き	利用状況に応じ実施 利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施 利用状況に応じ実施
	トイレ・給湯室不在時の消灯 空室・倉庫等の消灯 昼休みの消灯	毎日実施 毎日実施 毎日実施	— 必要に応じ実施 —
照明設備	屋外実施場所を集约化することによる残業時間帯における部分消灯の実施 始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施	—

対象設備等	省エネルギー対策(例)	実施基準(例)	
		常駐管理	常駐管理以外
照明設備	器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施	年1回以上実施
	定期的なランプ交換の実施(蛍光ランプ、HIDランプ等)	1回/2~3年	1回/2~3年
	ランプ交換時の初期照度補正の初期化	交換時に実施	—
	開仕切りの取りやめ	必要に応じ実施	—
	部分消灯を行いやすくするような照明の点灯範囲における机及び作業場所の適正な配座	必要に応じ実施	—
	ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施	月1回以上実施
	局部照明の採用	随時実施	—
	照明スイッチに点灯範囲を表示	必要に応じ実施	—
	照明制御設備の作動点検	必要に応じ実施	—
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	—
搬送設備	エレベーター・エスカレータの運転台数制御(停止階の制限、稼働台数の制御)	毎日実施	—
	階段利用の促進	毎日実施	—
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	—
	電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機器損失を低減するような保守及び点検	必要に応じ実施	—
	配管のさび・腐食・水漏れの確認	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	熱源機とポンプ等の補機を含めたエネルギー消費効率の向上	必要に応じ実施	—
給排水・衛生設備	使用上、支障のない範囲で給水の分岐バルブを校込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	夏季における温水洗浄便座暖房の停止	季節・外気温に応じ実施	季節ごとにより実施
	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとにより実施	—
	エレベーターの状況による負荷の調節	随時実施	—
受変電設備	進相コンデンサによる力率管理	随時実施	—
	不要期間・不要時間帯の変圧器の切離し	必要に応じ実施	—
	変圧器の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
	無停電電源装置の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
その他	自動販売機の節電(照明の消灯・夜間運転停止時)の実施	毎日実施	—
	OA機器等の昼休み等不使用時における電源の切断	毎日実施	—
	プライベート・カーテンの有効利用	毎日実施	—
	対象設備・機器等の設定値の確認、運転結果の測定・記録	毎日実施	月1回以上実施
	省エネルギーに必要なエネルギーデータの把握・活用	毎日実施	月1回以上実施

植栽管理

【判断の基準】

- ①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。
- ②病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。
- ③農薬の使用回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。

【配慮事項】

- ①灌水の雨水利用に配慮されていること。
- ②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。
- ③施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥(土壌改良材)が使用されていること。
- ④剪定・伐採等にチェーンソーを使用する場合のチェーンオイルは、生分解性のものが使用されていること。
- ⑤植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。
- ⑥植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。
- ⑦植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。

備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 2 判断の基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や補殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。
- 3 判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付25消安第175号環境水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)」に準拠したものであること。
- 4 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d windowを適用しない。
 - ※OECD(経済協力開発機構)化学品テストガイドライン
 - ・301B(O₂発生試験)
 - ・301C(修正MITI(1)試験)
 - ・301F(Nanometric Respirometry試験)
 - ※ASTM(アメリカ材料試験協会)
 - ・D5864(潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)
 - ・D6731(密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)

加煙試験	<p>【判断の基準】</p> <p>○加煙試験機器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	---

備考) 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。
 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。

清掃	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>イ. 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあつては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>ウ. ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>エ. 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前年比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。</p> <p>オ. 清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗淨剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。</p> <p>カ. 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。</p> <p>②エコーマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①清掃に用いる床維持剤、洗淨剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。</p> <p>②補充品等は、過度な補充を行わないこと。</p> <p>③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じた適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。</p> <p>④清掃に使用する床維持剤、洗淨剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p> <p>⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p> <p>⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。</p> <p>⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しな</p>
----	---

い場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体について環境負荷の低減に考慮するよう努めること。

備考) 1 判断の基準①イの「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を選定している場合をいう。

2 判断の基準①エの紙類の排出に当たって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。

3 判断の基準①オの揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくとする。

4 判断の基準①カの「環境負荷低減が図られる清掃方法等」とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。

5 判断の基準②の「エコーマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.510「清掃サービス Version1」に係る認定基準をいう。

6 配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pH）の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗淨剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。

7 配慮事項④の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の対象となる物質をいう。

8 調達を行う各機関は、床維持剤の剥離・洗淨・廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。

別表1 古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む。）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物（Aラングの材料のみ使用）
その他雑がみ	「紙類にリサイクルできません」の印刷物（AまたはBラングの材料のみ使用） 封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において截断処理した紙

備考) 「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（印刷）参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表2 古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
粘着物の付いた封筒	
防水加工された紙	
裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）	
圧着はがき	

感熱紙
写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
フラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
金・銀などの金属が箔押しされた紙
臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
捺染紙（昇華転写紙、フクロンプリント紙等）
感熱発泡紙
合成紙
汚れた紙（使い終わった衛生用紙、食品残などで汚れた紙等）
粘着テープ類
ラップン類
フイルムの金属
金属クリップ類
フイルム類
発泡スチロール
セロハン
フラスチック類
ガラス製品
布製品

タイルカー ペット洗浄
【判断の基準】 ①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m ² 以下であること。 ②洗浄に使用する水量が40L/m ² 以下であること。 ③洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準（「清掃」参照。）を満たすこと。 ④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポインツ以上であること。
【配慮事項】 ①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあつては、持続可能な原料が使用されていること。 ③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ④洗浄に当たつて使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。

- 備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。
- 2 判断の基準④の透視度はJIS K 0120による。
- 3 配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の対象となる物質をいう。

機密文書処理
【判断の基準】 ①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状態に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。 ②機密文書の処理に当たっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じた上で、製紙原料として利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア．古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ．直接溶解処理に当たっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。 ウ．破碎処理に当たっては、紙の繊維が保持される処理が行われること。 ③適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。
【配慮事項】 ①機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。 ②紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。 ③運搬に当たっては、積載方法、搬送方法、搬送ルート効率化が図られていること。 ④可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による運搬が行われること。

- 備考） 1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出に当たつて機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。
- 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア．判断の基準②の破碎処理の発注に当たっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10mm×50mm以上）。
- イ．庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は50mm以上）。
- ウ．本項の「清掃」に示した別表1を参考に、施設の状態に応じた分別方法を定めるとともに、別表2に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努めること。
- エ．庁舎等において発生した機密文書をその場でオフィス製紙機（使用済みのコピー用紙から新たな再生コピー用紙を作成する製紙機）に投入すること等による機密文書処理について、必要に応じ、オフィス製紙機の導入可能性を含め、検討するよう努めること。
- 3 判断の基準③の「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密法消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解・破碎などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りでない。
- 4 配慮事項④の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、基本方針に示した「13-1自動車」を対象とする。

害虫防除	<p>【判断の基準】</p> <p>①害虫防除において使用する物品が特定調査品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②殺そ利及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。</p> <p>③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>④防除作業に当たり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。</p> <p>⑤殺そ利又は殺虫剤の使用に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）において製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○生息状況等に応じた適切な害虫防除方法を提案するよう努めていること。</p>
------	--

備考） 本項の判断の基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫・外来生物等その他の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

- (2) 目標の立て方
- 当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める基準を満たす業務の件数の割合とする。

2-2-1 輸配送
(1) 品目及び判断の基準等

輸配送	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤モーダルシフトを実施していること。</p> <p>⑥輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>⑦上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号）及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第2号）を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>②電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。</p> <p>③輸配送に使用する車両台数を削減するための積載率の向上が図られていること。</p> <p>④輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。</p> <p>⑤再配達を削減するための取組が実施されていること。</p> <p>⑥エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>⑦道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>⑧販売されている宅配便・小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムでの代替として、繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用に取り組んでいること。</p> <p>⑩事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>⑪契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。</p> <p>⑫自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸配送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。</p>
-----	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物

(一貫、冊子等)及びメール便をいう。

ア。「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書

をいう。
イ。「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物

の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送の

いずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量30kg以下の一口一個の

貨物をいう。

ウ。「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、

それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスで

あって、重量1kg以下の一口一冊の貨物をいう。

2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定すると

ともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」(令

和2年1月)に基づく運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとり

をもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使

用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タ

イヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はや

めよう

4 判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすこ

とをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を

含む。)及びエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行

っていること。

5 判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両

法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等操

縦の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施し

ていることをいう。

6 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄

道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関(モード)の近換(シフト)を図ることを

いう。ただし、その主業務が幹線輸送を伴わない場合は、判断の基準⑤を適用しない。

7 判断の基準⑥の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件を全て満たすこと

をいう。

ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知してい

ること。

イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有してい

ること。

ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種を選択していること。

エ. 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送

距離を短縮していること。

8 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事

業活動の促進に関する法律(平成16年法律77号)第2条第4項に規定する環境報告書を

いう。

9 配慮事項②の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1

自動車」を対象とする。

10 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役割の対象となる輸配送業務

の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

別表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

<p>【点検・整備の推進体制】</p> <p><input type="checkbox"/> 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。</p> <p><input type="checkbox"/> 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。</p>
<p>【車両の適切な点検・整備】</p> <p>■ 点検・整備を事業者が依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。</p> <p>■ 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。</p> <p>■ フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている(漏れている)と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。</p>
<p>【自主的な管理基準による点検・整備】</p> <p>(エア・クーラー・エレメント関連)</p> <p>■ エア・クーラー・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p> <p>(エンジンオイル関連)</p> <p>■ エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノートを参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p> <p>■ エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノートを参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p> <p>(燃料装置関連)</p> <p><input type="checkbox"/> 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノートを参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p> <p>(排出ガス減少装置関連)</p> <p>■ 排出ガス減少装置(DPF、酸化触媒)の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノートを参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p> <p>(その他)</p> <p>■ タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノートを参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。</p> <p><input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノートを参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p>

<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	ブレーキオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	ブレーキオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方
当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める基準を満たす輸配送業務の件数の割合とする。

22-8 旅客輸送（自動車）

(1) 品目及び判断の基準等

旅客輸送	【判断の基準】
	<p>① エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>② 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③ エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④ エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤ 旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。</p> <p>⑥ 上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の状況がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第6号）及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置」に関する電気使用旅客輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第3号）を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>② 電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による旅客配達が実施されていること。</p> <p>③ エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>④ 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>⑤ 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>⑥ GPS-AWMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。</p>

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（令和2年1月）に基づく運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『オスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エココンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

3 判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

- イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。
- ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
- エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 4 判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 5 判断の基準⑤の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア. 一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。
 - イ. エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - エ. エネルギーの特性に応じた適正車種の選択をしていること。
 - イ. 輸送人数、地域特性に於いては適正車種の選択をしていること。
 - 一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。
 - ウ. 配車に無縁を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用して運転者との連絡が取れる体制を有していること。
 - 6 配慮事項②の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
 - 7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。

車両のエネルギー効率の維持等環境の安全に係る点検・整備項目

別表

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input checked="" type="checkbox"/>	車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあっては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	フロノ類の空気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。

【自主的な管理基準による点検・整備】

<input checked="" type="checkbox"/>	（エア・クリナー・エレメント関連） ディーゼル車にあっては、エア・クリナー・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	（エンジンオイル関連） エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	（燃料装置関連） ディーゼル車にあっては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	（排出ガス減少装置関連） ディーゼル車にあっては、排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（その他）	
<input checked="" type="checkbox"/>	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	フロノレシヤルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	フロノレシヤルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
「」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方
当該年度に契約する旅客輸送業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

22-9 小売業務

(1) 品目及び判断の基準等

<p>庁舎等において営業を行う小売業務</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。</p> <p>②消費者のプラスチック製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。</p> <p>③食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア、食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。</p> <p>イ、食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>ウ、食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。</p> <p>エ、食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>オ、食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>④店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。</p> <p>⑤プラスチック製の買物袋（以下「レジ袋」という。）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア、バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。</p> <p>イ、呼び厚さが0.02mm以下であること。</p> <p>ウ、素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。</p> <p>②店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。</p> <p>③レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>④食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。</p> <p>⑤食品ロスの削減のために納品期限を緩和すること。</p> <p>⑥プラスチック製のこみ袋を使用する場合は、本基本方針「2.3. こみ袋等」における「プラスチック製こみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。</p>
-------------------------	--

備考）1 判断の基準①の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

2 判断の基準②の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するための手段として農産物等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、プラスチック製の箸、フォーク、スプーン、ストローク等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

3 判断の基準③及び配慮事項④の「再生利用等」とは、食品リサイクル法に基づく再生利用等のことを用いる。

4 判断の基準③の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。

5 判断の基準③の「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。なお、「持続可能性に関する調達方針等」は、持続可能性に関する生産者、流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。

6 判断の基準③エについては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していること、適合しているものとみなす。

7 判断の基準④は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に、販売した製品の容器包装を返却・回収が可能ないように回収箱の設置等を行うことをいう。

8 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトータル評価を含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。

10 判断の基準⑤ア及び配慮事項③の「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオマス含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。

11 判断の基準⑤イの「呼び厚さ」の基準については、主に飲料品や日用雑貨等を販売する小売店等提供される一般的なレジ袋に適用するものとする。また、当該基準の試験方法、許容範囲等は、JIS Z 1702 に準ずるものとし、平均厚さの許容される誤差は、呼び厚さの-0.001mmから+0.002mmの範囲とする。

12 判断の基準⑤ウは、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的とした物質の添加を妨げない。

13 判断の基準⑤アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について」（令和元年12月25日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する庁舎等において営業を行う小売業務の総件数に占める基準を満たす庁舎等において営業を行う小売業務の件数の割合とする。

2-2-10 クリーニング

(1) 品目及び判断の基準等

クリーニング	【判断の基準】
	<p>① ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>③ ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。</p> <p>④ 袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>② ランドリー用洗剤の適正使用に努めていること。</p> <p>③ 事業所、営業所等におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>④ 可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。</p> <p>⑤ フラスチック製のハンガーにあっては、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。</p> <p>⑥ 包装用のプラスチック製の衣類カバーにあっては、厚みを薄くする等可能な限り減量化が図られていること。</p> <p>⑦ フラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの又は再生プラスチックが使用されていること。</p> <p>⑧ 省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。</p>

備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和 28 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。
- 2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。
- 3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和 2 年 1 月）に基づき運転をいう。
 （参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『オクタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エココンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 4 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
 ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
 イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）等の取組を実施していること。
 ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
- 5 判断の基準③の「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、

次の要件を満たすことをいう。

7. 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
1. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
- ウ. 回収されたプラスチック製のハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りリサイクルリサイクルをすること。
- 6 「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。
- 7 判断の基準④の「独自の取組」とは、サービスの提供に当たって、エコパック等の利用を推奨すること、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること、ユーザに対し持ち帰り袋等を有償で提供すること、その他ユーザによる持ち帰り用の袋・包装材の削減を促進するために取り組む措置をいう。
- 8 「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 9 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 10 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトータルロードアウトを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLOA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 11 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。調達を行う各機関は、クリーニング品の受け取りに当たってはエコパックを利用するなど、袋・包装材の削減に取り組むこと。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

2-2-1-1 自動販売機設置

(1) 品目及び判断の基準等

飲料自動販売機設置

【判断の基準】

- ①缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、次の要件を満たすこと。
 - ア. エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。
 - イ. エネルギー消費効率達成率が120%以上であること。
 - ②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあっては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
 - ③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。
 - ④自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイト等により公表され、容易に確認できること。
 - ⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。
 - ⑥自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。
 - ⑦屋内に設置される場合は、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。
 - ⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。
 - ⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。
- 【配慮事項】
- ①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウエブサイトにおいて公表されていること。
 - ②屋外に設置される場合は、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。
 - ③カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。
 - ④真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。
 - ⑤自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たっては電動車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。
 - ⑥飲料容器の回収に当たってはプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「2.3. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。
 - ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
 - ⑧包装材料等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考

- 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
 - ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③車内等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものである。
- 4 判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。
- 5 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等。
- 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に對する比で示した数値をいう。
- 7 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジブフェニルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。
- 10 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
- 11 配慮事項⑤の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「1.3-1 自動車」を対象とする。
- 12 調運を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
 - イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
 - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

販売する飲料の種類	区分		基準エネルギー消費効率の算定式
	自動販売機の種類	種類	
缶・ボトル飲料	ホット専用機又はホットコアコールド機 （庫内奥行寸法が400mm未満のもの）	コアールド専用機	$E=0.218W+401$
		ホットコアコールド機	$E=0.798Va+414$
	ホットコアコールド機（庫内奥行寸法が400mm以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの 電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482Va+350$ $E=0.482Va+500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンダルを使用し、商品販売を行うもの）	コアールド専用機	$E=0.948W+373$
		ホットコアコールド機（庫内が2室のもの）	$E=0.306Wb+954$
		ホットコアコールド機（庫内が3室のもの）	$E=0.630Wb+1474$
Bタイプ（商品そのものを再確認し、商品販売を行うもの）	コアールド専用機	$E=0.477W+750$	
	ホットコアコールド機	$E=0.401Wb+1261$	
コアールド式飲料	-		$E=1020T \leq 15001$ $E=0.293T+580(T>15001)$

備考)

- 「コアールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 「ホットコアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 「ホットコアコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
 - E、V、Va、Wb及びTは、次の数値を表すものとする。
 - E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
 - V：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
 - Va：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
 - Vb：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
 - T：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯水量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）
- エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省告示第289号）の「3 エネルギー消費効率の別定方法（2）」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減 再生材の使用	製品の質量を削減抑制していること。 再生材の使用を促進していること。 オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
	製品の長寿命化	製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。 修理・保守性への配慮をしていること。 製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース（再使用化）	消費電力量の削減	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	リユース部品の選定	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	製品での配慮	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リサイクル可能な材料を選択していること。 プラスチックの種類を統一化及び材料表示を行っていること。
材料	材料	リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
分解容易性	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

(2) 目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。

2-2-1-2 引越輸送
(1) 品目及び判断の基準等

引越輸送	<p>【判断の基準】</p> <p>①梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。</p> <p>③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>イ. 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>ウ. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>エ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。</p> <p>②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図ること。</p> <p>③梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。</p> <p>ア. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号）及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第2号）を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>イ. 電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。</p> <p>ウ. 輸送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>エ. エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>オ. 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>カ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。</p>
------	--

備考）1 本項の判断の基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル内移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役割をいう。ただし、美術品、精密機器、動植

物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。

- 2 判断の基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回収を定めるものとする。
- 3 判断の基準④及び配慮事項④は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。
- 4 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
- 5 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（令和2年1月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『オenster』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 6 判断の基準④ウの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。
 - ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
 - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。
 - ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
 - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 7 判断の基準④エの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 8 配慮事項①の「引越輸送の方法の適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能なとなる契約方式の場合に適用する。
- 9 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 - 10 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 11 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトータルから発生する端材若しくは不良品を科学的に分析・評価し、第三者のLOA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 12 配慮事項④イの「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 13 配慮事項④ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、次の事項に配慮することをいう。
 - ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。
 - ウ. 輸送量、地域特性に応じた適正車種の選択をしていること。

1.4 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 引越に伴い発生する廃棄物の収集若しくは引越又は処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 2 条第 1 項及び第 2 条の 3 第 1 項に該当する者を含む。）に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者（同施行規則第 9 条第 1 項及び第 10 条の 3 第 1 項に該当する者を含む。）にそれぞれ収集若しくは引越又は処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は引越については委任状を交付した上で引越業者に依頼することも可能である。
- イ. 引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは引越又は処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は引越を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地及び処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。
- ウ. 廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬し処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

別 表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
<input type="checkbox"/>	目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
<input type="checkbox"/>	フロント類の気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
（エア・クーラー・エレメント関連）	
<input type="checkbox"/>	エア・クーラー・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（エンジンオイル関連）	
<input type="checkbox"/>	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。（燃料装置関連）

<input type="checkbox"/>	燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（排出ガス減少装置関連）	
<input type="checkbox"/>	排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（その他）	
<input type="checkbox"/>	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デフレクショナールオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デフレクショナールオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

- (2) 目標の立て方
当該年度に契約する引越輸送業務の総件数に占める基準を満たす引越輸送業務の件数の割合とする。

22-13 会議運営
(1) 品目及び判断の基準等

会議運営	【判断の基準】
<p>○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。</p> <p>①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。</p> <p>④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。</p> <p>ア. 公共交通機関の利用</p> <p>イ. ケールピス及びビウナームピス</p> <p>ウ. 筆記具等の持参</p> <p>⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. フォンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。</p> <p>イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。</p>	<p>【配慮事項】</p> <p>①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>②ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。</p> <p>③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、電動車等又は低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。</p> <p>④食事を提供する場合は、フォンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること又は会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。</p> <p>⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であること、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。

2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」(令和2年1月)に基づき運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『εスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エココンの使

用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する会議の運営を含む委託業務の総件数に占める基準を満たす会議の運営を含む委託業務の件数の割合とする。

2-2-1-4 印刷機能等提供業務

(1) 品目及び判断の基準等

印刷機能等提供業務	<p>【判断の基準】</p> <p>①印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあつては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>イ. プリンタ又はプリンタ複合機にあつては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>ウ. フラクシミリにあつては、フラクシミリに係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>エ. スキャナにあつては、スキャナに係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>オ. デジタル印刷機にあつては、デジタル印刷機に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>カ. 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純理立てされないこと。</p> <p>②カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③用紙を供給する場合であつて、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。</p> <p>ア. コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。</p> <p>イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たつては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。</p> <p>②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純理立てされないこと。</p> <p>③印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易性及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------	--

備考) 1 「印刷機能等提供業務に係る機器」とは、本基本方針「5. 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、フラクシミリ及びスキャナ並びに「7. オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。

2 「カートリッジ等」とは、本基本方針「5-6 カートリッジ等」の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。

3 印刷機能等提供業務に係る機器の「導入」とは、受注者が印刷機能等提供業務に係る機器の全部又は一部を導入することをいい、受注者が当該機器以外の物品を同時に導入する場合も含む。

4 本項の判断の基準の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であつて、以下のいずれかの業務をいう。

ア. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務

イ. 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務

ウ. 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務

5 判断の基準①力は、資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の機器に適用する。

6 判断の基準②ア及びイの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的に実施すること。

7 判断の基準③アの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷（自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る）、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報（印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等）の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザー認証による管理の実施等を含む。

8 判断の基準④イについては、環境負荷低減効果（消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等）、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能なる場合に実施する。

9 配慮事項②は、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。

10 調達を行う各機関は、ユーザー認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する印刷機能等提供業務の総件数に占める基準を満たす印刷機能等提供業務の件数の割合とする。

2.3. ごみ袋等
(1) 品目及び判断の基準等

<p>プラスチック製ごみ袋</p>	<p>【判断の基準】 ①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア. バイオプラスチックであった環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ. プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】 ①シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ②バイオプラスチックであっても環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。 ③ホストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「プラスチック製ごみ袋」は、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等には適用しない。
- 2 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.128「日用品 Version1」以降の「分類E. 清掃用品のごみ袋」に係る認定基準をいう。
- 3 「バイオプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。
- 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトリードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLOA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。
- 5 「バイオプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオマス合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 「ホストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製

品をいう。

8 判断の基準①ウの「情報の表示」とは、判断の基準①アのバイオプラスチックの配合率又は判断の基準①イの再生プラスチックの配合率が製品本体、製品の包装に表示又はカタログ、ウェブサイト等において提供されていることをいう。

9 判断の基準①エの「充填剤」とは、プラスチックへの添加により容量を増すこと（増量）を主目的とする物質をいい、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的に添加する物質には適用しない

10 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

11 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものをとする。

12 判断の基準①アのバイオプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のプラスチック製ごみ袋の調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。



通 告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第310号

福岡県朝倉市多々連269番地1、前住所福岡県朝倉市多々連259番地1
債務者 高瀬 輝男

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐渡麻奈美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第391号

福岡市東区香椎浜1丁目2番6—402号 市営香椎浜団地
債務者 石山 弘海

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福井慎一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第339号

福岡市南区筑紫丘1丁目12番1—312号 チサンマンション大橋
債務者 市川貴久美

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 広樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第114号

福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地23番501号
債務者 目代 正男

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 祐貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第151号

北九州市門司区吉志1丁目39番10号
債務者 俣野 文昭

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 麻衣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第227号

京都市下京区五条通東洞院東入万寿寺町122番地 エスリード鳥丸五条駅前 608
債務者 Bistrot & Beer3032こと 永戸 明子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 まい
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第6号

兵庫県丹波篠山市東吹1015—1 岡本病院、住民票上の住所兵庫県丹波市柏原町柏原1079番地39
債務者 臼井 利夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安達 絵里
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和6年（フ）第2245号

福岡市南区椛原1丁目35番2号
債務者 柴田 貴文

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 牟田 遼介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第280号

福岡県福津市渡1586番地の5
債務者 メモリーサポート福岡こと 井上美奈子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 信也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第47号

函館市富岡町3丁目39番36号
債務者 山田 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河野 正樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
函館地方裁判所

令和7年（フ）第22号

山形県米沢市六郷町一漆572番地
債務者 近野 舞子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 八木澤 陽
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和7年（フ）第36号

茨城県つくば市観音台1丁目4番地14
債務者 石井 忍

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関 健太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年（フ）第226号

埼玉県上尾市菅谷4丁目13番地1
債務者 北田令昊こと岡田令昊こと 孔 令昊

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坪 篤志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第227号

埼玉県上尾市菅谷4丁目13番地1
債務者 岡田友美絵

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坪 篤志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年（フ）第375号

山梨県山梨市牧丘町窪平937番地
債務者 飯野 國夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 網倉 基充
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年（フ）第376号

山梨県山梨市牧丘町窪平937番地
債務者 飯野 和美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 網倉 基充
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第428号

大阪市此花区高見1丁目7番16-808号、前住所大阪市此花区高見1丁目8番17-107号
債務者 菅野 行洋

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藏田 貴之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第45号

兵庫県淡路市岩屋1683番地13
債務者 長野 孝行

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富本 和路
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和5年(フ)第46号

兵庫県淡路市岩屋1683番地13
債務者 長野 茂夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富本 和路
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和6年(フ)第16号

兵庫県神戸市垂水区本多聞2丁目8番22-102号、従前の住所兵庫県淡路市富島224番地4
債務者 中井 敏隆

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富本 和路
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和6年(フ)第17号

兵庫県神戸市垂水区本多聞2丁目8番22-102号、従前の住所兵庫県淡路市富島224番地4
債務者 中井 満美

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富本 和路
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和7年(フ)第85号

愛媛県松山市鷹子町67番地3
債務者 立田 哲

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 正人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後3時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第6号

福岡県大川市大字酒見344番地(酒見団地143号)
債務者 山田 綾

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松崎広太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和7年(フ)第40号

秋田市土崎港北6丁目2番70号
債務者 高橋めぐみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 有働 悠一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第7号

福島県西白河郡矢吹町善郷内270番地、前住所福島県西白河郡矢吹町善郷内270番地2号棟
債務者 畠山 米子

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮本 雅司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和7年(フ)第250号

横浜市港北区小机町175番地9 サニーウェル泉谷A-407
債務者 花積 香音

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 滝島 広子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第38号

山梨県甲府市大里町3788番地1 アイリスA105
債務者 森澤 昌之

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬場 健治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第36号

三重県松阪市五主町1146番地3
債務者 伊藤 和子(旧姓中出)

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塚本 順久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第4号

滋賀県長浜市小堀町250番地35
債務者 ソラフネこと 岡田 秀一

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小山 英則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和7年(フ)第12号

兵庫県宝塚市口谷東3丁目67番地の19 アメニティマンションⅢ301、前住所兵庫県宝塚市小浜2丁目5番25-602号
債務者 小野電機こと 小野 慎也

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戸越 照吉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第11号

沖縄県那覇市古波蔵2丁目18番16号 池宮城アパート101
債務者 嘉陽田朝夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川島 寛明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第203号

京都市山科区西野山百々町257番地3
債務者 川瀬 武志

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 徳安 勇佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第36号

高知県南国市駅前町2丁目5番18号 宮本ハイツ202号室、旧住所高知県南国市物部989番地1 メゾンド・コロナ 102、高知県安芸郡田野町2769番地1

債務者 今林 師孝

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大川 惺曠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第366号

福岡市城南区宝台団地10番304号

債務者 廣田 弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 花島 正晃
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第30号

宮城県遠田郡涌谷町字裏桜町25番地2

債務者 片倉真喜子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富田 成人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前11時5分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和6年(フ)第667号

兵庫県加古川市西神吉町岸167番地の4 アマーレハイム203号、従前の住所兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口426番地の6

債務者 海風土もりたこと酒バル味彩こと森田 芳弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松下 結香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第213号

和歌山市西庄197番地39

債務者 山口 直大

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戸村 祥子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第57号

和歌山市和歌浦東4丁目2番28号、住民票上の住所和歌山市新庄485番地28

債務者 松廣 克真

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福岡那由他
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止**令和6年(フ)第772号**

千葉県柏市つくしが丘1丁目13番21号

破産者 MKワーカーズ合同会社

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第773号

千葉県柏市東逆井1丁目25番10号 K2ハウス201号、前住所千葉県柏市光ヶ丘2丁目25番19号 アヴニールB-102号

破産者 前田 常廣

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第912号

千葉県野田市野田347番地

破産者 株式会社服部

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第913号

長野県大町市大町738番地5 ヴィラアストラガルⅢ 204

破産者 服部 保人

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第921号

千葉県流山市前ヶ崎668番地の1

破産者 柴田 千尋

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第922号

千葉県柏市大室305番地1 グランデーチー202号

破産者 谷野 宏成

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第1274号

千葉県浦安市富士見1丁目9番26号

破産者 株式会社トラスト・データ・サービス

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1683号

千葉県市川市東大和田1丁目25番2-202号 (SUNFLAG)

破産者 内堀 博

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1710号

千葉県花見川区検見川町3丁目322番地16

ヴィラアクシス102号

破産者 川嶋 圭

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1805号

千葉県市原市姉崎東2丁目11番地16

破産者 坂入 紘美

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第3号

鹿児島市中町6番18号

破産者 有限会社久保仏具店

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第635号

千葉県若葉区西都賀5丁目36番23号 solvita202号

破産者 石黒 有紗(旧姓工藤)

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第869号

千葉市緑区鎌取町112番地23 鎌取団地1棟102号

破産者 塩野谷誠次

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1046号

千葉市花見川区検見川町3丁目318番地2
コーポ岩葉201号

破産者 今野 嘉典

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1613号

千葉県市原市青柳2057番地4 センチュリオン105

破産者 田崎 裕士

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1615号

千葉市中央区院内2丁目5番27号 アンビション院内202号

破産者 菅原 友貴

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1646号

千葉市花見川区畑町877番地1 カサベルテ新検見川I-111号

破産者 榎 龍一

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1709号

千葉県習志野市藤崎4丁目10番13-204号

破産者 吉田 拓也

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第854号

千葉県流山市大字西平井551番地の8

破産者 大木 豊

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第954号

千葉県鎌ヶ谷市北中沢3丁目10番11号

破産者 大坪 昭夫

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第1502号

千葉県船橋市高野台3丁目23番29号

破産者 緒方 舞子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1547号

千葉県市原市ちはら台東7丁目1番地1 メゾン・ド・ソレイユ202

破産者 今野 慧

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1850号

千葉市中央区浜野町648-11 レオパレスディアコート206号室、住民票上の住所福島県南相馬市原町区西町3丁目27番地の12 西町ハイツ 7号室

破産者 駒井 正見

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第2758号

名古屋市中種区豊年町17番11号

破産者 株式会社ジェーピーマネジメント

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第793号

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷133番地29

破産者 VJM株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第1322号

埼玉県春日部市大場1196-13

破産者 グランセル株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1323号

千葉県船橋市葉円台5丁目30番1-703号

破産者 大塩 訓央

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1505号

千葉県八千代市村上1891番地388

破産者 野口 和義

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1729号

千葉県市川市南行徳4丁目9番6-206号

破産者 株式会社ソリデアワークス

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1730号

東京都江戸川区西葛西6-18-8 西葛西ユニオンビル401、開始決定時の住所千葉県浦安市猫実5-8-1 タイムズプラザ407

破産者 河本 好根

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第83号

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2885番地14

破産者 医療ソリューション株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所佐久支部

令和6年(フ)第64号

長野県岡谷市加茂町3丁目9番20号

破産者 サンエンジニアリング株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所諏訪支部

令和5年(フ)第2167号

愛知県みよし市三好町天王84番地6

破産者 ケーシンホーム株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1244号

名古屋市南区丹後通2丁目2番地
破産者 BUテクノ株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2106号

愛知県あま市七宝町遠島鳥居先183番地10
破産者 東海システムソリューション株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第161号

三重県鈴鹿市稲生塩屋2丁目23番1号
破産者 有限会社小林フォーミング

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和6年(フ)第165号

長崎市三原2丁目12番8号
破産者 爽和建装株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第183号

熊本市中央区本荘5丁目9番25号2F
破産者 株式会社GAINER

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和5年(フ)第184号

熊本市中央区本荘5丁目9番25号2F
破産者 株式会社reve

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第230号

熊本市西区蓮台寺4丁目3番36号
破産者 ラッセン合同会社

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和5年(フ)第263号

北海道旭川市二条通9丁目左5号
破産者 山内株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

令和5年(フ)第113号

北海道帯広市川西町西三線69番地1
破産者 有限会社川井牧場

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和5年(フ)第114号

北海道帯広市川西町基線56番地195
破産者 株式会社川井飼料

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和6年(フ)第31号

山形市城南町1丁目1番1号
破産者 有限会社裕禪

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和6年(フ)第44号

栃木県那須郡那須町大字菘沢620番地2
破産者 有限会社五関工務店

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和6年(フ)第45号

栃木県那須郡那須町大字菘沢620番地2
破産者 五関 道男

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和6年(フ)第15号

群馬県伊勢崎市富塚町205番地17
破産者 有限会社佐藤自動車整備工場

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第1388号

千葉県船橋市習志野台6丁目12番11-203号
破産者 千濱 一弘

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第45号

千葉県香取市貝塚1583番地1
破産者 山口 晴佳

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和6年(フ)第1391号

東京都府中市宮西町3丁目8番地の1セザールプラザ府中603

- 破産者 亡佐藤雄治相続財産
- 1 決定年月日 令和7年3月27日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2166号

東京都町田市高ヶ坂7丁目22番11号ハイッルーエ103

- 破産者 市来崎天聖
- 1 決定年月日 令和7年3月27日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2167号

東京都町田市高ヶ坂7丁目22番11号ハイッルーエ103

- 破産者 市来崎美憂
- 1 決定年月日 令和7年3月27日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2216号

東京都立川市柏町4丁目13番地の3コーポヒラサワ205号

- 破産者 宮田 由佳
- 1 決定年月日 令和7年3月27日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第7号

東京都八王子市中野山王3丁目13番1-202号

- 破産者 荒城 直子
- 1 決定年月日 令和7年3月27日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和5年(フ)第273号

愛媛県伊予郡松前町大字昌農内288番地の2

- 破産者 株式会社希和
- 1 決定年月日 令和7年3月27日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和6年(フ)第4号

鹿児島市城南町2番13号 パレストステージ城南1207号
破産者 久保 純一

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第442号

熊本市中央区本荘4丁目7番3号 CROI RE1001、開始決定時の住所熊本市中央区琴平2丁目2番9号
破産者 坂本 義人

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第3号

熊本市中央区八王寺町41番36号 グリーンハイム1 201号
破産者 有田 英利

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第2759号

三重県三重郡菟野町大字切畑711番地32
破産者 後藤あかね

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第272号

鹿児島県日置市日吉町日置473番地(榎木団地5号)
破産者 川野 肖子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第1935号

札幌市厚別区もみじ台南4丁目2番7-505号
破産者 徳永 昭二

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2019号

札幌市厚別区厚別南2丁目23番1-303号
破産者 山田奈里美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2066号

札幌市東区北35条東25丁目4番27号
破産者 松本 敏告

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第55号

北海道登別市美園町1丁目10番地2 ながみや荘201
破産者 福田 直美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和6年(フ)第83号

北海道室蘭市日の出町2丁目11番3号
破産者 森川 麻由

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和6年(フ)第794号

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷133番地29
破産者 ファン ティラン (PHAN THI LAN)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第815号

埼玉県川越市大塚1丁目4番地1、前住所埼玉県志木市上宗岡1丁目18番39-303号
破産者 齊藤 啓賢

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第94号

長野県東御市八重原2581番地、前住所東京都文京区小石川5丁目31番7-101号
破産者 小宮山英一

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和6年(フ)第65号

長野県岡谷市加茂町3丁目9番20号
破産者 宮坂恵美子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和6年(フ)第1189号

愛知県岡崎市城南町2丁目11番地14、開始決定時の住所名古屋市長区大高町字東姥神12番地の1 グリーンエイト103号
破産者 fight clubこと 山内 一馬

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1245号

大分県大分市大字森711番地の2 JB森DESIRE102、開始決定時の住所名古屋市南区道徳新町1丁目80番地の2 トラベツィオ102号
破産者 齋藤 相太

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2159号

名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番地の737
破産者 高橋 愛

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2326号

名古屋市市中村区藤江町2丁目44番地
破産者 深浦商店こと 深浦 圭輔

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2691号

名古屋市中区森田町2丁目1番24号—1
アヴニールモンテ202号

破産者 片倉明日香

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2815号

愛知県清須市土器野657番地1、従前の住所
名古屋市中央区下之一色町字操出12番地の2
ラ・ラ・キャメロン101号

破産者 桑畑 英之

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第995号

神戸市中央区元町通4丁目1番6号 山田ビル301号室

破産者 神戸旬膳K's Kitchenこと
川本 賀久

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第442号

岡山県瀬戸内市邑久町尾張110番地14
破産者 高岩 亨弥

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第599号

岡山県高梁市下谷町4762番地2 下谷住宅404

破産者 山本乃生子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第141号

長崎県大村市杭出津2丁目686番地3 ハイ
エスト大村604号、前住所長崎県諫早市永昌
町19番6号 デ・クメール諫早駅前207号

破産者 藤本 七海(開始決定時の姓渡邊)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和4年(フ)第201号

熊本市東区尾ノ上1丁目27番8号 305号、
開始決定時の住所熊本市北区梶尾町1706—1
ソフィア梶尾D棟102

破産者 田中 三雄

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和5年(フ)第185号

熊本市南区富合町志々水229番地
破産者 太田黒桂治

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第231号

熊本市南区出仲間5丁目5番48号 千馬コー
ポB102号、転入前住所熊本市西区蓮台寺4
丁目3番36号

破産者 横田 純一

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第234号

秋田市桜1丁目8番39号 メゾン・ドウ・サ
クラ103

破産者 柴田 聖子(旧姓中島)

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第25号

栃木県日光市所野1458—1、住民票上の住所
山形市すげさわの丘14番地2

破産者 西田 裕雄

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和6年(フ)第81号

宮城県名取市相互台1丁目8番地の1、開始
決定時の住所山形市松山2丁目9番28号
ティアラ松山 207号

破産者 遠藤 祥(開始決定時の氏名有賀祥)

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和6年(フ)第171号

山形市江南4丁目11番32号
破産者 佐藤 雅信

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和6年(フ)第16号

群馬県前橋市小屋原町1099番地7、旧住所群
馬県伊勢崎市福島町720番地

破産者 佐藤 進

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第242号

群馬県前橋市富士見町時沢3114番地5 ベル
ピアドリーム時沢 207号

破産者 井上 芳之

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第347号

群馬県前橋市堀越町349番地8
破産者 上野 正子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第173号

新潟県長岡市下々条4丁目5番地2
破産者 竹内 千秋

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第112号

富山県射水市庄西町1丁目3番20号 庄西市
管住宅1-106

破産者 村田 哲哉

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ)第118号

富山県小矢部市清水333番地

破産者 中川 曉美

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ)第682号

兵庫県西宮市高須町1丁目1番7-1219号、
前住所兵庫県丹波市春日町野村2482番地1

破産者 井村 伸次(旧姓居内)

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第1020号

広島県安芸郡海田町三迫3丁目10番49号

破産者 原塗装こと 原 慎之介

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第315号

徳島県阿波市市場町伊月字定松82番地

破産者 清久 幸次

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和6年(フ)第339号

徳島県鳴門市撫養町大桑島字蛭子山45番地
第二浜屋敷ビル247

破産者 新田 篤史

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和6年(フ)第230号

愛媛県松山市古川南1丁目19番33号

破産者 村上由希子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結**令和6年(フ)第88号**

栃木県栃木市岩舟町和泉681番地1

破産者 株式会社ARC-マイメックス

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第89号

茨城県筑西市辻1228番地2、開始決定上の住所
千葉県流山市東初石1丁目70番地の35

破産者 坂本 光治

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第419号

千葉県柏市逆井5丁目8番9号

破産者 株式会社TKResearch

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第588号

千葉県松戸市六高台5丁目165番地の1 I
NOVE松戸六高台B105号、前住所千葉県

柏市高柳1932番地7

破産者 木村 功一

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第715号

千葉県柏市大津ケ丘4丁目5番(1棟703号)

破産者 橋本さつき

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和5年(フ)第1681号

千葉市中央区鵜の森町9番1-701号

破産者 横山 徹平

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第146号

千葉市中央区末広2丁目13番1号

破産者 株式会社ケンズエージェンシー

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第877号

千葉県船橋市習志野台1丁目6-7-216号
室

破産者 株式会社元気リフォーム

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1233号

千葉県船橋市金堀町962番地

破産者 柴山 茂

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第709号

千葉県我孫子市湖北台7丁目14番54-201号、
前住所千葉県我孫子市南新木4丁目23番地の3

破産者 佐藤 孝雄

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第710号

千葉県我孫子市湖北台7丁目14番54-201号、
前住所千葉県我孫子市南新木4丁目23番地の3

破産者 佐藤 勝代

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和4年(フ)第1664号

千葉市緑区土気町401番地
破産者 花澤総合企画株式会社
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和4年(フ)第1665号

千葉市中央区登戸5丁目19番11-102号、開始決定時の住所千葉市緑区土気町400番地
破産者 花澤 咲
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和4年(フ)第1666号

千葉市緑区土気町401番地
破産者 株式会社オフィス花澤
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和4年(フ)第1667号

千葉市中央区登戸5丁目19番11-102号、開始決定時の住所千葉市緑区土気町400番地
破産者 花澤 裕介
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第174号

千葉市花見川区三角町487番166
破産者 有限会社スチール工業
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第987号

千葉県船橋市行田1丁目50番21号 ロイヤルパークス船橋325号
破産者 及川 昭彦
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1506号

千葉市中央区院内1丁目5番3号 ドゥセードル402号
破産者 三宅紗弥香(旧姓上野・志村)
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第19号

沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根279番地4
破産者 合同会社しゅう
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所名護支部

令和5年(フ)第1407号

(亡伊藤勝美の最後の住所) 札幌市白石区平和通7丁目南5番1号 勤医協老人保健施設 柏ヶ丘 (亡伊藤勝美の開始決定時の住民票上の住所) 北海道石狩郡当別町若葉17番地91
破産者 亡伊藤勝美相続財産
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第51号

山形県米沢市通町4丁目5番30号1Fテナント
破産者 S. corporation株式会社

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

令和5年(フ)第985号

千葉県木更津市潮浜2丁目1番39号
破産者 有限会社関東商事
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和5年(フ)第1341号

千葉県市原市五井1295番地2 グレース五井A101
破産者 山岸 恭治
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1428号

千葉県船橋市飯山満町2-636-3 グレースコート316、住民票上の住所川崎市高津区二子1丁目6番2号
破産者 篠生 尚希
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第306号

千葉県佐倉市江原台2丁目6番地14
破産者 株式会社ソリジェ
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第307号

千葉県佐倉市江原台2丁目6番地14
破産者 柳橋 秀直
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第473号

名古屋市名東区八前三丁目913番地
破産者 株式会社ダンディーモード企画
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和4年(フ)第967号

神戸市北区山田町下谷上字小畑5番28
破産者 有限会社リライフコーポレーション
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第477号

神戸市灘区船寺通3丁目2番12号
破産者 株式会社未来テック
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第643号

岡山県玉野市奥玉1丁目14番13号、開始決定時の住所岡山市南区西高崎5番地104 101
破産者 近藤 晃弘
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第56号

長崎市香焼町2001番地16

破産者 有限会社瓊の浦工業

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第155号

熊本県上天草市大矢野町中1314番地の1

破産者 医療法人社団葵遥会

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和5年(フ)第387号

沖縄県那覇市おもろまち4丁目6番10号 新都心マンション大興307号室

破産者 有限会社アーバンクレジットサービス

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

那覇地方裁判所民事第3部

令和5年(フ)第28号

北海道滝川市明神町4丁目8番11号

破産者 株式会社室組

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和4年(フ)第20号

秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原95番地の1

破産者 上小阿仁石油株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

秋田地方裁判所大館支部

令和4年(フ)第54号

秋田県大館市比内町扇田字下扇田56番地

破産者 有限会社菓子舗一ノ関

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

秋田地方裁判所大館支部

令和6年(フ)第15号

千葉県香取郡東庄町笹川い4714-258

破産者 Realpha Antares 合同会社

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐原支部

令和6年(フ)第28号

千葉県香取市府馬2820番地3

破産者 小林 幸子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐原支部

令和6年(フ)第622号

東京都町田市小山町1267番地11

破産者 若林胤良こと ディオ インリヤン 胤良

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1099号

東京都稲城市東長沼1115番地の5

破産者 谷本真理子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1372号

東京都稲城市押立1093番地

破産者 日信装備株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1416号

東京都大田区西蒲田7丁目22番4号阿部ビル1F

破産者 株式会社プラムファーマシー

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1639号

東京都武蔵村山市三ツ木3丁目52番地の11

破産者 比留間 勇

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第66号

富山県高岡市末広町14番36号

破産者 有限会社トキワ

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

富山地方裁判所高岡支部

平成30年(フ)第605号

京都市西京区大枝西新林町6丁目7番地5

破産者 永田 啓司

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

免責許可決定**令和6年(フ)第89号**

茨城県筑西市辻1228番地2、開始決定上の住所千葉県流山市東初石1丁目70番地の35

破産者 坂本 光治

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第588号

千葉県松戸市六高台5丁目165番地の1 I NOVE松戸六高台B105号、前住所千葉県柏市高柳1932番地7

破産者 木村 功一

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第715号

千葉県柏市大津ケ丘4丁目5番(1棟703号)

破産者 橋本さつき

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第773号

千葉県柏市東逆井1丁目25番10号 K2ハウス201号、前住所千葉県柏市光ケ丘2丁目25番19号 アヴニールB-102号

破産者 前田 常廣

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第913号

長野県大町市大町738番地5 ヴィリアストラガルⅢ 204
破産者 服部 保人

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第921号

千葉県流山市前ヶ崎668番地の1
破産者 柴田 千尋

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第922号

千葉県柏市大室305番地1 グランデージ1-202号
破産者 谷野 宏成

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第1683号

千葉県市川市東大和田1丁目25番2-202号(SUNFLAG)
破産者 内堀 博

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1710号

千葉県花見川区検見川町3丁目322番地16
ヴィラアクシス102号
破産者 川嶋 圭

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1805号

千葉県市原市姉崎東2丁目11番地16
破産者 坂入 紘美

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第635号

千葉県若葉区西都賀5丁目36番23号 solvita202号
破産者 石黒 有紗(旧姓工藤)

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第869号

千葉市緑区鎌取町112番地23 鎌取団地1棟102号
破産者 塩野谷誠次

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1046号

千葉県市花見川区検見川町3丁目318番地2
コーポ若葉201号
破産者 今野 嘉典

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1515号

千葉県市若葉区東寺山町770番地1 東寺山第2
県営住宅3棟503号
破産者 風間由美子

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1615号

千葉市中央区院内2丁目5番27号 アンビション院内202号
破産者 菅原 友貴

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1646号

千葉県市花見川区畑町877番地1 カサベルテ
新検見川1-111号
破産者 神 龍一

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1709号

千葉県習志野市藤崎4丁目10番13-204号
破産者 吉田 拓也

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第709号

千葉県我孫子市湖北台7丁目14番54-201号、
前住所千葉県我孫子市南新木4丁目23番地の3

- 破産者 佐藤 孝雄
- 1 決定年月日 令和7年3月24日
 - 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第710号

千葉県我孫子市湖北台7丁目14番54-201号、
前住所千葉県我孫子市南新木4丁目23番地の3

- 破産者 佐藤 勝代
- 1 決定年月日 令和7年3月24日
 - 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第854号

千葉県流山市大字西平井551番地の8
破産者 大木 豊

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第954号

千葉県鎌ヶ谷市北中沢3丁目10番11号
破産者 大坪 昭夫

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第10号

島根県隠岐郡隠岐の島町西村7番地1
破産者 森 六成

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

令和6年(フ)第18号

北海道稚内市緑5丁目22番2号
破産者 佐々木葉子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所稚内支部

令和6年(フ)第732号

栃木県宇都宮市一の沢2丁目16番10号 一の沢
ヴィラージュマンション403
破産者 原澤 典子(旧姓安部)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第762号

栃木県宇都宮市西川田町1001番地1 黒崎ハイツ201
破産者 浅川 勝通

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第765号

栃木県宇都宮市氷室町2900番地1、前住所栃木
県宇都宮市今宮1丁目15番22号 サンシャイン今宮201号室
破産者 阿久津良太

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第769号

栃木県宇都宮市大和2丁目7番1号 県営大和住宅1
号棟27号室、前住所栃木県宇都宮市緑3丁目6番9号
ファミリーハイツ緑102
破産者 大平 美香

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第778号

栃木県宇都宮市西川田町1026番地38
破産者 津川 完奈(旧姓今泉・鈴木)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第781号

栃木県鹿沼市日吉町640番地 市営住宅2号棟1号室
破産者 齋藤 正明

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第787号

栃木県鹿沼市下南摩町51番地3
破産者 渡邊 京子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第791号

栃木県大田原市市野沢1420番地8
破産者 遠藤 香織

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第3号

栃木県宇都宮市江曾島町1036番地14 北原
コーポⅡ202
破産者 岩崎 誠

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第4号

栃木県那須塩原市石林220番地2 メープル
マツモト204号、前住所栃木県那須塩原市西
大和9番10号
破産者 郡司 悠椰

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第630号

埼玉県越谷市大字南荻島261番地3 越谷南
荻島団地4-505
破産者 滝澤三津雄

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第662号

埼玉県春日部市谷原3丁目10番地12 板橋8
号
破産者 芳賀 爲治

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第705号

埼玉県越谷市大字下間久里1135番地1 メイ
ツ越谷810号
破産者 吉川 正之

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第706号

埼玉県越谷市赤山町5丁目1番15号 ロイヤ
ルサンフラワー304
破産者 齋川 英典

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第729号

埼玉県越谷市蒲生旭町9番9号 カーサフェ
リス103
破産者 土橋 雄大

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第761号

埼玉県三郷市東町260番地 サンユーハイッ
B-2
破産者 喜屋武優菜(旧姓津波古)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第770号

埼玉県越谷市赤山町3丁目6番地2 ライフ
ピア越谷シンフォニア101号
破産者 中山 明美

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第8号

埼玉県八潮市大字南後谷36番地5 コーポ神
田103
破産者 斉藤由紀子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第17号

埼玉県越谷市蒲生本町13番26号 コーポグ
リーンウッド201
破産者 齋藤 至

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第1223号

千葉県市花見川区南花園1丁目8番32号 ヴィ
ラ新検見川205号
破産者 白鳥 陽一

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1309号

千葉県美浜区稲毛海岸1丁目2番17棟201号
破産者 菅原 一彦

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1430号

千葉県八千代市大和田新田429番地3 パル
コート大和田303号
破産者 岡崎 翔

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1545号

千葉県船橋市葉円台3丁目3番13号
破産者 小野田ひろみ

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1547号

千葉県市原市ちはら台東7丁目1番地1 メ
ゾン・ド・ソレイユ202
破産者 今野 慧

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1637号

千葉県市川市福栄2丁目8番4-104号 (サ
ンクレスト)
破産者 上村 順子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1670号

千葉県市川市欠真間1丁目3番4-402号
(ローズマンションA-30)
破産者 住吉 広大

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1724号

千葉県市川市大野町4丁目2820番地12 (ダ
イナハイッ市川105号)
破産者 五木田雅嗣

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1731号

千葉県市原市西広2丁目9番地13 藤コーポ
102号室
破産者 松井 里紗

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1763号

千葉県船橋市丸山1丁目33番11号
破産者 大木 博道

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1778号

千葉県市川市東大和田1丁目11番6号
(コーポIM2B)
破産者 中村 清香

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1779号

千葉県美浜区真砂5丁目16番6棟301号
破産者 重森 幸司

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1831号

千葉県船橋市西習志野2丁目26番10号 サン
パレス・ミキ101号
破産者 虻川美津子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1845号

千葉県中央区仁戸名町324番地61
破産者 榎本 健作

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1850号

千葉市中央区浜野町648-11 レオパレス
ディアコート206号室、住民票上の住所福島
県南相馬市原町区西町3丁目27番地の12 西
町ハイツ 7号室
破産者 駒井 正見

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1862号

千葉市若葉区西都賀1丁目3番9号 コーポ
86 103号
破産者 池田 均

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1863号

千葉市中央区道場北2丁目3番3-503号
破産者 細谷 優樹

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1872号

千葉県市川市柏井町2丁目1341番地13
破産者 徳田 晴香

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1875号

千葉市若葉区小間子町1番地192
破産者 千脇 広美

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1879号

千葉県市川市欠真間2丁目17番17号(コーポ
小泉203号)
破産者 太田 和幸

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1888号

千葉県市原市泉台3丁目36番地7
破産者 鈴木めぐみ

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1897号

千葉県浦安市北栄1丁目1番36-203号
ムーンライト

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1901号

千葉市若葉区千城台西3丁目12番4棟304号
破産者 野田 恵

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1903号

千葉市美浜区打瀬2丁目17番地 パティオス
18番街102号
破産者 青木 俊憲

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2号

千葉市中央区仁戸名町628番地14 フィット
ハイム203号
破産者 赤坂龍之介

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第10号

千葉県市原市辰巳台西5丁目9番地11 ファ
ミール赤坂II-202
破産者 大竹 芳信

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第23号

千葉県市原市玉前1302番地2
破産者 田中 恵子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第29号

千葉県船橋市中野木2丁目31番12-106号
破産者 田畑 星

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第769号

千葉県柏市松葉町4丁目1番地1 8棟506
号
破産者 荒木 裕美

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第802号

千葉県松戸市馬橋1448番地の3 大新ヒルズ
餅田101号
破産者 竹ノ内佑太

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第843号

千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山2丁目3番21号(ミ
オポスト101)
破産者 田嶋 桂子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第868号

千葉県松戸市大谷口332番地の8 ウッディ
パレス新松戸106号
破産者 福田伊佐央

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第876号

千葉県松戸市六高台3丁目145番地 六高台
県営住宅3棟201号
破産者 松本 慎一

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第880号

千葉県松戸市小金清志町3丁目71番地の10
プレミア松戸216号、旧住所千葉県松戸市新
松戸南1丁目387番地 川村ハイム101号
破産者 山崎 満

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第904号

千葉県松戸市南花島3丁目57番地の2 第1
野々下マンション304号
破産者 黒田 三郎

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第907号

千葉県柏市若柴32番地2
破産者 増田梨愛瑠

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第919号

千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷9丁目3番21号(サク
ラ・ガーデン2 103号室)
破産者 田中 和弘

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第924号

千葉県柏市大室1195番地1 パールハイツヒ
ラノ102号、前住所千葉県柏市高田1078番地
2 ウィズ柏の葉217号
破産者 大久保さき子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第925号

千葉県柏市大室1195番地1 パールハイツヒ
ラノ102号、前住所千葉県柏市高田1078番地
2 ウィズ柏の葉217号
破産者 大久保 誠

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第951号

千葉県松戸市小金原4丁目33番地の5 ヒル
ズさくら通り101号
破産者 谷川 真将

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第959号

千葉県柏市松ヶ崎222番地1 チャームテラス222E-301号

破産者 飯島 修二

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第967号

千葉県松戸市日暮5丁目189番地 ジュネパレス松戸第22-304号、前住所千葉県松戸市松戸新田332番地の27 廣石マンション203号

破産者 海老原貴子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第980号

千葉県柏市根戸483番地48 ウィステアリア根戸207号

破産者 山口 翔史

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第747号

熊本市北区植木町舞尾517番地3

破産者 村上リツ子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第534号

鹿児島市東谷山5丁目14番1号

破産者 富永 恵

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第2122号

札幌市厚別区もみじ台東1丁目2番12-404号

破産者 佐々木かおり(旧姓秋吉・明井)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2257号

札幌市東区東苗穂5条3丁目6番25-210号

破産者 鈴木 ユミ(旧姓巽)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2270号

札幌市白石区東札幌5条4丁目4番16号
ティアナ東札幌301号

破産者 柴田 一三

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2300号

北海道千歳市北斗3丁目1番3号 渡辺マンションC号

破産者 小林 潤

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2301号

北海道千歳市北斗3丁目1番3号 渡辺マンションC号

破産者 伊藤 文子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2322号

札幌市東区北22条東15丁目4番10-105号

破産者 榎野 忍

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2356号

札幌市西区二十四軒4条5丁目12番20号 フジハウスII-202号

破産者 島田 悦子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2372号

札幌市北区北24条西6丁目2番2-902号

破産者 萬年みゆき

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2461号

札幌市豊平区平岸1条7丁目4番3-307号

破産者 村上 正光

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第24号

北海道岩内郡岩内町字宮園240番地10 ミントハウス102

破産者 小坂 博

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和6年(フ)第25号

北海道岩内郡共和町国富24番地5

破産者 葛西 玲美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和7年(フ)第1号

北海道岩内郡岩内町字清住151番地

破産者 川村 秀和

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和6年(フ)第157号

北海道苫小牧市柏木町1丁目2番11号 ルーブル柏木B棟201号

破産者 田村 司

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和6年(フ)第158号

北海道苫小牧市柏木町1丁目2番11号 ルーブル柏木B棟201号

破産者 田村 奈美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和6年(フ)第167号

北海道苫小牧市白金町2丁目4番20号

破産者 眞田 彩香(旧姓伊藤)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和6年(フ)第170号

北海道苫小牧市見山町1丁目4番11号

破産者 塚本 康太

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第1号

北海道苫小牧市美園町3丁目4番25号アーバンハイツ3 101号、前住所北海道苫小牧市澄川町5丁目25番34号 グループホームいろ

破産者 能登 園江

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第2号

北海道苫小牧市寿町1丁目3番3-309号

破産者 盛川 敏之

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第4号

北海道苫小牧市双葉町1丁目15番5号 ソレイユ3 2階南

破産者 白銀 朋子(旧姓高田)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和6年(フ)第49号

岩手県宮古市小沢2丁目1番9号

破産者 川原田千春

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和6年(フ)第109号

茨城県鹿嶋市大字荒野1550番地114

破産者 阿南 薫

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(フ)第1号

茨城県鹿嶋市大字神向寺170番地12

破産者 土谷 剛

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和6年(フ)第531号

栃木県宇都宮市御幸町44番地1 第1サンハイツみゆきB 204号室、前住所栃木県宇都宮市中里町216番地16

破産者 杉山 佳久

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第1956号

埼玉県加須市大門町7番27号 サンハウスA-101

破産者 内田 裕治

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2051号

埼玉県久喜市栗橋東1丁目6番2-304号 県営しづか団地

破産者 川島 康文

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2052号

埼玉県久喜市栗橋東1丁目6番2-304号 県営しづか団地

破産者 川島 千春

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2097号

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室2278番地92 第2サンライズ伊奈613

破産者 西岡 昭夫

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2098号

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室2278番地92 第2サンライズ伊奈613

破産者 新井 節子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第23号

埼玉県上尾市大字小敷谷77番地1 西上尾第二団地2-6-301

破産者 田村 恵美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第30号

埼玉県戸田市大字新曾2487番地の2 メゾン・エトワージュ110号室、旧住所埼玉県戸田市笹目1丁目13番地の6 サミット・アサ102号室

破産者 菊池 照美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第41号

埼玉県和光市新倉2丁目4番40号 グリーンヒル石田2-101

破産者 鈴木 歩

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第45号

さいたま市緑区道祖土2丁目1番1号 1-508

破産者 高橋真紀子こと 高橋真紀子(旧姓塚田)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第49号

埼玉県上尾市ニツ宮951番地 上尾ニツ宮前住宅2-104

破産者 熊谷 正弘

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第50号

埼玉県上尾市ニツ宮951番地 上尾ニツ宮前住宅2-104

破産者 熊谷マーククリス碩貴

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第615号

埼玉県坂戸市関間4丁目12番8-202号 ソライエ若葉ステーションヴィラ

破産者 宮瀬 弘

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第771号

埼玉県入間市大字下藤沢678番地6

破産者 小野寺理恵

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第790号

埼玉県狭山市大字東三ツ木421番地の7 ブランドール202、前住所鹿児島県指宿市西方3911番地2

破産者 宮添 裕子(旧姓大小田)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第836号

埼玉県川越市川鶴1丁目14番地5 (GRASSFIELD川鶴F棟103号室)

破産者 遠藤 美紀

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第859号

東京都足立区竹の塚4丁目2番11-307号、破産申立時の住所埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘3丁目3番5号 1号棟901号室

破産者 黒松 郁

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第871号

埼玉県所沢市西所沢1丁目26番6-301号 リーベックス所沢パレページェ

破産者 小南めぐみ

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第872号

埼玉県川越市西小仙波町1丁目9番地1 (コーポ高橋102号室)

破産者 田口 正巳

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第873号

埼玉県ふじみ野市丸山6番15号 セイコーガーデンふじみ野104号

破産者 花田 泰雅

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第892号

埼玉県ふじみ野市上福岡3丁目10番18号 エマーユ60上福岡105

破産者 小林 弘志

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第894号

埼玉県川越市熊野町7番地56

破産者 高岡 セツ

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第907号

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷124番地1 リーフアヴェニュー202号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘72番地17 GRACE永大101号

破産者 松永 翼

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第910号

埼玉県富士見市関沢3丁目20番31号 フラワーロフト105

破産者 佐藤 秀子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第7号

埼玉県富士見市西みずほ台1丁目16番地7
第2渋谷コーポ201

破産者 岡 裕貴

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第35号

埼玉県日高市高麗川1丁目6番地37
破産者 阿部 史華

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第27号

埼玉県秩父市上宮地町23番5号 コーポすずらん1号

破産者 村山 修一

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和6年(フ)第1323号

千葉県船橋市薬田台5丁目30番1-703号
破産者 大塩 訓央

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1715号

千葉市美浜区幕張西2丁目2番3棟206号
破産者 高田 記直

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1727号

千葉県市原市白塚562番地35
破産者 中野 妙子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1730号

東京都江戸川区西葛西6-18-8 西葛西ユ
ニオンビル401、開始決定時の住所千葉県浦
安市猫実5-8-1 タイムズプラザ407

破産者 河本 好根

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1830号

千葉縣市原市光風台2丁目381番地5 椿の
丘

破産者 赤泊 進

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1893号

千葉県船橋市咲が丘4丁目20番8号
破産者 佐藤 伸哉

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第13号

千葉市中央区星久喜町1200番地1 スターハ
イツA203号

破産者 川原亜由美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第219号

千葉県佐倉市井野1394番地4 アベニール佐
倉203

破産者 近藤 文子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和4年(フ)第3792号

東京都杉並区高円寺南3丁目11-1-102
破産者 今井 素子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和4年(フ)第5059号

東京都葛飾区東水元5丁目6-12 ラ・ベル
メゾンVI201、開始決定時の住所東京都足立
区六木2丁目4-27 コンフォートB

破産者 上原 昌仁

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和4年(フ)第7249号

東京都新宿区四谷2丁目13-1-304、開始
決定時の住所東京都港区赤坂4丁目14-14-
604

破産者 半田和之こと 半田 威徳

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1915号

東京都練馬区北町2丁目36-5-105

破産者 森村加代子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第2717号

東京都世田谷区代沢1丁目3-6

破産者 土肥いずみ(旧姓野田)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3250号

東京都練馬区北町2丁目36-5-105

破産者 有馬 和代

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3871号

東京都目黒区中目黒1丁目3-11-405

破産者 関 俊一郎

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4333号

東京都江戸川区一之江8丁目19-6-1001

破産者 佐藤 遥香

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4915号

東京都江東区枝川1丁目9-17-905

破産者 丸山 洋子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5149号

東京都文京区西片1丁目13-8-106

破産者 松崎 健

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6200号

千葉県船橋市本中山6丁目13-5
破産者 後藤健二郎

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6267号

東京都東大和市高木3丁目347-87

破産者 柳美澤直子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6413号

東京都大田区仲六郷3丁目1-2-201、開
始決定時の住所東京都大田区南六郷1丁目
16-3-803

破産者 吉田 勝美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6562号

東京都葛飾区青戸4丁目27-2-402

破産者 佐藤 明

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6604号

東京都日野市新町1丁目6-9

破産者 二宮 和博

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6872号

神奈川県横浜港区北区日吉4丁目13-26-
404

破産者 永江 悟

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7163号

東京都荒川区西尾久1丁目13-9-602

破産者 高田 円樹

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7266号

東京都練馬区大泉学園町7丁目1-35
破産者 高橋 博

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7369号

東京都三鷹市井口2丁目4-27-105
破産者 嶋倉 章史

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7998号

東京都多摩市貝取1493-1-201
破産者 大崎 弘之

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8102号

東京都杉並区井草1-18-11 3階、住民票
上の住所静岡県伊東市富戸908-187
破産者 高橋 勇

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8285号

東京都北区上十条1丁目29-12-101
破産者 西 正

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8346号

東京都杉並区宮前4丁目9-7-103
破産者 草階のり子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8490号

東京都墨田区東墨田2丁目18-17-202
破産者 工藤 和俊

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8498号

東京都杉並区高井戸東4丁目9-1-604
破産者 栗田 紘二

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8500号

東京都墨田区堤通2丁目13-1-714
破産者 青柳 努

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8618号

埼玉県八潮市大瀬2-2-13-103、住民票
上の住所東京都足立区花畑3丁目18-1
破産者 二俣 元二

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8655号

東京都板橋区徳丸1丁目20-17-101
破産者 後藤 真

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8668号

東京都世田谷区祖師谷1丁目12-13-102
破産者 岩佐 征悟

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8714号

東京都練馬区石神井町2丁目11-12-401
破産者 松岡 茂夫

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8726号

東京都八王子市新町2-2-202
破産者 橋本 真樹

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8770号

東京都江戸川区篠崎町4丁目7-13 サンハ
イツA-105

- 破産者 神宮寺 功
- 1 決定年月日 令和7年3月26日
 - 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8835号

東京都板橋区大和町44-6-203
破産者 石井 香苗

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8841号

東京都杉並区桃井1丁目15-22 ホワイト
コーポA 102
破産者 田中 邦康

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8842号

東京都板橋区坂下3丁目23-9-202
破産者 糸賀 優樹

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8843号

東京都江戸川区中葛西5丁目8-11-203
破産者 中村 薫

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8876号

東京都葛飾区堀切4丁目1-5-102
破産者 武田 慎也

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8887号

東京都練馬区桜台4丁目17-7 セゾンハイ
ム1号室
破産者 柿間 隆

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8888号

東京都練馬区南田中2丁目7-12-301
破産者 伊藤 千祐

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8905号

東京都西東京市南町3丁目18-40-113
破産者 福島 良明

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2号

東京都練馬区早宮2丁目20-25-101
破産者 鎌田 康博

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第21号

東京都大田区大森南3丁目16-11-202、開
始決定時の住所東京都大田区西糀谷2丁目
22-18 マツイチサンパレスNO7 506
破産者 田山 弥生

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第24号

東京都世田谷区北烏山9丁目20-17-201
破産者 宮嶋 雪菜

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第26号

東京都江戸川区鹿骨4丁目24-4 P I E R
46-205
破産者 小松 早苗

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第28号

東京都練馬区南大泉4丁目52-13-302
破産者 久島 快斗

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第29号

東京都練馬区石神井町6丁目10-9-101
破産者 吉村 亜希子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第38号

東京都世田谷区三軒茶屋2丁目53-5-205
破産者 齊藤 瑛

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第49号

東京都葛飾区東水元2丁目33-9-101
破産者 田邊 友幸

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第53号

東京都葛飾区東金町5丁目14-8-207
破産者 田畑 和美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第54号

東京都足立区大谷田3丁目15-17-101
破産者 中道 國男

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第55号

東京都大田区大森南3丁目16-11-201
破産者 麓 幸樹

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第87号

東京都江戸川区上篠崎2丁目16-6-102
破産者 堀田 容子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第100号

東京都世田谷区三軒茶屋2丁目7-6 京谷方
破産者 坂田 岬

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第103号

東京都杉並区和泉3丁目16-20 和泉荘
破産者 松澤 裕美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第106号

東京都板橋区東坂下1丁目8-1-105
破産者 佐々木孝洋

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第108号

東京都大田区東糞谷4丁目2-17-101
破産者 三隅 淳

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第120号

東京都世田谷区東玉川2丁目39-7-401
破産者 長谷絵利子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第121号

東京都足立区大谷田1丁目1-8-303
破産者 竹野チハル

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第144号

東京都墨田区吾妻橋1丁目11-4-402
破産者 石川 大起

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第145号

東京都品川区小山2丁目8-5-102
破産者 諏訪ますみ

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第146号

東京都練馬区小竹町2丁目5-6-106
破産者 渡邊 瑞徳

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第147号

東京都練馬区東大泉1丁目11-8-211
破産者 佐藤 政人

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第148号

東京都杉並区天沼2丁目17-4 内藤荘1F5
破産者 澤田 浩一

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第149号

東京都墨田区立花1丁目27-6-721
破産者 畑野 博幸

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第151号

東京都江戸川区南小岩6丁目3-21-301
破産者 八木 春隆

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第152号

東京都足立区千住桜木2丁目7-3-301
破産者 尾島 史穂

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第153号

東京都足立区西保木間2丁目5-12-207
破産者 柳 正則

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第154号

東京都中野区江原町2丁目9-4-103
破産者 糸魚川育子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第160号

東京都目黒区下目黒3丁目16-20-203
破産者 宮本 亘

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第162号

東京都西東京市谷戸町2丁目4-5-203
破産者 宮崎 和巳

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第178号

東京都練馬区北町1丁目10-12-103
破産者 西田 寿男

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第179号

東京都板橋区高島平5丁目17-7-302
破産者 古市 麻衣

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第180号

東京都練馬区豊玉中2丁目17-7-305
破産者 真鍋 広征

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第181号

東京都大田区南六郷2丁目4-18-202
破産者 大森 雅博

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第182号

東京都品川区小山7丁目10-8
破産者 八下田昌夫

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第184号

東京都葛飾区奥戸2丁目15-11-103

破産者 辻 一之

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第186号

東京都江戸川区松島2丁目5-12-203

破産者 秋元健太郎

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第188号

東京都練馬区関町南4丁目15-5-211

破産者 藤原 有佳

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第190号

東京都板橋区常盤台3丁目15-13-202

破産者 柳澤 博志

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第192号

東京都大田区蒲田5丁目33-7-803

破産者 田中 沙知

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第195号

東京都足立区千住仲町21-3-101

破産者 桑島 真美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第196号

東京都東久留米市氷川台1丁目23-12-201

破産者 居酒屋きょうここと 清水 恭子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第198号東京都足立区綾瀬4丁目22-19 シャンブル
綾瀬B101

破産者 村瀬 忍

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第200号

東京都江東区深川2丁目6-6-704

破産者 平田絵美子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第210号東京都板橋区西台3丁目31-12 サニーライ
フ板橋

破産者 千葉 吉昭

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第211号

東京都墨田区業平3丁目10-9-801

破産者 山口真理雄

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第212号

東京都杉並区久我山2丁目9-26-203

破産者 碓 大史

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第222号

東京都杉並区阿佐谷南1丁目1-2-106

破産者 富沢 正憲

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第223号

東京都足立区梅田8丁目13-11-1105

破産者 中島 秀明

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第224号

東京都足立区千住緑町1丁目14-2-202

破産者 神尾 亮治(旧姓松本)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第226号

東京都江戸川区西小岩3丁目12-16-101

破産者 高山 正美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第250号

東京都北区西が丘1丁目34-8-222

破産者 久米原ひろ子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第252号東京都大田区東六郷1丁目7-16 ペアパレ
ス東六郷A棟203

破産者 三宅 正幸

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第263号

神奈川県相模原市南区南台2丁目3-7

破産者 酒井 涼那

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第264号21 kelsey rd Noravill
e NSW 2263 Australia、最
後の住所地東京都中央区築地1丁目3-4-
202

破産者 フォスター 善江(旧姓金光)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第276号

東京都新宿区北新宿2-2-23-201

破産者 茂野 里歩

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第282号東京都豊島区长崎5丁目6-14 グリーンビ
レッチB-103

破産者 友定 翔平

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第2697号名古屋市北区清水5丁目21番11号 パーク・
ノヴァ清水303号

破産者 伊藤 大将

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2829号名古屋市中川区上高畑2丁目180番地 市営
たかはた荘2棟1201号

破産者 首藤真由美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2880号名古屋市天白区平針南2丁目1002番地 平針
住宅4街区A棟905号、従前の住所名古屋市
緑区黒沢台1丁目1405番地 奥村ハイツ1A
号

破産者 岩佐 隆史

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2887号代替住所A、従前の住所名古屋市緑区南陵
401番地 桶狭間荘8棟912号

破産者 畑中 小雪

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2889号

愛知県春日井市八幡町136番地

破産者 帖佐 康行

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2905号

名古屋市守山区更屋敷8番7号 宮前荘203号

破産者 坪内 透

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2910号

名古屋市瑞穂区春山町11番地の9 グランデール南山B棟101号

破産者 音成 秀実

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2911号

名古屋市瑞穂区春山町11番地の9 グランデール南山B棟101号

破産者 音成明日香

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2919号

名古屋市中区新栄2丁目36番21号 ラフィネ新栄1004号

破産者 久保 健

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2924号

名古屋市天白区高島2丁目1601番地 ドルチェ高島A-102号

破産者 総井亜紀子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2970号

名古屋市天白区元八事4丁目177番地 エクセレンス八事306

破産者 安東辰彦ドラム教室こと 安東 辰彦

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2991号

名古屋市千種区高見1丁目19番23号 メゾン・ド・ティセ116

破産者 尾場瀬優香

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3028号

名古屋市港区小碓4丁目204番地の3

破産者 西下二美子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3052号

名古屋市東区砂田橋4丁目1番57号 メガシティテラス2棟316号

破産者 鈴木 宏平

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3068号

名古屋市西区市場木町32番地 ITOビル302号

破産者 上村 真弓

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第10号

愛知県豊明市前後町鎌ヶ須1784番地6 カルチェラタンⅢ306号

破産者 井上 豊彦

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第106号

名古屋市守山区瀬古2丁目306番地 瀬古団地4棟601号

破産者 舟橋はる子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第294号

愛知県豊橋市上地町14番地の3

破産者 鈴木 眞二

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第304号

愛知県蒲郡市三谷北通5丁目2番地 サンハイツ403

破産者 平瀬 太

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第306号

愛知県豊橋市駅前大通3丁目87番地 MKマンションⅡ605

破産者 北原 昭治

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第314号

愛知県豊橋市有楽町100番地1 コスモ21有楽215

破産者 佐藤 稚葉

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第315号

愛知県豊橋市石巻町字野田18番地 県営金田住宅9棟201号室

破産者 西尾 征紀

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第323号

愛知県豊橋市牛川町字東仲田3番地14

破産者 エールド シャルムこと 羽田 直美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第331号

愛知県田原市田原町東滝頭1番地43 第3滝頭寮

破産者 竹内 涼

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第351号

愛知県豊橋市向山台町13番地9 向山ハウス306、従前の住所愛知県豊橋市新栄町字牟呂下32番地 マンダリーヌ新栄B-101

破産者 村田 晃治

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第888号

神戸市長田区庄田町3丁目3番13-805号

破産者 新穂マリン

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第937号

神戸市長田区細田町3丁目5番15号 ダイアマンションNo. 1 301号

破産者 中谷 雄二

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第957号

神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番5-308号

破産者 杉野都久代

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1015号

神戸市灘区神ノ木通3丁目2番10号 ボヌール神ノ木201

破産者 眞田麻衣子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1047号

神戸市長田区野田町7丁目7番7-304号

破産者 森川 達明

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1128号

神戸市北区甲栄台1丁目13番1—708号
破産者 花田浩一郎

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1139号

神戸市中央区国香通5丁目1番2—202号
破産者 宮下 幸子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1144号

神戸市東灘区向洋町中7丁目2番地の3 2
番館301号
破産者 畠山 直樹

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1153号

神戸市長田区大道通3丁目1番地 フレール
長田大道301号(葛原健作方)、従前の住所神戸
市長田区御屋敷通6丁目2番24号(葛原健
作方)

- 破産者 勝原 昌一
- 1 決定年月日 令和7年3月26日
 - 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1159号

神戸市中央区港島中町3丁目1番地 ポート
アイランド団地50棟606号、従前の住所神戸
市中央区神仙寺通4丁目1番21—303号
破産者 丸岡 弘治

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1165号

神戸市垂水区西舞子3丁目16番8号 ヴィラ
クレール202号、従前の住所福岡市南区日佐
2丁目6番10—403号 アビスタプラス 日
佐2丁目ビル

- 破産者 日置 裕理
- 1 決定年月日 令和7年3月26日
 - 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1173号

神戸市須磨区大田町5丁目3番23号 コート
弁天301
破産者 岡本 修平

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1174号

神戸市須磨区大田町5丁目3番23号 コート
弁天301
破産者 岡本千津子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1183号

神戸市長田区五番町4丁目1番地 長田中住
宅203号、従前の住所神戸市長田区雲雀ヶ丘
3丁目6番4—405号
破産者 大久保星南(旧姓岡本)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1185号

神戸市垂水区多聞台3丁目10番25—206号
破産者 上田 剛司

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第685号

兵庫県西宮市上甲東園2丁目2番17号 信夫
ハイツ201
破産者 高松紀代子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第687号

兵庫県西宮市高須町2丁目1番31—1240号
破産者 横道 優子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第696号

兵庫県尼崎市水堂町2丁目14番21号207号、
前住所大阪市淀川区加島3丁目13番29—2号
破産者 中村 陽子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第698号

兵庫県西宮市津門川町5番16号
破産者 勝永美恵子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第740号

兵庫県尼崎市武庫川町4丁目80番地の4
破産者 佐々木彩奈

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第752号

兵庫県尼崎市名神町1丁目18番22号プリエー
ル名神尼崎705
破産者 作田 剛

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第151号

長崎県諫早市城見町29番49—307号 キャス
ティール城見
破産者 小川 真一

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和6年(フ)第155号

長崎県大村市上諏訪町974番地1
破産者 山本 進

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和6年(フ)第548号

熊本市北区池田3丁目1番31号 緒方ハイッ
202号
破産者 野口 洋子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第563号

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2243番地2
コーポ寿 103号
破産者 宮原 真一

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第590号

熊本市中央区練兵町28番地(A—1202号)
ハイムサンシャイン、前住所熊本市中央区山
崎町47番地 北村ビル402
破産者 光瀬 有希

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第591号

熊本市中央区練兵町28番地(A—1202号)
ハイムサンシャイン、前住所熊本市中央区山
崎町47番地 北村ビル402
破産者 光瀬 周子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第594号

熊本市東区若葉3丁目4番2号 205、開始
決定時の住所熊本市東区南町18番15号 コン
フォート健軍205
破産者 上西 公子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第653号

熊本市北区清水万石4丁目8番18—302号
北津留団地3—302
破産者 高山 洋子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第657号

熊本市東区東町2丁目2番1—34号 東町団
地2C—2
破産者 小田 恵子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第667号

熊本市東区御領8丁目4番47号 プリーゼA205号

破産者 江田 葉子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第669号

熊本市中央区紺屋今町1番13-103号 城南マンション

破産者 藤本 琴乃

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第681号

熊本市東区御領3丁目7番10-201号 A FIELD御領

破産者 油布亜紀子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第688号

熊本市北区清水万石1丁目4番1-202号

破産者 鶴川 宏美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第700号

熊本市中央区草葉町1番21号 718、転入前住所熊本市北区麻生田3丁目4番36号

破産者 前田 幸子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第704号

熊本県合志市須屋936番地2 モダニティメゾン D棟101号

破産者 宮本 敬子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第711号

熊本市中央区琴平本町4番65-304号

破産者 米村由美子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第713号

熊本県下益城郡美里町土喰270番地1

破産者 西田美穂子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第716号

熊本市南区日吉1丁目6番4-101号 栗ノ内団地

破産者 沼田 清治

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第730号

熊本市東区戸島西5丁目2番1-505号 戸島団地1C-1

破産者 東 大地

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第765号

熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目17番1-202号 荒木ハイツ

破産者 鈴木 彩音

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第136号

宮崎県延岡市出北2丁目7番9-101号 パークサイドハウス

破産者 内倉 晃樹

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第193号

宮崎県日向市大字富高6435番地15

破産者 平八重正樹

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第197号

宮崎県日向市浜町2丁目115番地

破産者 安藤 美紀

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第200号

宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1492番地、前住所宮崎県東臼杵郡美郷町北郷字納間2545番地

破産者 松田 望

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第203号

宮崎県日向市大字日知屋16158番地1 ベルローズ103、前住所宮崎県日向市大字財光寺5598番地6

破産者 岩佐紗千代(旧姓松田・三島)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第2号

宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目7番地6 首藤アパート203

破産者 金丸 月美

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第3号

宮崎県延岡市平原町1丁目934番地3 第3ナジマヤビル122

破産者 黒木 由香

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第535号

鹿児島市谷山中央7丁目45番12号 もみじ荘102号

破産者 大脇 史也

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第439号

沖縄県那覇市古波蔵2丁目32番29-701号 てるやマンション

破産者 前里 良正

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第458号

沖縄県南城市佐敷字新開1番地315 県営新開団地1-404

破産者 仲田真由美(旧姓吉田・玉城)

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第478号

沖縄県那覇市壺屋1丁目1番10号 ドミトリー沖縄、住民票上の前住所沖縄県那覇市牧志3丁目6番41号 3階ステラリゾート

破産者 生田 英機

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第481号

沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次644番地4 外間団地4棟302号

破産者 大城 綾乃

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第62号

北海道滝川市花月町3丁目5番25号

破産者 伊藤暢晃

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和7年(フ)第2号

北海道檜山郡江差町字陣屋町220番地3

破産者 岩切 輝絵

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所江差支部

令和7年(フ)第1号

釧路市材木町18番13号

破産者 森 照子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第6号

釧路市鳥取大通8丁目5番8号 記田マンション

破産者 熊谷 浩幸

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和6年(フ)第105号

青森県五所川原市大字姥泡字船橋64番地27

破産者 佐藤 至代

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和6年(フ)第400号

盛岡市厨川5丁目2番41号

破産者 栗畑 文男

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第401号

盛岡市厨川5丁目2番41号

破産者 栗畑 政義

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第47号

仙台市青葉区鶯ヶ森1丁目8番13号

破産者 永澤 章

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第148号

宮城県大崎市古川李塚3丁目5番34号 スイートルピナス102号

破産者 藤本 法子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第1号

山形県最上郡最上町大字向町279番地の4、旧住所山形県東根市中央3丁目4番13-123号メゾン・ド・モアレ

破産者 伊東 恵美

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和6年(フ)第248号

福島県郡山市田村町徳定字下北田25番地の5 キャンパス21A 203号、前住所福島県郡山市田村町徳定字下北田25番地の3 キャンパス21 B106号

破産者 佐々木裕隆

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第45号

栃木県那須郡那須町大字蓑沢620番地2

破産者 五関 道男

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第1号

群馬県沼田市薄根町3602番地3 パストラル4号

破産者 近藤明日都

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和6年(フ)第1735号

千葉県市川市平田4丁目9番7号 (リーズンハイム101号)

破産者 篠原 幸江

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1894号

千葉県船橋市三咲3丁目8番15号

破産者 鈴木 康平

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第181号

千葉県四街道市下志津新田2524番地24 (メテオールA104)

破産者 関水 繁

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第45号

千葉県香取市貝塚1583番地1

破産者 山口 晴佳

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和6年(フ)第860号

川崎市宮前区馬絹4丁目12番18-2号 1F

破産者 水下 流星

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第910号

川崎市多摩区西生田5丁目11番13号 マ・ピエス西生田5 104、申立時の住所川崎市多摩区登戸418番地 オーチャード登戸 106

破産者 飯島 千尋

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第933号

(前住所) 東京都江戸川区南小岩6丁目19番1号

破産者 割石 保

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第949号

川崎市幸区小倉4丁目18番11号

破産者 野口沙也加

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第952号

川崎市宮前区菅生ヶ丘32番6-201号

破産者 黒田 秀三

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第976号

川崎市宮前区南野川2丁目58番6-304号

青木マンション

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第18号

川崎市中原区下小田中6丁目29番5号 下小田中ハイツ

破産者 澤畑清麻呂

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第80号

新潟県三条市猪子場新田922番地21

破産者 大谷 清香

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和6年(フ)第83号

新潟県燕市本町1丁目5番7号 エステートカワイ103号

破産者 山田 典子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和6年(フ)第188号

新潟市東区石山2丁目1番23号、開始決定時の住所新潟県長岡市宝5丁目6番地24

破産者 小林 正子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第213号

富山県中新川郡上市町郷柿沢316番地1

破産者 藤原隆太郎

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第222号

富山市下堀3番地1

破産者 中村 真一

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第5号

富山市西荒屋922番地 ヴィラ・アミティII 101号、開始決定時の住所富山市太郎丸西町1丁目17番地7

破産者 山口 大介

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第124号

岐阜県安八郡神戸町和泉20番地6、住民票上の住所岐阜県大垣市屋敷町329番地5
破産者 澤井 和幸

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和6年(フ)第125号

岐阜県安八郡神戸町和泉20番地6、住民票上の住所岐阜県大垣市屋敷町329番地5
破産者 澤井 恵

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和6年(フ)第339号

愛知県一宮市花池4丁目1番15号 コーポ大晴101号
破産者 木村志津子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第182号

滋賀県大津市朝日が丘1丁目12番3-203号、前住所三重県鈴鹿市南若松町380番地の2 SPACE・K BEACH 105(前々住所)京都府京都市北区大宮開町9番地の5
破産者 堀士 武宏

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和6年(フ)第108号

岡山県勝田郡勝央町美野83番地1
破産者 板坂美優羽

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和6年(フ)第401号

香川県さぬき市造田是弘1029番地25
破産者 谷原 智美

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第407号

香川県高松市扇町3丁目6番12号
破産者 野間 祐介

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第3号

香川県観音寺市本大町1106番地1
破産者 木村みちよ

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和6年(フ)第278号

高知市高須2丁目3番48号 グレーシア高須II-101
破産者 田邊 恵三

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第290号

高知市横浜西町51番3号 ユニハウス305号、旧住所高知市伊勢崎町15番14号
破産者 黒木 紀宏

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第307号

高知市薊野西町2丁目4番36号
破産者 岡林 香

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第2号

愛知県名古屋市中区比良4丁目369番地 すまいらくIV 102号、前住所佐賀県武雄市朝日町大字甘久230番地1 カーサ・フランB101号
破産者 北川 寛大

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第4号

熊本県八代市古閑中町1151番地2
破産者 吉田 大也

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第6号

熊本県八代市福正町724番地1(7)市村マンション
破産者 緒方 颯斗

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和6年(フ)第157号

宮崎県都城市金田町2662番地2 Kプレイスセンター
破産者 長沼竜一郎

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和6年(フ)第158号

宮崎県都城市金田町2662番地2 Kプレイスセンター
破産者 長沼江利子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第2号

宮崎県都城市高城町大井手2421番地2
破産者 伊島 成美

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第4号

宮崎県都城市若葉町56号8番地
破産者 吉村 典子

- 1 決定年月日 令和7年3月27日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

司法書士名簿登録等の公告

司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月10日 日本司法書士会連合会
登録

登録番号	氏名	登録番号	氏名
令和7年3月5日付			
札幌1067	田村 高志	札幌1068	小野寺静江
札幌1069	大西 大介	宮城 879	長沼 大作
東京9601	川口公三郎	東京9602	河口 亜矢
東京9603	本岡 俊次	東京9604	清水 輝
東京9605	太田 陽子	東京9606	近藤 直実
東京9607	登口亜矢子	東京9608	金 錦姫
東京9609	小川 太郎	東京9610	嘉山 幸子
東京9611	実方 歩	東京9612	千葉 隆敏
東京9614	柏木 佳奈	東京9615	齋藤 聖奈
東京9616	倉持 武	神奈川2764	青木 奎介
神奈川2765	鶴岡健太郎	神奈川2766	佐藤 由衣
神奈川2767	松本 秀信	神奈川2768	近藤 圭吾
群馬 664	眞庭ちはる	新潟 726	石山 德行
新潟 727	井上真千子	新潟 728	小田 悠平
愛知2463	加藤 真衣	大阪5376	赤壁 浩一
大阪5377	藤本 真奈	大阪5378	神崎 一露
大阪5379	上野 恭史	大阪5380	中村 元子
大阪5381	木本 優亮	大阪5382	森脇 悠輔
兵庫2400	増田 尚	兵庫2401	深川 達也
兵庫2402	伊勢野 真紀子	鳥取 288	佐々木公之
愛媛 696	山田 義一	熊本 844	入江 和男
熊本 845	川元 亜紀	沖縄 576	玉城 淳
令和7年3月19日付			
札幌1070	田中 喜崇	札幌1071	能正 貴文
宮城 880	藤原 啓二	岩手 420	伊藤 徳明
秋田 376	金子 達仁	東京9618	乙守 大樹
東京9619	落合 宏紀	東京9620	黒須 亜紀
東京9621	鎌田 将武	東京9622	山下 泰輝
東京9624	梅澤 高賢	東京9625	春日 誠
東京9626	阿部 夏子	東京9627	荻原 裕樹
東京9629	藤村 崇徳	神奈川2770	橋本智恵子
埼玉2114	関田 亘	埼玉2115	鈴木 智
埼玉2116	半澤 裕加	埼玉2117	奥村 疾風
埼玉2118	小松 聡哉	埼玉2119	石山 哲也
千葉1822	神崎 雅之	栃木 548	庄司 秀一

群馬 665 石原 啓司
 静岡1034 白井 千尋
 石川 473 竹原 博人
 富山 396 東保 成人
 大阪5387 和仁 政明
 大阪5389 西田 英司
 大阪5391 迫 仁美
 京都1411 西畑 一真
 京都1413 正木 昌未
 兵庫2406 高江洲和明
 奈良 539 池永 篤彦
 広島1240 中田百合恵
 広島1242 山本 貴之
 広島1244 上野 正登
 香川 400 平賀 淑恵
 福岡2216 所 美佳
 福岡2218 倉谷 博之
 宮崎 528 沖野 貴光
 沖縄 577 阿波連寛人
 登録の取消し
 令和7年1月17日付
 令和7年1月22日付
 山形 158 井上 勲
 令和7年1月29日付
 令和7年2月3日付
 令和7年2月6日付
 令和7年2月9日付
 令和7年2月11日付
 令和7年3月5日付
 宮城 835 山本 幸正
 東京7042 原田 詩朗
 神奈川1870花村 民夫
 神奈川2712高野清一郎
 令和7年3月19日付
 札幌 472 宗形 良光
 山形 131 伊藤 幸索
 岩手 378 村上 千里
 東京4872 山崎 健二
 神奈川1979井上 直樹
 神奈川2673丸山 直美
 埼玉2015 長友 幹光
 愛知 425 西田 幹夫
 岐阜 734 味藤 幸司
 石川 414 岩見 靖一

群馬 666 小林 俊介
 愛知2464 工藤 修揮
 石川 474 玉木 雄矢
 大阪5385 彌田 真澄
 大阪5388 森井 優子
 大阪5390 萱森 安未
 京都1410 伊藤 泰三
 京都1412 長谷川沙耶
 兵庫2404 島 靖生
 兵庫2407 林 祐介
 広島1239 中野 泰輔
 広島1241 柴田 誠子
 広島1243 今井 寛子
 広島1245 中川 大聖
 愛媛 697 松浦 彩実
 福岡2217 稲葉 義経
 鹿児島963 鶴狩 澄
 宮崎 529 飯塚 哲
 秋田 282 戸崎 正之
 新潟 271 杵淵 賢固
 千葉 442 鈴木 繁
 千葉 676 高橋 毅彦
 兵庫 996 高原 勉
 札幌 162 堂前 元良
 群馬 326 小暮 稔
 東京1189 田中 信行
 東京9082 秋田 奈穂
 神奈川12592福田 莉沙
 熊本 748 林田 信子
 宮城 624 渡辺 秀明
 岩手 127 似鳥 利治
 東京1168 佐々木正己
 東京4960 山下 昭子
 神奈川12543戸田 繁行
 埼玉1044 河合 浩
 千葉1747 道上 雅昭
 愛知2418 塩川 春香
 石川 395 四十洲一哉
 富山 282 黒田 保則

大阪 652 細川 幸男
 大阪1221 中川喜美子
 大阪4621 尾上 史賢
 京都 518 山田 健嗣
 兵庫1181 田村 昭子
 福岡 570 村山 壽人

大阪1153 結城 清一
 大阪1471 福井 善昭
 大阪4725 沼野 徹
 兵庫 540 原田 稔史
 香川 312 濱田 洋子

懲戒処分公告

長崎県弁護士会が令和6年5月23日付けでなし、同日に効力を生じた対象弁護士に対する戒告の懲戒処分について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記処分を変更して、下記のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第6号の規定により公告する。

記

- 1 処分を受けた弁護士氏名 石井 精二
登録番号 14935
事務所 長崎県長崎市賑町5-21
パークサイドトラヤビル401
崎陽合同法律事務所
- 2 処分の内容 業務停止1月
- 3 処分が効力を生じた年月日 令和7年3月18日

令和7年3月18日 日本弁護士連合会

裁決の公告

第一東京弁護士会が令和6年11月1日に告知した同会所属弁護士石寄信憲会員（登録番号16223）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和7年3月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は令和7年3月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。

令和7年3月18日 日本弁護士連合会

裁決の公告

長崎県弁護士会が令和6年5月23日に告知した同会所属弁護士石井精二会員（登録番号14935）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行

政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和7年3月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は令和7年3月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。

令和7年3月18日 日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が令和6年7月19日に告知した同会所属弁護士浦川祐輔会員（登録番号59443）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和7年3月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を却下する旨裁決し、この裁決は令和7年3月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。

令和7年3月19日 日本弁護士連合会

裁決の公告

第一東京弁護士会が令和6年9月3日に告知した同会所属弁護士伊藤尚会員（登録番号46882）に対する懲戒処分（業務停止2月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和7年3月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を1月間停止する旨裁決し、この裁決は令和7年3月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第3号の規定により公告する。

令和7年3月18日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年4月10日 宮崎県教育委員会

- 1 失効した免許状の氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
氏名 松下 勝利
本籍地 宮崎県

- (1) 幼稚園教諭一種免許状
宮崎県教育委員会、平成29年3月15日
平28幼一第65号

- (2) 小学校教諭一種免許状
宮崎県教育委員会、平成29年3月15日
平28小一第42号

- 2 失効年月日 令和7年3月28日
- 3 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別女性、身長155cm、体重30.6kg、年齢40歳代あるいはそれ以上と推定され、上衣には紺色ジャンパー、紺色コート、白色長袖シャツ、白色腹巻き、紺色長袖シャツ、左肩サポーター、ブラジャー、下衣には焦げ茶色ズボン、黒色タイツ、黒色パンツ、オムツ、靴下、サンダルを着用し、褒章、鍵、バッグ、ポーチ類、現金45,322円を所持

上記の者は、令和5年4月14日山梨県南都留郡富士河口湖町精進514番地の富岳風穴売店から北西方約850メートルの青木ヶ原樹海内で死亡しているところを発見されました。死因は不詳であり、死亡年月日は令和5年3月頃と推定されます。

以上の遺体は身元不明につき、火葬に付し遺骨は、富士河口湖町納骨堂に安置してありますので、お心当たりの方は、本町福祉推進課まで申し出てください。

令和7年4月10日

山梨県 富士河口湖町長 渡辺 英之

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性
上記の者は、令和7年3月2日午前9時45分、三重県四日市市内堀町地内塩浜大橋南端から東方約3メートル、北方約75メートル先内部川中州において、身元不明の男性遺体が発見されました。遺体は身元等、詳細不明のため当市にて火葬致しました。お心当たりの方は、当市健康福祉部保護課までお申し出ください。

令和7年4月10日

三重県 四日市市長 森 智広

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

札幌市中央区南一条東一丁目三番地

仙台北日本ビル管理株式会社
代表清算人 逸見 篤

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

北海道伊達市大町三番地五

有限会社きくちコンタクト
清算人 高松 敏子

解散公告

当社は、令和七年三月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

岩手県一関市大東町摺沢字街道下二三番地
株式会社宮本燃料店
代表清算人 宮本 久

解散公告

当社は、令和七年二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

宮城県塩竈市新浜町一丁目六番一
一号
有限会社ヤギコーポレーション
清算人 八木 幸介

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

宮城県名取市上余田字千刈田五四三番地の一

株式会社登米プライユ
代表清算人 武山 祐樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

山形県西村山郡西川町大字海味九一番地九

有限会社菅野金型
清算人 菅野善一郎

解散公告

当社は、令和七年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

福島県岩瀬郡天栄村大字大里字沢邸七九番地

有限会社大木製作所
清算人 大木 将直

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

栃木県下野市下古山字周防塚二三三三番地

セントラルグラスモジュール株式会社
代表清算人 末富 丞治

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

埼玉県行田市本丸二番五号

公益財団法人行田市中小企業退職金共済会
代表清算人 行田 邦子

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

埼玉県白岡市新白岡五丁目一番地二アルコ

有限会社ジェイ・ケー・シー
清算人 林 正子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

千葉県富里市御料六五四番地の四五

株式会社ヒラヤマホーム
代表清算人 平山 廣作

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都新宿区神楽坂六丁目三八番地

有限会社創学社
清算人 小山 秀人

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都北区赤羽南一丁目一番五号

株式会社ウエイスト・リサーチ
代表清算人 瓦葺 育子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都中央区新川二丁目一番五号

一般社団法人日本エアレスキュー促進協議会
代表清算人 中山 智夫

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都台東区千束二丁目二四番一〇一〇

一号ウィルローズ浅草
有限会社オーリン社
清算人 横林 龍子

解散公告

当法人は、令和七年三月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都新宿区新宿一丁目三〇番一〇号

NPO法人iTeachers Academy
清算人 小池 幸司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都渋谷区神宮前四丁目一八番九号ボ

ニール表参道三階
Meadow Pony合同会社
清算人 吉田 有輝

解散公告

当法人は、令和七年三月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号八〇三
一般社団法人日本ピアカウンセリングア
カデミー 代表清算人 大橋 稔

解散公告

当法人は、令和六年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都中央区銀座一丁目二〇番一
一般社団法人アセアン進出支援協会
代表清算人 石井 友二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都世田谷区経堂五丁目二〇番地七
CS広島鈴張合同会社
清算人 本間 理志

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番七号第二文
成ビル
一般財団法人日本地域開発センター
代表清算人 泉 浩二

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都千代田区内神田二丁目一 番六号
株式会社SwingBy
代表清算人 宇田川亮子

解散公告

当社は総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都大田区西蒲田四丁目一八番一八号小
根山ビルF
合同会社jesus products
清算人 木崎 欽矢

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都新宿区市谷田町三丁目八番地市ヶ谷
科学技術イノベーションセンタービル二階
アントレラポ株式会社
代表清算人 姜 理恵

解散公告

当社は、令和七年三月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都東久留米市前沢三丁目一五番一〇号
フィノ・ソリューションズ合同会社
清算人 鈴木 義雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都千代田区神田和泉町一番地六一一六
ヤマビル四〇五
株式会社レッドプロダクション
代表清算人 梅田 拓巳

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都千代田区神田須田町二丁目二三番一
号
特定非営利活動法人エコ・ワクチン協力会
清算人 永敷 弘之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都千代田区神田小川町二一
一般社団法人デジタル高等教育機構
代表清算人 廣田 章光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都西東京市東伏見五丁目四番五号
氷階陽光株式会社
代表清算人 李 美栄

令和七年四月十日

東京都江東区大島二丁目一三番二号
有限会社杉崎縫製
清算人 川村 文重

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都渋谷区恵比寿二丁目二八番一〇号
秀ビル二二七六
株式会社ダイナシステムソース
代表清算人 蒔田奈穂美

解散公告

当社は、令和七年三月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都台東区三筋一丁目一五番七号CON
MOTOMIKUNI二〇一
合同会社MSK
代表清算人 藤宮 美咲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都品川区大崎一丁目一九番一三号一
九〇一
株式会社裕祐貿易
代表清算人 中山 昭仁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都千代田区紀尾井町三番一三
株式会社ジャパンコンテンツファクトリー
代表清算人 宗田 昭彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
東京都新宿区西新宿七丁目一番七号
有限会社庭園グリーンサービス
清算人 深澤 克友

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
東京都港区六本木六丁目一〇番一六号六本木ヒルズ森タワー133階 株式会社JAVE
代表清算人 牧野 二郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
東京都中央区佃二丁目二番一―二二〇五号 Art Asset management株式会社
代表清算人 谷口 恵恒

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアイーストタワー四階
株式会社イブセラ
代表清算人 玉谷 卓也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
横浜市青葉区すみよし台二番地二五
一般社団法人森田ピアスクエア
代表清算人 竹林 耕司

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
横浜市中央区千歳町一番地二横浜Tビル六
代表清算人 嶋崎 大輔

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石戊八二番地
有限会社信越清掃社
清算人 久保田 司

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
静岡県榛原郡川根本町久野脇六五五番地の六六
株式会社友田組
代表清算人 友田 宏義

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日
静岡県駿東郡長泉町下土狩二九八番地
有限会社ヤマダ時計店
清算人 山田 豊

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
愛知県名古屋市中区熱田区切戸町三丁目七番地の一藤和シティホームズ日比野五〇一
有限会社ワイディーオー
清算人 山口 晃一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
三重県多気郡多気町仁田七三七番地五
株式会社エムティエイ
代表清算人 中川 健児

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
大阪府豊中市上新田一―二四B―三二一
株式会社MOSテクノコトポリシオン
代表清算人 松原 平和

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
大阪府寝屋川市木田元宮一丁目一番三三三号
株式会社ニッポンリターダシステム
代表清算人 蒲地 猛

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
大阪府貝塚市半田四六―二
合同会社どまたく
清算人 堂馬 拓也

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年二月二十八日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
大阪府生野区田島三丁目四番二号
株式会社大阪紙工業所
代表清算人 間 千景

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後一五七番地
有限会社サカイ
清算人 酒井 義人

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
島根県安来市飯島町二三三番地五
有限会社松原商会
清算人 松原 覚

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十日
島根県安来市飯島町二三三番地五
有限会社松原商会
清算人 松原 覚

解散公告

当社は、令和七年三月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

岡山県岡山市北区駅前町一八一一 岡山
新光ビル五F
NLINE株式会社
代表清算人 苗加 孝明

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

広島県尾道市因島田熊町一〇二五番地三
株式会社アコービレ
代表清算人 小江 章

解散公告

当法人は、令和七年三月十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

広島市安佐南区緑井七丁目八番三号
NPO法人BUKATSU
清算人 島本 智之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

広島市中区基町一三番一三号広島基町NS
ビル六階
特定非営利活動法人空家対策専門家協議会
清算人 岡野 浩巳

解散公告

当社は、令和七年三月十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

長崎県対馬市上対馬町浜久須四三番地一
有限会社坂田総合設備
清算人 坂田 始

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

沖縄県島尻郡南風原町字神里五四三番地五
沖縄丸仲株式会社
代表清算人 喜納 正和

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

大阪市淀川区十三東五丁目一番五四アリス
ト十三管理事務室
アリスト十三管理組合法人
清算人 前背戸公明

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の臨時組合員総会の決議により解散致しましたので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥致します。

令和七年四月十日

兵庫県丹波篠山市後川上七番地
農事組合法人後川特産物加工組合
清算人 倉 敏司

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年七月十四日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により令和七年三月十七日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

兵庫県西宮市大森町一四番一五号
医療法人社団みやうち内科クリニク
清算人 宮内 孝浩

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年十月二十六日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年三月二十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

福岡県福岡市博多区住吉五丁目二五番八号
医療法人はらだ形成外科皮膚クリニック
清算人 原田 和朋

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の臨時組合員総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

沖縄県国頭郡本部町字東一六三番地
農事組合法人西平畜産
清算人 西平 賀盛

解散公告(第二回)

当法人は、福島地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

福島県伊達郡桑折町大字方正寺字古釈迎堂
二四番地
清算人 弁護士 大河内敬子
連絡先 福島県福島市北五老内町一番三三
福島法曹ビル三〇五号菅野浩司法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月二十六日開催の理事会の決議及び令和七年三月十七日に栃木県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

栃木県大田原市本町一丁目二八〇五番地三号
職業訓練法人大田原地域職業訓練セ
ンター管理公社
清算人 相馬 憲一

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年九月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

埼玉県草加市金明町六六五番一〇
医療法人山本歯科
清算人 山本 英夫

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月十三日に認証書が到達し解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

埼玉県八潮市鶴ヶ曾根六二五番地
宗教法人御嶽山大教
清算人 清水 忠一

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年九月二十三日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都東村山市恩多町一丁目四〇番地三
医療法人社団エパークリーン会
清算人 井上久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区大塚五丁目一七〇番地、最後の住所東京都町田市玉川学園一丁目一七番地...

令和七年四月十日 事務所東京都府中市寿町二丁目三番地のレールサイド寿二階 大蔵法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区庚台一八番地、最後の住所神奈川県横浜市磯子区森一丁目七番三一九〇七号...

令和七年四月十日 神奈川県横浜市南区日本大通一横浜情報センター一階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市西区久保町二五三番地、最後の住所神奈川県横浜市西区浅間台六番地...

令和七年四月十日 横浜市中央区本町四丁目四三番地 ACE馬車道三階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区浦舟町二丁目二三番地、最後の住所神奈川県横浜市南区白妙町二丁目八番地...

令和七年四月十日 横浜市中央区本町四丁目四三番地 ACE馬車道三階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県伊那市境二一六番地六、最後の住所本籍に同じ...

令和七年四月十日 長野県駒ヶ根市中央一六一一七 興進ビル

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県清須市清洲二六六七番地、最後の住所愛知県清須市清洲二六五六番地四...

令和七年四月十日 名古屋市中区錦一丁目四番六号 大樹生命

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市忠興二丁目一二番地一二、最後の住所本籍に同じ...

令和七年四月十日 愛知県豊橋市駅前大通一丁目二七番一号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県天理市丹波市町三三五番地一、最後の住所京都府木津川市相楽台八丁目一番地...

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市飯南町向粥見二八三番地、最後の住所三重県松阪市飯南町向粥見二五四番地二...

令和七年四月十日 三重県津市丸之内三三番二六号 三重合同法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市土居原町二七番地二、最後の住所京都市上京区竹屋町通千本東入主税町一〇八六番地...

令和七年四月十日 京都市中京区河原町二条北東角

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市宇京口四九番地、最後の住所京都府舞鶴市宇行永二四一〇番地...

令和七年四月十日 京都府舞鶴市宇南田辺四三番地一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県天理市丹波市町三三五番地一、最後の住所京都府木津川市相楽台八丁目一番地...

令和七年四月十日 京都市中京区麩屋町通二条上る布袋屋町五〇五

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区王子町一丁目一四番地、最後の住所大阪府大阪市阿倍野区王子町一丁目一一番九号...

令和七年四月十日 大阪府大阪市北区西天満五丁目九番三号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市菊水通二丁目四一四番七号、最後の住所大阪府守口市菊水通二丁目四一四番七号...

令和七年四月十日 大阪府中央区淡路町一丁目六番九号堺筋サテライトビル八階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県天理市丹波市町三三五番地一、最後の住所京都府木津川市相楽台八丁目一番地...

Table with financial data: 第20期決算公告, 貸借対照表の要旨. Columns include 科目, 金額(百万円), and 債権・純資産合計.

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市東区二葉の里一丁目六番一―一―二住所広島市東区二葉の里一丁目六番一―一―二〇一―号 被相続人 亡 一橋 裕史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月十日 神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階 弁護士法人東町法律事務所 弁護士 羽柴 研吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区西落合四丁目一番、最後の住所神戸市須磨区西落合四丁目一番二二―三〇二号 被相続人 亡 東 亨飛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月十日 神戸市中央区八幡通三丁目二―五―N東洋ビル五〇一号室アトム神戸法律事務所 相続財産清算人 弁護士 濱手 亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭市社一九九八番地、最後の住所兵庫県姫路市上大野二丁目六番一〇号 被相続人 亡 景山 伸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月十日 兵庫県姫路市三左衛門堀西の町一―三―三番地 相続財産清算人 弁護士 中野 二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市東区瀬戸町瀬戸三〇〇番地、最後の住所岡山県瀬戸内市長船町服部六三―番地三 被相続人 亡 松嶋 康行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月十日 事務所岡山市北区蕃山町七番一号二〇一 相続財産清算人 弁護士 小田 弘昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市児島田の口二〇四八番地、最後の住所岡山県倉敷市児島小川九丁目一番四六号介護老人保健施設老健いこいの家 被相続人 亡 石井 寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月十日 岡山市北区富田町二丁目一―三―番一五号吉沢ビル二階 相続財産清算人 弁護士 岡原 洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県綾歌郡綾川町山田下一八七四番地、最後の住所香川県綾歌郡綾川町山田下一八七六番地二 被相続人 亡 吉田 雅直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月十日 香川県高松市内町一―一―六 井元ビル三階 重哲郎法律事務所 相続財産清算人 弁護士 重 哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西予市野村町小松一〇九番地、最後の住所愛媛県大洲市東大洲五番地大洲中央病院 被相続人 亡 山崎二三生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月十日 愛媛県大洲市中村一九五番地一 相続財産管理人 弁護士 兵頭 毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市田村乙五九四番地一、最後の住所高知県南国市岡豊町小籠三五九番地一 清風園 被相続人 亡 三宮 通代

令和七年四月十日 事務所高知市新本町一丁目一四番九号 相続財産清算人 司法書士 三谷 浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷七九八番地一、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 田中 徳次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月十日 福岡県北九州市小倉南区富士見二丁目一五番二号 相続財産清算人 司法書士 成田 達寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市高岡町小山田二八二八番地、最後の住所宮崎県宮崎市高岡町小山田二七七七番地 被相続人 亡 西 昭廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月十日 宮崎県宮崎市橘通東二丁目九番一四号トライスター本町通りビル四〇五号 相続財産清算人 弁護士 速水 涉

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。 一 不在者 平林 之範

従来の住所 福島県福島市笹谷字道場六番地の一 エトワールK B号棟二〇二

生年月日 昭和五十六年七月十七日 供託所 福島地方方法務局

供託番号 令和六年度金第三七七号 供託金額 六四二、四九七円

裁判所 福島家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件 七 事件番号 平成二十九年(家)第七〇四九号 令和七年四月十日 福島県福島市松木町一〇番一九号 弁護士 法人新開法律事務所 不在者財産管理人 弁護士 新開 文雄

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。 一 不在者 榎本 欽一

住所 米国 以下不詳 生年月日 昭和三十一年二月二十日 供託所 東京法務局

供託番号 令和六年度金第五一八三三三三 供託金額 九五九万〇五七九円

裁判所 東京家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件 七 事件番号 令和五年(家)第七二一三三三三 令和七年四月十日 事務所東京都新宿区市谷本村町二番一―号 外濠スカイビル五階 四谷外濠法律事務所 不在者財産管理人 弁護士 小川 宏

第66期決算公告

令和7年4月10日 東京都港区港南1丁目2番70号 アークムビジネスジャパン株式会社 代表取締役 長坂 良太(単位:百万円)

Table with 2 main columns: 資産の部 (Assets) and 負債及び資本の部 (Liabilities and Equity). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 資本, etc. Total assets and liabilities/equity are both 33,207 million yen.

※ 上記は、国際会計基準(IFRS)により作成しております。

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

- 一 不在者 今村 豊文
住所 大阪府堺市東区大美野一三五番地五
大和マンション三F六号
生年月日 昭和三十年十一月十三日
供託所 大阪法務局堺支局
供託番号 令和六年度金第九〇一号
供託金額 一、七一一、四一三円
裁判所 大阪家庭裁判所堺支部
事件名 不在者財産管理人選任申立事件
事件番号 令和四年(家)第四二二二号
令和七年四月十日
大阪府大阪市北区天神橋二丁目三番八号
MF南森ビル四階 曾我部法律事務所
不在者財産管理人 弁護士 曾我部晋太

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

- 一 不在者 桐野 誠
最後の住所 宮崎県児湯郡新富町大字上富田七四八三番地一石田巖様方
生年月日 昭和二十七年七月十四日
供託所 宮崎地方法務局
供託番号 令和六年度金第一二二八号
供託金額 三九六、八九〇円
裁判所 宮崎家庭裁判所
事件名 不在者財産管理人選任申立事件
事件番号 令和六年(家)第四〇三三三号
令和七年四月十日
鹿児島県霧島市国分清水一丁目六番九号
不在者財産管理人 野間 修二

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

- 一 被相続人 岩田 充代
最後の住所 東京都文京区千石四丁目二二番三三三号
生年月日 昭和十五年四月十日
死亡年月日 令和六年五月二十七日
供託所 東京法務局
供託番号 令和六年度金第五〇二六二二号

供託金額 三三三六万四四七六円

四 裁判所 東京家庭裁判所
五 事件名 相続財産管理人選任申立事件
六 事件番号 令和六年(家)第六八二四号
令和七年四月十日

東京都千代田区麹町四丁目四番地五麹町シャインビル八〇三号EMパートナーズ法律事務所
相続財産管理人 遠藤 治
相続財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

- 一 被相続人 内山 昭夫
最後の住所 東京都西多摩郡檜原村五六五〇番地八
生年月日 昭和十八年十一月四日
死亡年月日 令和五年八月十一日
供託所 東京法務局八王子支局
供託番号 令和六年度金第一七二三号
供託金額 一、一五五、四九円
裁判所 東京家庭裁判所立川支部
事件名 相続財産管理人選任申立事件
事件番号 令和六年(家)第九〇六一七号
令和七年四月十日
東京都三鷹市下連雀三丁目四二番一五号
フアシーネ三鷹ハイライズ六〇一 プリズム法律事務所
相続財産管理人 弁護士 菊地憲太郎

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を北海道知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

令和七年四月十日
左記代理人 北海道家畜商業協同組合連合会
会長 松山 幸雄

住所、氏名 北海道足寄郡足寄町上足寄二八四番地の八、川上 隆一

住所、氏名 北海道中川郡豊頃町二宮三三八番地の八、勝己

住所、氏名 北海道中川郡本別町仙美里一八三番地五、本寺 勝弘

住所、氏名 北海道河東郡上士幌町上士幌東一線二二五番地、加藤 勝雄

住所、氏名 北海道河東郡士幌町上音東西四線二四四番地、木幡 利則

住所、氏名 北海道帯広市大通三十三丁目五番地、長内 孝明

住所、氏名 北海道河東郡士幌町上音東西二線二三五番地七、辻本 喜弘

住所、氏名 北海道河西部中札内村西一条南二丁目一、道見 幸子

住所、氏名 北海道河西部中札内村東戸島東四線五六〇番地一、佐伯 幸一

住所、氏名 北海道河東郡士幌町上音東西一線二二九番地、辻本 昌広

住所、氏名 北海道河東郡士幌町下居辺南三線九二番地、篠原 安夫

住所、氏名 北海道河東郡士幌町上音東西三線二二三番地、奥秋 博己

住所、氏名 北海道広尾郡大樹町寿通三丁目一、岩岡 昇

住所、氏名 北海道中川郡幕別町字弘和二六五番地、一條 豊

住所、氏名 北海道中川郡池田町字千代田八二七番地の六三、富松優一郎

住所、氏名 北海道河西部更別村字上更別南十五線七五番地四、藤谷 美和

住所、氏名 北海道広尾郡大樹町字尾田七五番地、佐藤 勉

住所、氏名 北海道中川郡幕別町字栄二八一番地、大山 育子

住所、氏名 北海道河東郡鹿追町柏ヶ丘二〇番地九、林 和弘

住所、氏名 北海道河西部芽室町伏美十三線三七番地、石川 美夫

住所、氏名 北海道中川郡本別町押帯三五一一五、加藤 優介

住所、氏名 北海道中川郡本別町美里別一一三番地一七、井出 重利
右記の者取戻し保証金の額 各二万円也

第37期決算公告 令和7年4月10日
株式会社JDN
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)
Table with columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第22期決算公告 令和7年4月10日
株式会社丹青ヒューマネット
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)
Table with columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第41期決算公告 令和7年4月10日
株式会社丹青研究所
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)
Table with columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第13期決算公告 令和7年4月10日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目26番8号
株式会社Showcase Gig
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	1,199,146
	固定資産	4,890
	資産合計	1,204,036
負債純資産及びのび部	流動負債	332,953
	固定負債	300,000
	株主資本	571,082
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	2,435,539
	利益剰余金	1,935,573
	その他利益剰余金	499,966
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	△1,874,456
	新株予約権	△1,874,456
		(33,252)
	0	
	合計	1,204,036

第45期決算公告 令和7年3月17日
東京都港区六本木五丁目17番1号
株式会社アクシス
代表取締役 朝香 信雄
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	1,700,196
	固定資産	353,776
	資産合計	2,053,972
負債純資産及びのび部	流動負債	715,837
	引当金	(41,493)
	固定負債	678,069
	引当金	(586,855)
	株主資本	660,065
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	260,065
	利益剰余金	26,600
	その他利益剰余金	233,465
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	(21,353)
	合計	2,053,972

第9期決算公告 令和7年4月10日
東京都千代田区四番町6番地
東急番町ビル9階
ポッシュサービスソリューションズ株式会社
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	157,636
	固定資産	2,118
	資産合計	159,755
負債純資産及びのび部	流動負債	71,064
	引当金	0
	株主資本	88,691
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	38,691
	その他利益剰余金	38,691
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(29,394)
		負債・純資産合計

第4期決算公告 令和7年4月10日
東京都中央区日本橋小網町8番6号
株式会社Epsilon Medical
代表取締役 松丸 祐司
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	379,299
	固定資産	11,492
	資産合計	390,792
負債純資産及びのび部	流動負債	28,762
	株主資本	361,695
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	709,550
	利益剰余金	709,550
	その他利益剰余金	△447,854
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△447,854
	新株予約権	(160,303)
		334
		負債・純資産合計

第13期決算公告 令和6年9月27日
東京都港区芝大門2丁目7番1号
株式会社コアジェニック
代表取締役 黒田 努
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	7,475
	固定資産	32,037
	資産合計	41,992
負債純資産及びのび部	流動負債	4,743
	株主資本	31,645
	資本剰余金	5,603
	資本準備金	15,150
	利益剰余金	16,500
	その他利益剰余金	16,500
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△26,046
		△26,046
		(366)
		負債・純資産合計

第3期決算公告 令和7年4月10日
東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン26階
Disciplina Japan株式会社
代表取締役 ウエイ・シー・ユース・チェン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	7,061,521
	固定資産	1,549,701
	資産合計	8,611,222
負債純資産及びのび部	流動負債	2,418,293
	株主資本	6,192,929
	資本剰余金	2,500,000
	資本準備金	2,500,000
	利益剰余金	2,500,000
	その他利益剰余金	1,192,929
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	1,192,929
		(254,790)
		負債・純資産合計

第28期決算公告 令和7年4月10日
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社イースト
代表取締役 長島 秀晃
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	2,887,487
	固定資産	1,178,293
	資産合計	4,065,781
負債純資産及びのび部	流動負債	2,377,515
	株主資本	573,838
	資本剰余金	1,114,427
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	1,097,427
	その他利益剰余金	1,097,427
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(206,873)
	自己株式	△3,000
		合計

第9期決算公告 令和7年4月10日
東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号
Foscarini Japan株式会社
代表取締役 カルロ・ウルピナティ
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	322,520
	固定資産	1,635
	資産合計	324,155
負債純資産及びのび部	流動負債	163,127
	引当金	1,000
	固定負債	128,809
	株主資本	32,219
	資本剰余金	5,005
	資本準備金	4,995
	利益剰余金	4,995
	その他利益剰余金	22,219
	その他利益剰余金(当期純利益)	22,219
		(15,863)
	合計	324,155

第1期決算公告
令和7年4月10日
東京都多摩市落合一丁目34番地
一般社団法人Generative AI Japan
代表理事 宮田 裕章
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(円)
資産の産部	流動資産	13,719,015
	固定資産	—
	資産合計	13,719,015
負債純資産及びのび部	流動負債	1,494,845
	固定負債	—
	負債合計	1,494,845
	基指一般純資産	—
	純資産合計	12,224,170
	合計	13,719,015

第78期決算公告
令和7年3月18日
愛知県豊田市阿野町地下30番地
エーエスペースイト株式会社
代表取締役社長 大垣 敦
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資産の産部	流動資産	9,741
	固定資産	4,465
	資産合計	14,206
負債純資産及びのび部	流動負債	7,769
	固定負債	416
	株主資本	6,020
	資本剰余金	80
	資本準備金	280
	利益剰余金	5,660
	その他利益剰余金	20
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	5,640
		(731)
		合計

第24期決算公告
令和7年4月10日
名古屋市千種区振甫町二丁目60番地の2
株式会社ジャパンフーズ
代表取締役 中見 英昭
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	185,150
	固定資産	21
	資産合計	185,171
負債純資産及びのび部	流動負債	71,195
	株主資本	113,975
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	103,975
	利益剰余金	1,950
	その他利益剰余金	102,025
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(19,258)
		合計

第32期決算公告 令和7年3月24日
静岡県浜松市中央区領家二丁目25番7号
株式会社ハモンド・スズキ
代表取締役 鈴木 禮子
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	94,021
	固定資産	225
	資産合計	94,246
負債純資産及びのび部	流動負債	12,120
	固定負債	12,713
	株主資本	69,413
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	59,413
	利益剰余金	700
	その他利益剰余金	58,713
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(11,772)
		負債・純資産合計

第18期決算公告

令和7年4月10日

大阪市北区芝田二丁目8番10号
株式会社大宝フーズ
代表取締役 中見 英昭

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第24期決算公告

令和7年4月10日

大阪市北区芝田二丁目8番10号
株式会社ジャパンフーズ大阪
代表取締役 中見 英昭
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第49期決算公告

令和7年4月10日

愛知県岡崎市大和町字荒田85番地1
栄光株式会社
代表取締役 野田陽太郎
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第46期決算公告

令和7年4月10日

愛媛県西条市今在家1501番地
住重アテックス株式会社
代表取締役 権田 勲

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(百万円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第42期決算公告

令和7年3月28日

愛媛県松山市道後多幸町7番26号
株式会社四国道後館
代表取締役 越智 努
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第69期決算公告

令和7年3月14日

山口県防府市勝間二丁目1番6号
王子ゴム化成株式会社
代表取締役 宮森 康行
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第13期決算公告

令和7年4月10日

福岡市中央区赤坂一丁目6番15号
日新ビル4F
AUTHENTIC JAPAN株式会社
代表取締役 久我 一総

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第8期決算公告

令和7年3月19日

福岡市中央区春吉三丁目13番1号
ワンファイブホテルズ株式会社
代表取締役会長兼社長 石原 実
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第24期決算公告

令和7年4月10日

福岡県那珂川市今光五丁目14番1号
株式会社ジャパンフーズ福岡
代表取締役 中見 英昭

貸借対照表の要旨

Table with 3 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

令和6年度決算公告

令和7年4月10日

東京都港区西新橋1丁目15-4
一般社団法人日本女子プロゴルフ協会
代表理事 折原 浩美

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第12期決算公告

令和7年4月10日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
東京共同会計事務所内
一般社団法人さくらインベストメンツ
代表理事 本郷 雅和

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:円)

Table with 3 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第29期決算公告

令和7年4月10日

大分県大分市都町三丁目2番24号
株式会社ヤクシンプラス
代表取締役 薬真寺哲也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第37期決算公告

令和7年3月13日
茨城県古河市水海2390-9
ミドリ安全古河株式会社
代表取締役 賀来 良治
貸借対照表の要旨(令和6年12月20日現在)(単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第37期決算公告

令和7年3月13日
茨城県日立市多賀町5丁目16番3号
ミドリ安全茨城株式会社
代表取締役 賀来 良治
貸借対照表の要旨(令和6年12月20日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第37期決算公告

令和7年3月13日
茨城県つくば市下広岡1055-543
ミドリ安全筑波株式会社
代表取締役 賀来 良治
貸借対照表の要旨(令和6年12月20日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第53期決算公告

令和7年2月27日
東京都新宿区新宿三丁目3番9号
アイタックインターナショナルジャパン株式会社
代表取締役 内木 仁
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第34期決算公告

令和7年2月27日
東京都大田区南蒲田二丁目16番2号
株式会社ユー・エス・イー
代表取締役 石澤 英史
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第4期決算公告

令和7年4月10日
千葉県船橋市浜町二丁目6番25号三井不動産ロジスティクスパーク船橋II 2階
株式会社BuySell Link
代表取締役 辻 良和
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第43期決算公告

令和7年4月10日
東京都千代田区紀尾井町4番1号
濱野皮革工藝株式会社
代表取締役 土屋 好子
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第3期決算公告

令和7年4月10日
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスビル
サンフォード・C・
パンスタイン株式会社
代表取締役
マイケル・ウェイド・パーカー
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第25期決算公告

令和7年3月17日
東京都港区芝二丁目27番8号
日本スーパーマップ株式会社
代表取締役社長 林 秋博
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第12期決算公告

令和7年4月10日
東京都渋谷区代々木一丁目11番2号
株式会社トクタ
代表取締役 中村 仁
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第24期決算公告

令和7年4月10日
東京都小平市小川東町三丁目1番1号
ブリチストンモーターサイクルタイヤ株式会社
代表取締役社長 佐藤 潤
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部. Includes note: (注) 当期純利益 54,033千円

第5期決算公告

令和7年4月10日
東京都新宿区四谷1丁目14番地1
株式会社iXgene
代表取締役CEO 古川 俊治
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第34期決算公告 令和7年4月10日
 東京都港区赤坂九丁目7番1号
クレアシオン・キャピタル株式会社
 代表取締役 細谷 耕一
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	5,402,946
	固定資産	612,886
	合計	6,015,832
負債資産及びのび部	流動負債	5,165,205
	固定負債	989
	株主資本	849,638
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	749,638
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	724,638
合計	6,015,832	

第22期決算公告
 令和7年4月10日
 東京都江東区新砂一丁目3番3号
株式会社TAK-QS
 代表取締役社長 宮下 義英
貸借対照表の要旨
 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	1,645,429
	固定資産	135,128
	合計	1,780,557
負債資産及びのび部	流動負債	365,569
	固定負債	1,414,988
	株主資本	50,000
	資本剰余金	1,364,988
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,352,488
	合計	1,780,557

第10期決算公告 令和7年3月18日
 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
 新宿住友ビル48階
株式会社いえらぶパートナーズ
 代表取締役 田代 望
貸借対照表の要旨(令和6年12月25日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	2,365,025
	固定資産	518,556
	合計	2,883,581
負債資産及びのび部	流動負債	1,705,925
	固定負債	(57,000)
	株主資本	(10,604)
	資本剰余金	122,020
	利益剰余金	1,055,636
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	955,636
合計	2,883,581	

第15期決算公告
 令和7年4月10日
 東京都港区新橋二丁目19番4号
 SNTビル
グレンゲス・ジャパン株式会社
 代表取締役 種岡 瑞穂
貸借対照表の要旨
 (令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	49,372,012
	固定資産	5,477,106
	合計	54,849,118
負債資産及びのび部	流動負債	4,457,289
	固定負債	50,391,829
	株主資本	52,000,000
	資本剰余金	△1,608,171
	利益剰余金	△1,608,171
	その他利益剰余金	(3,716,684)
	合計	54,849,118

第7期決算公告
 令和7年4月10日
 東京都中央区日本橋本町二丁目3番11号
Medrio Japan株式会社
 代表取締役 エド・グールド
貸借対照表の要旨
 (令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	1,042,314
	固定資産	
	合計	1,042,314
負債資産及びのび部	流動負債	0
	固定負債	24,146,041
	株主資本	△23,103,727
	資本剰余金	100
	利益剰余金	△23,103,827
	その他利益剰余金	△23,103,827
	合計	1,042,314

第2期決算公告 令和7年4月10日
 東京都港区赤坂九丁目7番1号
クレアシオン・アセットマネジメント株式会社
 代表取締役 池田 俊朗
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	221,715
	固定資産	1,493
	合計	223,208
負債資産及びのび部	流動負債	122,838
	固定負債	100,377
	株主資本	100,000
	資本剰余金	377
	利益剰余金	377
	その他利益剰余金	(1,469)
	合計	223,208

第17期決算公告
 令和7年3月27日
 神奈川県川崎市川崎区扇町5番1号
株式会社
レソナック・ヴェルサムマテリアルズ
 代表取締役 大原 義典
貸借対照表の要旨
 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	371,303
	固定資産	703,692
	合計	1,074,995
負債資産及びのび部	流動負債	256,104
	固定負債	518,567
	株主資本	300,324
	資本剰余金	300,000
	利益剰余金	324
	利益準備金	324
	その他利益剰余金	(305)
合計	1,074,995	

第9期決算公告 令和7年4月10日
 東京都千代田区神田松永町19番地
株式会社フォーナイン
 代表取締役 今井 亮一
貸借対照表の要旨
 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	1,479,427
	固定資産	229,444
	合計	1,708,871
負債資産及びのび部	流動負債	653,570
	固定負債	90,294
	株主資本	965,006
	資本剰余金	40,000
	利益剰余金	925,006
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	915,006
合計	1,708,871	

第17期決算公告
 令和7年4月10日
 東京都港区芝公園一丁目7番6号
株式会社タイムレス
 代表取締役社長 馬場 浩太
貸借対照表の要旨
 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	4,717,158
	固定資産	805,541
	合計	5,522,700
負債資産及びのび部	流動負債	1,201,103
	固定負債	127,798
	株主資本	4,193,798
	資本剰余金	5,000
	利益剰余金	4,188,798
	利益準備金	4,188,798
	その他利益剰余金	(1,339,709)
合計	5,522,700	

第9期決算公告
 令和7年3月28日
 東京都港区赤坂一丁目11番44号
株式会社N o. ホールディングス
 代表取締役 川名 泰生
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	2,308,305	流動負債	1,678,797		
固定資産	356,505	固定負債	267,253		
		株主資本	688,989		
		資本剰余金	45,000		
		資本準備金	1,050		
		利益剰余金	1,050		
		利益準備金	702,939		
		その他利益剰余金	2,782		
		自己株式	700,157		
		新株予約権	(193,591)		
			△60,000		
			29,770		
資産合計	2,664,810	負債・純資産合計	2,664,810		

第41期決算公告
 令和7年4月10日
 東京都墨田区横川1丁目17番7号
ジェイティ物流株式会社
 代表取締役社長 本城 秀規
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,003	流動負債	1,240
固定資産	337	固定負債	290
有形固定資産	129	負債合計	1,530
無形固定資産	102	株主資本	6,810
投資その他の資産	106	資本剰余金	207
		利益剰余金	6,603
		利益準備金	51
		その他利益剰余金	6,551
		その他利益剰余金	(94)
		純資産合計	6,810
資産合計	8,340	負債・純資産合計	8,340

第47期決算公告

2025年4月10日

東京都港区港南一丁目6番41号

株式会社丹青ビジネス

代表取締役社長 小倉 尚信

貸借対照表の要旨 (2025年1月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, etc.

第71期決算公告

令和7年3月24日

静岡県浜松市中央区領家二丁目25番7号

株式会社鈴木楽器製作所

代表取締役 鈴木 禮子

貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, etc.

第61期決算公告

2025年4月10日

東京都台東区東上野5-1-5

株式会社丹青TDC

代表取締役社長 中島 実

貸借対照表の要旨 (2025年1月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, etc.

第62期決算公告

令和7年4月10日

東京都千代田区紀尾井町4番1号

株式会社クエアリア

代表取締役 竹田 俊之

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, etc.

第21期決算公告

令和7年4月10日

東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター

Plus500JP証券株式会社

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債及び純資産の部, 株主資本, 利益剰余金, etc.

第28期決算公告

2025年3月28日

東京都港区六本木六丁目10番1号

ビーピー・ジャパン株式会社

代表取締役 岡田 正毅

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債及び純資産の部, 株主資本, 利益剰余金, etc.

第55期決算公告

令和7年4月10日

三重県津市一志町小山556番地

エンテックプロセッシング株式会社

代表取締役 松波 泰三

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債及び純資産の部, 株主資本, 利益剰余金, etc.

第5期決算公告

令和7年3月28日

愛知県小牧市郷西町155番地

北斗株式会社

代表取締役 奈良 尊

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債及び純資産の部, 株主資本, 利益剰余金, etc.

第8期決算公告

令和7年4月10日
神奈川県横浜市西区北幸二丁目7番10号高見澤ビルディング8階

株式会社むすび

代表取締役 伊藤 和人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (Category) and 金額(千円) (Amount in 1000 Yen). Rows include 資産部 (Assets) and 負債及び純資産部 (Liabilities and Equity).

第19期決算公告

令和7年4月10日

東京都中央区銀座一丁目6番11号

ホワイトベース特定目的会社

取締役 中村 武

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目 (Category), 金額 (Amount), 科目 (Category), 金額 (Amount). Rows include 特定資産 (Specified Assets), 流動資産 (Current Assets), 固定資産 (Fixed Assets), 負債 (Liabilities), and 純資産 (Equity).

損益計算書の要旨

(自 令和6年7月1日)

Table with 3 columns: 科目 (Category), 金額 (Amount). Rows include 営業収益 (Operating Revenue), 営業費用 (Operating Expenses), 営業外収益 (Non-operating Revenue), and 当期純利益 (Net Income).

第20期決算公告

令和7年4月10日

石川県金沢市桜田町1丁目201番地

株式会社ライトリヴ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (Category) and 金額(千円) (Amount in 1000 Yen). Rows include 資産部 (Assets) and 負債及び純資産部 (Liabilities and Equity).

第7期決算公告

令和7年4月10日

東京都中央区銀座一丁目6番11号

トリオ特定目的会社

取締役 中村 武

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目 (Category), 金額 (Amount), 科目 (Category), 金額 (Amount). Rows include 流動資産 (Current Assets), 負債 (Liabilities), and 純資産 (Equity).

損益計算書の要旨

(自 令和6年6月1日)

Table with 3 columns: 科目 (Category), 金額 (Amount). Rows include 営業収益 (Operating Revenue), 営業費用 (Operating Expenses), 営業外収益 (Non-operating Revenue), and 当期純利益 (Net Income).

第3期決算公告

令和7年3月28日

愛知県小牧市郷西町155番地

北斗エンジニアリング株式会社

代表取締役 池野谷浩由

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (Category) and 金額(千円) (Amount in 1000 Yen). Rows include 資産部 (Assets) and 負債及び純資産部 (Liabilities and Equity).

第4期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

東京共同会計事務所内

白馬特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 資産の部 (Assets), 負債及び純資産の部 (Liabilities and Equity). Rows include 特定資産 (Specified Assets), 有形固定資産 (Tangible Fixed Assets), 流動資産 (Current Assets), 固定資産 (Fixed Assets), 流動負債 (Current Liabilities), 固定負債 (Fixed Liabilities), 負債合計 (Total Liabilities), 社員資本 (Employee Capital), 特定資本 (Specified Capital), 優先資本 (Preferred Capital), 剰余金 (Reserves), 当期未処理損失 (Unsettled Losses), 純資産合計 (Total Equity).

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日)

Table with 3 columns: 科目 (Category), 金額 (Amount). Rows include 営業収益 (Operating Revenue), 営業費用 (Operating Expenses), 営業外損失 (Non-operating Losses), 営業外費用 (Non-operating Expenses), 経常損失 (Operating Loss), 特別損失 (Special Losses), 税引前当期純損失 (Pre-tax Operating Loss), 法人税、住民税及び事業税 (Corporate Tax, Resident Tax, and Business Tax), 前期繰越損失 (Carried-over Losses from Previous Period), 当期純損失 (Net Loss).

第49期決算公告

令和7年3月27日

三重県員弁郡東員町瀬古泉1611

シグマ-技研株式会社

代表取締役 林 正人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (Category) and 金額(千円) (Amount in 1000 Yen). Rows include 資産部 (Assets) and 負債及び純資産部 (Liabilities and Equity).

第10期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

東京共同会計事務所内

日光IVホールディング特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 資産の部 (Assets), 負債及び純資産の部 (Liabilities and Equity). Rows include 特定資産 (Specified Assets), その他の資産 (Other Assets), 流動資産 (Current Assets), 固定資産 (Fixed Assets), 繰延資産 (Deferred Assets), 流動負債 (Current Liabilities), 固定負債 (Fixed Liabilities), 負債合計 (Total Liabilities), 社員資本 (Employee Capital), 特定資本 (Specified Capital), 優先資本 (Preferred Capital), 剰余金 (Reserves), 当期未処分利益 (Unsettled Profits), 純資産合計 (Total Equity).

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日)

Table with 3 columns: 科目 (Category), 金額 (Amount). Rows include 営業収益 (Operating Revenue), 営業費用 (Operating Expenses), 営業利益 (Operating Profit), 営業外収益 (Non-operating Revenue), 営業外費用 (Non-operating Expenses), 経常利益 (Operating Profit), 特別損失 (Special Losses), 税引前当期純利益 (Pre-tax Operating Profit), 法人税、住民税及び事業税 (Corporate Tax, Resident Tax, and Business Tax), 当期純利益 (Net Profit).

第4期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

日光P15ホールディング特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 2 columns: 資産の部 (Assets) and 負債及び純資産の部 (Liabilities and Equity). Rows include 特定資産, 流動資産, 固定資産, 負債合計, 社員資本, 純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額 (Amount). Rows include 営業収益, 営業費用, 営業外収益, 営業外費用, 経常利益, 当期純利益.

第10期決算公告

2025年3月25日

京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9

株式会社環境総合リサーチ

代表取締役社長 西山 勝次

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 役員報酬, 利益剰余金, 純資産合計.

第4期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

日光P19ホールディング特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 2 columns: 資産の部 (Assets) and 負債及び純資産の部 (Liabilities and Equity). Rows include 特定資産, 流動資産, 固定資産, 負債合計, 社員資本, 純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額 (Amount). Rows include 営業収益, 営業費用, 営業外収益, 営業外費用, 経常損失, 当期純損失.

第114期決算公告

令和7年1月30日

大阪府中央区南本町2丁目6番12号

共栄社化学株式会社

代表取締役社長 片岡 清夫

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 役員報酬, 利益剰余金, 純資産合計.

第3期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

白浜特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 2 columns: 資産の部 (Assets) and 負債及び純資産の部 (Liabilities and Equity). Rows include 特定資産, 有形固定資産, 流動資産, 固定資産, 負債合計, 社員資本, 純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額 (Amount). Rows include 営業費用, 営業損失, 営業外費用, 営業外損失, 経常損失, 当期純損失.

第75期決算公告

令和7年3月17日

大阪府西成区玉出西2丁目16番21号

和伸工業株式会社

代表取締役 吉井 裕司

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 役員報酬, 利益剰余金, 純資産合計.

第11期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

日光特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 2 columns: 資産の部 (Assets) and 負債及び純資産の部 (Liabilities and Equity). Rows include 特定資産, 流動資産, 固定資産, 負債合計, 社員資本, 純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額 (Amount). Rows include 営業収益, 営業費用, 営業外収益, 営業外費用, 経常利益, 当期純利益.

第16期決算公告

令和7年3月17日

大阪府西成区玉出西2丁目16番21号

ワイズプロダクツ株式会社

代表取締役 吉井 裕司

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 役員報酬, 利益剰余金, 純資産合計.

第23期決算公告

令和7年4月10日

大阪府箕面市船場西二丁目2番1号
ニューエリモビル6階

株式会社トゥヴェール

代表取締役 森山 義彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	3,816,913
	固定資産	112,106
	合計	3,929,020
負債純資産及び部	流動負債	830,839
	株主資本	3,098,181
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,088,181
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	3,088,181 (599,612)
	合計	3,929,020

第4期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

エチゴ特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	23,957	流動負債	16,616
その他の資産	1,174	固定負債	3,380
流動資産	1,164	負債合計	19,997
固定資産	8	社員資本	5,135
繰延資産	2	特定資本金	0
		優先資本金	3,541
		剰余金	1,593
		当期末処分利益	1,593
		純資産合計	5,135
資産合計	25,132	負債・純資産合計	25,132

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

科	目	金額
営業	収益	1,731
営業	費用	116
営業	利益	1,615
営業	外収益	0
営業	外費用	21
経常	利益	1,594
税引前	当期純利益	1,594
法人税、住民税及び 事業税		1
当期	純利益	1,593

第2期決算公告

令和7年4月10日

大阪市中央区南久宝寺町四丁目1番2号

株式会社Endeavour

代表取締役 伊藤 翔哉

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	511,138
	固定資産	22,430
	合計	533,569
負債純資産及び部	流動負債	575,519
	株主資本	△41,949
	資本金	10,000
	資本剰余金	398,000
	その他資本剰余金	398,000
	利益剰余金	△449,949
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△449,949 (443,734)
	合計	533,569

第4期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

御殿場特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	35,798	流動負債	95
有形固定資産	35,797	固定負債	33,039
無形固定資産	1	負債合計	33,134
その他の資産	5,960	社員資本	8,624
流動資産	5,746	特定資本金	0
固定資産	178	優先資本金	8,929
繰延資産	35	剰余金	△305
		当期末処理損失	305
		純資産合計	8,624
資産合計	41,759	負債・純資産合計	41,759

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

科	目	金額
営業	収益	2,921
営業	費用	2,248
営業	利益	672
営業	外費用	81
経常	利益	591
税引前	当期純利益	591
法人税、住民税及び 事業税		1
当期	純利益	589

第8期決算公告

令和7年4月10日

大阪市中央区南久宝寺町四丁目1番2号

株式会社Dr. SYUWAN

代表取締役 上田 隆司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	79,637
	固定資産	0
	合計	79,637
負債純資産及び部	流動負債	179
	株主資本	79,458
	資本金	1,000
	利益剰余金	78,458
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	78,458 (84)
	合計	79,637

第3期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

ジェイコアレジ5ホールディング特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	24,195	流動負債	7,120
その他の資産	7,984	固定負債	15,180
流動資産	7,920	負債合計	22,300
固定資産	58	社員資本	9,879
繰延資産	5	特定資本金	0
		優先資本金	8,994
		剰余金	884
		当期末処分利益	884
		純資産合計	9,879
資産合計	32,179	負債・純資産合計	32,179

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

科	目	金額
営業	収益	1,242
営業	費用	248
営業	利益	994
営業	外収益	0
営業	外費用	107
経常	利益	887
税引前	当期純利益	886
法人税、住民税及び 事業税		1
当期	純利益	884

第27期決算公告

令和7年4月10日

大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目17-22

株式会社日創

代表取締役 徳重 浩介

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	1,553,621
	固定資産	117,495
	合計	1,671,117
負債純資産及び部	流動負債	1,100,704
	固定負債	339,953
	株主資本	230,460
	資本金	40,000
	利益剰余金	190,460
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	190,460 (15,640)
	合計	1,671,117

第27期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

特定目的会社J R I C 1

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	50,364	流動負債	12,887
有形固定資産	6,524	固定負債	34,933
投資その他の資産	43,840	負債合計	47,820
その他の資産	2,227	社員資本	4,771
流動資産	2,146	特定資本金	0
固定資産	57	第一優先資本金	607
繰延資産	23	第二優先資本金	583
		第三優先資本金	1,586
		剰余金	1,993
		当期末処分利益	1,993
		純資産合計	4,771
資産合計	52,591	負債・純資産合計	52,591

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

科	目	金額
営業	収益	2,747
営業	費用	744
営業	利益	2,002
営業	外収益	38
営業	外費用	45
経常	利益	1,995
税引前	当期純利益	1,995
法人税、住民税及び 事業税		1
当期	純利益	1,993

第27期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

東京共同会計事務所内

特定目的会社JRIC2

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

Table with 2 columns: 資産の部 (Assets) and 負債及び純資産の部 (Liabilities and Equity). Rows include 特定資産, 有形固定資産, 投資その他の資産, 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 社員資本, 特定資本金, 第一優先資本金, 第二優先資本金, 剰余金, 当期末処分利益, 純資産合計, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨

(自2024年1月1日)

至2024年12月31日

(単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額 (Amount). Rows include 営業収益, 営業費用, 営業外収益, 営業外費用, 経常利益, 引当金, 法人税, 当期純利益.

第10期決算公告

令和7年4月10日

愛媛県新居浜市磯浦町11番5号

スミリンウッドピース株式会社

代表取締役 長岡 宏治

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額(千円) (Amount in thousands of yen). Rows include 流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 株主本金, 株主剰余金, 利益剰余金, その他利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第3期決算公告

令和7年4月10日

東京都千代田区麹町4丁目1番地

Rapidus株式会社

代表取締役 小池 淳義

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 株主本金, 株主剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, その他利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨

(自令和6年1月1日)

至令和6年12月31日

(単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額 (Amount). Rows include 売上高, 売上総利益, 売上費及び一般管理費, 営業外損失, 営業外費用, 経常損失, 引当金, 法人税, 当期純損失.

2024年度決算公告

2025年4月10日

福岡市中央区薬院一丁目1番1号

株式会社Q-Partners

代表取締役 東原 俊哉

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額(千円) (Amount in thousands of yen). Rows include 流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 株主本金, 株主剰余金, 利益剰余金, その他利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第13期決算公告

令和7年4月10日

群馬県高崎市下之城町301番地2センタービルC-2

アイコム株式会社

代表取締役 内田 恵

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額(円) (Amount in yen). Rows include 流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 株主本金, 株主剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, その他利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千六百四十万円減少し、六百六十万円とすることいたしました。
効力発生日は令和7年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和7年三月十一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年四月十日
群馬県高崎市下之城町三〇一番地二センタービルC-2
代表取締役 内田 恵
アイコム株式会社

第25期決算公告

令和7年3月28日

福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目1番1号

株式会社ワールドアセットマネジメント

代表取締役 塩見 政明

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 株主本金, 株主剰余金, 利益剰余金, その他利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第21期決算公告

令和7年4月10日

東京都新宿区東五軒町6番24号

株式会社 トーハン・メディア・ホールディングス

代表取締役 渡辺 勝也

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額(千円) (Amount in thousands of yen). Rows include 流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 株主本金, 株主剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, その他利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を八百二十五万円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和7年四月十日
東京都新宿区東五軒町六番二四号
株式会社 トーハン・メディア・ホールディングス
代表取締役 渡辺 勝也

第35期決算公告

令和7年4月10日

長崎市京泊三丁目3番1号

長崎丸魚商事株式会社

代表取締役 多田 聖一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (Items) and 金額(千円) (Amount in thousands of yen). Rows include 流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 退職給付引当金, 株主資本, 株主本金, 株主剰余金, 利益準備金, 利益剰余金, その他利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第8期決算公告

令和7年4月10日

東京都港区南麻布二丁目12番3号
サイオスビル

サイオステクノロジー株式会社

代表取締役社長 喜多 伸夫

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 純資産合計.

第1期決算公告

令和7年4月10日

熊本市南区近見三丁目1番30号
三地地産株式会社

代表取締役 鍾 育霖

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 純資産合計.

代表取締役 鍾 育霖

令和7年4月10日

熊本市南区近見三丁目一番三〇号

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億七千万円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

第13期決算公告

令和7年3月6日

茨城県猿島郡境町大字下小橋字蟬野880番地
遠東石塚グリーンペット株式会社

代表取締役会長 范 欽智

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日
至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 売上高, 営業利益, 経常利益, 当期純利益.

第14期決算公告

令和7年4月10日

神奈川県横浜市都筑区
茅ヶ崎東三丁目17番43号

ORTHOREBIRTH株式会社

代表取締役 西川 靖俊

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 純資産合計.

第23期決算公告

令和7年4月10日

東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー19階

アウロラ債権回収株式会社

代表取締役社長 清水 浩之

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日
至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 売上高, 営業利益, 経常利益, 当期純利益.

第11期決算公告

令和7年4月10日

東京都中央区銀座一丁目6番11号
土志田ビルディング3F

伊豆ハイツゴルフクラブ&レジデンス特定目的会社

取締役 中村 武

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 特定資産, 流動資産, 負債合計, 社員資本, 純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日
至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 営業収益, 営業費用, 経常損失, 当期純損失.

第51期決算公告

令和7年4月10日

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
SBS東芝ロジスティクス株式会社

代表取締役社長 金澤 寧

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

Table with 2 columns: 資産の部 (流動資産, 固定資産, 有形固定資産, 無形固定資産, 投資その他の資産) and 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 純資産合計). Total assets: 32,687; Total liabilities & equity: 32,687.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目 (売上高, 売上総利益, 販売費及び一般管理費, 営業利益, 営業外収益, 営業外費用, 経常利益, 特別損失, 税引前当期純利益, 法人税等調整額, 当期純利益) and 金額 (96,398, 87,363, 9,035, 1,632, 161, 89, 1,704, 92, 348, 1,448, 666, Δ111, 892).

第14期決算公告

令和7年4月10日

広島県福山市沼隈町大字常石1083番地
特定非営利活動法人 ツネイシ・スポーツアクト

理事 濱田 博之

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

Table with 2 columns: 科目 (流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 前期繰越正味財産, 当期正味財産増加額, 正味財産合計, 合) and 金額 (18,470, 3,135, 21,606, 9,484, 0, 9,484, Δ15,958, 28,080, 12,121, 21,606).

第32期決算公告

令和7年4月10日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
常盤橋インベストメント特定目的会社

取締役 平本 正和

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目 (特定資産, その他の資産, 流動資産, 固定資産, 繰延資産, 資産合計) and 金額 (147,251, 2,200, 2,049, -, 150, 149,451). Also includes 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 社員資本, 特定資産, 優先株, 純資産合計, 負債・純資産合計) with amounts (9,320, 25,000, 34,320, 115,131, 0, 115,600, Δ468, 115,131, 149,451).

損益計算書の要旨

(自 令和6年8月1日)
(至 令和7年1月31日)
(単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目 (営業収益, 営業費用, 営業損失, 営業外収益, 営業外費用, 経常損失, 税引前当期純損失, 法人税等調整額, 当期純損失, 前期繰越利益, 当期未処理損失) and 金額 (-, 467, 467, -, -, 467, 467, 1, 468, 0, 468).

第4期決算公告

令和7年3月27日

東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
GMOオフィスサポート株式会社

代表取締役社長 松永 知也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, その他利益剰余金, 負債・純資産合計) and 金額(千円) (111,152, 96,476, 207,628, 497,013, 21,337, Δ310,721, 145,000, 145,000, Δ600,721, Δ600,721, (232,173), 207,628).

第12期決算公告

令和7年4月10日

千葉県市川市鬼高二丁目9番13号
プライムマネジメント株式会社

代表取締役 中西 祐介

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

Table with 2 columns: 科目 (流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, その他利益剰余金, 負債・純資産合計) and 金額(百万円) (217, 3,442, 3,659, 106, 2,564, 2,670, 989, 40, 949, 8, 941, (51), 3,659).

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃借事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)確定した事業年度はありません。
(乙)左記のとおりです。
千葉県市川市鬼高二丁目九番一三三〇
千葉県市川市鬼高二丁目九番一三三〇
(甲)株式会社プライムアセツト
(乙)株式会社プライムアセツト
代表取締役 中西 祐介

第3期決算公告

令和7年3月25日

東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
GMOビジネスサポート株式会社

代表取締役社長 藤井 孝英

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 2 columns: 科目 (流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, その他利益剰余金, 負債・純資産合計) and 金額(千円) (153,582, 42,027, 195,610, 121,404, 74,205, 10,000, 10,000, 10,000, 54,205, 54,205, (30,046), 195,610).

第84期決算公告

令和7年4月10日

福島市仲間町10番13号
サンヨー缶詰株式会社

代表取締役 三枝 通晃

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)(単位:千円)

Table with 2 columns: 科目 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 金額 (1,800,275, 844,841, 2,645,116). Also includes 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, その他資本剰余金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 負債・純資産合計) with amounts (1,792,571, 461,153, 391,393, 90,000, 147,120, 82,200, 64,920, 154,273, 38,730, 115,543, (39,135), 2,645,116).

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙のレトルト食品の製造に関する事業の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)確定した最終事業年度はありません。
(乙)左記のとおりです。
福島市佐倉下字一本杉一番一
福島市ハウス食品グループ東北工場
(甲)代表取締役 橋詰 弘基
(乙)サンヨー缶詰株式会社
代表取締役 三枝 通晃

「決算公告」は、信頼と実績のある「官報」をご利用ください。
独立行政法人 国立印刷局

第1期決算公告

令和7年3月24日
東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
GMOヘルステック株式会社
代表取締役社長 福留 理

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 資産部, 負債純資産及び部, 負債・純資産合計.

第14期決算公告 令和7年4月10日

大阪市港区市岡二丁目1番21号
株式会社あんしん壹番
代表取締役 宮原 啓

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 資産部, 負債純資産及び部, 負債・純資産合計.

吸収分割公告
当社(甲)は、吸収分割により有限会社リ
ング(乙)、住所大阪府市岡二丁目一番二
器システムの販売事業(ECサイトやフ
シヨツピング)に関する権利義務を承継する
ことになりました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下
さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次の
とおりです。
(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。
令和七年四月十日
大阪市港区市岡二丁目一番二一
代表取締役 宮原 啓

第1期決算公告

令和7年4月10日
大阪市淀川区西中島七丁目1番26号
株式会社SeeDevice
Japan
代表取締役 鶴飼 幸弘

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)
Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産部, 負債純資産及び部, 負債・純資産合計.

第13期決算公告

令和7年4月10日
大阪市淀川区西中島七丁目1番26号
株式会社テクノロジーハブ
代表取締役 鶴飼 幸弘

貸借対照表の要旨 (令和6年6月30日現在) (単位:千円)
Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産部, 負債純資産及び部, 負債・純資産合計.

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し乙は解散することにした
ました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下
さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のと
おりです。
令和七年四月十日
大阪市淀川区西中島七丁目一番二六号
(甲)株式会社テクノロジーハブ
代表取締役 鶴飼 幸弘
(乙)株式会社SeeDevice
代表取締役 鶴飼 幸弘
大阪市淀川区西中島七丁目一番二六号
代表取締役 鶴飼 幸弘

第12期決算公告

令和7年4月10日
神奈川県横須賀市根岸町三丁目15番
1-202号

株式会社デンオー
代表取締役 宮本 信人

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 資産部, 負債純資産及び部, 負債・純資産合計.

第63期決算公告

令和7年4月10日
東京都豊島区南池袋四丁目22番3号
白羽電気株式会社
代表取締役 宮本 信人

貸借対照表の要旨 (令和6年5月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 資産部, 負債純資産及び部, 負債・純資産合計.

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し乙は解散することにした
ました。効力発生日は令和七年五月二十日
であり、両社の株主総会の承認決議は令和七
年三月二十六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下
さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のと
おりです。
令和七年四月十日
東京都豊島区南池袋四丁目二番三
(甲)白羽電気株式会社
代表取締役 宮本 信人
(乙)株式会社デンオー
代表取締役 宮本 信人
神奈川県横須賀市根岸町三丁目一五番
一〇二〇二号
代表取締役 宮本 信人

第19期決算公告

2025年4月10日
東京都千代田区大手町一丁目9番7号
大手町フィナンシャルシティサウスタワー
エム・エス・ジャパン・リート・ホールディング株式会社
代表取締役 河又 佑

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債純資産及び部, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨 (自2024年1月1日 至2024年12月31日) (単位:百万円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 売上高, 売上総利益, 営業利益, 経常利益, 当期純利益.

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千七百五十万円、
資本準備金の額を二千七百五十万円減少す
ることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下
さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のと
おりです。
令和七年四月十日
東京都千代田区大手町一丁目九番七号
大手町フィナンシャルシティサウスタ
ワー
エム・エス・ジャパン・リート・
ホールディング株式会社
代表取締役 河又 佑

第31期決算公告

令和7年4月10日
石川県河北郡津幡町字清水ア8番地
株式会社村建
代表取締役 村谷 哲也
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

Table with 4 columns: 科目, 目, 金額(千円), 部. Rows include 資産部, 負債純資産及び部, and 合計.

第44期決算公告
令和7年4月10日
石川県河北郡津幡町字清水ア9番地
株式会社津幡工業
代表取締役 村谷 哲也
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

Table with 4 columns: 科目, 目, 金額(千円), 部. Rows include 資産部, 負債純資産及び部, and 合計.

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年4月10日
石川県河北郡津幡町字清水ア九番地
(甲)株式会社津幡工業
代表取締役 村谷 哲也
石川県河北郡津幡町字清水ア八番地
(乙)株式会社村建
代表取締役 村谷 哲也

第29期決算公告

令和7年4月10日
奈良県北葛城郡河合町大字葉井386番地
株式会社たつみ建設
代表取締役 辰己 哲三
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

Table with 4 columns: 科目, 目, 金額(千円), 部. Rows include 資産部, 負債純資産及び部, and 合計.

第1期決算公告
令和7年4月10日
奈良県北葛城郡河合町大字葉井386番地
株式会社たつみ住宅
代表取締役 辰己 哲三
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

Table with 4 columns: 科目, 目, 金額(千円), 部. Rows include 資産部, 負債純資産及び部, and 合計.

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年4月10日
奈良県北葛城郡河合町大字葉井三八六番地
(甲)株式会社たつみ住宅
代表取締役 辰己 哲三
奈良県北葛城郡河合町大字葉井三八六番地
(乙)株式会社たつみ建設
代表取締役 辰己 哲三

第12期決算公告

令和7年4月10日
福岡市博多区博多駅南一丁目2番18号1F
株式会社サイン
代表取締役 竹本 賢治
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 4 columns: 科目, 目, 金額(千円), 部. Rows include 資産部, 負債純資産及び部, and 合計.

第13期決算公告
令和7年4月10日
福岡市中央区薬院二丁目2番17-1703号
株式会社日本会計サービス
代表取締役 長谷川 慎一
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

Table with 4 columns: 科目, 目, 金額(千円), 部. Rows include 資産部, 負債純資産及び部, and 合計.

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年4月10日
福岡市中央区薬院二丁目二番一七一一七〇三号
(甲)株式会社日本会計サービス
代表取締役 長谷川 慎一
福岡市博多区博多駅南一丁目二番一八号1F
(乙)株式会社サイン
代表取締役 竹本 賢治

第33期決算公告

令和7年4月10日
福島県耶麻郡猪苗代町字出雲壇35番地1
株式会社オール・リゾート・サービス
代表取締役 東條 貴生
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

Table with 4 columns: 科目, 目, 金額(千円), 部. Rows include 資産部, 負債純資産及び部, and 負債・純資産合計.

第32期決算公告
令和7年4月10日
福島県耶麻郡猪苗代町字出雲壇35番地1
株式会社アセラ
代表取締役 東條 一雄
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

Table with 4 columns: 科目, 目, 金額(千円), 部. Rows include 資産部, 負債純資産及び部, and 負債・純資産合計.

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年4月10日
福島県耶麻郡猪苗代町字出雲壇三五番地1
(甲)株式会社アセラ
代表取締役 東條 一雄
福島県耶麻郡猪苗代町字出雲壇三五番地1
(乙)株式会社オール・リゾート・サービス
代表取締役 東條 貴生

第38期決算公告

2025年3月17日

岡山県倉敷市水島川崎通一丁目
水島リバーメント株式会社
代表取締役社長 岡本 啓志

貸借対照表の要旨
(2024年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 有形固定資産, 無形固定資産, 投資その他の資産, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 純資産合計.

第37期決算公告

令和7年3月27日 神戸市中央区多聞通五丁目3番8号

ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社
代表取締役 川野 浩司

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 純資産合計.

第79期決算公告

令和7年4月10日

大阪市西区立売堀五丁目7番21号

大和鋌螺工業株式会社

代表取締役 辻 宏二

貸借対照表の要旨
(令和6年3月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 有形固定資産, 無形固定資産, 投資その他の資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 利益準備金, 純資産合計.

第15期決算公告

令和7年4月10日

東京都港区南青山四丁目1番6号

株式会社JYPエンターテインメント・ジャパン

代表取締役 宋 知恩

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 退職給付引当金, 賞与引当金, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 利益準備金, 純資産合計.

第21期決算公告

令和7年3月27日 東京都品川区西五反田七丁目21番11号

アライドテレシス株式会社

代表取締役 サチエ オオシマ

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 賞与引当金, 退職給付引当金, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 利益準備金, 純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額. Rows include 売上高, 売上原価, 売上総利益, 販売費及び一般管理費, 営業利益, 営業外収益, 営業外費用.

第92期決算公告

2025年4月10日

静岡県榛原郡吉田町神戸1235番地

株式会社大川原製作所

代表取締役 大川原行雄

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 利益準備金, 自己株式, 純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 科目, 金額. Rows include 売上高, 売上原価, 売上総利益, 販売費及び一般管理費, 営業利益, 営業外収益, 営業外費用.

第39期決算公告

令和7年4月10日
神奈川県平塚市四之宮7丁目2番2号
エリコンジャパン株式会社

代表取締役社長 美馬 秀忠
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位: 百万円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債及び純資産部 (負債合計, 株主資本, 純資産合計).

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百五十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年四月十日

愛媛県松山市富久町八三番地一四
株式会社パーマブラザ松山
代表取締役 寺尾 賢一

第42期決算公告

令和7年4月10日
愛媛県松山市富久町83番地14
株式会社パーマブラザ松山
代表取締役 寺尾 賢一

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在)
Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 and 負債及び純資産部.

第20期決算公告

令和7年4月10日
神奈川県平塚市横浜町17番1号
株式会社高浜商事
代表取締役 湯目 俊久

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在)
Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 and 負債及び純資産部.

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年四月十日

埼玉県深谷市長在家二二六七番地
(甲) 株式会社高浜商事
代表取締役 湯目 俊久
(乙) 有限会社オフィス・ヤスダ
取締役 安田 和貴

令和6年度決算公告

令和7年3月28日

東京都中央区銀座1-7-10

株式会社アルビオン

代表取締役社長 小林 章一

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位: 百万円)

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)

(至 令和6年12月31日)

(単位: 百万円)

Table with 2 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 純資産合計.

Table with 2 columns: 科, 目, 金額. Rows include 売上高, 売上総利益, 営業利益, 経常利益, 当期純利益.

《ご参考・連結ベース》

連結貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位: 百万円)

連結損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)

(至 令和6年12月31日)

(単位: 百万円)

Table with 2 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 純資産合計.

Table with 2 columns: 科, 目, 金額. Rows include 売上高, 営業利益, 経常利益, 当期純利益.

第28期決算公告

令和7年4月10日

島根県益田市虫追町320番地39

株式会社キューサイファーム島根

代表取締役 廣田 英二

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位: 千円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債及び純資産部 (負債合計, 株主資本, 純資産合計).